

彦根市歴史の風致維持向上計画（第2期）



平成30年（2018）3月
彦 根 市

彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）

目 次

序章

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画期間	2
3	計画の策定体制	2
4	計画策定（第2期計画）の経緯	6

第1章 彦根市の歴史的風致形成の背景

1	自然的環境	7
（1）	位置	7
（2）	地形・地質	9
（3）	気候	11
2	社会的環境	12
（1）	市の沿革	12
（2）	土地利用	14
（3）	人口動態	15
（4）	交通機関	16
（5）	産業	18
（6）	観光	21
3	歴史的環境	23
（1）	彦根の原始・古代	23
（2）	彦根の中世	25
（3）	彦根の近世	26
（4）	彦根の近・現代	30
（5）	彦根市の歴史に関わりのある主な人物	32
4	文化財等の分布状況	36
（1）	国指定文化財	36
（2）	重要伝統的建造物群保存地区	45
（3）	登録有形文化財建造物	47
（4）	県指定文化財	50
（5）	市指定文化財	53
（6）	周知の埋蔵文化財包蔵地	57
（7）	伝統芸能、伝統工芸	58
（8）	特産品、菓子、料理等	60

第2章 維持及び向上すべき歴史的風致

	彦根市の維持及び向上すべき歴史的風致	62
1	彦根藩主井伊家の大名文化にみる歴史的風致	64
2	城下町の伝統にみる歴史的風致	75
3	中山道の宿場町（高宮宿・鳥居本宿）にみる歴史的風致	95

4	荒神山にみる歴史的風致	102
---	-------------	-----

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1	歴史的風致の維持及び向上に関する課題	106
(1)	歴史的建造物等の保存と活用に関する課題	106
(2)	歴史的建造物等を取巻く周辺環境に関する課題	107
(3)	歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する課題	107
(4)	歴史的風致の普及・啓発と情報発信に関する課題	107
2	既存計画（上位・関連計画）	108
(1)	彦根市総合計画	109
(2)	彦根市国土利用計画	110
(3)	彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略	111
(4)	彦根市都市計画マスタープラン	112
(5)	彦根市都市交通マスタープラン	113
(6)	彦根市景観計画	114
(7)	彦根市観光振興計画	115
(8)	彦根市地場産業活性化基本方針および行動計画	116
(9)	特別史跡彦根城跡保存活用計画	117
(10)	名勝玄宮楽々園整備基本計画	118
(11)	名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園保存管理計画	119
(12)	彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区保存計画	120
3	歴史的風致の維持及び向上に関する方針	122
4	歴史的風致維持向上計画の実施体制	124

第4章 重点区域の位置及び区域

1	重点区域の考え方	125
2	重点区域の位置及び区域	127
(1)	重点区域の位置	127
(2)	重点区域の区域（境界）	128
3	重点区域の指定の効果	130
4	重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	130
(1)	都市計画との連携	131
(2)	景観計画との連携	132
(3)	屋外広告物条例との連携	135
(4)	文化財保護法との連携	136
(5)	自然公園法との連携	137
(6)	その他の計画等との連携	139

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1	市全体に関する事項	140
(1)	文化財の保存・活用の現況と今後の方針	140
(2)	文化財の修理（整備）に関する方針	141

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針	141
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針	142
(5) 文化財の防災に関する方針	142
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針	143
(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針	144
(8) 教育委員会の体制と今後の方針	144
(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針	145
2 重点区域に関する事項	146
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画	146
(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画	146
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画	147
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画	148
(5) 文化財の防災に関する具体的な計画	148
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画	148
(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画	149
(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画	149

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針	151
2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業	154
(1) 歴史的建造物等の保存と活用に関する事業	154
(2) 歴史的建造物等を取巻く周辺環境に関する事業	161
(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業	165
(4) 歴史的風致の普及・啓発と情報発信に関する事業	170

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針	172
2 指定要件	173
3 指定基準	173
4 歴史的風致形成建造物の指定一覧（候補も含む）	174

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方	177
2 個別事項	177
3 届出不要の行為	178

資料編

1 国・県・市指定等文化財一覧	180
2 周知の埋蔵文化財包蔵地	191
3 日本遺産「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」構成文化財一覧	195
4 近代産業遺産群一覧	195
5 彦根市保存樹・保存樹林一覧	196

6	彦根八景一覽・ ・ ・ ・ ・	197
7	彦根城下町地形測量図・ ・ ・ ・ ・	198
8	主な参考文献（順不同）・ ・ ・ ・ ・	201

序章

序章

1 計画策定の背景と目的

本市は、滋賀県の琵琶湖の東岸に位置し、北東部に鈴鹿山系の山並みが連なる、水と緑豊かなまちであり、市域の北部に彦根山（金亀山）を中心とした近世城郭跡の代表的な城跡である彦根城がある。

また、市域の東部を南北に通る旧中山道沿いには、旧鳥居本宿と旧高宮宿のまちなみ残り、往時の歴史を伝えている。市域の中部から南部にかけては、滋賀県で2番目の大きさを誇る荒神山古墳がある荒神山とともに広大な水田が広がっている。

彦根山に築城された彦根城を中心に発展した本市は、江戸時代以来の系譜を引く伝統的職人技の分業工程による彦根仏壇の伝統的な工芸品の製造販売や北野神社の天神祭、千代神社の神幸渡御、城まつりなどの祭礼行事、大名茶の系譜を引く茶の湯の伝統文化など地域の歴史や伝統を反映した人々の活動が、城や社寺をはじめ歴史上価値の高い建造物とその周辺の歴史的な建造物などが相まって、情緒や風情を有する極めて良好な歴史的風致を形成している。

しかし一方で、高度経済成長の下で都市開発が進行し、人々のライフスタイルや価値観の多様化などの社会環境の変化により、本市においても歴史的風致の維持が損なわれつつある現状がある。

このような背景をもとに、平成23年（2011）3月に市民憲章を骨格とした『風格と魅力ある都市の創造』をコンセプトとして「彦根市総合計画」を策定し、その中で歴史と伝統を生かし、文化の香り高いまちをつくるため、歴史まちづくりの推進を掲げている。また、この総合計画をもとに、平成28年（2016）3月に「彦根市観光振興計画」を策定、平成29年（2017）3月に「彦根市都市計画マスタープラン」を改定するなど、歴史資産を生かしたまちづくりの推進に取り組んできた。

国では、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。）を施行し、地域における固有の歴史および伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物およびその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を『歴史的風致』と定義し、我が国および地域にとって貴重な資産である歴史的風致について、その維持および向上を図るためのまちづくりを推進する市町村の取り組みを積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展および文化の向上に寄与することができる基盤整備が行われた。

この歴史まちづくり法により、平成21年（2009）1月に国の認定を受けた第1期計画となる「彦根市歴史的風致維持向上計画」では、旧池田屋敷長屋門や旧彦根藩足輕組辻番所などの歴史的建造物を保存修理することによってその後の活用へ繋げたほか、歴史的なまちなみ残る河原町芹町地区では、本市で初めてとなる伝統的建造物群保存地区の指定を行い、後に国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けることができた。このように、旧城下町に息づく歴史的風致の維持向上に取り組み、一定の成果を達成できたことは本計画の策定によるところが大きい。

このような中、近年、『彦根城』の世界遺産登録に伴う諸活動の結果として、身近な本市の

歴史文化資産に対する市民の関心が高まり、その価値の再評価と保護が強く求められるようになった。さらに、文化財相互の関連性を踏まえた周辺環境の保護および整備も求められている。

また、旧城下町にあたる市街地では、居住人口の減少などから、伝統的な建築物の滅失による歴史的なまちなみの縮小ならびに本市ならではの伝統産業や伝統文化に携わる人材の不足がみられるなど、その対策が求められていることから、第1期計画における課題を整理し、本市のシンボルである彦根城を中心とする歴史的風致を後世に伝えるべく、市民とともに歴史まちづくりをさらに推進するため、第2期計画を策定するものである。

2 計画期間

本計画の期間は、平成30年度（2018）から平成39年度（2027）までの10年間とする。

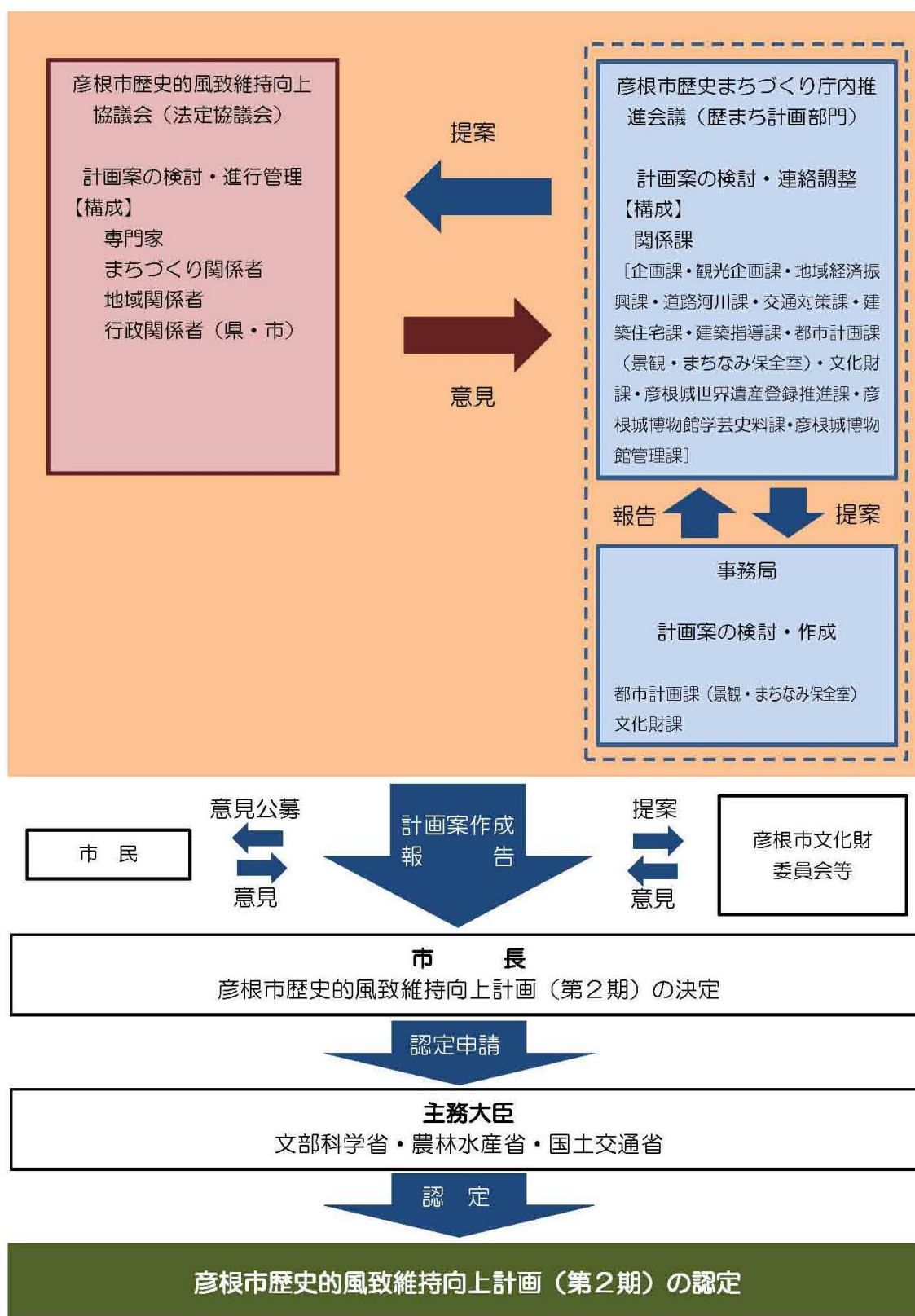
3 計画の策定体制

本計画に定める計画の推進体制では、彦根市歴史的風致維持向上計画（第1期計画）の認定時に歴史まちづくり法に関連する担当部署として平成21年（2009）4月より設けた都市建設部都市計画課景観・まちなみ保全室が事務局となり、事業などの実施および推進に関して、文化財部文化財課などの担当課および外部の関係機関との連携を図った。

さらに、平成29年（2017）6月に企画振興部、産業部、都市建設部、文化財部の関連部署が「彦根市歴史まちづくり庁内推進会議」を組織し、協議および連携を図った。

また、歴史まちづくり法第11条に基づき設置している、学識経験者、市内の各種の関係団体などの代表からなる「彦根市歴史的風致維持向上協議会」を継続して組織し、計画案の検討を進め、取りまとめを行った。

彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）推進体制イメージ



① 彦根市歴史的風致維持向上協議会委員名簿（敬称略）

平成 30 年(2018)2 月現在

種 別	氏 名	所 属	備 考
学識経験者	◎森 将豪	滋賀大学名誉教授	
	○吉見 静子	岐阜女子大学名誉教授	景観審議会委員
関係団体	志賀谷 光弘	彦根商工会議所	
	安澤 大輔	彦根商店街連盟	
	野崎 典秀	公益社団法人彦根観光協会	
	小杉 共弘	NPO 法人彦根景観フォーラム	河原町芹町を美しくする会
	近藤 紀章	NPO 法人五環生活	
地域自治会	井上 昌一	城東学区自治連合会	
	松岡 一男	城西学区連合自治会	
	前川 和夫	城西学区連合自治会	
	辻 博史	佐和山学区自治連絡協議会	
行政機関	辻野 恒一	滋賀県土木交通部技監	
	猪田 昭夫	滋賀県教育委員会事務局管理監	
	國友 政幸	滋賀県湖東土木事務所長	
	山根 裕子	彦根市副市長	
	馬場 完之	彦根市企画振興部長	
	黒澤 茂樹	彦根市産業部長	
	馬場 孝雄	彦根市文化財部長	
	山本 茂春	彦根市都市建設部長	

◎会長、○副会長

② 彦根市歴史まちづくり庁内推進会議名簿

平成 30 年(2018)3月現在

所 属		役 職
企画振興部	企画課	企画課長
産業部	観光企画課	観光企画課長
	地域経済振興課	地域経済振興課長
都市建設部	道路河川課	道路河川課長
	交通対策課	交通対策課長
	建築住宅課	建築住宅課長
	建築指導課	建築指導課長
	都市計画課	都市計画課長
		景観・まちなみ保全室長
教育委員会事務局 文化財部	文化財課	文化財課長
	彦根城世界遺産登録推進課	彦根城世界遺産登録推進課長
	彦根城博物館学芸史料課	彦根城博物館学芸史料課長
	彦根城博物館管理課	彦根城博物館管理課長

4 計画策定（第2期計画）の経緯

第1期計画		
日 付	項 目（会議名など）	主な内容など
平成20年（2008）11月4日	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行	
平成20年（2008）12月2日	歴史まちづくり計画の認定申請	
平成21年（2009）1月19日	歴史まちづくり計画の認定	
平成21年（2009）6月10日	歴史まちづくり計画（変更）認定申請	第1回変更申請
平成21年（2009）6月10日	歴史まちづくり計画（変更）認定	第1回変更認定
平成23年（2011）3月23日	歴史まちづくり計画（変更）認定申請	第2回変更申請
平成23年（2011）3月31日	歴史まちづくり計画（変更）認定	第2回変更認定
平成26年（2014）10月31日	歴史まちづくり計画の軽微な変更届出	
平成29年（2017）4月10日	歴史まちづくり計画の軽微な変更届出	

第2期計画		
日 付	項 目（会議名など）	主な内容など
平成29年（2017）6月27日	彦根市歴史まちづくり庁内推進会議を設置	
平成29年（2017）7月12日	第1回庁内推進会議の開催	最終評価 第2期計画
平成29年（2017）12月11日	彦根市文化財委員会	第2期計画
平成29年（2017）12月21日	第2回庁内推進会議の開催	第2期計画
平成30年（2018）1月17日	彦根市歴史的風致維持向上協議会	最終評価 第2期計画
平成30年（2018）1月22日 ～ 平成30年（2018）2月20日	歴史まちづくり計画（第2期）に係る意見公募（パブリックコメント）	最終評価 第2期計画
平成30年（2018）2月21日	歴史まちづくり計画（第2期）認定申請	
平成30年（2018）3月23日	彦根市歴史的風致維持向上協議会	認定申請報告
平成30年（2018）3月26日	歴史まちづくり計画の認定	

第1章

彦根市の歴史的風致形成の背景

第1章 彦根市の歴史的風致形成の背景

1 自然的環境

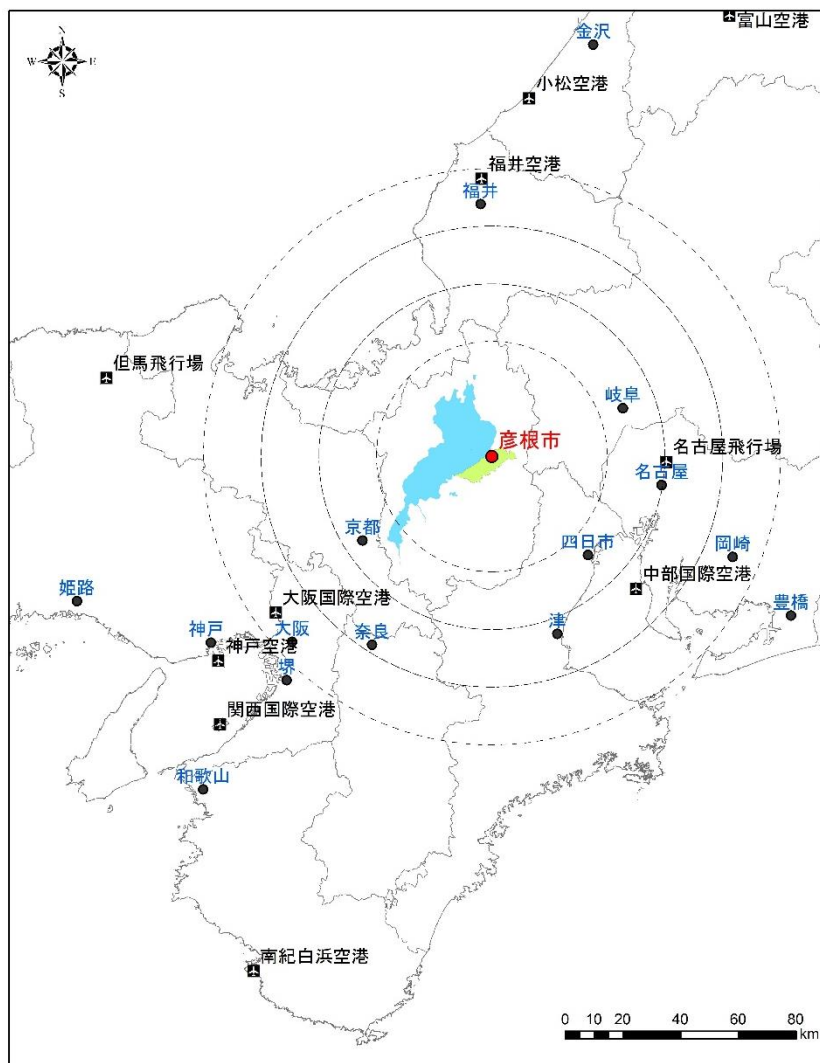
(1) 位置

本市は、滋賀県の東部に位置し、京都から約55km、名古屋から約60kmの距離にある。市域の北東部には、鈴鹿山系の山並みが連なり、北西部には、日本一大きく世界でも有数の歴史をもつ古代湖である琵琶湖が広がっている。

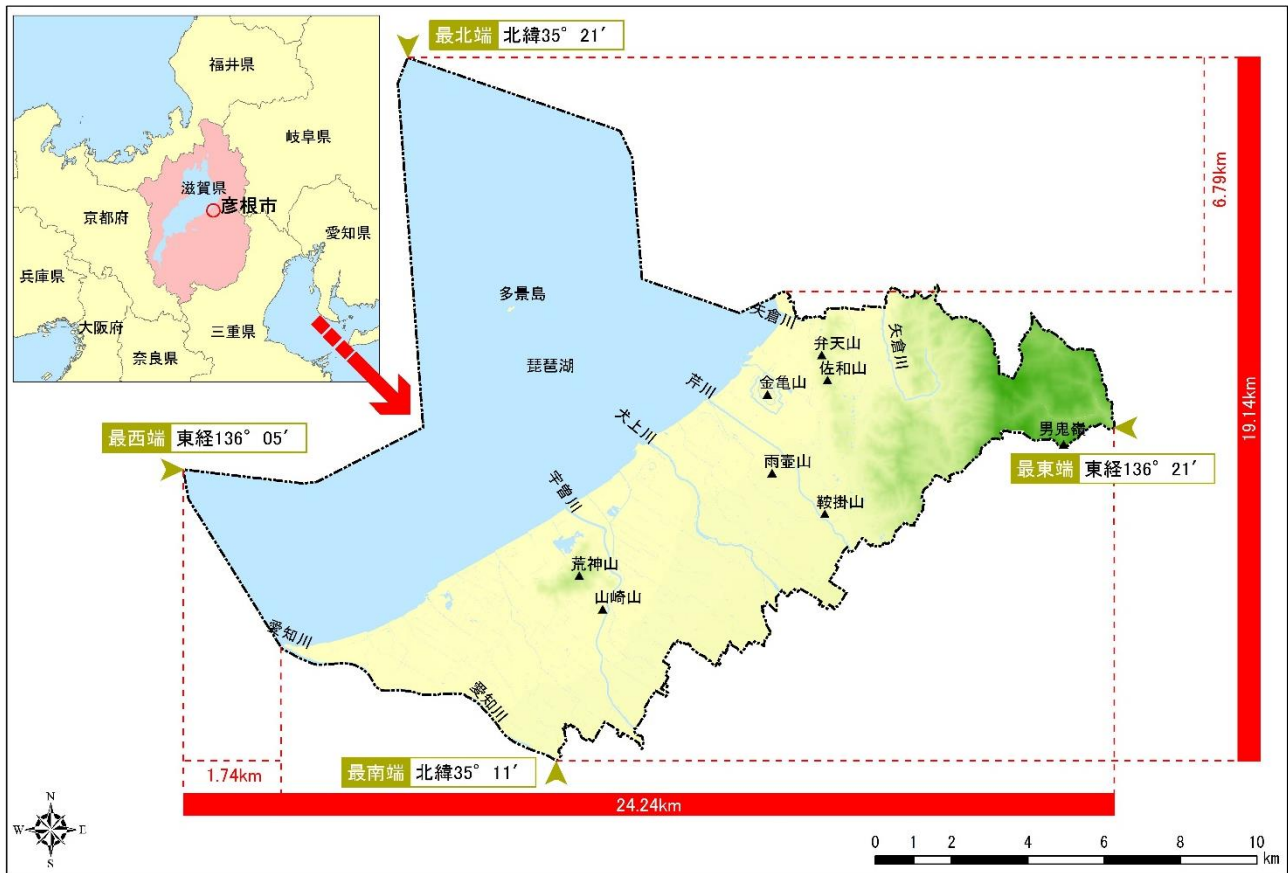
市域は、南北19.14km、東西24.24kmで、琵琶湖の一部を含む面積は、196.87km²あり、滋賀県の総面積の4.9%にあたる。

彦根市の面積	
陸地	98.28 km ² (49.92%)
琵琶湖	98.59 km ² (50.08%)
合計	196.87 km ² (滋賀県の4.90%)
滋賀県	4,017.36 km ²

彦根市の位置	
最北端	北緯35度21分(琵琶湖内)
最南端	北緯35度11分(服部町)
最東端	東経136度21分(男鬼町)
最西端	東経136度05分(琵琶湖内)



彦根市の広域的な位置



彦根市の位置

(2) 地形・地質

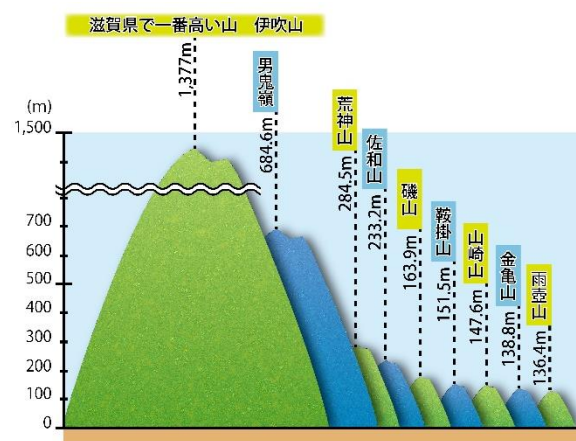
本市は、琵琶湖の東岸の湖東平野に位置し、一級河川の^{せりがわ}芹川、^{いぬかみがわ}犬上川、^{うそがわ}宇曽川、^{えちがわ}愛知川が流れ、肥沃な穀倉地帯を形成しながら琵琶湖に注いでいる。平野部には、^{さわやま}佐和山、^{あまつぼやま}雨壺山、^{こうじんやま}荒神山、^{ざきやま}山崎山、^{こんきやま}金亀山などの独立丘陵が存在し、自然豊かな本市の環境を形成している。

そのうち彦根城のある彦根山（金亀山）は、標高約 138.8m、平地からの比高約 50mを測る独立丘陵である。また、地質は、^{ちちぶこせいそう}秩父古生層に含まれ、粘板岩・砂岩・^{けつがん}貢岩・チャート・^{ぎょうかいがん}凝灰岩などの岩石から成り立っているが、彦根山は主としてチャートで構成されている。

かつて松原内湖に向かって流れていた芹川は、いくつかの支流をもち、流路は永禄年間と慶長5年（1600）とで異なっていることから、芹川の流路が頻繁に変化したことが伺え、彦根城の築城および城下建設の際に付替えられたと考えられている。他の河川も洪水を繰り返しつつ、時に河道を変えるなどして平野を形成していった。

池沼では、彦根城の北側にあった^{まつばらないこ}松原内湖は干拓されたものの、現在でも^{そねぬま}曾根沼・^{のだぬま}野田沼などが存在している。これらの河川・池沼の水辺は、多様な生物の生息の場として、住民の暮らしに多くの恵みをもたらしてきた。

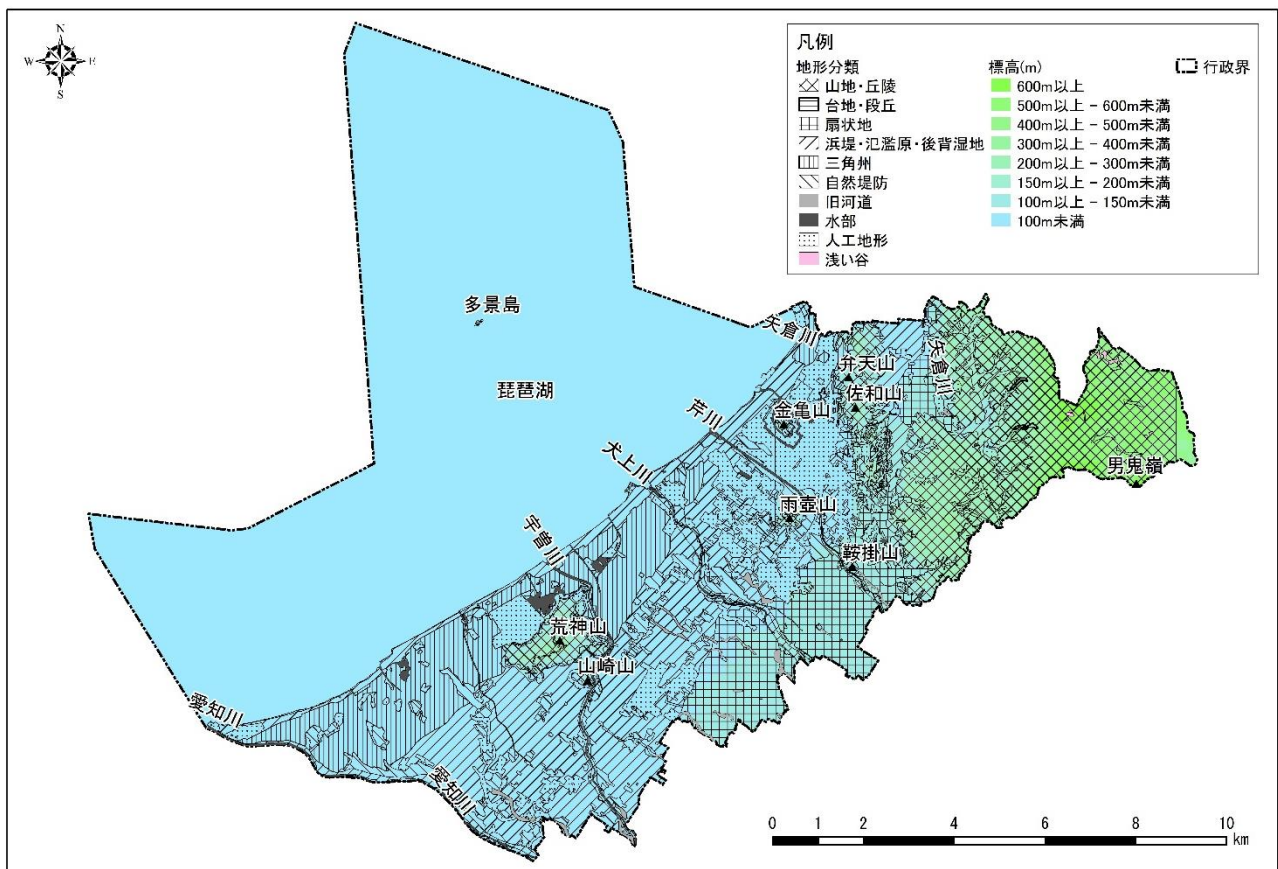
彦根市の高度	
最低	83.3m
最高	684.6m（男鬼嶺）
荒神山	284.5m
佐和山	233.2m
彦根山（金亀山）	138.8m



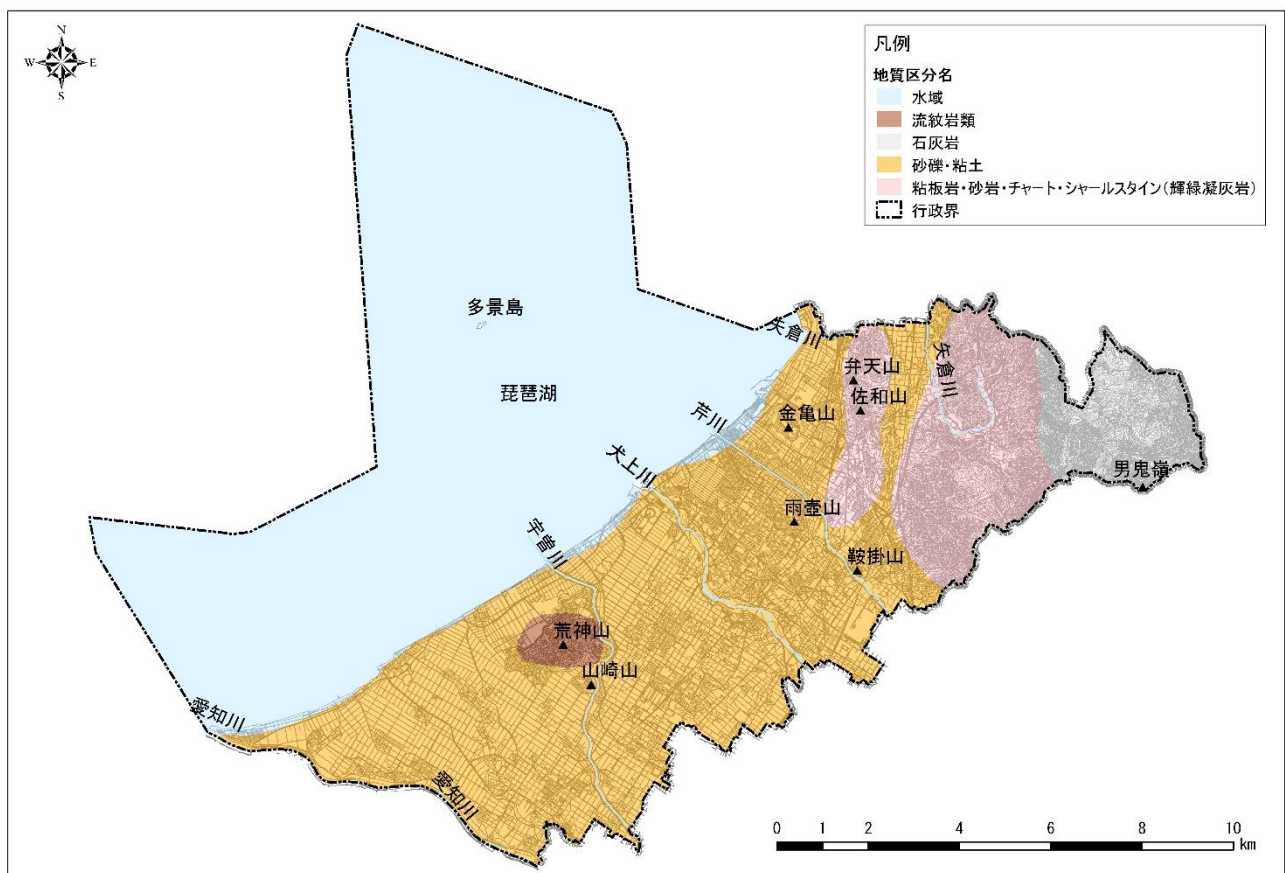
彦根市内の山の高さ



松原内湖遠望（明治 42 年以前に撮影）（資料：新修彦根市史第 10 巻）



彦根市付近の地形図



彦根市地質図

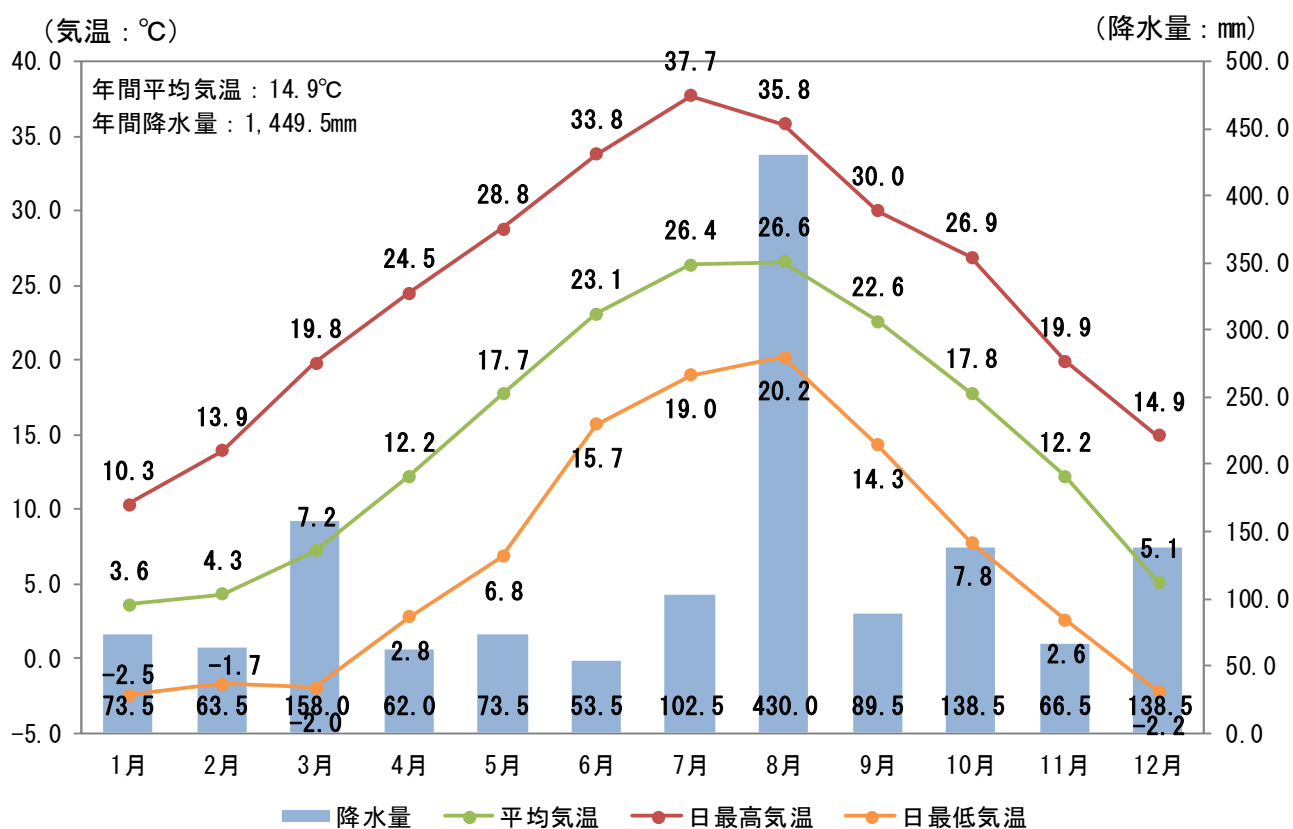
(3) 気候

本市は、北陸型・瀬戸内型・東海型気候区の境界付近に位置する。寒い時期には、若狭湾からの気流が入って雪が降り、暑い時期には大阪湾や伊勢湾からの気流が入りやすい都市である。

また、琵琶湖に接していることから、滋賀県内の内陸部や山間部に比べて気温の上昇・下降が抑制される傾向がある。

平成27年(2015)の年間平均気温は14.9℃である。月別平均気温が最も高いのは、8月の26.6℃であり、最も低いのは1月の3.6℃である。また、日別気温が最も高いのは、8月の37.7℃であり、最も低いのは1月の-2.5℃である。

年間の降水量は、1,449.5mmである。月別では8月が430.0mmで最も多く、3月が158.0mmで、これに次いでいる。なお、12月から3月にかけては、雪が残ることがあり、数日間、積雪が残る場合もある。



平成27年の月別平均気温と降水量

2 社会的環境

(1) 市の沿革

現在の市域は、旧4郡にわたっており、北から坂田郡、犬上郡、愛知郡、神崎郡であった。明治の初め頃は、10区に分けられていた彦根町が計100町余り、後に合併した部分の村数は、時期による変動はあるが、ほぼ100村程度とみられ、全体では旧4郡200町村を含んでいたことになる。これらが合併を繰り返すことになり、昭和12年(1937)には、犬上郡であった彦根町とそれに隣接する3村(松原村・青波村・北青柳村)及びその南に接する2村(千本村・福満村)の計5村が合併し、市制を施行した。昭和17年(1942)には、磯田村、南青柳村と合併し、その後、同25年(1950)には日夏村、同27年(1952)に坂田郡の鳥居本村、同31年(1956)に河瀬村と亀山村、同32年(1957)に高宮町と合併した。

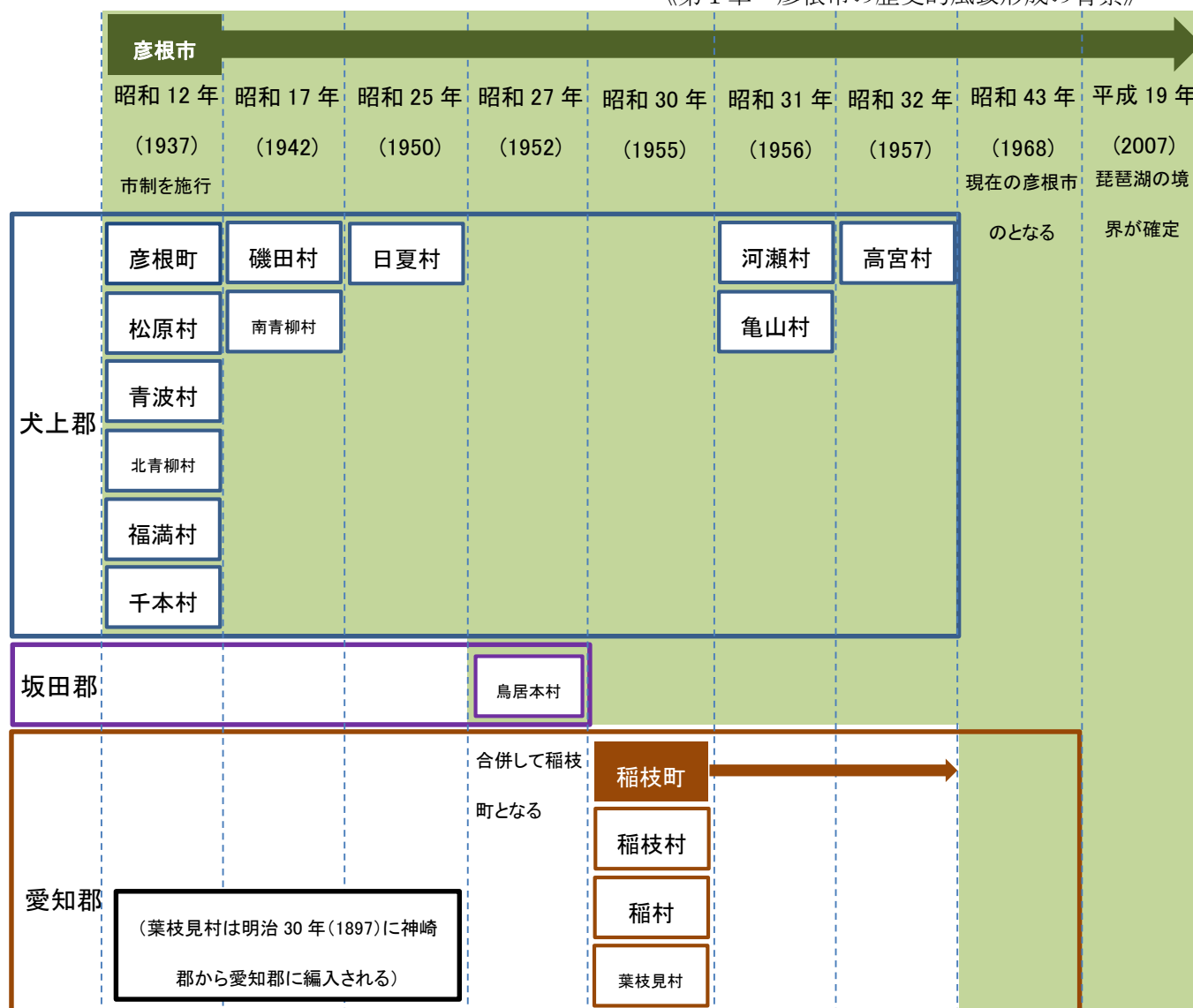
明治30年(1897)に葉枝見村が神崎郡から愛知郡に編入し、昭和30年(1955)に愛知郡の稲枝村、稲村、葉枝見村の3村が合併し稲枝町となり、同43年(1968)に彦根市と合併し、現在の市の姿となった。平成19年(2007)10月1日、琵琶湖における市町境界の確定にともなう編入により現在の市域となっている。



明治30年(1897)に葉枝見村が神崎郡から愛知郡に編入される。

昭和30年(1955)に稲村・稲枝村・葉枝見村が合併して稲枝町が誕生した。

彦根市に合併した旧町村(資料:新修彦根市史第12巻)



彦根市の合併の変遷

編入年月日	編入地域	編入面積 (k ㎡)	編入人口 (人)
昭和12年 (1937) 2月11日	彦根町・松原村・北青柳村・青波村・千本村・福満村の1町5ヶ村が合併【市制施行】	25.08	39,335
昭和17年 (1942) 6月10日	磯田村	3.98	2,125
〃	南青柳村	2.73	1,381
昭和25年 (1950) 4月1日	日夏村	3.55	1,928
昭和27年 (1952) 4月1日	鳥居本村	23.22	3,607
昭和31年 (1956) 9月30日	河瀬村	6.60	5,966
〃	亀山村	4.61	2,093
昭和32年 (1957) 4月3日	高宮町	3.33	4,059
昭和43年 (1968) 4月1日	稲枝町	25.21	11,883
平成19年 (2007) 10月1日	琵琶湖における市町境界の確定	98.69	—
平成26年 (2014) 10月1日	琵琶湖における市町境界の確定 (国土地理院による面積計測方法の変更)	98.59	—

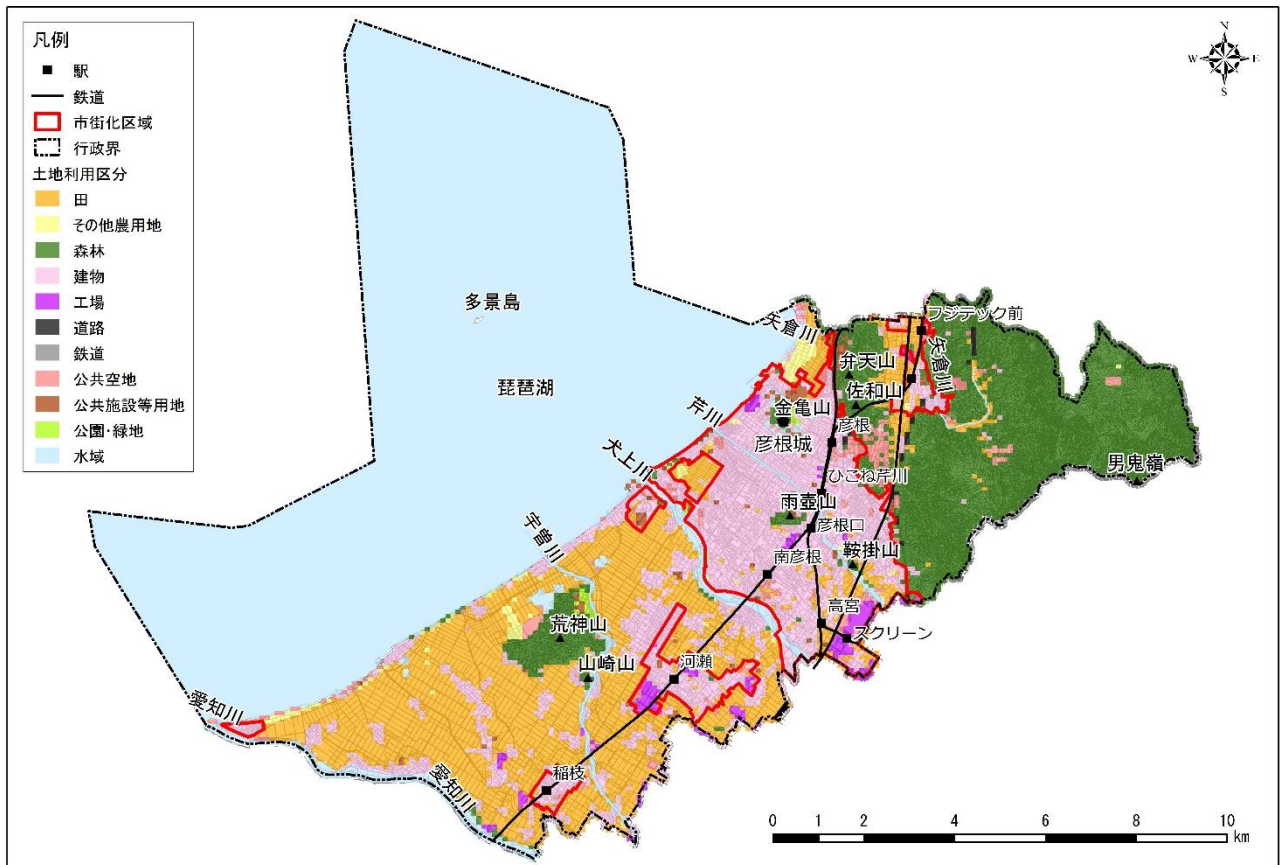
(注)昭和50年4月1日、昭和58年6月1日、平成元年11月1日、平成26年10月1日の面積変更により、現在の面積と一致しません。

彦根市域の変遷

(2) 土地利用

本市の平地部の土地利用は、約26%が山林で、残り約74%が平地である。日本一大きく、世界でも有数の歴史をもつ古代湖である琵琶湖の東岸に位置する本市は、東に広がる鈴鹿山系から流れる芹川、犬上川、宇曽川、愛知川が肥沃な穀倉地帯を形成しながら琵琶湖に注いでおり、彦根城を中心として旧城下町の市街地と新しく形成された市街地、そして農山村地域の大きく3つの地域性をもった良好な景観と生活環境をもったまちである。

都市計画区域は、市内全域（琵琶湖の一部を含む）196.87 km²のうち、陸地部分の98.28 km²が指定されている。この都市計画区域のうち、市街化区域面積は、26.2%の25.72 km²にあたり、残り73.8%の72.56 km²を市街化調整区域が占める。



彦根市土地利用現況図

（3）人口動態

本市の人口は、昭和55年(1980)時点で89,701人であったが、平成27年(2015)時点で113,679人となり、約1.27倍に増加している（人口は両年とも国勢調査結果による）。

平成27年(2015)時点の年齢別の割合は、15歳未満15,979人(14.2%)、15歳以上64歳以下70,040人(62.4%)、65歳以上26,223人(23.4%)となっており少子高齢化が進んでいることがわかる。



出典)国勢調査(総務省統計局)※年齢不詳は含まない

彦根市の人口・世帯の推移

（４）交通機関

古来より近畿圏・中部圏・北陸圏の交通結節点として位置づけられ、人々の往来が盛んに行われていた。

「道路」

市内の道路では、京阪神および中京方面を結んでいる名神高速道路、新潟と京都を結んでいる国道8号、本市と津市を結ぶ国道306号などの主要幹線が通過し、国土交通軸上にある本市は、鉄道とともに近畿圏と中部圏を結ぶ広域交通の結節点として、琵琶湖東北部、特に湖東の中心として着実な発展をとげてきた。

「鉄道」

市内には、米原駅と京都駅を結ぶJ R琵琶湖線（東海道本線）と、米原駅と貴生川駅を結ぶ近江鉄道（本線）および高宮駅と多賀大社前駅を結ぶ近江鉄道（多賀線）による鉄道網が形成されている。J R琵琶湖線には、彦根駅、南彦根駅、河瀬駅、稲枝駅の計4駅、近江鉄道（本線・多賀線）には、フジテック前駅、鳥居本駅、彦根駅、ひこね芹川駅、彦根口駅、高宮駅、スクリーン駅の計7駅がある。

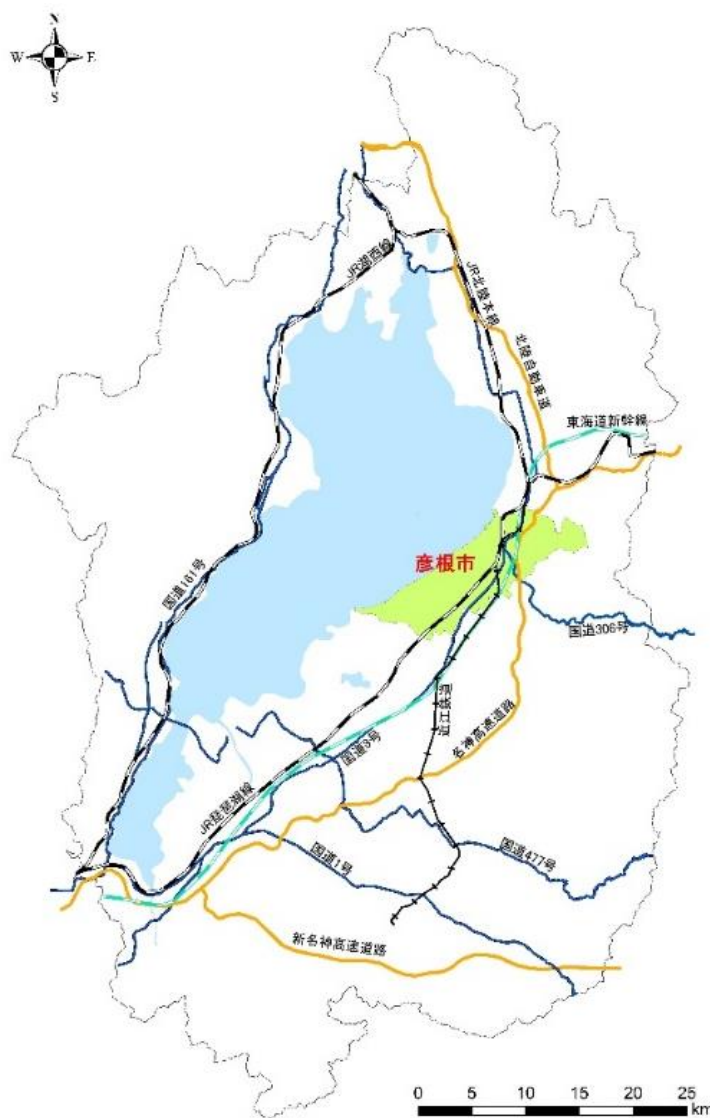
特に、彦根駅では、J R琵琶湖線と近江鉄道（本線）が乗り入れている。

「路線バス」

市内の路線バスは、隣接する多賀町、甲良町を跨ぐ3路線を含め11路線が運行されており、彦根駅、南彦根駅などの鉄道に接続し、病院などへの交通手段となっている。

「予約型乗合タクシー」

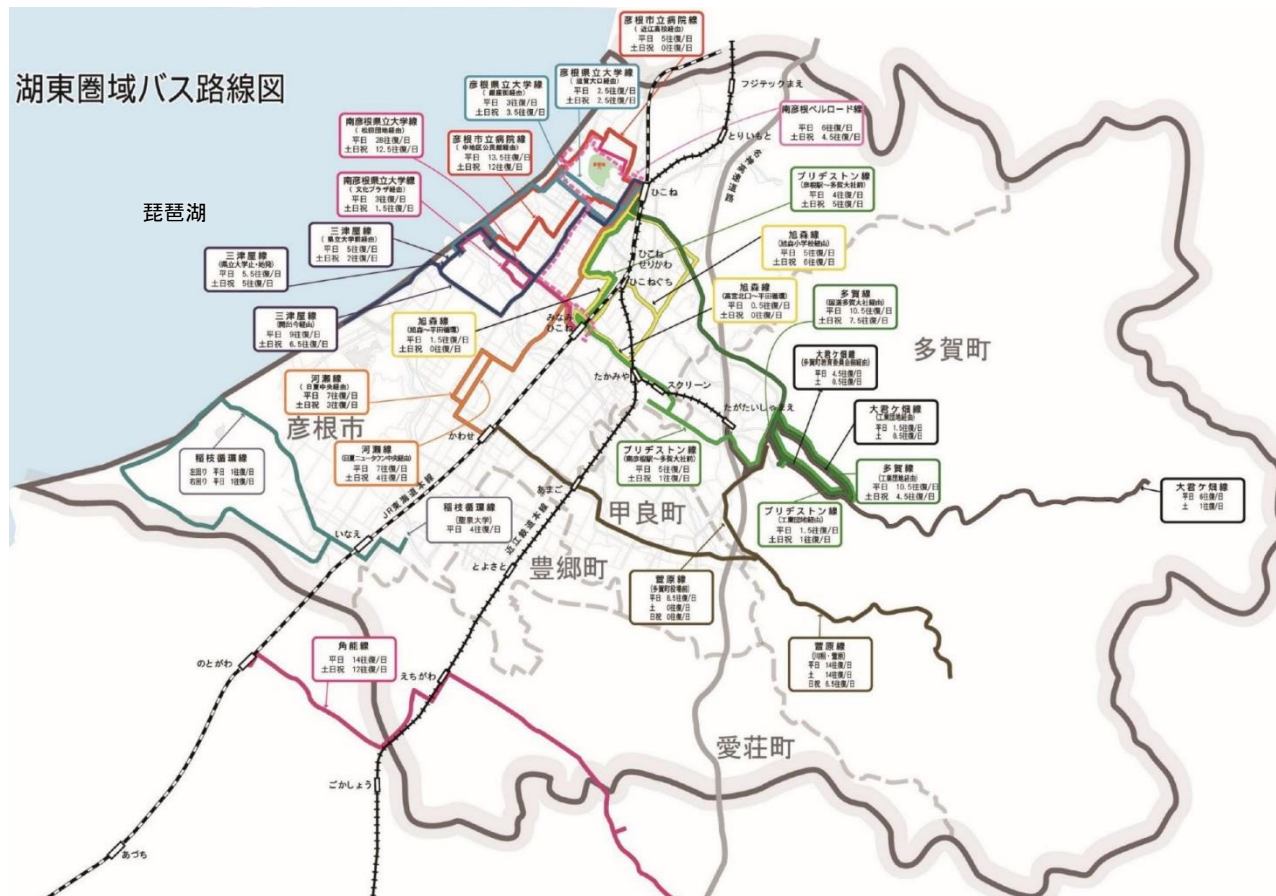
本市では、主に高齢者や自動車を利用されない方の日常生活に必要な移動の支援を目的に「予約型乗合タクシー（愛のりタクシー）」を運行している。



彦根市の交通網



彦根市交通網位置図



幹線道路網の状況および湖東圏域のバス路線図（資料：彦根市都市交通マスタープラン）

(5) 産業

本市の工業では、繊維工業・紡績産業やセメント工業が初期の企業群として立地発展してきた。現在では、電気・機械・シートベルト関連などの企業のほか、半導体製造、輸送用機器、薬品などの企業が立地し、地域経済の牽引役を果たしている。また、城下町としての伝統を生かして、長い歴史の中で培われた3つの地場産業として、彦根バルブや彦根仏壇、彦根ファンデーションがあり、中でも豪華で荘厳な彦根仏壇は、江戸時代の武具づくりの技術から発展したと言われている。

	平成7年 (1995)		平成12年 (2000)		平成17年 (2005)		平成22年 (2010)		平成27年 (2015)	
	就業人口 (人)	構成比 (%)	就業人口 (人)	構成比 (%)	就業人口 (人)	構成比 (%)	就業人口 (人)	構成比 (%)	就業人口 (人)	構成比 (%)
第一次産業	2,332	4.5	1,557	2.9	1,569	2.9	1,018	1.9	988	1.8
第二次産業	20,886	40.2	20,323	38.4	18,612	38.4	18,050	33.8	18,802	33.8
第三次産業	28,590	55.0	30,389	57.4	33,168	61.1	31,350	58.7	33,569	60.4
分類不能の産業	153	0.3	669	1.3	898	1.7	2,980	5.6	2,230	4.0
総数	51,961	100	52,938	100	54,247	100	53,398	100	55,589	100

産業（大分類）年次別15歳以上就業者数

「彦根バルブ」

明治時代半ばに、門野留吉がカラン製造用の鋳物施設と旋盤を使って、バルブとコックの製造を開始したのが、彦根バルブの始まりと伝えられている。現在では、30社前後のブランドメーカーとそれを支える70～80社の関連企業で、彦根のバルブ業界が構成されている。主に、鋳鉄製の素材を中心に、小さなサイズから3mもの大口径にいたる多種多様なバルブが生産されている。

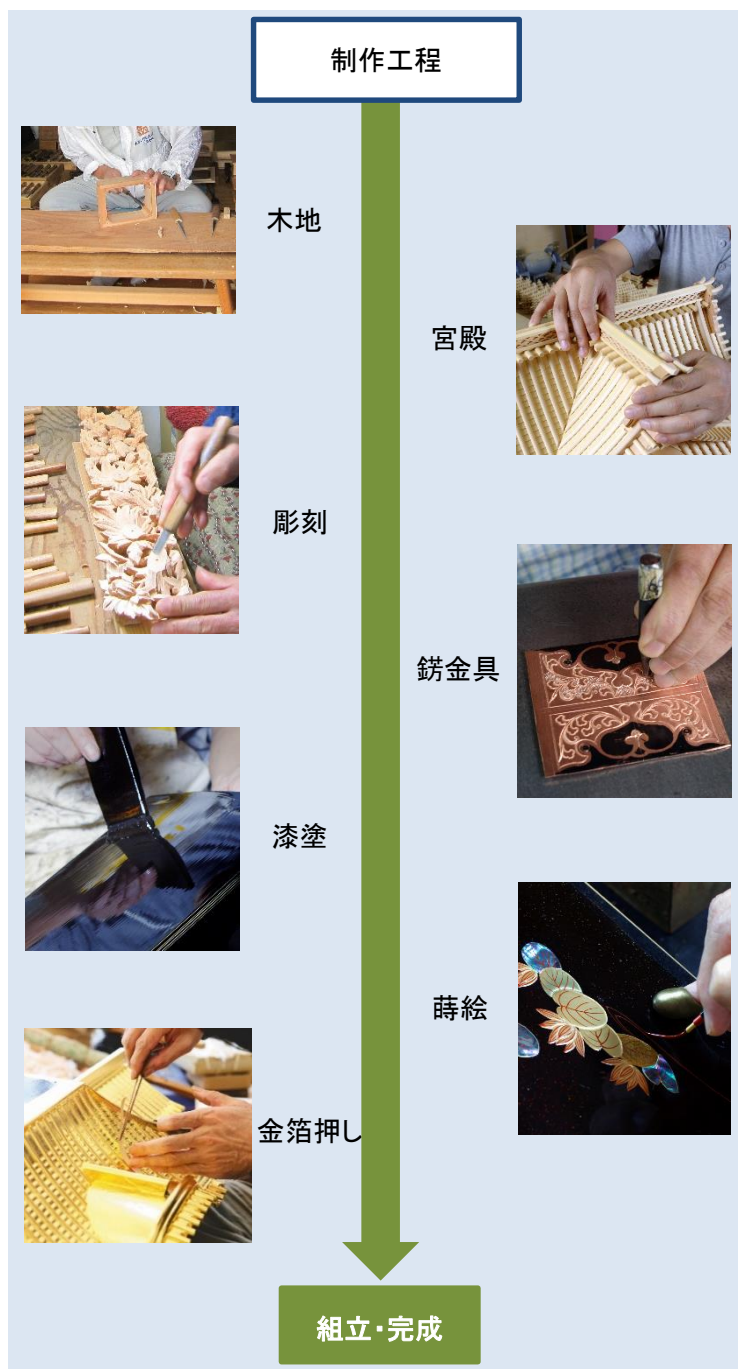


バルブ製造「彦根バルブ」

「彦根仏壇」

旧城下町の南端、中山道へと続く七曲がりを中心に、江戸時代から仏壇業が発達した。彦根仏壇は、^き木^じ地^{くうでん}、^{ちようこく}宮^{かざりかなぐ}殿^{うるしぬり}、^{まきえ}彫^{きんぱくお}刻^お、^き鍔^じ金^{くうでん}具^{ちようこく}、^{かざりかなぐ}漆^{うるしぬり}塗^{まきえ}、^{きんぱくお}蒔^お絵^お、^お金^お箔^お押^おしの七職に分かれ、それぞれの工程を経て仏壇が組み立てられる。

彦根仏壇は、^{せいせいうるし}杵^{せいせいうるし}組^{せいせいうるし}みによる宮殿造りや精製漆の手塗りなどによる秘術と技法を用いて制作される豪華で荘厳な雰囲気を持つ大型仏壇であるとともに、必要な道具の収納ができるなど日常の使用に便利な工夫がされていることなどが評価され、昭和50年（1975）には、仏壇・仏具業界では、初めての国の伝統的工芸品の産地指定を受けている。また、平成25年（2013）には、地域ブランドとして国の地域団体商標に登録された。



仏壇の制作工程



仏壇産業「彦根仏壇」

「彦根ファンデーション」

江戸時代半ばに連^{れん}着^{じゃく}町（現本町三丁目など）の綿屋宇兵衛が足袋^{わたやうへえ たび}の製造を始めてから、彦根は足袋の一大生産地となった。アジア太平洋戦争が終わり、洋装化が進むと、足袋の需要が落ち込み、生産が振るわなくなったが、縫製技術の伝統を生かして、輸出向けブラジャーの生産が始まった。その後、各種ファンデーション^{※1}などの生産が行われている。



下着縫製「彦根ファンデーション」

※1 ファンデーションとは、体型を整える補整機能のある下着のことで、ブラジャーやコルセットなどがある。

(6) 観光

本市の観光では、彦根城を中心に多くの観光客を集めている。近年の観光ニーズの多様化から、^{ゆめきょうばし}夢京橋キャッスルロードや^{よんばんちよう}四番町スクエアなど、彦根城の周辺地域が新たな観光スポットとして周知されるようになっている。

また、平成19年(2007)の「国宝・彦根城築城400年祭」の開催に加え、平成20年(2008)から平成22年(2010)の「井伊直弼と開国150年祭」や平成27年(2015)の「井伊直弼公生誕200年祭」が開催されたことなどにより、観光客が増加し賑わいを見せている。

近年の「ご当地キャラ」ブームの火付け役となった「ひこにゃん」は、「国宝・彦根城築城400年祭」の開催に合わせて、井伊家2代当主の井伊直孝が^{なおたか}豪徳寺の門前に手招きする猫に誘われ寺に立ち寄ったところ、雷雨になって難をのがれたという招き猫の故事にちなんで生まれた本市のキャラクターであり、本市に特別住民登録を済ませた「ひこにゃん」は、年代層を超えて多くの人々に癒しを与えてくれる。



ひこにゃん

ひこにゃんの特別住民票			
彦根市		世帯主	ひこにゃん
氏名	ひこにゃん		
続柄	世帯主		
生年月日	平成18年4月13日		
住所	彦根市金亀町1番1号		
住民となった日	平成18年4月13日		

この写しは、特別住民票の原本と相違ないことを証明する。
一般の住民票ではありません。

平成19年11月9日 彦根市金亀町市長 藤山 尚

彦根市金亀町市長の印
ひこにゃん
彦根市

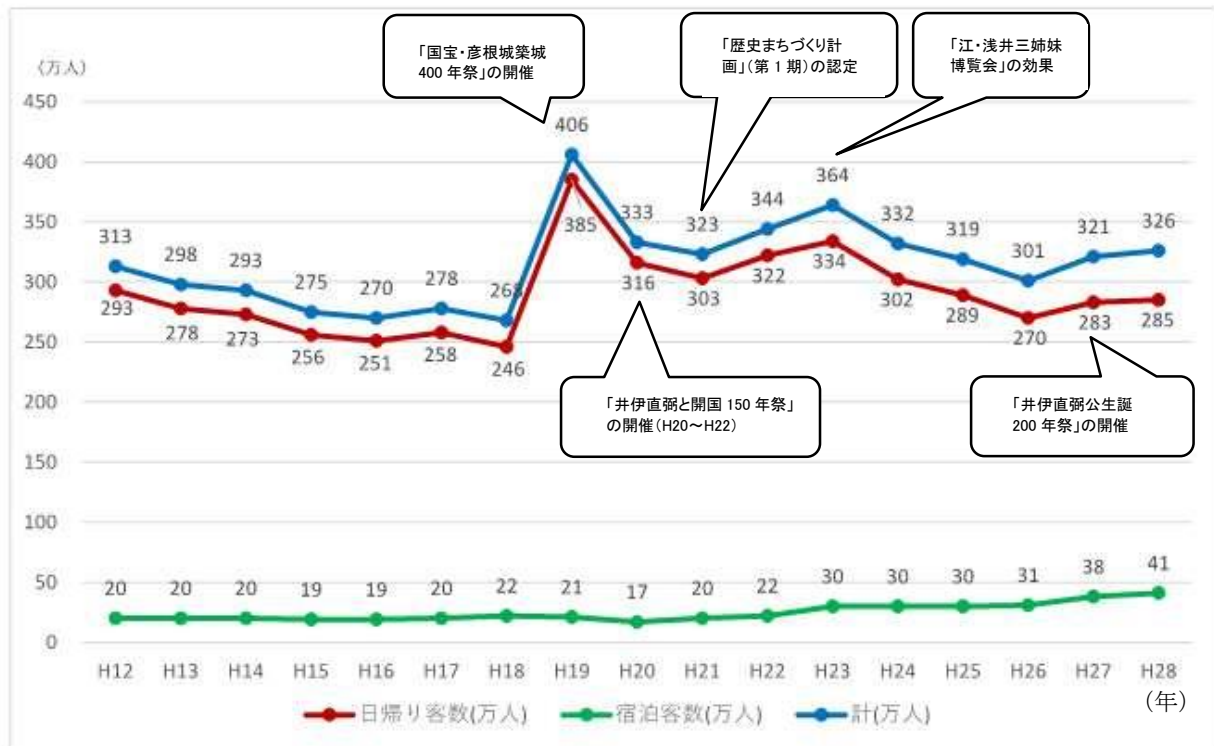
ひこにゃん特別住民票



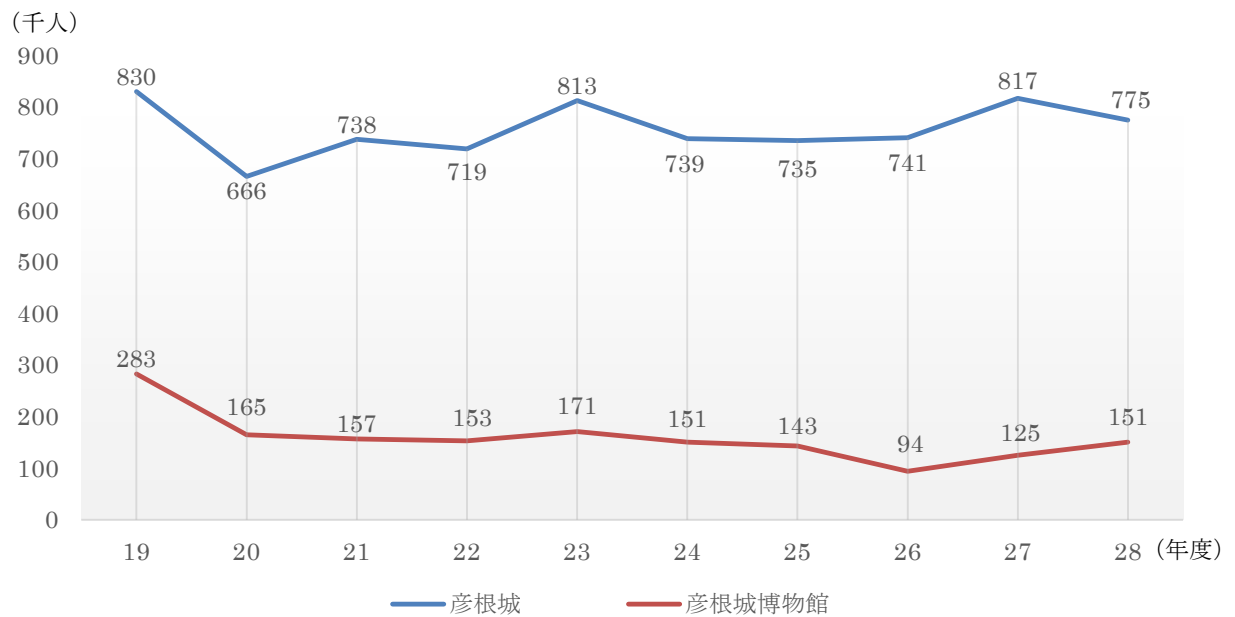
夢京橋キャッスルロード



四番町スクエア



観光入り込み客統計調査



彦根城および彦根城博物館の入込客数の推移

3 歴史的環境

城のまち彦根は、江戸時代を通じて彦根藩の政治・経済・文化の中心として発展してきた。

しかし、彦根の歴史の第一歩は、江戸時代をはるかに^{さかのぼ}り、現在も各所にその面影をとどめている。

(1) 彦根の原始・古代

市内において、明確に人類の営みが確認できるようになるのは、縄文時代である。この時代の遺跡として代表的なものとして、福満遺跡と松原内湖遺跡がある。福満遺跡からは、縄文時代中期末頃を中心とする土器が大量に出土し、松原内湖遺跡からは、多数の丸木舟や狩猟用の弓、櫛などの装飾品が出土するなど、豊かな大地と湖の恩恵に浴しながら、漁労・採集そして狩猟の日々を送った人々の足跡が数多く確認されている。以後、稲作技術が伝わると、水管理の容易な琵琶湖岸や河川流域を中心に弥生時代の遺跡が点在するようになり、古墳時代へ継承されていく。

稲作技術の改良や耕地の拡大により人々の生活はしだいに安定していったが、一方では、農耕に必要な水や土地をめぐる争いも恒常化し、やがて農耕がもたらした富を一元的に掌握する支配者が出現した。近年、この段階の彦根における地域権力の集中過程、支配者の発生と成長を考えるうえで、大きな成果があった。それは、本市の南部、稲部町と彦富町にまたがって所在する稲部遺跡と稲部西遺跡である。この遺跡からは、平成26年度(2014)と27年度(2015)の発掘調査において、銅や鉄の製品を生産していた遺構、祭祀に関係すると考えられるものや首長の居館と考えられる大型の建物跡、おびただしい数の竪穴住居が確認され、古墳時代初頭の国家形成段階における近江地域での中心的な集落であったことが明らかとなりつつある。

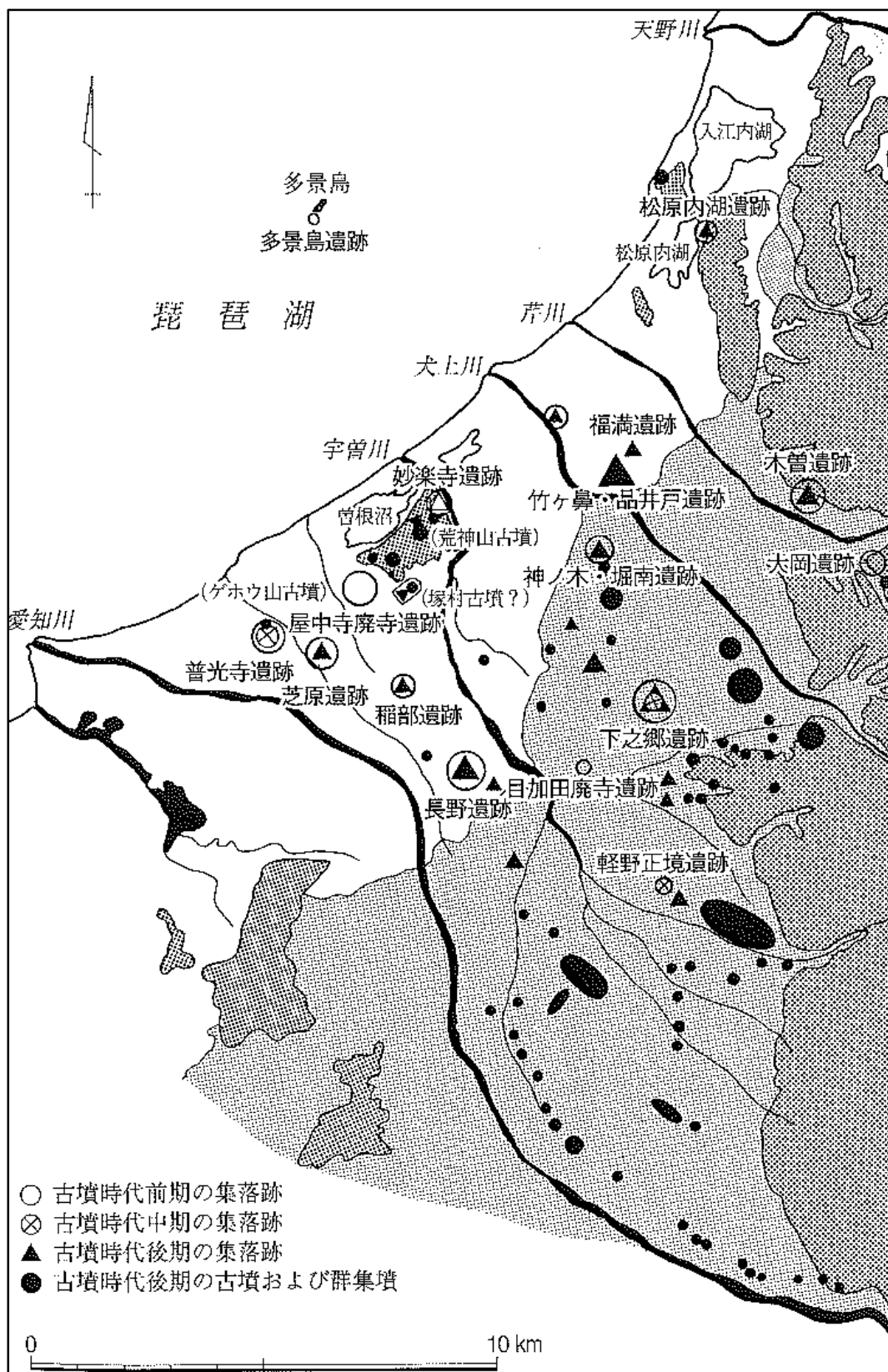
また、次の段階、古墳時代前期に荒神山の山頂付近に築かれた荒神山古墳は、全長124mを測る滋賀県下第2位の前方後円墳である。荒神山古墳の被葬者は、湖東平野北部一帯の支配者であるとともに、琵琶湖の湖上権を掌握し、大和政権とも深いつながりをもった人物と推測されている。

一方、荒神山の山中には、古墳時代後期の群集墳を数多く確認することができる。農業生産力がしだいに向上していく過程で、支配者に従属する人々の側でも階層差が拡大し、富裕な家父長層も小古墳を群集させて築造するようになった。また、この中には、ドーム状天井の玄室を持つ朝鮮半島の古墳の影響を受けたものもあり、渡来系の集団が技術者として中央権力によって、この地域に居住されていたことが伺える。

仏教の到来は、富と権力の誇示を古墳から寺院へと変化および発展させた。荒神山の西南の平野部に築かれた屋中寺廃寺、普光寺廃寺をはじめ、市内には竹ヶ鼻廃寺、高宮廃寺など白鳳時代に遡る古代寺院が数多く築造され、古代権力者の集中する地域であったことを物語っている。その一部は、先述したように前時代から近江に多く配置された渡来系氏族であった可能性が考えられる。

奈良時代に東大寺による覇流村、水沼村の開発があり、平安時代には犬上庄・後三条勅旨田、善理庄、清水庄、栗見庄、平流庄、因幡庄、吉富庄などの荘園が成立、中世に入ってから沼波庄、高宮保、高宮庄、八坂庄、福光保、河瀬庄、日夏庄、小野庄などが史料に登場する。これら

には、延暦寺関係の荘園が多く、^{もんぜきりょう}門跡領ないしは坂本日吉社領として伝えられた。また、東大寺領覇流荘は、正倉院宝物の中に『近江国覇流村墾田地図』^{おうみこくへるむらこんでんちず}として水沼荘とともに絵図が残されている。これは、開墾についての勅を伝える太政官符を受け、両村の100町の水田を開墾したことを国司が報告したもので、荘園成立に関わる第一級の資料となっている。



犬上川など流域の集落と古墳（資料：新修彦根市史第1巻）



荒神山と荒神山古墳



荒神山古墳復元

想定図

（2）彦根の中世

近江は、京の都に隣接し、古代より東山道、東海道、北陸道などの官道が通過する要衝の地である。中世を通じて、この近江を領し、強大な権力を誇ったのが近江に基盤を持つ佐々木氏である。佐々木氏は、やがて湖南の六角氏と湖北の京極氏に分裂し、一族ながら覇権争いを繰り返すようになる。両勢力の境目に位置する彦根では、在地の国人・土豪たちが一族の存亡に腐心しつつ争いに巻き込まれていくことになり、早くから防御のための城館が発達した。

中でも境目の城として、顕著な役割を担ったのが佐和山城である。佐和山城の歴史は古く、鎌倉時代の初期に遡る記録が認められるが、六角氏と京極氏、後には浅井氏を巻き込んだ攻防により、幾度となく佐和山城争奪戦が展開された。

一方、のちに彦根城が築城される彦根山は、古くから観音の霊験所として都にまで知られた彦根寺があり、平安時代には白河上皇など都人が数多く参詣した。今日ま



佐和山城絵図（彦根城博物館蔵）に加筆



大手から望む佐和山城跡

で残る巡礼街道は、そうした人々の往来により整備された「信仰の道」であったが、そののち織田信長が街道沿いに安土城を築く頃には、武者の駆ける下街道と呼ばれ「天下布武の道」となった。

（3）彦根の近世

信長と秀吉の時代にも、佐和山城は近江の要衝を守る城として重視された。信長は、佐和山城に重臣の丹羽長秀を配し、安土城築城までの間、佐和山城が安土城の機能を担った。秀吉の時代も、堀秀政、堀尾吉晴そして五奉行筆頭の石田三成の入城と、佐和山城に重きを置く姿勢は変わらなかった。この間、佐和山城はしだいに整備され、山上に本丸以下、二の丸・三の丸、太鼓丸、法華丸などが連なり、山下は東山道に面して大手門が開き、2重に巡らされた堀の内には侍屋敷、足輕屋敷、町家などの城下町が形成された。

慶長5年(1600)、天下分け目の関ヶ原合戦から2日後、小早川秀秋ら関ヶ原の寝返り組を主力とする部隊が佐和山城を包囲した。城主石田三成は、関ヶ原に敗れて湖北へ逃走中であり、このとき佐和山城には、三成の父正継を主将に兄の正澄らが布陣していたという。佐和山の守りは固く、執拗な攻撃によ

く耐えたようだが、兵力の違いは如何ともし難く落城した。関ヶ原合戦後の論功行賞により、佐和山城を与えられたのは、彦根藩の初代藩主となる井伊直政であった。慶長6年(1601)正月、直政は上野国高崎城(群馬県高崎市)より佐和山に入る。ところが直政は、関ヶ原合戦で受けた鉄砲傷が悪化して翌年死去。直政より後事を託された家老木俣守勝は、城の移築計画を徳川家康に諮る。佐和山、彦根山、磯山(米原市)の3山を候補に、彦根山への移築が決定した。



関ヶ原合戦図（彦根城博物館蔵）

① 彦根城の築城

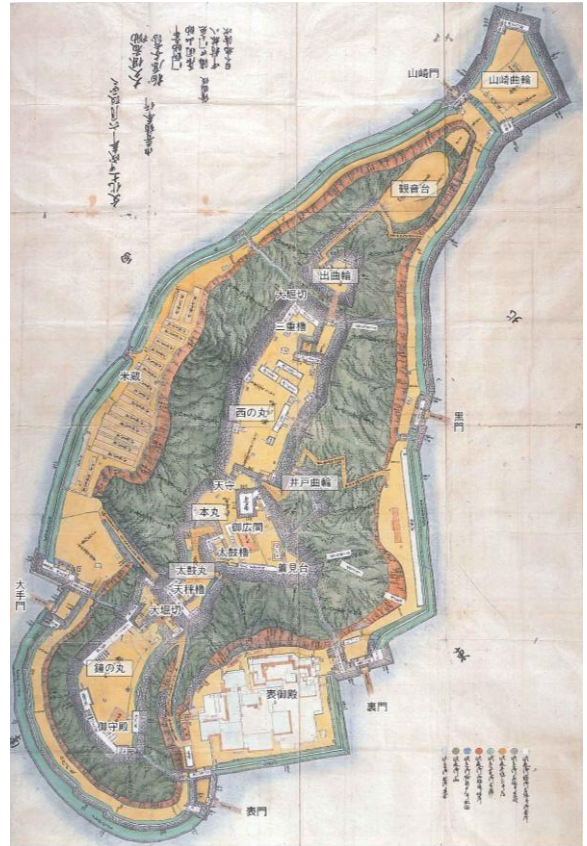
慶長9年(1604)7月1日、佐和山城の西方約2kmの彦根山において、新たな築城工事が始まった。彦根城の築城は、およそ20年を要した。前期工事は、本丸や鐘の丸などの城郭主要部が築かれた。幕府から6人の奉行が派遣され、近隣諸国の大名に助役が命ぜられるなど、天下普請の様相を呈していた。豊臣恩顧の大名が多い西国へのおさへの拠点と意識され、完成が急がれたのである。そのため、普請に必要な材木や石材を周辺の古城や廃寺などから集めた。

天守そのものが大津城天守を移築したと伝えている。今日風に言えば、彦根城はリサイクルの城であった。

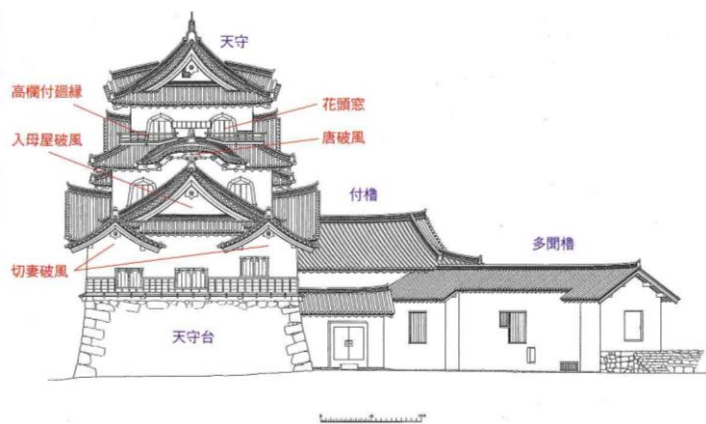
《第1章 彦根市の歴史的風致形成の背景》

完成された彦根城には、山頂に三階三重の天守がそびえ、その前後には鐘の丸、太鼓丸、西の丸が広がり、各種の櫓が天守を守備するように構築されている。また、太鼓丸と西の丸の端には、おおほりきり大堀切があり、山の斜面には希有な構築物である登り石垣が築かれており、それらが櫓や門、石垣などとも巧妙に連結して、高度に発達した軍事的防衛施設を形成している。

また、城本来の防衛施設とともに、山下には藩庁の機能をもった表御殿や2つの下屋敷（玄宮げんきゅう楽々園、松原下屋敷）など城主の公的・私的な生活が営まれた居館施設が良好な形で現存し、復原されている。



御城内御絵図（彦根城博物館蔵）



国宝彦根城天守附櫓及び多門櫓 立面図



名勝玄宮楽々園と彦根城天守



名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園

② 彦根城下町の成立

一方、彦根の城下町は、大規模な土木工事によって計画的に造られた。計画当初、城下は多くの^{ふち}渚や沼のある湿潤な土地が広がっていたため、現在の^{やすきよ}安清町あたりから北上して松原内湖に注いでいた^{せり}芹川(善利川)を、約2kmにわたって付け替えて琵琶湖に直流させ、一帯の排水を良くし、城下町の造成が行われた。このことで広大な面積の城下町を計画的に地割することが可能となった。また、この芹川は、敵の侵入を防ぐ最初の防御線ともなっていた。

完成した彦根の城下町は、三重の堀によって4つに区画されていた。内堀の内側の第1郭は、天守を中心として各櫓に囲まれた丘陵部分と、藩庁である^{おもてごてん}表御殿(現在の彦根城博物館)などからなる。

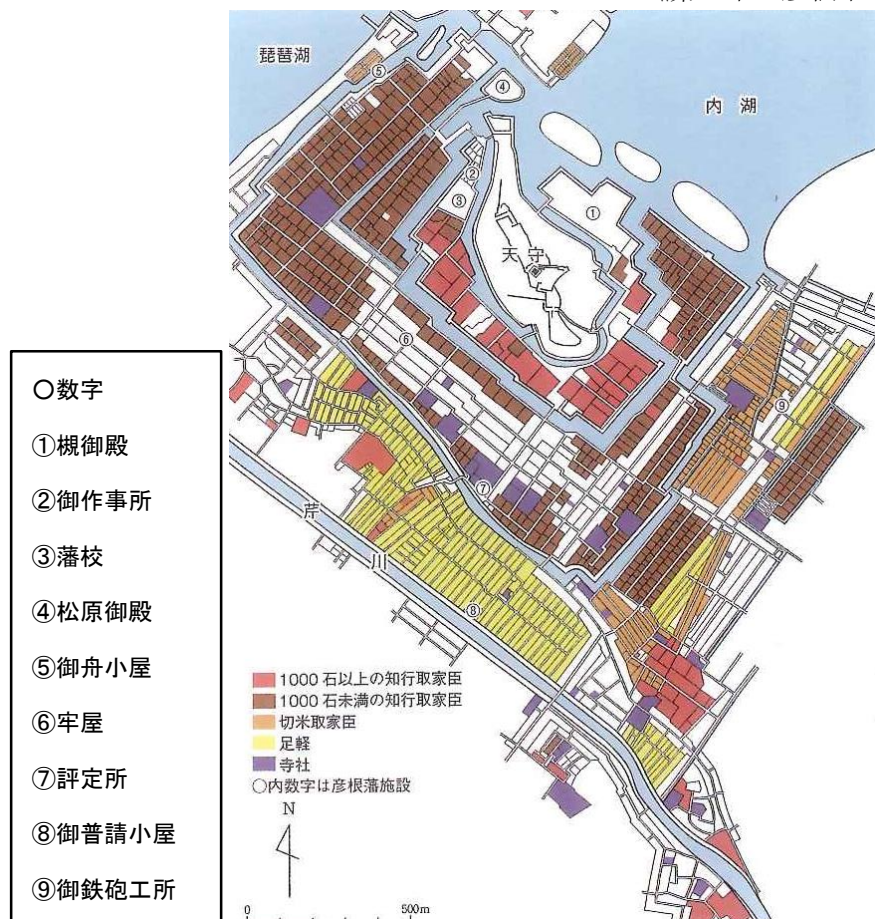
内堀と中堀に囲まれた第2郭は、藩主の下屋敷である^{けやき}榎御殿(現在の名勝玄宮楽々園)、^{さくじしよ}作事所や細工所といった藩の施設、家老など千石以上の重臣の邸宅が広がっており、さらに江戸時代後期には藩校も設けられ、^{うちぐるわ}内曲輪と称し、城下とは別格の取り扱いを受ける範囲となっていた。

中堀と外堀の間の第3郭は、武家屋敷と町人の屋敷が存在した。武士・町人あわせて居住しているが、居住地は明確に区分されており、堀に面した要所は武家屋敷と寺院で占められ、町人の居住区の大半はその内側に広がっていた。広い敷地を有する寺院は、一朝事ある時は軍事的役割も担っており、武家屋敷とともに外堀の防衛線を形成していた。一方、町人の居住区では、^{あぶらや}油屋町、^{うおや}魚屋町、^{おけや}桶屋町、^{しよくにん}職人町など、職業による分化配置が見られる。築城当初、特定の職能集団が集住させられた結果であろう。

外堀の外側の第4郭は、町人の住居と足輕の組屋敷が配置され、家老の広大な下屋敷が置かれたのもこの地域であった。彦根藩の足輕は、^{しも}下組(^{なかやぶ}中藪組、^{いけす}池須町組)、^{せり}善利組、^{かみ}上組(^{だいうんじ}大雲寺組)、^{きた}北組(^{きりとし}切通組)、^{なか}中組、^{かねたたき}鐘叩町で構成されていた。足輕組屋敷は、外堀の外側に、城下を取り囲むように屋敷を連ねて、彦根城と城下町を守備する役割も担っていたのである。彦根城とその城下町は、日本の長い城郭史の最盛期に造られた城郭都市であるとともに、その後の幕藩体制250年余の平和な時代を維持し、日本の近世を推進させた典型的な城郭都市であり、今日でも往時の面影が色濃く残り、また城下町特有の様々な伝統文化が今なお現代に引き継がれて随所に息づいている。

一方、城下町よりおよそ2km東側の山手には中山道が走り、高宮宿と鳥居本宿が宿駅の機能を維持し、両宿からは、城下へ向かう彦根道が伸びていた。

また、^{ちょうせんつうしんし}朝鮮通信使が往来した^{ちょうせんじん}朝鮮人街道が、彦根の城下町を経由した。この朝鮮人街道を通り朝鮮通信使は、江戸時代を通して10回彦根を通り、多い時で総勢400人ほどの使節が彦根城下の宗安寺、明性寺などいくつかの寺社に滞在した。これら多くの人が行き交った朝鮮人街道は、国際的な文化交流としての役目も担っていた。



江戸時代の彦根城下の主な公的施設と武士居住区（資料：新修彦根市史第10巻）



彦根城下の町人居住区（資料：新修彦根市史第10巻）

（４）彦根の近・現代

彦根の旧城下町は、明治初期には廃藩により没落した士族が旧城下町から転出することが続いたため人口減少が続いた。明治5年（1872）の人口は25,285人であったが、同22年（1889）には17,466人の最低値を記録した。しかし、明治23年（1890）以降は、人口増加に転じた。この要因としては、明治10年代後半から製糸業が興り、明治20年代に広く定着したことの影響もあるが、明治22年（1889）の東海道線の敷設と彦根駅の建設の影響が大きかった。

旧城下町の近代化は、明治12年（1879）の第百三十三国立銀行の営業開始と明治22年（1889）の東海道線彦根駅の開業に始まった。その後、彦根藩士族や湖東地域の近江商人が中心になり私鉄開業の動きが始まり、彦根、八日市、貴生川間に近江鉄道が敷設され、結果として彦根は、湖東地方随一の商業都市へと発展した。金融業などの建造物では、信用組合として県下初に建てられた旧彦根信用組合本店（大正13年（1924）築、現俳遊館）、旧明治銀行（大正9年（1920）築、現滋賀中央信用金庫銀座支店）、旧本町郵便局舎、旧川原町郵便局舎（現通信舎）などの近代化遺産が現存している。

公共機関としては、明治26年（1893）に彦根測候所が建設され、その後の事業拡張に対応するため、昭和7年（1932）に庁舎（現彦根地方气象台）が建設され現在に至っている。大正11年（1922）には、県内の市町において高等教育機関の熱心な誘致運動が展開され、官立彦根高等商業学校（現国立大学法人滋賀大学経済学部）は、彦根に設置された。大学内には、建築家ウィリアム・メレル・ヴォーリズの設計による陵水会館（昭和13年（1938）築）や講堂（大正13年（1924）築）が近代化遺産として現存している。

このように戦前の旧城下町は、公共・教育・金融機関に加え、繊維・バルブなどの工場や仏壇の製造所、多くの商家が建ち並ぶ、行政・教育・商工業の中心地であった。戦後は、大蔵省印刷局（現独立行政法人国立印刷局彦根工場）をはじめ、多くの企業を誘致し現在に至っている。

しかし、400年以上におよぶ城下町の歴史において、近・現代にはそれまでにない様々な景観的な変化も経験することになった。例えば、昭和2年（1927）には、彦根の湖の玄関口として現在の船町交差点横に彦根港が造られ、昭和44年（1969）まで使われた。昭和23年（1948）には、昭和19年（1944）から開始された松原内湖の干拓事業が完了し、内湖の風景が消えた。また、昭和24年度（1949）からの5か年計画により、マラリア対策の衛生土木工事が実施され、彦根城外堀が埋立てられた。昭和36年度（1961）には、銀座街で防災街区造成事業が始まり、昭和48年度（1973）に国内で2番目に完成した。城下町や城下隣接地の琵琶湖沿いには、近江絹糸、鐘紡、東洋繊維など繊維関係の工場が建設されたが、現在では大型商業施設や宅地、運動場などになっている。消防署や市立病院、文化ホールなどの施設も、旧城下町から市域中部へと移転した。昭和45年（1970）の国勢調査では、旧城下町の人口が減少し、城下近郊地区の人口が増加するドーナツ化現象が明らかとなった。

一方では、城下町としての伝統を生かし、江戸時代以来の系譜を引く伝統的職人技による工芸として現在も受け継がれている仏壇、バルブ、ファンデーションの三つの地場産業がある。

このように、本市は、旧城下町としての市街地と新しく形成された市街地、そして農山村地域という3つの地域性をもった良好な景観と生活環境をもったまちである。

また、高等教育機関として滋賀大学、滋賀県立大学、聖泉大学、ミシガン州立大学連合日本センターの立地により、学術拠点としての機能を備え、これに加え、平成9年（1997）には文化芸術や生涯学習などの拠点となるひこね市文化プラザが完成し、これらの学術文化などの集積を生かした学術と文化などのまちづくりが進んでいる。

一方、平成14年（2002）には、市立病院を移転新築し、市民の健康保持増進における安心を支える基盤となっている。

平成18年（2006）には、景観法に基づく景観行政団体となり、平成19年（2007）に本市全域を対象とした「彦根市景観計画」を施行し、地域の良好な景観形成の推進に取り組んでいる。

そして、平成19年（2007）の「国宝・彦根城築城400年祭」、平成27年（2015）の「井伊直弼公生誕200年祭」、平成29年（2017）の「国宝・彦根城築城410年祭」を開催するなど、本市の歴史資産を生かした催しを通してにぎわいの創出を行っている。さらに平成29年（2017）には、市制施行80周年を迎えた。

（5）彦根市の歴史に関わりのある主な人物

^{いしだみつなり}**石田三成** ^{えいろく}永禄3年～^{けいちろう}慶長5年（1560～1600）

^{しよくほう}織豊期の武将で、近江国坂田郡石田村（長浜市石田町）の出身。豊臣秀吉に仕え、太閤検地や刀狩などの政策を推進した一人である。

また、五奉行の一人として秀吉没後の豊臣政権を支えた。天正19年（1591）に秀吉直轄地を管理する代官として佐和山城に入り、文禄4年（1595）には19万4000石を与えられ佐和山城主となった。

慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いに敗れて処刑された。



石田三成（龍潭寺蔵）

^{い い なおまさ}**井伊直政** 永禄4年～慶長7年（1561～1602）

彦根藩井伊家の初代。15歳のとき徳川家康の家臣となり、以後順調に功績をあげ、のちに徳川四天王と呼ばれるようになった。

直政の軍団は、井伊の赤備えとして有名である。交渉能力にも長け、徳川家康の天下統一に大きく貢献した。関ヶ原の戦いののち、佐和山城主となった。



井伊直政（彦根城博物館蔵）

^{い い なおたか}**井伊直孝** ^{てんしょう}天正18年～^{まんじ}万治2年（1590～1659）

彦根藩井伊家の第2代。44年以上もの間、藩主を務め、藩の礎を築いた。また、幕府政治でも重きをなし、将軍徳川家光の側近くに仕えてその政務を補佐した。この役割は、のちの大老職につながるものであった。



井伊直孝（清涼寺蔵）

^{い い なおおき}**井伊直興** ^{めいれき}明暦2年～^{きょうほ}享保2年（1656～1717）

彦根藩井伊家の第4代で、江戸幕府の大老に2度就任した。延宝5年（1677）に、藩主の下屋敷である槻御殿（現在の楽々園）の造営をはじめ、2年後に完成した。すべての家臣・領民から銭1文ずつの寄進を受け、佐和山の麓に^{おおほらべんざいてん}大洞弁財天（^{こんりゅう}長寿院）を建立した。

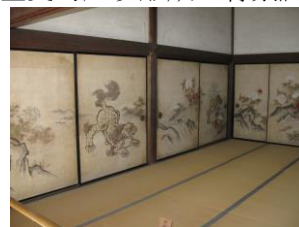


井伊直興（清涼寺蔵）

もりかわきよりく
森川許六 しょうとく 明暦2年～正徳5年（1656～1715）

彦根藩士で、元禄5年（1692）に松尾芭蕉に入門した。

しょうもんじつてつ
蕉門十哲の一人に数えられている。また、狩野派の絵画にも優れ、りょうたん 龍潭寺（古沢町）の方丈襖絵は許六の筆と伝わり、彦根市の指定文化財になっている。



龍潭寺方丈襖絵

ひらいしくへいじ げんろく めいわ
平石久平次 元禄9年～明和8年（1696～1771）

彦根藩士で、天文や暦学・数学に詳しく器用で行動力も備えていた。きょうほう 享保17年（1732）には、りくしゅうほんしや 「陸舟奔車」という人力によるペダル式の車を製作した。これは、世界初の自転車ともいわれている。

い いなおなか てんぽう
井伊直中 明和3年～天保2年（1766～1831）

彦根藩井伊家の第11代。文化芸術に関心が高く、能、茶の湯、蹴鞠、けまり こうどう 香道などを嗜んだ。たしな かんせい 寛政11年（1799）に藩校稽古館を創設し、翌年には表御殿内に能舞台をつくった。



井伊直中（清涼寺蔵）

きぬやはんべえ まんえん
絹屋半兵衛 寛政3年～万延元年（1791～1860）

彦根城下で呉服古着を商った。文政12年（1829）に島屋平助らとともに、有田焼の職人を招いて絹屋窯を開き湖東焼をはじめた。天保13年（1842）に藩に召し上げられ窯は藩の直営になった。

い いなおあき かえい
井伊直亮 寛政6年～嘉永3年（1794～1850）

彦根藩井伊家の第12代。様々な品の収集に力を注いだことで知られ、特に現在彦根城博物館に収蔵されている雅楽器は、全国有数の雅楽器コレクションである。また、国宝の『紙本金地著色風俗図（彦根屏風）』は、直亮が購入し現在に伝わっている。



井伊直亮（清涼寺蔵）

しげやませんごろう ぶんか
茂山千五郎 文化7年～明治19年（1810～1886）

おおくらりゅうきょうげんし 大蔵流狂言師・茂山家の第9代で、天保13年（1842）に彦根藩お抱えの狂言師になった。彦根城博物館の能舞台では、現在も茂山一門による狂言の公演が行われている。

井伊直弼 文化12年～安政7年（1815～1860）

彦根藩井伊家の第13代。青年時代には、埋木舎と自ら名づけた屋敷に住み、茶の湯・和歌・能・狂言・国学・居合などの文武諸芸を深く学んだ。自身の著書『茶湯一会集』で、茶の湯の理念を「一期一会」の4文字で表現した。幕末に江戸幕府の大老を務め、開国を決断した。



井伊直弼（清涼寺蔵）

長野義言 文化12年～文久2年（1815～1862）

江戸時代後期の国学者で、通称は主膳といった。国学では、井伊直弼が門弟になっている。直弼が藩主になると藩士に召し抱えられ、直弼の側近として、とくに京都の対朝廷工作で活躍した。

堤惣平 文政7年～明治24年（1824～1891）

中山道高宮宿で布問屋を営んだ。明治初期に評判を落とした高宮布の信用回復のため、「近江麻布蚊帳改会所」の設立に尽力した。このほか高宮村に堤器械製糸場を創業するなど高宮の産業発展に貢献した。

日下部鳴鶴 天保9年～大正11年（1838～1922）

旧彦根藩士で、明治元年（1868）に書写の能力を評価されて明治政府の太政官権大内史という役人になった。明治12年（1879）に役人を辞めてからは、書の道に専念し、近代を代表する書家として活躍した。



日下部鳴鶴（彦根城博物館蔵）

大東義徹 天保13年～明治38年（1842～1905）

旧彦根藩士で、明治23年（1890）の第1回総選挙で衆議院議員に選ばれた。明治31年（1898）の第一次大隈内閣では司法大臣となった。風貌が西郷隆盛に似ていたことから、「近江西郷」ともいわれた。



大東義徹（図書館蔵）

西村捨三 天保14年～明治41年（1843～1908）

旧彦根藩士で、明治時代に国の役人になり、京都の平安神宮の創建や時代祭の開始などに尽力した。沖縄県令、大阪府知事等を務め、明治26年（1893）に役人を辞めてからは、同年の近江鉄道の創立や明治34年（1901）の「彦根城開城三百年記念祭」の開催にも深く関わった。



西村捨三

ひろ せ すけさぶろう

弘世助三郎 天保14年～大正2年（1843～1913）

彦根の川添家に生まれ、4歳の時に弘世家の養子になった。明治10年代から第百三十三国立銀行の取締役役に就任するなど、銀行界に貢献した。明治22年（1889）には有限責任日本生命保険会社（現日本生命保険相互会社）を創立した。



弘世助三郎

ぶ せつかん じ

武節貫治 天保14年～明治38年（1843～1905）

旧彦根藩士で、明治9年（1876）に創建された招魂社（現在の滋賀県護国神社）の設立に尽力したほか、明治11年（1878）の彦根製糸場（平田村）の開業、明治13年（1880）の彦根中学校（現在の滋賀県立彦根東高等学校）の開校、明治19年（1886）の女学校設立などにも尽力した。



武節貫治

かどのとめきち

門野留吉 弘化4年～明治41年（1847～1908）

犬上郡開出今村の尾本家に生まれ、京都で銚金具職の技術を学んだ。明治7年（1874）に門野家に養子に入り、銚金具職を続けたが、製糸業の勃興とともにカラン製造に転じ、後にバルブ製造に進んだ。これが彦根バルブの始まりである。

そう まながたね

相馬永胤 嘉永3年～大正13年（1850～1924）

旧彦根藩士の家に生まれた。明治13年（1880）に開校した私立専門学校の専修学校（現在の専修大学）の創立者の一人である。井伊直弼の顕彰にも尽力し、明治42年（1909）に完成した横浜の井伊直弼銅像の建設では、建設委員総代を務めた。



相馬永胤(図書館蔵)

おおはしり ざ えもん

大橋利左衛門 嘉永5年～明治21年（1852～1888）

日夏村戸長時代の明治11年（1878）、樹木が少なく荒廃していた荒神山の植林を行った。連合戸長時代には、明治18年（1885）の大水害後の田圃排水工事や日夏新道の改修を行った。昭和37年（1962）、荒神山の麓に大橋の顕彰碑が建立された。

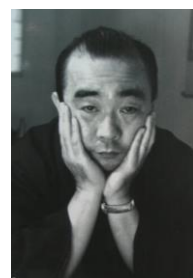


大橋利左衛門

ふなはしせいイチ

舟橋聖一 明治37年～昭和51年（1904～1976）

井伊直弼の波乱にとんだ一生を描いた『花の生涯』は、昭和38年（1963）にNHKの第1回大河ドラマの原作となった。彦根市を全国に紹介し、観光の発展に多大の貢献をされ、郷土の偉人井伊直弼の業績を広く世に浸透させた功績から、昭和39年（1964）、彦根市名誉市民の称号（第1号）を贈られた。昭和51年（1976）に亡くなったのち、本市は遺族から膨大な蔵書を寄贈され、舟橋聖一記念文庫を開設した。



舟橋聖一(図書館蔵)

4 文化財等の分布状況

琵琶湖の湖東に位置する本市には、国宝の彦根城天守をはじめ 178 件の文化財が所在している。平成 29 年（2017）10 月現在、国指定が 23 件あり、うち国宝が 2 件、重要文化財が 16 件、特別史跡 1 件、史跡 2 件、名勝 2 件である。また、重要伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財が 22 件（52 棟 1 基）ある。県指定の文化財は 13 件、市指定の文化財が 88 件ある。その内容は、以下の表のとおりである。

彦根市の文化財 種別件数

（平成 29 年 10 月現在）

種別			国		県	市	計				
有形文化財			国宝	重文	4	31	44				
			建造物	1				8			
			美術工芸品	絵画	1		1	13	15		
				彫刻		4	4	18	26		
				工芸品		3	2	5	10		
				古文書		1		6	7		
				書跡				1	1		
				考古資料				4	4		
民俗文化財	無形民俗文化財					4	4				
記念物			特別		1	2	6				
			史跡	1				2			
			名勝					2	1	2	5
			天然記念物							2	2
重要伝統的建造物群保存地区			1				1				
登録有形文	建築		45				45				
化財建造物	その他工作物		8				8				
計			77		13	88	178				

（1）国指定文化財

本市には、平成 29 年（2017）10 月現在、国指定文化財が 23 件存在する。その内訳は、建造物 9 件、絵画 1 件、彫刻 4 件、工芸品 3 件、古文書 1 件、史跡 3 件、名勝 2 件である。そのうち建造物は、国宝の彦根城天守、附櫓及び多聞櫓^{たもんやぐら}をはじめ重要文化財の彦根城太鼓門及び続櫓^{たいこもん つづきやぐら}、彦根城天秤櫓^{てんびんやぐら}、彦根城西の丸三重櫓^{にし まるさんじゅうやぐら}及び続櫓、彦根城二の丸佐和口多聞櫓^{に まる さ わぐち たもんやぐら}そして彦根城馬屋^{うまや}からなる彦根城跡内の建造物 6 件が含まれる。残る 3 件は、重要文化財の千代神社本殿^{ちよじんじや}、長寿院弁才天堂^{ちようじゅういん}および有川家住宅^{ありかわけ}である。

また、記念物は、特別史跡の彦根城跡、史跡の彦根藩主井伊家墓所（清涼寺）、荒神山古墳の3件、名勝は、玄宮楽々園と旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園の2つの下屋敷である。その他の分野の指定も、彦根城跡周辺に集中し、残りが市内に散在する分布状況を示している。

なお、彦根城跡（国宝、重要文化財、特別史跡）、玄宮楽々園（名勝）、旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園（名勝）は、平成27年（2015）4月24日付け認定（平成28年（2016）4月25日追加認定）の日本遺産「琵琶湖とその水辺景観―祈りと暮らしの水遺産」の構成文化財である。

主な国指定文化財

彦根城天守、附櫓及び多聞櫓 【国宝・建造物】

彦根城天守、附櫓及び多聞櫓は、彦根山の山上にある本丸の西端の付近に建つ。その天守は、外観三重、内部三階で、地下への階段室及びその入口が附属する。天守の平面は、長方形で、南北に棟を通す。玄関は、天守の北東寄りに構えられている。天守の西北隅に附櫓が設けられ、附櫓の東北隅に多聞櫓が長く東の方にのびている。これらの建造物は、昭26年（1951）に重要文化財に指定され、翌年の昭和27年（1952）に国宝として指定されている。



彦根城天守附櫓及び多聞櫓

天守の築城に関し、享保年間に編さんされた『井伊年譜』より、慶長11年（1606）に大津城の天守を移し格好よく仕直したものと解されて来た。昭和32年（1957）に実施された天守の解体修理の調査では、この記事を裏書きする墨書が発見され、彦根城天守は、大津城から移築された可能性が高いと考えられている。

天守の外部装飾は、国宝の名に相応しく、鯱および棟紋瓦を金箔押しとし、唐破風は黒漆塗で仕上げられ、要所には金箔押し金具打としている。窓は、3階だけでなく2階においても花頭窓黒漆塗としている。

紙本金地著色風俗図（彦根屏風）【国宝・絵画】

江戸時代に代々彦根藩主であった井伊家に伝わったため『彦根屏風』の名があり、江戸時代寛永（1624～1644）期の風俗図の代表的な名作である。

本図の筆者は不明であるが、狩野派の画風を示し、構図の妙、精緻を極めた筆致から、当時の狩野派屈指の絵師の作りと判断される。



紙本金地著色風俗図（彦根城博物館蔵）

彦根城太鼓門及び続櫓 【重要文化財・建造物】

彦根城太鼓門及び続櫓は、鐘の丸から登る道筋の天守を前にした最後の城門である。その門櫓の下は、太鼓丸があり天秤櫓へと続いている。太鼓門の続櫓からは、太鼓丸および天秤櫓を見渡す防御施設であるとともに本丸側の壁面は、開放され、柱間に高欄こうらんを付して1間通りを廊下としており、櫓にはたいへん稀な例であり、全国の近世城郭でこのような構造の櫓は他に例がない。



彦根城太鼓門及び続櫓

重要文化財となっている櫓は、天秤櫓・西の丸三重櫓そして天守などと同様に、築城時にほかの場所から移築された建造物である。太鼓門及び続櫓の建立年代は、慶長8年(1603)から慶長11年(1606)にかけて営まれたものと推測される。

彦根城天秤櫓 【重要文化財・建造物】

彦根城天秤櫓は、大手門と表門からの道が合流する要の位置に築かれた櫓である。天秤櫓の下は、鐘の丸から本丸へと伸びていた尾根を、築城時の縄張りによって大きく断ち切った堀切ほりきりとなっている。鐘の丸と天秤櫓は堀切により橋がなければ本丸へ進めないため、戦の際天秤櫓の果たす役割は重要である。



彦根城天秤櫓

重要文化財となっている櫓は、両隅に2階建ての櫓を設けて中央に門が開く構造で、均整のとれた美しさに加え、城内の要の城門として重要な構成要素である。天秤櫓の建築は、慶長9年(1604)から慶長11年(1606)にかけて営まれた。

彦根城西の丸三重櫓及び続櫓 【重要文化財・建造物】

彦根城西の丸三重櫓及び続櫓は、本丸の隣接する西の丸の西北隅に位置しており、さらに西に張り出した出曲輪との間に設けられた深い堀切に面して築かれている。西の丸三重櫓及び続櫓を堀切の底から見上げると絶壁のようにそそり立ち、西の堀め手方面からの敵に備えた守りの要でもある。



彦根城西の丸三重櫓及び続櫓

重要文化財となっている櫓は、東側と北側にそれぞれ1階の続櫓を「く」の字に配置し、この櫓の接点に三重櫓を配しており、浅井長政の居城・小谷城おだにじょうの建物を移築されたものと伝えられてきた。

しかし、昭和35年(1960)より解体修理が行われたが、解体調査によってもこれを裏付ける資料は得られていない。また、建立年代についても資料に乏しく明らかにならなかったが、本丸に連なる主要郭として、慶長年間には既に完成していたと考えられている。

彦根城二の丸佐和口多聞櫓 【重要文化財・建造物】

彦根城二の丸佐和口多聞櫓は、内堀と中堀の間の第2郭（二の丸）に位置し、彦根城の中堀に開く4つの門の1つで、内堀の表門に通じる入口として、大手の京橋口門^{おおて きょうばしぐちもん}とともに重要な城門であった。櫓は、二重櫓と多聞櫓で構成され、佐和口の枳形^{ますがた}を中央に配し、両翼に伸びる長大な櫓であった。現在は、左翼に伸びる櫓のみが江戸時代以来の姿を留め、重要文化財に指定されている。



彦根城二の丸佐和口多聞櫓

重要文化財となっている櫓は、左端の二重櫓とそれに続く多聞櫓からなり、佐和口の枳形を囲むように二度曲折する長屋となっている。この櫓の内部は7つに区画され、中堀側のみ二重壁とし窓を設けるとともに、三角と四角の狭間^{さ ま}を交互に配置している。現存する彦根城の櫓の中では、もっとも規模の大きな櫓である。佐和口多聞櫓は、彦根城完成前の元和8年（1622）までに建てられていたと考えられる。明和4年（1767）に火災で類焼し、現在の建物は明和6年（1769）から8年（1771）にかけて再建されたものである。

彦根城馬屋 【重要文化財・建造物】

馬屋は、特別史跡彦根城跡の東南東、表門の外、内堀と道路を隔てて建ち、その敷地の奥には重要文化財二の丸佐和口多聞櫓と隣接している。この馬屋は、L字形に建てられ、藩主などの馬21頭がつながれていたとされ、全国の近世城郭に残る大規模な馬屋として例がない。



彦根城馬屋

重要文化財となっている馬屋の建築年代は、明らかになっていない。しかし、明和4年（1767）に二の丸佐和口多聞櫓が焼失した際、これに近い馬屋の東西棟の東寄り^{りさい}が罹災し、罹災した部分は佐和口多聞櫓の再建が行われた明和6年（1769）から8年（1771）にかけて修復が行われた。

千代神社本殿 【重要文化財・建造物】

もともと佐和山城下の麓^{ひめぶくろ}の姫袋（現古沢町）に鎮座していたのを、天正13年（1585）に彦根山東麓の尾末（現尾末町）に遷し^{うつ}、さらに慶長6年（1601）に井伊直孝によって再び元の鎮座地である姫袋に遷され社殿の造営が始められた。社殿が完成したのは寛永15年（1638）で、このとき造営された三間社流造の本殿は、昭和41年（1966）に現在地（京町二丁目）に移築された。当地では数少ない近世初期の遺例であり、現在では、祭神が天宇受売命^{あめのうずめのみこと}ということで、芸能の神様としても信仰されている。



千代神社本殿

ちょうじゆいんべんざいてんどう

長寿院弁才天堂附棟札1枚 【重要文化財・建造物】

大洞弁財天で有名な長寿院は、元禄9年（1696）に井伊家4代井伊直興により建立された。日光東照宮を修造した大工を使って建てられたと伝わる。寺院建築としては、稀な権現造りの社殿は彦根日光とも呼ばれ、ここに参詣すれば百所を詣でた功德くどくがあるといわれる。



長寿院弁才天堂

ありかわ

有川家住宅 【重要文化財・建造物】

有川家住宅は、中山道の鳥居本宿に所在し、江戸時代に妙薬として広く知られた「赤玉あかたま神教丸しんきやうがん」を製造販売する薬店の本店である。敷地内には、宝暦9年（1759）の主屋、同12年（1762）の粉挽蔵こなひき、寛政7年（1795）の文庫蔵かんせい、文化5年（1808）の書院、同7年（1810）の薬医門やくいもん、同12年（1815）の大蔵が残り、近世の屋敷構えを伝える貴重な町家建築である。



有川家住宅

彦根城跡 【特別史跡】

慶長9年（1604）に築城が開始され、およそ20年かけて完成した近世城郭である。かつての彦根城は、三重の堀・人工河川（現芹川）や城下町を含む大城郭であった。その中で、中堀より内側の範囲は、石垣で構成された城郭平面構造が極めて良好な形で残っていることから昭和26年（1951）に国の「史跡」、同31年（1956）には「特別史跡」に指定された。



彦根城跡

また、彦根城の南東隅に相当する外堀土塁については遺構確認調査を実施し、極めて良好な形で地上面にその姿を残していることから、平成28年（2016）3月に特別史跡彦根城跡に飛び地で追加指定された。

彦根藩主井伊家墓所 【史跡】

彦根藩主井伊家墓所は、江戸時代、彦根藩30万石を領した井伊家歴代の墓所である。

井伊家の墓所は、国許彦根の墓所として滋賀県彦根市所在の曹洞宗清凉寺、江戸表の墓所とし東京都世田谷区に所在する曹洞宗豪徳寺ごうとくじが設けられ、歴代藩主以下、正室・側室、子息・子女など井伊家一族が葬られた。



彦根藩主井伊家墓所

また、滋賀県東近江市所在の臨済宗永源寺に、4代直興とその側室の墓所が営まれた。

清凉寺は、彦根城下町の東郊、佐和山の麓にある。慶長7年（1602）、直政の死去により墓所として創建され、寛永年間（1624～1644）に直孝が愚明正祭を招じて開山とし、次第に整えられた。墓所は、境内の最奥、本堂裏手の佐和山麓に所在する。山麓を石垣で段状に整え、手前に初代直政、3代直澄、5代直通、7代直惟、8代直定、11代直中、12代直亮の歴代7藩主の墓石を連れ、その南側と奥一带に正室・側室など15基、子息・子女33基などが連なっている。墓石の形状は、藩主の7基をはじめ17基が無縫塔型で、方柱型が37基、五輪塔型が3基、舟型が1基である。これらの墓石は、往時には白漆喰の瓦塼や柵などで区画され、霊屋で保護されるなど整然としたものであった。また、墓所内にはかつて経蔵と直政、直孝の霊を祀るため、直中が建立した護国殿があった。ともに建物基礎は残るが、建物自体は近代以降移築され、護国殿は福井県敦賀市、経蔵は埼玉県所沢市に現存する。

荒神山古墳 【史跡】

荒神山古墳は、本市の西方、琵琶湖岸に近い湖東平野の独立丘である荒神山（標高284.5m）の山頂から、北へ約150m下った尾根頂部に位置する。市教育委員会では、平成15年度（2003）～平成19年度（2007）にかけて4度にわたり、古墳の範囲確認を目的とする発掘調査を実施し、調査の結果、荒神山古墳が全長124mを測る前方後円墳であること、築造時期は古墳時代前期末（4世紀末）であること、墳丘は葺石で覆われ、前方部・後円部とも3段に築かれていること、各段のテラスには埴輪が巡っていたことなど、重要な発見が相次ぎ、平成23年（2011）2月に国の史跡指定を受けた。



荒神山古墳 葺石

墳丘の築造方法としては、尾根を整形して基底部とし、その上に前方部・後円部ともに2段のテラスと墳頂平坦面を設けた、「3段築成」を採用しており、基底部は標高262m～264mで、その上約4mに1段目のテラスを、さらに約3m上に2段目テラス、そして墳頂平坦面を設けている。後円部の2段目テラスと墳頂平坦面の比高差は8.5mと際立っているが、多量の土砂が崩落していることを考えると、築造当初の後円部墳頂はさらに高かったと考えられる。この3段築成に加えて、埴輪を巡らせて葺石で覆うなど、大和中枢部に築造されたものとの同一の様式を持つことから、大和とも深いつながりのある首長墳であることが明らかとなった。

玄宮楽々園 【名勝】

名勝玄宮楽々園は、大規模な池泉回遊式庭園である玄宮園と御殿に臨む池泉・枯山水庭園である楽々園の総称である。

江戸時代には、楽々園部分は「槻御殿」、「黒御門前御屋敷」などの名で呼ばれ、玄宮園は当初は「御庭」や「槻之御庭」という名で呼ばれていた。「玄宮園」の名は、井伊家10代当主直幸の頃の史料に初めて確認することができ、江戸時代中期以降に定着する呼称と考えられる。



名勝玄宮楽々園

この玄宮楽々園は、彦根城の北部内堀とかつて存在していた琵琶湖の内湖との間に位置しており、城下町とは離れた風光明媚、自然豊かな静かな環境の中に造営されている。造営されたのは延宝5年（1677）で、以降、江戸時代をとおして藩主の慰楽の場、交際の場、饗応の場として使用され続けることとなる。

玄宮園には、元島、新島などの4つの中島を擁する池泉を中心として、その外周にあたる庭園の東部から北部にかけて築山を築き、それらの間を縫って変化に富んだ庭園の景致を楽しむよう回遊路が巡らされている。

これに対して槻御殿は、井伊家4代当主直興により建立された彦根藩の下屋敷あるいは隠居所として使用された御殿である。文化9年（1812）の井伊家11代当主直中の退隠に際して大規模な増改築が行なわれた。現存する「御書院」も、その際に新築されたもので、御書院に面し、玄宮園の一部を改修し、取り込む形で新たに「庭園」が築かれた。



玄宮園図（彦根城博物館蔵）に加筆

旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園 【名勝】

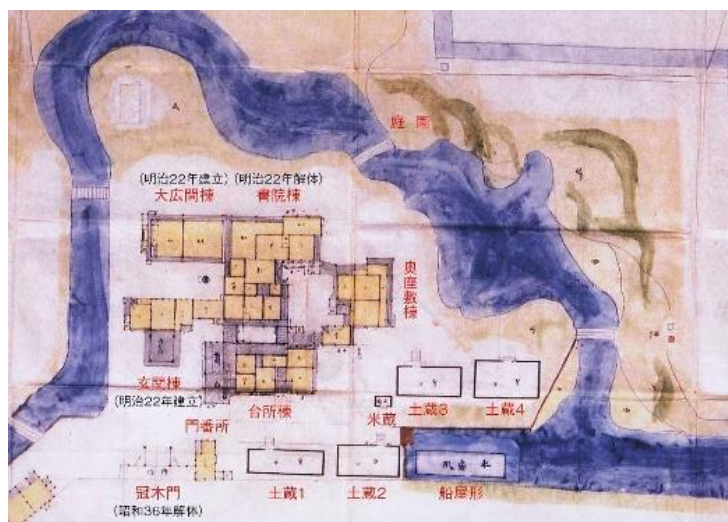
松原下屋敷（お浜御殿）は、井伊家 11 代当主直中により文化 7 年（1810）に琵琶湖岸に造営された下屋敷である。江戸時代の史料には、「松原御下屋敷」という文字で見ることができる。

この下屋敷は、外堀の外側の豊かな自然環境の中で、藩主が政務を離れてくつろぐことができる空間として利用された。庭園は、大名庭園の様式を良く示しており、中央に設けられた池泉を中心に要所に架けられた橋を渡って、庭園内を散策できるように造られており、回遊性に富んだものとなっていた。その回遊の中で休憩ができるように園内西側の築山上には、四阿^{あずまや}が建てられていたことが天保15年（1844）の『松原下屋敷庭園絵図』^{てんぽう}（彦根城博物館所蔵）から窺える。

庭園全体の構成としては、今は無い書院の北方前面に庭園が広がるように造られており、手前を洲浜^{すはま}とし、北方対岸は築山が低くおさえられた穏やかな景観、東側には連続して築山が築かれた深淵^{しんえん}な景観となっている。また、本名勝庭園の最大の特徴は、池泉が琵琶湖及びかつて東側に存在した松原内湖と水路を介して繋がっていたという点であり、このことで、池泉を満たす水は、琵琶湖および松原内湖で生じる水位の差によって給排水されることとなる。このように、周囲の水面と連動して汀線^{しおいり}が変化させることを「汐入」と呼ぶ。

明治 4 年（1871）の廃藩置県後、井伊家は東京に本宅を構えるが、この下屋敷は「千松館^{せんしょうかん}」と呼称を変え、彦根における井伊家の居宅はこの屋敷が用いられる。

井伊家当主は、彦根で行事が開催される際には、この千松館に帰館し、明治 22 年（1889）には、玄関棟や大広間棟が増設されるなど手が加えられ、昭和 22 年（1947）には井伊家が東京から彦根に移住し本宅となった。



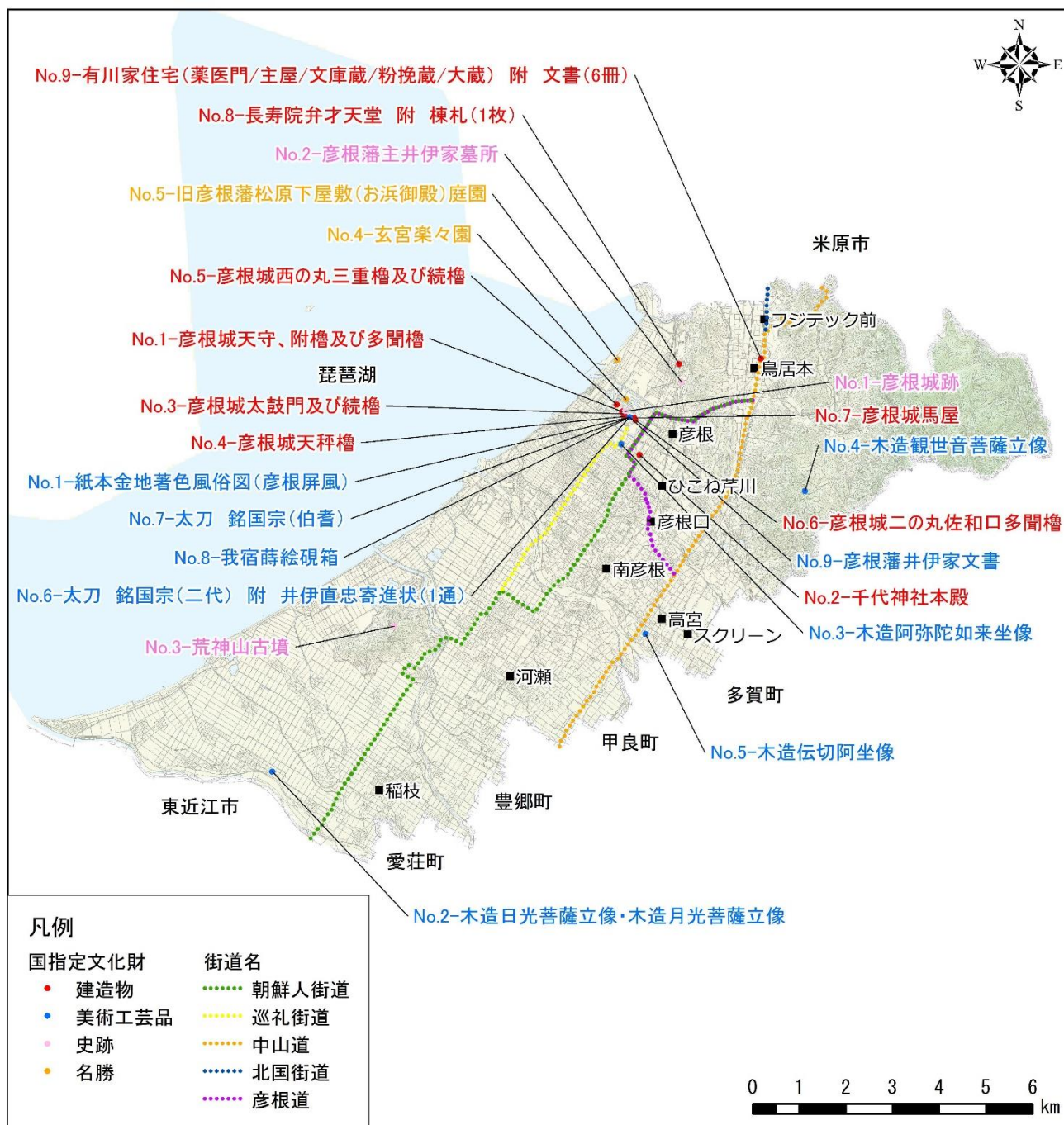
戦前のお浜御殿絵図（彦根城博物館蔵）に加筆



昭和 35 年以前のようす



昭和 30 年頃の千松館



国指定文化財（建造物、史跡、名勝、美術工芸品）の分布（平成29年10月現在）

（２）重要伝統的建造物群保存地区

彦根のかつての城下町範囲の東には、江戸時代前期に河川を付け替えて形成された城下町の特徴ある町割りを良く伝えるとともに、街路に沿って江戸時代から昭和戦前期にかけて建てられた町家などを良く残し、商家町としての歴史的風致を良く示すことから、平成28年（2016）7月に重要伝統的建造物群保存地区に選定された「彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区」がある。

本保存地区は、旧城下町の南東隅に形成されたかつての町人地で、一部に寺地を含む。城下町と中山道、さらには東方の農村部および山間部を結ぶ芹川北岸の往来に沿ったまちなみで、北から江戸時代の河原町、袋町、安清町、善利新町の東西約470m、南北約620m、面積約5.0haの範囲である。

彦根の城下町は、元和期(1615～1624)に三重の堀を巡らす城下の骨格が定まり、寛永期(1624～1644)にかけて城下町も整備されるが、河原町は元和4年(1618)以前、南端の善利新町も寛永18年(1641)には成立したとされる。17世紀末期には、米、油、菓子などの生活消費財を商う小売が多く、中でも煙草屋が多数を占めていたが、幕末期には様々な職種が見られるようになった。

本保存地区では、ゆるやかにS字を描く幅2間程度の往来に沿って、所々に不整形の敷地を見せながら、短冊形に割られた敷地が並び、芹川の流路を付け替えて整備した城下町の町割りを良く残す。

敷地前面には、主屋を置く。主屋は、切妻造り、瓦葺き、2階建を基本とする。2階を厨子2階（中2階）として虫籠窓を備え、屋根背面は深く葺き降ろす。間取りは、片側を土間とし、1列もしくは2列に部屋を並べ、古い形式を残すものは、ミセの間の土間境の建具を雨戸仕舞とする。正面1階の柱筋を、2階より半間出した下屋形式とするものが多く、2階の軒は出桁造りとし、年代の古いものは、2階を壁、軒裏ともに塗り込める。袖うだつを設けるものもある。敷地背面には、土蔵を置く。

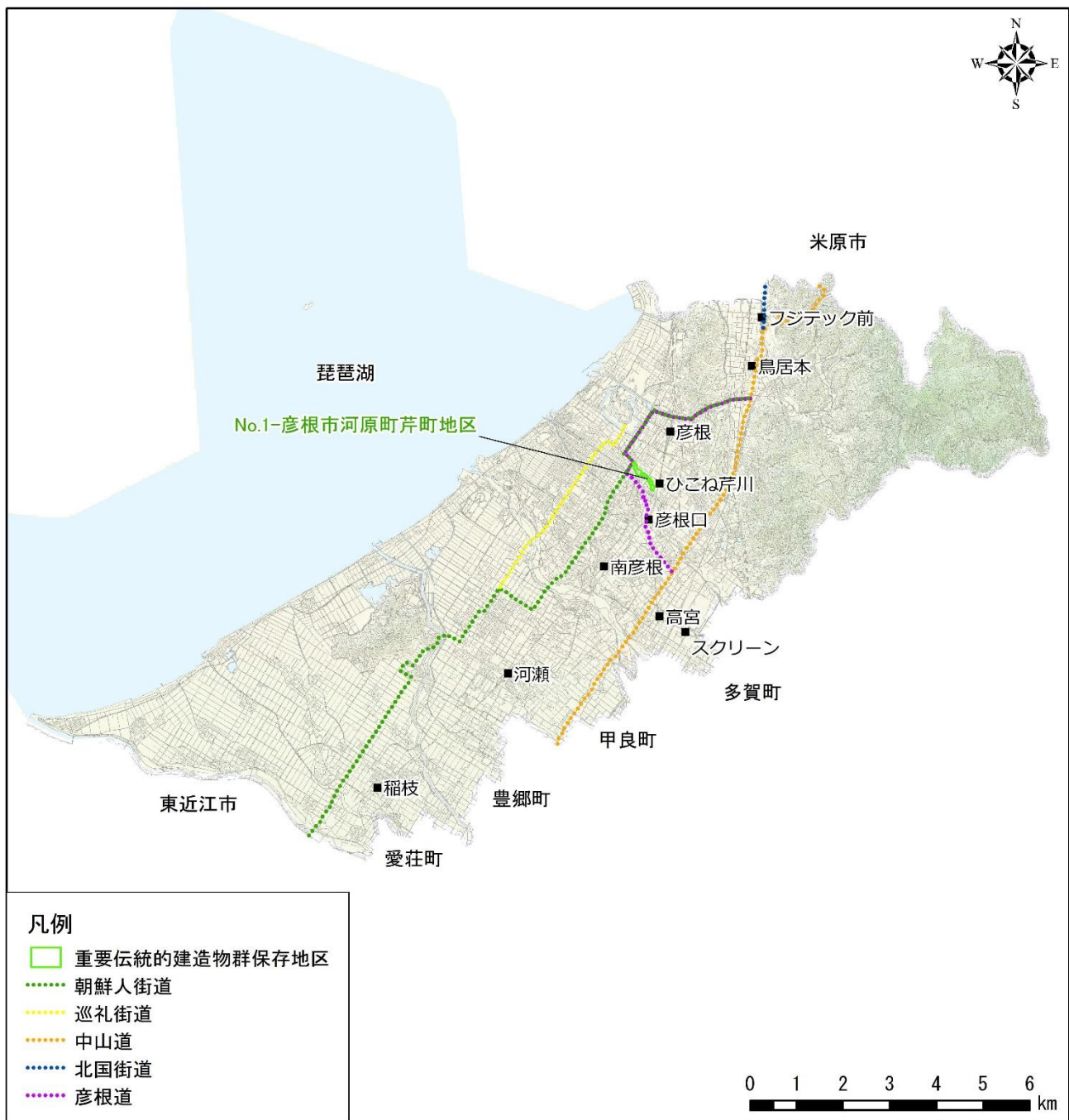
地区西部には、銀行などの近代建築や、表構えを洋風に改造した町家残り、近代以降も商業地として栄えた様相を伝えている。



保存地区の伝統的な町家
虫籠窓やそで壁を持つ古い形式の町家

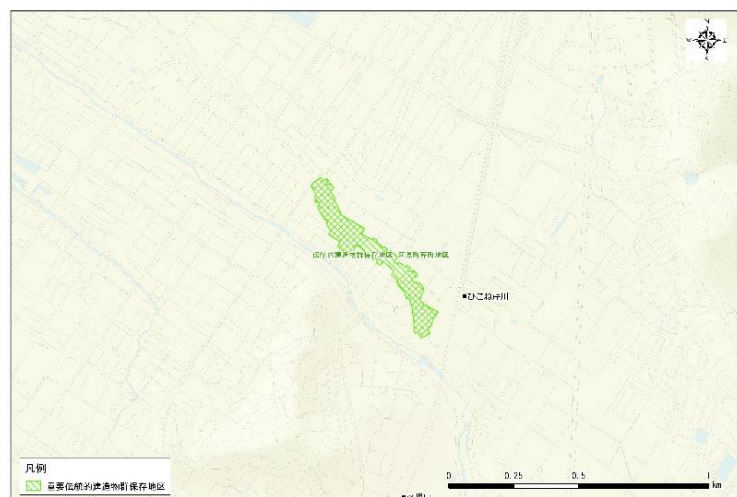


芹町（旧善利新町）のまちなみ
厨子二階の伝統的な町家が連なる



重要伝統的建造物群保存地区の分布（平成 29 年 10 月現在）

重要伝統的建造物群保存地区の位置図
（彦根市河原町芹町地区）



（3）登録有形文化財建造物

国登録有形文化財建造物は、53件（52棟1基）あり、その内訳は建造物45棟、その他工作物7棟および1基となっている。

旧日夏村役場産業組合合同庁舎【登録有形文化財建造物】

旧日夏村役場の建物は、街道沿いに正面入口（西側）を設けた木造2階建モルタルの洋館で、東側に両翼が出た外観にも特徴がある。昭和9年（1934）ヴォーリズ建築事務所が日夏村役場及び産業組合の合同庁舎として設計し、6月15日地鎮祭を執行、昭和10年（1935）4月19日落成式を挙行し、近年昭和9年（1934）9月7日の棟札も発見された。



旧日夏村役場産業組合合同庁舎

近江鉄道鳥居本駅舎【登録有形文化財建造物】

駅舎は、昭和6年（1931）の近江鉄道彦根線開通に際して設置された。近江鉄道彦根線は、鳥居本の住人に乞われて開通されたもので、旅客利用はもちろん貨物としても利用された。鳥居本駅は鳥居本の交通・物流の拠点であり、鳥居本の近代の表玄関ともいうべき建造物であった。



近江鉄道鳥居本駅舎

スミス記念堂（旧須美壽記念禮拜堂）【登録有形文化財建造物】

スミス記念堂は、アメリカ人で日本聖公会彦根聖愛教会の牧師であり彦根高等商業学校の英語教師でもあったパーシー・アルメリン・スミス氏が、両親を記念し、多額の^{きょきん}醸金（お金）を募って建設した昭和6年（1931）建立の和風礼拝堂である。

建築資材には良質な吉野の^{ひのき}檜材を用いており、伝統的な寺社建築を基本としつつも、要所に十字架や^{ぶどう}葡萄などキリスト教ゆかりの文様を彫刻などの手法で取り込んでいる。



スミス記念堂（旧須美壽記念禮拜堂）

滋賀中央信用金庫銀座支店店舗【登録有形文化財建造物】

滋賀中央信用金庫彦根支店の建物は、「久佐の辻」とよばれる市内でもっとも栄えた繁華街交差点の東北角に位置する洋風建築である。当建物はもともと明治銀行彦根支店として、大正7年（1918）に建てられた。棟札によれば「工事請負人」は杉江太平であった。昭和7年（1932）に明治銀行が破綻してからは、病院として使われた時期もあったというが、



滋賀中央信用金庫銀座支店店舗

昭和33年（1958）に彦根信用金庫が購入し、河原町支店（後に銀座支店）とした。

宇水理髪館店舗 【登録有形文化財建造物】

宇水理髪館は、昭和11年（1936）に先代が建築したもので、昭和初期の近代建築として貴重な存在である。この建物は、切妻造り、^{きりづま}、^{さんがわらぶ}、^{ひらい}平入りで、表側は両端の柱がアーチを支えているようなモダンな外観となっている。また、アーチのキーストーンはバリカン、両端の柱の先端にはアカンサスの葉、外壁上部にはコーニス（^{のきじゃばら}軒蛇腹）を模したような装飾がそれぞれあり、細部にもこだわった様子がうかがえる。



宇水理髪館店舗

高崎家住宅主屋（旧川原町郵便局舎） 【登録有形文化財建造物】

高崎家住宅は、江戸時代から表具屋を営んでおり、江戸後期の文書も伝えられている。建物は、昭和9年（1934）に現在の様式に改造され、町家部分と局舎部分に分かれている。切妻造り・^{きりづま}・^{さんがわらぶ}・平入りで間口5間半、奥行6間の町家を改造し、局舎部分を附設したため、向かって右側にもともとの町家が残る。左側は軒蛇腹をめぐらせ、縦長の窓に木製の窓枠を付け、タイル張りとした洋風な郵便局舎に改造されている。



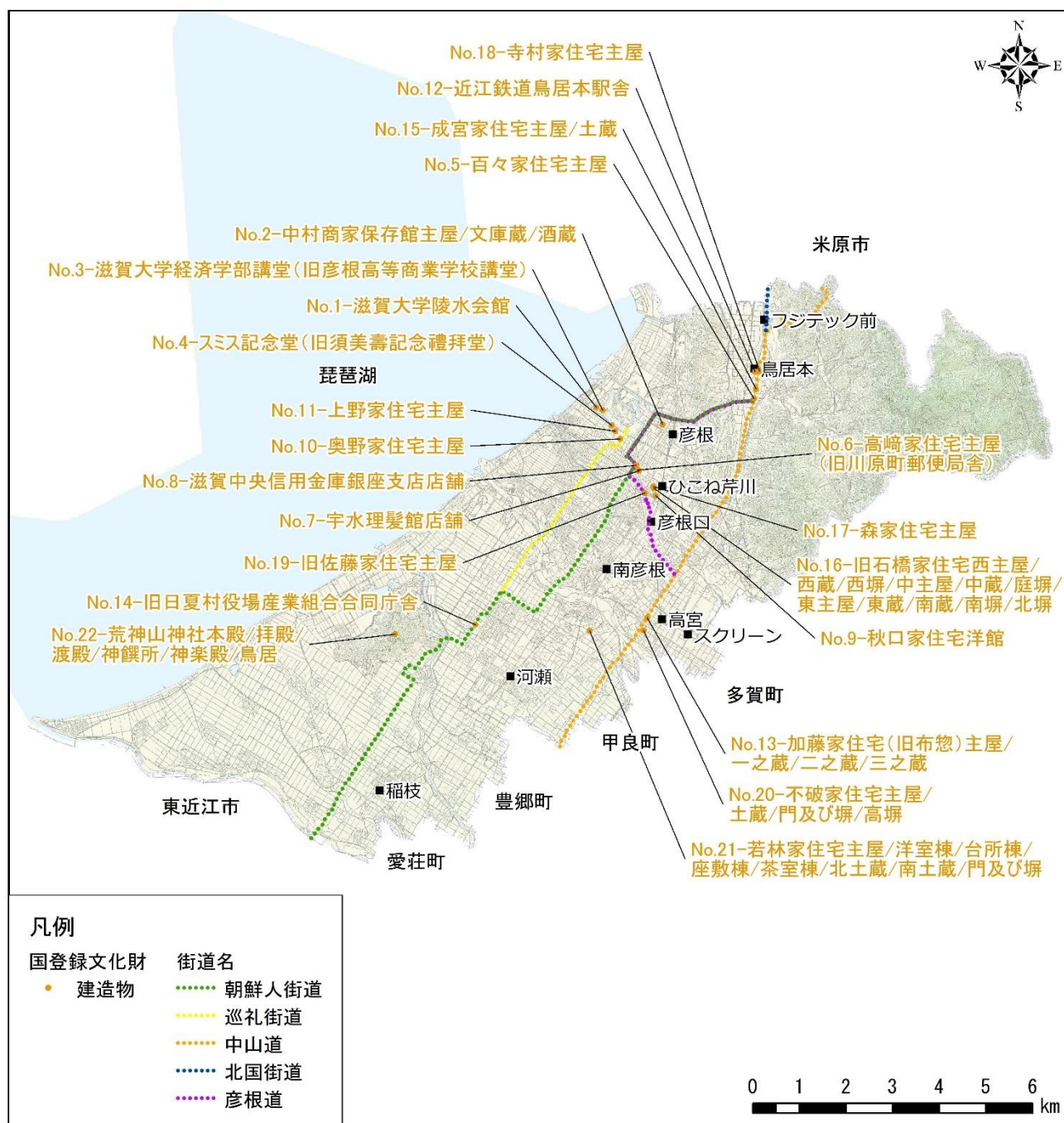
高崎家住宅主屋（旧川原町郵便局舎）

若林家住宅 【登録有形文化財建造物】

若林家住宅は、およそ850坪の敷地をもち、ほぼ北側に通る前面道路に門戸を開いている。建物は昭和3年（1928）に移築され、木造2階建て日本瓦葺きの主屋棟を中心に、木造2階建ての洋室棟、木造平屋建ての座敷棟、茶室棟、そして宅地の北東部に2棟の土蔵などがあり、総延べ床面積およそ597㎡（180坪）を有している。そうした建物は、建設当時の状態を良く留めており、特色ある洋室部を付設する近代和風邸宅遺産となっている。加えて玄関に至る前庭、敷地南東部には広い池泉庭園、そして道路に面する長大な屋敷塀を回すなど和風邸宅の構えを良く保持している。



若林家住宅洋室棟



登録有形文化財建造物の分布（平成29年10月現在）

（4）県指定文化財

滋賀県指定文化財は、13 件ある。その内訳は、建造物 4 件、絵画 1 件、彫刻 4 件、工芸品 2 件、史跡 1 件、名勝 1 件である。工芸品として「彦根藩井伊家^{でんらいぐそく}伝来具足」、史跡には、江戸時代末に彦根藩の産業でもあった「湖東焼窯場跡^{ことうやきがまばあと}」がある。

主な県指定文化財

長久寺本堂（観音堂）^{ちようきゆうじ} 【建造物】

長久寺は長久^{ちようきゆう}3年(1042)高野山の学僧善応僧都^{ぜんのうそうず}が開創したと伝え、本尊^{せんじゆかんのん}に千手観音をまつる。本堂（観音堂）は、高欄の擬宝珠に寛永6年（1629）の刻銘があり、この時代に建立されたと考えられる。建物は、小堂ながらも均整がとれ、妻飾り^{つまかざり}、斗供^{とく}、墓股^{かえるまた}などの意匠には桃山時代のなごりをとどめ、江戸時代初期の特色を示す三間仏堂の好例とされている。



長久寺本堂（観音堂）

多賀大社鳥居（一の鳥居）^{たがたいしゃとりい} 【その他工作物】

高宮町の旧中山道沿いに立つ大きな鳥居で、多賀大社から西方約4kmの表参道に面して位置し、県下の石造鳥居としては古式で最大のものである。鳥居は、明神鳥居形式で、柱と柱の間約8m、高さ約11m、柱の直径は1.2mである。鳥居は、寛永12年（1635）の建立で、社殿が元和元年（1615）の火災の後、寛永年間（1624～1643）に造営されており、鳥居はこの時に建立されたと考えられる。



多賀大社鳥居（一の鳥居）

湖東焼窯場跡 【史跡】

湖東焼は、文政12年（1829）に城下の商人絹屋半兵衛^{きぬやはんべえ}たちにより始められ、井伊家12代当主直亮の時に彦根藩の御用窯となった。

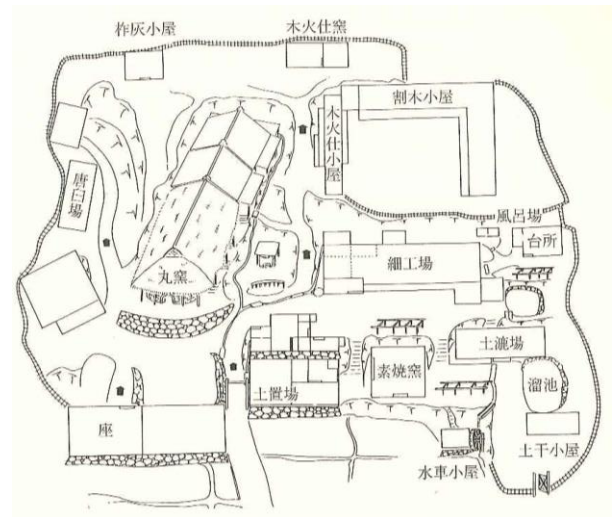
窯場は、当初芹川左岸^{さらしやま}の晒山に築かれたが、翌年には餅木谷^{もちのきだに}の当所に移築された。藩窯化以降、窯場は整備され直弼の時代に黄金期を迎え、高級品生産が定着するとともに、製品銘も「湖東」の二字に統一された。

しかし、桜田門外の変（安政7年（1860））以後は藩が苦境に立ち、その2年後の直憲の代に藩窯としての歴史を閉じ、その後は山口喜平^{やまぐちきへい}により民窯として明治28年（1895）



安政2年（1855）の湖東焼窯場

まで細々と存続した。焼物は、磁器を中心に
染付、金^{きん}欄^ら手、赤^{あか}絵、青^{せい}磁など細やかで美しい製品を世に送り出している。窯跡は、連房^{れんぼう}
式登窯^{しきのぼりがま}で、他に工房跡・素焼窯跡などが良好に残り、近世産業史の中で藩窯^{はんよう}の実態を示すものとして貴重な遺構である。



湖東焼窯場跡



県指定文化財の分布（平成 29 年 10 月現在）

（５）市指定文化財

市指定文化財は、88 件ある。その内訳は、建造物 31 件、史跡 2 件、名勝 2 件、天然記念物 2 件、無形民俗文化財 4 件、その他絵画などの美術工芸品が 47 件が存在する。

このうち 22 件は、いずれも旧城下町を構成した江戸時代の歴史的建造物である。1 棟が藩校弘道館（現金亀会館）の講堂であった建物。1 棟が表御殿の能舞台。17 棟が武家屋敷。残る 2 棟は町家の建造物である。表御殿の能舞台と 1 棟の上級武家屋敷長屋門が特別史跡内である他は、旧城下町に散在して江戸時代の城下の面影を今に伝えている。

主な市指定文化財

彦根城表御殿能舞台 おもてごてんのうぶたい 【建造物】

江戸幕府は、能を武家の式楽とし、江戸城本丸の表舞台を頂点に、格式によって能舞台の様式を定めた。表御殿の能舞台は、寛政 12 年（1800）に井伊家 11 代当主直中により、この規範に則して建立された江戸時代の公式の能舞台であり、現在では、ほとんど残っていない大名家の能舞台としては建築史的にも芸能史的にも貴重である。



彦根城表御殿能舞台

この能舞台は、明治時代に表御殿が取り壊された後に、井伊神社境内、沙々那美神社（現護国神社）境内へと移築されたが、彦根城博物館建設時に表御殿内のもとの場所に戻された。

金亀会館 こんきかいかん 【建造物】

金亀会館は、江戸時代には彦根藩の藩校の講堂であった歴史的建造物である。江戸時代、特に後半以降になると、各藩とも藩士の文武奨励のため藩校設立の気運が盛り上がり、各地で藩校が建設された。彦根藩でも寛政 6 年（1794）に井伊家 11 代当主直中の下で藩校設立が決議され、同 9 年（1797）には、城下第 2 郭西端の地（現在の西中学校運動場辺り）に起工、同 11 年（1799）藩校稽古館 けいこかん として開校した。稽古館開校から 31 年を経た天保元年（1830）、井伊家 12 代当主直亮は、藩校の名称を弘道館 こうどうかん に改めるとともに洋学を講義に取り込むなど藩校の改革を実施。明治 4 年（1871）の廃藩置県により廃止されるまで弘道館での教育は、多大な成果をあげた。



金亀会館

現在、中央町に残る金亀会館は、藩校の講堂を大正 12 年（1923）に当地に移築し、西本願寺の教堂として使用してきたものであり、藩校唯一の現存建物として貴重である。

きゅうさいごうやしき

旧西郷屋敷長屋門 【建造物】

現在この長屋門が建っているところは、天保7年（1836）の『彦根御城下惣絵図』によれば、家老・西郷伊予の屋敷にあたる。この長屋門は、寛保2年（1742）に西隣の庵原家いはらで建てられたものを、明治16年（1883）に裁判所が整備されることに伴い現在の場所に移されたとされ、市内に残る長屋門の中でもっとも大きいものである。



旧西郷屋敷長屋門

きゅういけだやしき

旧池田屋敷長屋門 【建造物】

旧池田屋敷長屋門は、特別史跡彦根城跡の東、尾末町に位置し、この辺りは中堀と外堀に囲まれた第3郭の東の端にあたり、江戸時代には、中級武家屋敷が建ち並んでいた。かつての屋敷地は、間口17間余（約34m）、奥行10間（約20m）あったが、現在は主屋などが取り壊され、長屋門のみ現存している。長屋門は、桁行10間（約20m）、梁間2間（約4m）の入母屋造りで、正面左端に門が設けられ、門の右手には「中間（武家奉公人）部屋」や「馬屋」などの長屋が5室連なっている。彦根藩では、分限ぶんげん（身分）に応じて長屋門の格式が定められていたようであるが、この建物は彦根藩の中級武家屋敷の典型をなす長屋門として貴重である。



旧池田屋敷長屋門

旧鈴木屋敷長屋門 【建造物】

旧鈴木屋敷は、天保7年（1836）の『彦根御城下惣絵図』によれば、鈴木権十郎ごんじゅうろうの屋敷にあたる。鈴木権十郎は、禄高ろくだか350石で大津蔵奉行であった。

長屋門は、正面より右に偏して門を設け、左には小部屋を連ねている。上半を白漆喰壁、腰より下を下見板張りしたみいたばとし、要所に格子窓を設けている。棟東に文久2年（1862）の墨書むなづかがあり、幕末期の彦根藩中級武家屋敷の典型をなす長屋門である。



旧鈴木屋敷長屋門

あしがるぐみつじばんしよ きゆういそじまけ
旧彦根藩足輕組辻番所、旧磯島家住宅 【建造物】

善利組・旧磯島家住宅は、旧芹橋12丁目の中央、中辻通りなかつじどおと交差する北西隅に位置し、その前庭の南端には、見張り窓を設けた辻番所と称する建造物が存在する。見張り窓は2方向の通りに面して2箇所なかつじどおに設けられており、見通しが良いように番所が通りに若干張り出している。主屋を経由することなく通りから直接番所に入るようになっており、通りの辻の要所に番所を配して、城下への人の出入りを監視していたと考えられる。この辻番所は、現存唯一の辻番所の施設として貴重である。



旧彦根藩足輕組辻番所、旧磯島家住宅

旧彦根藩足輕組屋敷（善利組・中居家住宅） 【建造物】

足輕屋敷の形態を良く残し、城下町の歴史的景観を先導する建物である。主屋は、間口5間、奥行5間半の切妻造り・棧瓦葺きの中2階形式で通りに面して妻面を見せ、表に向かって下屋をかける。主屋の表側にドマを設けて台所などとし、次にイマと玄関、ザシキなどを設け、前土間型の整形四間取りに近い平面形態をとっている。



旧彦根藩足輕組屋敷（善利組・中居家住宅）

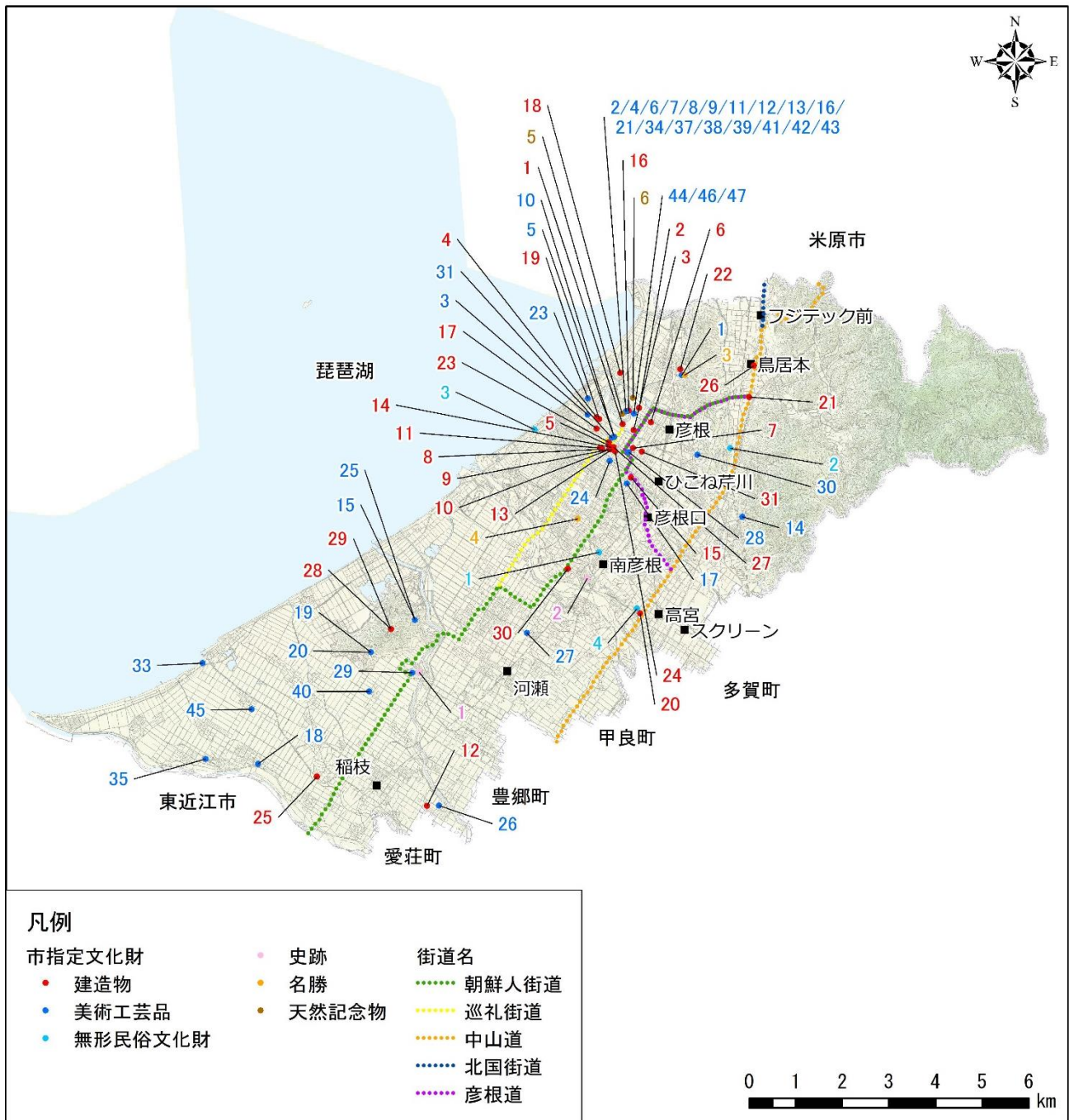
旧広田家（納屋七）住宅 【建造物】

旧広田家住宅は、江戸時代に魚屋が集中して居住していた旧下魚屋町の西端にあり、魚問屋にふさわしい重厚な構えを残している。屋号を「納屋」といった。

主屋は、桁行7間半、梁間7間の切妻平入りの建物である。前面庇、壁、軒周りは漆喰で塗りこめており、軒の出桁は梁の端部を腕木状にはねだして受けている。建築年代は、背面突出部の鬼瓦に安永7年（1778）の刻銘があることから、そのころに建築されたと推測される。「納屋七」は、納屋七右衛門の略。



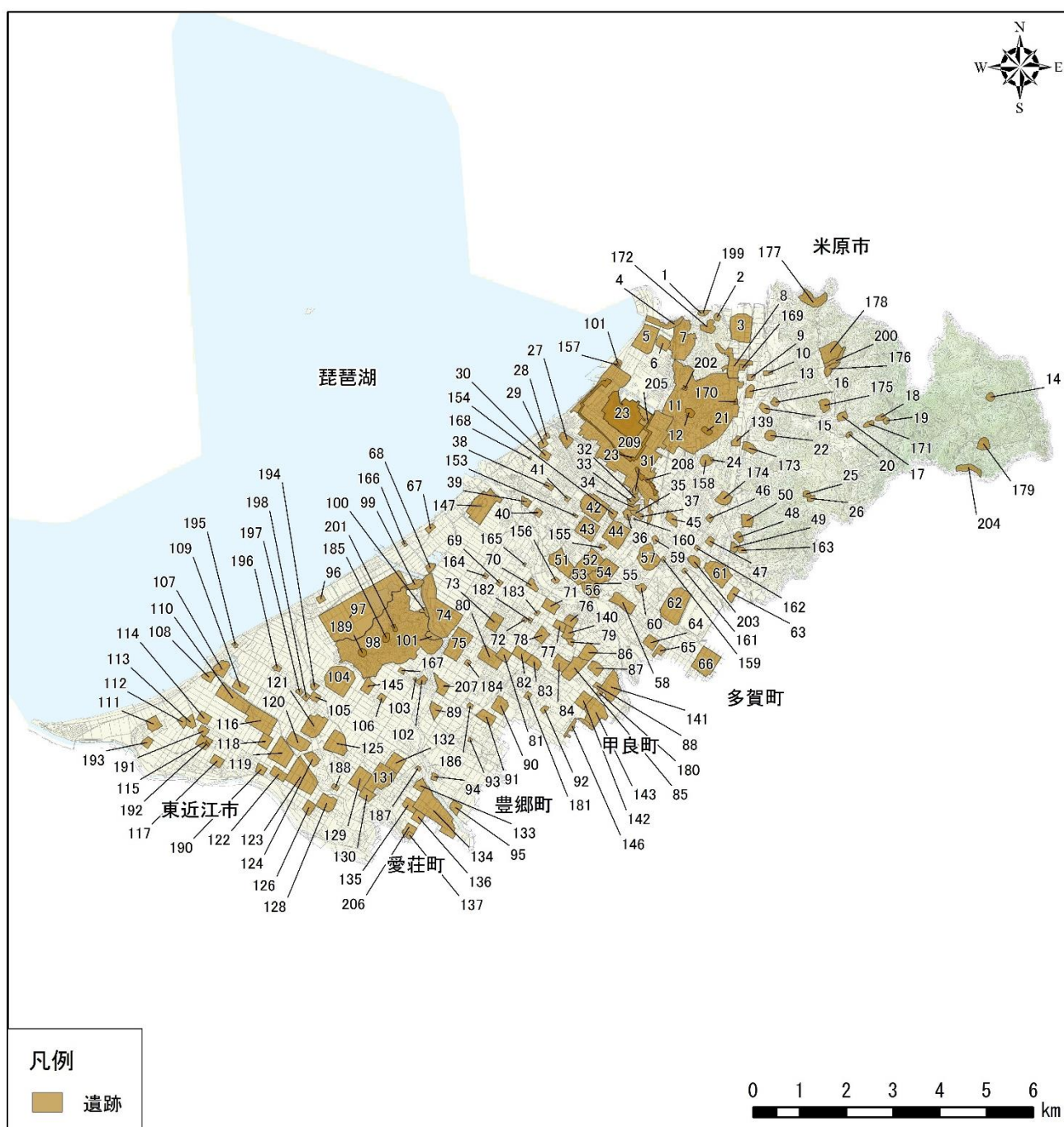
旧広田家（納屋七）住宅



（6）周知の埋蔵文化財包蔵地

市内には、縄文時代から近世に至る 209 件の周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する。

この中で、特に弥生時代後期から古墳時代初頭を中心時期とする稲部遺跡、稲部西遺跡については、祭祀に関する大型の掘立柱建物や首長居館と考えられる溝で囲繞された掘立柱建物、金属器製品の生産遺構、多数の竪穴住居が集中して確認されている。また、佐和山城跡においては、良好に残る城郭関連の遺構と城下町の遺構、内堀の遺構が確認されている。これら2つの包蔵地については、ともに道路敷設に伴う発掘調査において遺構が確認されており、稲部遺跡、稲部西遺跡については、道路法線を変更することで遺構保存が実現できた。



彦根市遺跡地図（周知の埋蔵文化財包蔵地）

（7）伝統芸能、伝統工芸

彦根には、江戸時代以来の伝統を引き継ぐ茶の湯や能楽が、今も豊かに根付いている。

「茶の湯」

茶の湯は、町方の千家茶道とともに、武家茶道としての石州流が藩主井伊家をはじめ家臣たちの間に広く普及した。井伊家では、伝来した茶道具や記録から、歴代当主が茶の湯を嗜んだことが推測され、茶会への参席の記録も残っている。古くから「御茶道役」という役職も確認できる。中でも、井伊家11代当主直中は文化10年(1813)5月に彦根に戻る際、下屋敷の槻御殿に茶室や能舞台を設けた人物として知られる。



名勝玄宮楽々園でのお茶会

12代当主直亮もまた、江戸や彦根の屋敷に茶室や待合を設けて茶の湯に精進した。そして13代直弼は、近年、幕末を代表する茶人とまで評されている。彼の著した『茶湯一会集』には、「一期一会」「独坐観念」といった茶の湯の真髄が説かれている。また、直弼は17人の弟子を持った茶の湯の宗匠でもあった。17人はいずれも彦根藩士。藩主の影響などもあって、石州流を嗜む家臣は多かった。こうした石州流の道統は、今日に引き継がれ、今も彦根一会流や石州流井伊大老派が活発な活動を展開している。彦根には、千家など町衆の茶の湯とともに、大名茶の系譜を引く茶の湯文化が今日まで息づいている。

「能楽」

彦根藩の能楽も、井伊家歴代当主の嗜好に沿って広く普及した。初代直政が家康を、2代直孝が家綱を、それぞれ自邸に招いて能を催したことが知られるが、4代直興は55人の能役者を召し抱えた記録が残っている。10代直幸は、喜多流宗家と師弟関係を結び、自ら能を舞った藩主として知られる。11代の直中は、寛政12年(1800)に表御殿に能舞台を建立、そして既述のように退隠に際して、槻御殿にも能舞台を建立した。直中の代に能役者の定雇い体制が確立したと考えられ、能面や能装束の収集も行われた。直中と喜多流宗家古能との関係は深く、古能は彦根に足を運んでいる。12代直亮の頃に江戸上屋敷にも能舞台が建立され、13代の直弼は能や狂言を自ら創作している。このような歴代藩主の能楽への傾倒は、多くの能役者を抱えるとともに、能を楽しみ、能に興じる家臣らを生み出した。現在も、表御殿(彦根城博物館)に伝存する能舞台を用いた能狂言の上演には多くの鑑賞者が訪れ、歴史的建造物である能舞台は多くの市民に愛され活用されている。このように、城と城下町を形成する歴史的建造物やまちなみとともに、大名文化の息吹が今も人々の中に継承されている。

「無形民俗文化財」

一方、城下町以外の町々にも、郷土を彩る芸能が多様な形で伝えられている。現在、戦国時代の天文年間(1532～1555)に全国的に流行した風流踊りの原形を継承する「小泉町幌踊り」と「小

野町太鼓踊り」、江州音頭が流行する以前の江戸時代後期の古風な振り付けを残す「大藪踊り」、女性だけの手踊りで、明治時代によく歌われた座興歌に古老がナスとカボチャのけんかを面白く振付けた「高宮町かぼちゃ踊り」の4件は、特に市指定の無形民俗文化財として伝承されている。



小泉町幌踊り



小野町太鼓踊り



大藪町大藪踊り



高宮町かぼちゃおどり

「彦根仏壇と湖東焼・高宮布の伝統工芸」

彦根には、彦根仏壇や湖東焼、高宮布などの伝統工芸も盛んであった。彦根仏壇は、中山道高宮宿から彦根城下にいたる彦根道に沿って築かれた七曲がりの町筋に、今も仏壇街として江戸時代以来の歴史的建造物のまちなみの中で仏壇制作の伝統を継承している。

湖東焼は、江戸時代後期に城下の商人絹屋半兵衛によって創始された焼物である。のちに彦根藩に召し上げられて藩窯となり、井伊直弼が藩主の代に黄金時代を迎えた。磁器を主体に「湖東」ブランドとして優品を制作する一方で、大量の日用品も焼造して殖産興業の一翼を担った。

高宮布は、高宮周辺で生産された上質の麻布であり、「高宮上布」とも通称された。江戸時代には將軍や諸大名の贈答品として珍重され、彦根藩の名産の1つであった。

（8）特産品、菓子、料理等

水と緑豊かな自然環境に恵まれた本市には、地元で長く親しまれてきた湖魚料理などの食材や街道沿いで製造販売されていた妙薬などが歴史と伝統の中で人々の生活に息づいている。また、近年では、荒神山の麓で栽培されている「彦根梨」など、新たな特産物が生産されるなど彦根ならではの食材などを通じた文化が発展している。

「近江牛」

寛政年間（1789～1801）以降、將軍や諸大名からの求めに応じて彦根藩から牛肉を贈った例が史料により確認できる。食べ方や意識としては、日常生活の中の食べ物ではなく、食べることでより体調がよくなる滋養強壮剤という認識があったことが窺える。



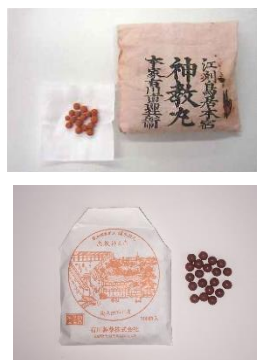
近江牛

「赤玉神教丸」

文化11年（1814）に描かれた『近江名所図会』の中で、中山道の63番の宿場であった鳥居本宿の様子として赤玉神教丸を販売する有川家の店先の賑わう風景が描かれている。この赤玉神教丸は、腹痛・食あたり・下痢などに効く妙薬で、多賀大社の神の教えによって調合したため、その名があるといい、現在も製造し販売されている。後に、江戸期に建てられた有川家の建造物は、平成24年（2012）に国の重要文化財に指定された。



重要文化財 有川家住宅



赤玉神教玉

上が江戸時代のもの。滋賀大学経済学部
付属資料館寄託。下は現代のもの。

「益寿糖」

益寿糖は、餅米と粟水飴を練り固めた餅に和三盆糖をまぶした餅菓子で、城下の菓子商「糸屋重兵衛」で江戸時代後期から作られていた。幕末には、御城にもしばしば納められており、彦根藩から他家への贈答品として使われたこともある。

町人の間でも知られており、京都からの知り合いを頼って取り寄せられたこともあるという。



益寿糖

「湖魚料理」

鮎、エビ、シジミなどの琵琶湖のさまざまな湖魚類を醤油、飴で煮た佃煮^{つくだに}や、豆や大根と一緒に炊くものもある。



湖魚（鮎）

「鮎鮓」

鮎鮓は、日本最古の寿司と言われている。鮎にご飯を混ぜて発酵させたなれ鮓で、独特のにおいがある。祭礼で神に捧げられることもあり、琵琶湖の恵みを象徴する食べ物でもある。

彦根藩から幕府へ定期的に献上され、献上物とする基準は、領内の土産物とされていたため、鮎鮓もその当時彦根地域の伝統的な特産物であったことがわかる。



鮎鮓

「彦根梨」

彦根梨は、石寺町の曾根沼干拓地で昭和56年（1981）から栽培が始まり、付近の農家が荒神山西側の麓の約10.4haの梨園で生産し、地域特産品「彦根梨」として定着している。

幸水 8月中旬～9月上旬。果肉がやわらかく、甘味が強い。

豊水 8月下旬～9月中旬。甘味の中に程よく酸味がある。



彦根梨

彦根りんご

りんごは、『新修彦根市史』によると文化13年（1816）にりんごの苗木が彦根に来たことを示す記録があるとされている。明治以降も栽培が続くが、昭和5年（1930）頃衰退し、残ったりんごの木も同30年代には枯れたという。その後、同47年（1972）に復活が試みられたが成功しなかったようである。平成15年（2003）に結成された「彦根りんごを復活する会」は、りんごの研究を重ね、西今町などにりんご園をつくり栽培を進めている。



第2章

維持及び向上すべき歴史的風致

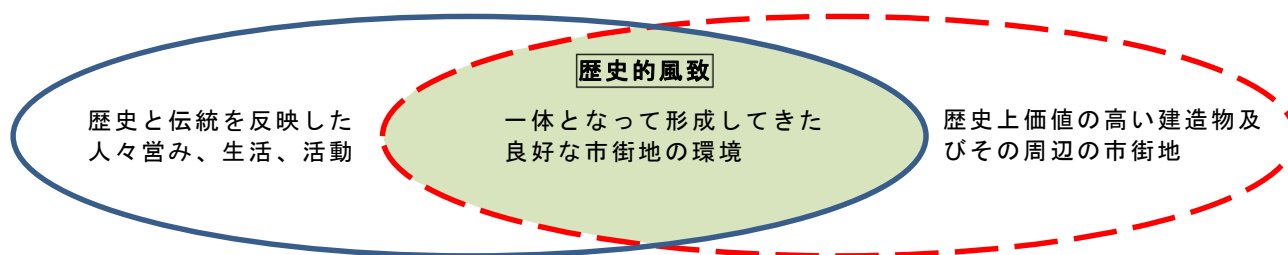
第2章 維持及び向上すべき歴史的風致

彦根市の維持及び向上すべき歴史的風致

本市は、古くから畿内と北国・東国とを結ぶ交通の要衝として長い歴史を刻んできた。そこには豊かな文化が生まれ、時代と地域によって異なる個性を持ち、多様な展開を示しながら、そこに生きる人々と共生してきた。

特に江戸時代は、彦根藩の政治・経済・文化の中心として都市構造を発達させ、今日に残る歴史的建造物などの文化財は、人々の活動の場として彦根に固有の伝統と文化を育んできた。

「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法第1条において「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその他の活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義している。



歴史まちづくり法に基づく歴史的風致の定義により、本市における維持向上すべき歴史的風致として、次の4つの歴史的風致を選定した。これら歴史的風致は、将来にわたって維持し向上を図るべき貴重な資産である。

- 1 彦根藩主井伊家の大名文化にみる歴史的風致
- 2 城下町の伝統にみる歴史的風致
- 3 中山道の宿場町（高宮宿・鳥居本宿）にみる歴史的風致
- 4 荒神山にみる歴史的風致



城まつりパレード



維持向上すべき歴史的風致

1 彦根藩主井伊家の大名文化にみる歴史的風致

（１）現代に生きる「能と狂言」の継承

彦根では、能や狂言が定期的上演され、子どもたちや大学生による発表会も催される。このような文化が根付いてきた背景には、彦根藩主井伊家に由来する大名文化の継承が色濃く見られる。

江戸幕府は、能を式楽（公儀の儀式に用いられる芸能）に定めて奨励した。彦根藩でも幕府に倣って能役者を召し抱え、能舞台を築いて能を催した。最盛期には、彦根城内に 2 棟の能舞台が存在した。そのうち、現在、表御殿を復元した彦根城博物館の中央にある能舞台は、寛政 12 年(1800)に当所に築造された歴史的建造物である。明治 11 年（1878）に表御殿が解体された際、能舞台が古沢町にある井伊神社に移築された。右の写真は、昭和 6 年（1931）当時の能舞台で能が演じられた時のようすである。その後、昭和 25 年（1950）に、沙々那美神社境内（現在の市民会館の地）に補修移築。さらに昭和 38 年（1963）に護国神社に曳家によって移築された後、昭和 62 年（1987）に表御殿の地に彦根城博物館を建設するに際して、再び元の位置へ移転復原された。

能舞台は、移築を繰り返しながらも守り継がれ、さまざまな場所で能が演じられた。現在は、表御殿を復原した彦根城博物館で、伝統芸能が継承されており、平成 24 年（2012）3 月に市指定文化財として指定している。

日頃は、展示室に展示している井伊家伝来の能面や能装束と同様に歴史的建造物としてガラス越しに見ることができるが、この能舞台を用いて、6 月と 11 月には水無月狂言の集いと錦秋^{きんしゅう}狂言の集いを、9 月には彦根城能を催し好評を博している。幕末の大老として知られる井伊直弼が、自ら制作した能「筑摩江」や狂言「鬼ヶ宿^{おにがやど}」も上演される。彦根城博物館には、「筑摩江」や「鬼ヶ宿」（原題は「安達女^{あだちおんな}」）の直弼自筆の草稿本も存在している。

歴史的建造物である彦根城博物館の能舞台は、このような定期的に能や狂言のほか、滋賀県立大学能楽部の定期発表や博物館事業「子ども狂言教室」の発表会など、様々に活用されている。

「子ども狂言教室」は、もともと学校教育との連携で生まれた事業であり、彦根の伝統芸能を若い世代に広め継承する目的で始められ、その練習の成果を博物館の能舞台で披露していただくことが発端であった。子どもたちが伝統の能舞台で声を張り上げながら舞う姿は、伝統芸能の伝承へと繋がっていくものである。



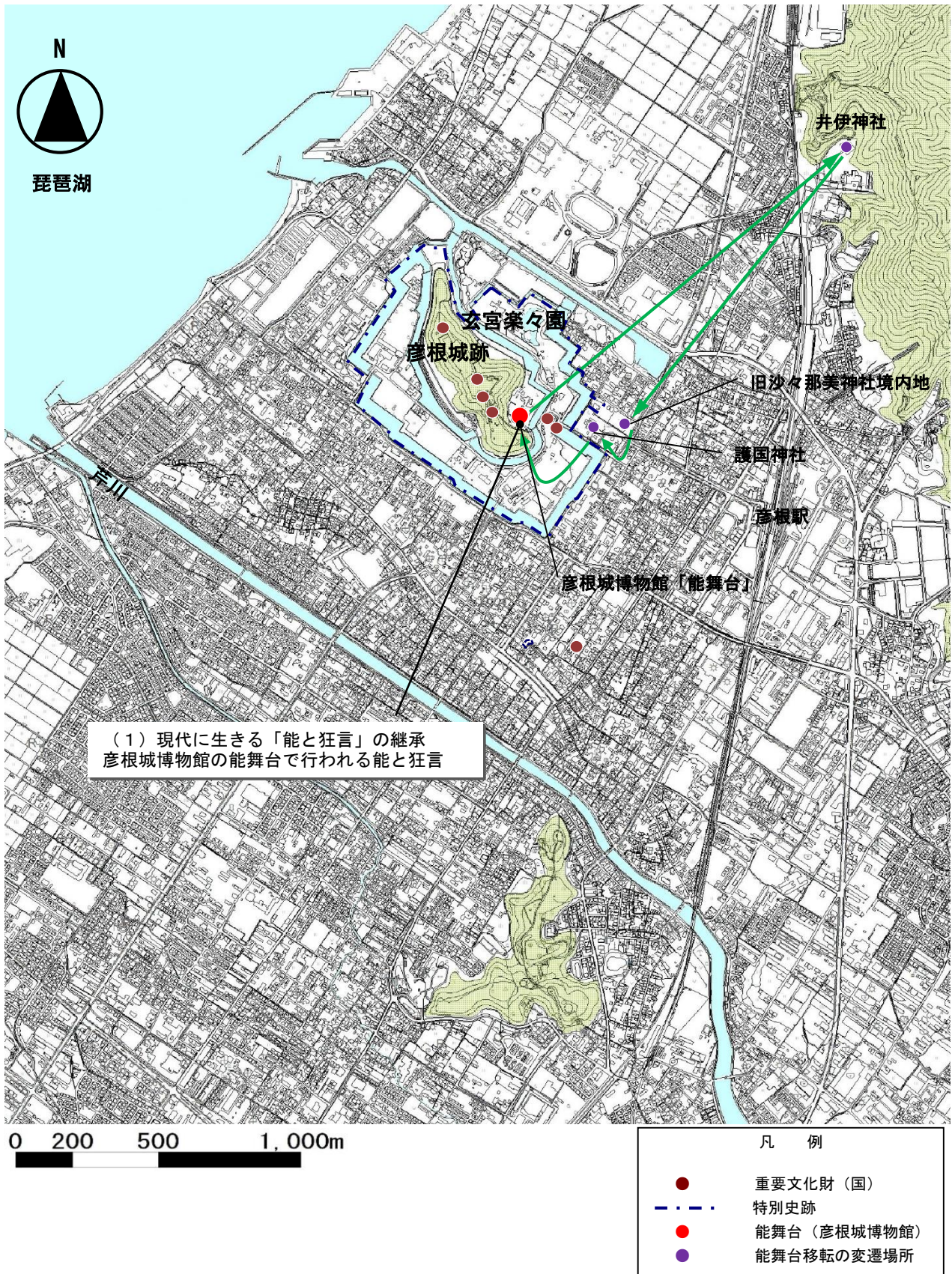
彦根城能（能舞台：彦根城博物館）



井伊神社に移されていた
昭和 6 年当時の能舞台



子ども狂言稽古風景
（能舞台：彦根城博物館）



(1) 現代に生きる「能と狂言」の継承

彦根かるた

昭和 58 年（1983）に、彦根の歴史学習に関わる様々な活動を行ってきた彦根少年少女ふるさと研究友の会（社団法人彦根青年会議所）が、創立 5 周年を記念して、市内の郷土の歴史や文化を楽しみながら学べる教材として、「彦根かるた」を発行した。

札は、いろは 47 文字に「彦」を加えた 48 枚で構成されている。

毎年、かるた取り大会が開催され、子どもたちの札を取る力強い声が聞こえる。



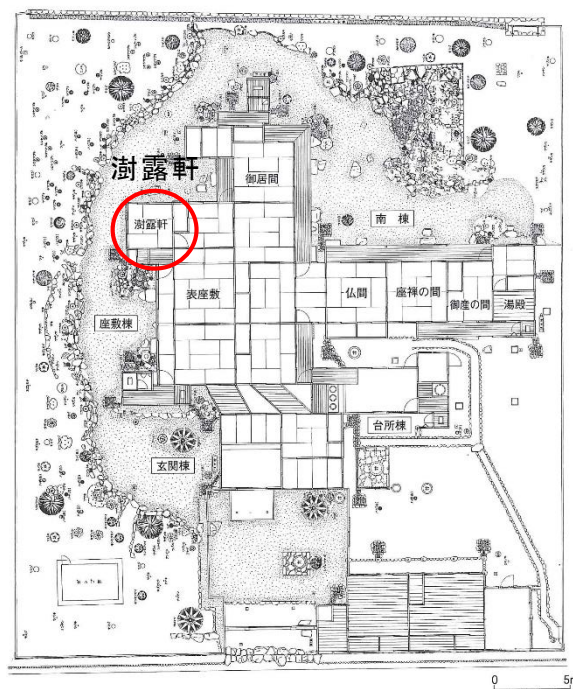
彦根かるた

（2）「茶の湯」の伝統

彦根には、千家など町衆の茶の湯とは異なる、大名茶の系譜を引く茶の湯文化が今日まで息づいている。井伊直弼が創設した茶の湯の道統を継ぐ団体が健在であり、市内各所で茶会が催されている。石州流は、近年、全国の城下町にある石州流各派が連合して全国組織ができ、彦根でも大会が催されて活況を呈した。

彦根藩では、伝来する茶道具や記録から歴代の藩主が茶の湯を嗜んだことが知られる。井伊家13代当主直弼は、茶の湯にも精進した当主であった。31歳の若さで武家茶道石州流の一派創立を宣言し、弟子を抱えた。特別史跡内にある埋木舎^{うもれぎのや}には、直弼が茶の湯に励んだ^{じゅろけん}澍露軒という茶室ある。井伊家11代当主直中の14男であった直弼は、この埋木舎を永住の場所と定めて本格的に改修し、天保7年（1836）、座敷北側の下屋を茶室に改修して「澍露軒」と命名する。茶室は、四畳半席でその東に半間の水屋を設けている。現在は公開され、しばしば茶会が催されている。また、名勝玄宮楽々園^{ほうしやうだい りんちかく}の鳳翔台や臨池閣においては、直弼が幕府の数奇屋坊主をもてなした茶会の記録である『彦根水屋帳』（彦根で嘉永4年（1851）10月2日から安政4年（1857）閏5月まで行われた井伊直弼による16会の自筆自会記）などが残っている。

その後、玄宮園では、度々^{の だて}野点茶会が催され、古くは昭和33年（1958）10月4日の新聞で、旧城下町一帯で催される彦根城まつりが4日から始まり、井伊大老をしのぶ野点茶会が催されることが報じられている。また、昭和61年（1986）以降では、秋に催される「虫の音を聞く会」において野点茶会が催されるなど、形を変えながらも庭園での野点茶会が続いている。なお、今日では玄宮園内の鳳翔台において、池泉回遊式庭園を前に^{ていちゃ}呈茶のもてなしを受けながら、大名茶の世界を満喫できる。その他、市内では、城内や城下の直



埋木舎の平面図



澍露軒



鳳翔台と臨池閣



鳳翔台

弼ゆかりの箇所では茶会が催され、多くの招客で賑わっている。

彦根城博物館の小学生を対象とした普及事業「キッズ・サマースクール」では、展示室で直弼ゆかりの茶道具ならびに復元された茶室（天光室）を見学し、復元木造棟で実際に茶の湯を体験する。この体験では、お茶の先生のお点前を拝見した後、自ら茶を点てる。子どもたちにとって、「ほんものとの出会い」は貴重な体験であり、彦根の伝統文化を継承できる場となっている。

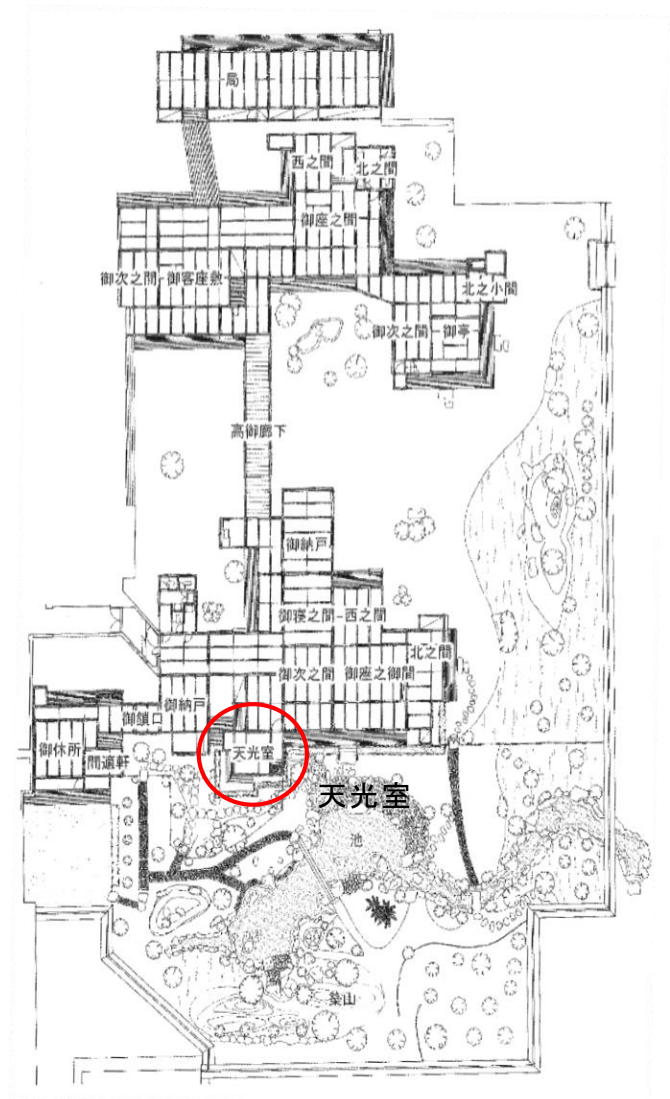
茶の湯文化は、和菓子の文化ともつながっている。旧城下町には、今も和菓子店が多く店を構えている。創業が江戸期にさかのぼる店も健在である。江戸時代後期に、和菓子店「糸屋重兵衛」で作られていた餅菓子である「^{えきじゅとう}益寿糖」は、城下で人気があり、城にもしばしば納められていた。近年、この益寿糖が資料に基づいて復元され、彦根城博物館の茶席に出されて好評であった。そのほか「埋れ木」や「柳のしずく」など井伊直弼にゆかりの名をつけたものや「三十五万石」のように彦根藩の石高を名づけたものなど、茶菓子としての個性を競っている。また、名古屋から伝わった外郎が、「彦根^{ういろ}ういろ」と名を変えて今日でも味わうことができる。



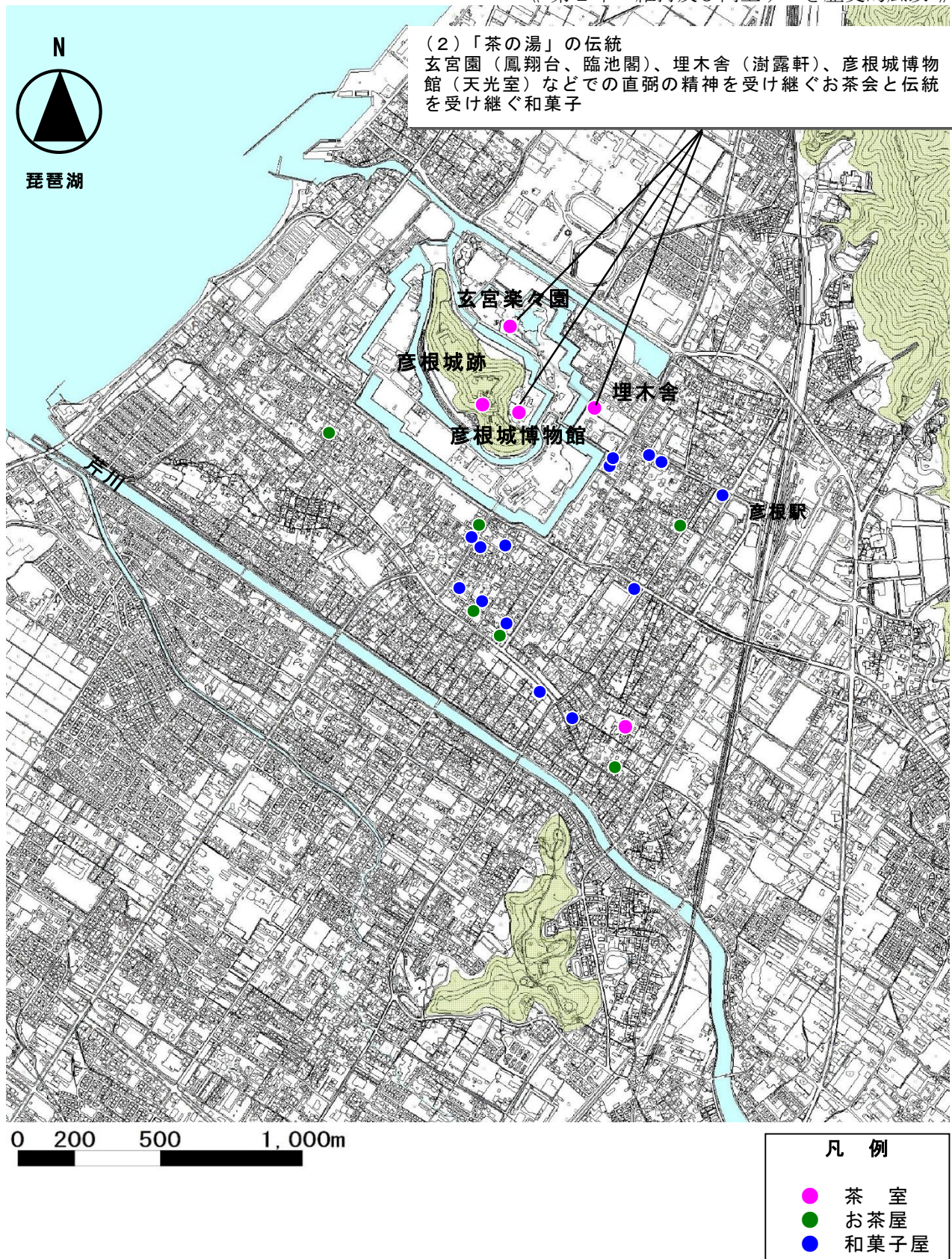
玄宮園での茶会



復元された「益寿糖」



彦根城博物館木造復元棟平面図



(2) 茶の湯の伝統

（３）彦根の「城まつり」

彦根では、毎年 11 月 3 日に旧城下町一帯で恒例の「城まつり」パレードが催され、馬上の井伊直政役を始め、赤備えの甲冑に身を包んだ人々が旗印を掲げて勇壮にパレードする。パレードは、旧外堀ルートから「いろは松」を経て城表の佐和口より城内を通過し、本町筋を経て再び外堀ルートに戻るコースをとる。中堀に面した「いろは松」一帯は、彦根市景観重要樹木の指定第 1 号の松並木（33 本）が伸び、道幅も 9 間あって通常の街路よりかなり広い。

江戸時代には、彦根藩家中がこの通りに居並び、藩主の国入りを迎え、また、出立を見送った歴史的な場所であり、当時は「松の下」と称されていた。今日でも「いろは松」越しに国宝の天守が遠望でき、中堀に面して二の丸佐和口多聞櫓の白壁が長く伸び、中堀の外には井伊直弼ゆかりの埋木舎や中級武家屋敷の旧池田屋敷長屋門などがある彦根城屈指のロケーションの地である。パレードが当所を通過する際は、勇壮な武者行列はより一層景観に映える。そのほか、周辺には、旧彦根藩武家屋敷（大村家住宅）、旧鈴木屋敷長屋門、旧西郷屋敷長屋門など歴史的建造物が存在する。

この城まつりパレードは、佐和山神社の祭礼である佐和山まつりが起源となっている。清凉寺井伊家墓所内にあった護国殿は、井伊家の祖神である初代井伊直政と二代井伊直孝を祭神とする社殿で、江戸時代には、元旦、2 月 1 日（直政命日）、6 月 28 日（直孝命日）のみ開門され、藩士の参詣が許された。明治維新後、神仏分離により清凉寺から離れて佐和山神社となった。その祭礼である佐和山まつりは、毎年春の 4 月



城まつりパレードの様子



いろは松と城まつりパレードの様子



城まつりの時代行列（昭和）
（市立図書館蔵）

1 日に催され、今日の城まつりと同様に、甲冑を身にまとった武者が馬上や徒歩で市中を練り歩いた。明治 34 年（1901）に举行された「彦根城開城 300 年記念祭」は、特に盛大であり、その模様を描いて巻子^{かんず}にした資料が旧家に大切に伝存されている。

昭和 13 年（1938）、佐和山神社は、財政難などの要因から井伊神社（弘化 2 年（1845）建立）に合祀されることとなり、佐和山まつりも休止されたが、そののち昭和 26 年（1951）に彦根藩を開いた井伊直政が彦根に開府してから 350 年を記念し、「彦根開府 350 年祭」が、「城まつり」と銘打って開催された。その後、彦根観光協会が催す秋の城まつりに継承され、平成 29 年（2017）で 65 回を迎える。

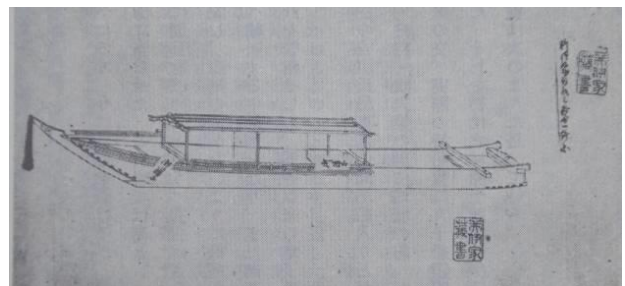
また、琵琶湖に繋がっていた内堀沿いでは、彦根鉄砲隊による古式火縄銃の演武や彦根藩主井伊家に伝来した「御好屋形船」^{おんすきやかたぶね}を再現した船の運行が行われるなど、城まつりパレードとともに一体的な歴史的な風情を感じることができる。



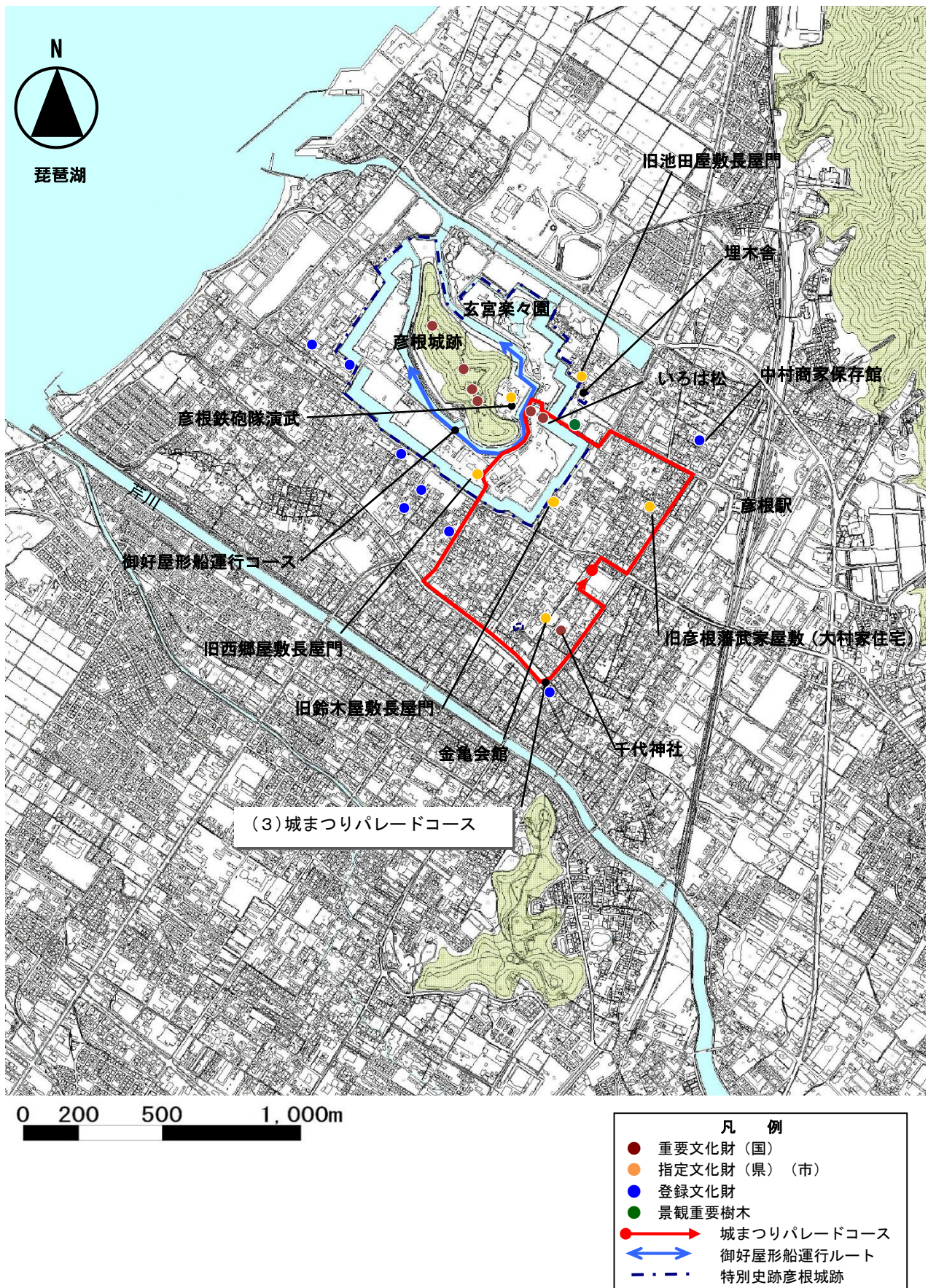
彦根鉄砲隊



彦根城の内堀沿いを運行する「御好屋形船」



「御好屋形船」絵図（彦根城博物館蔵）



(3) 彦根の「城まつり」

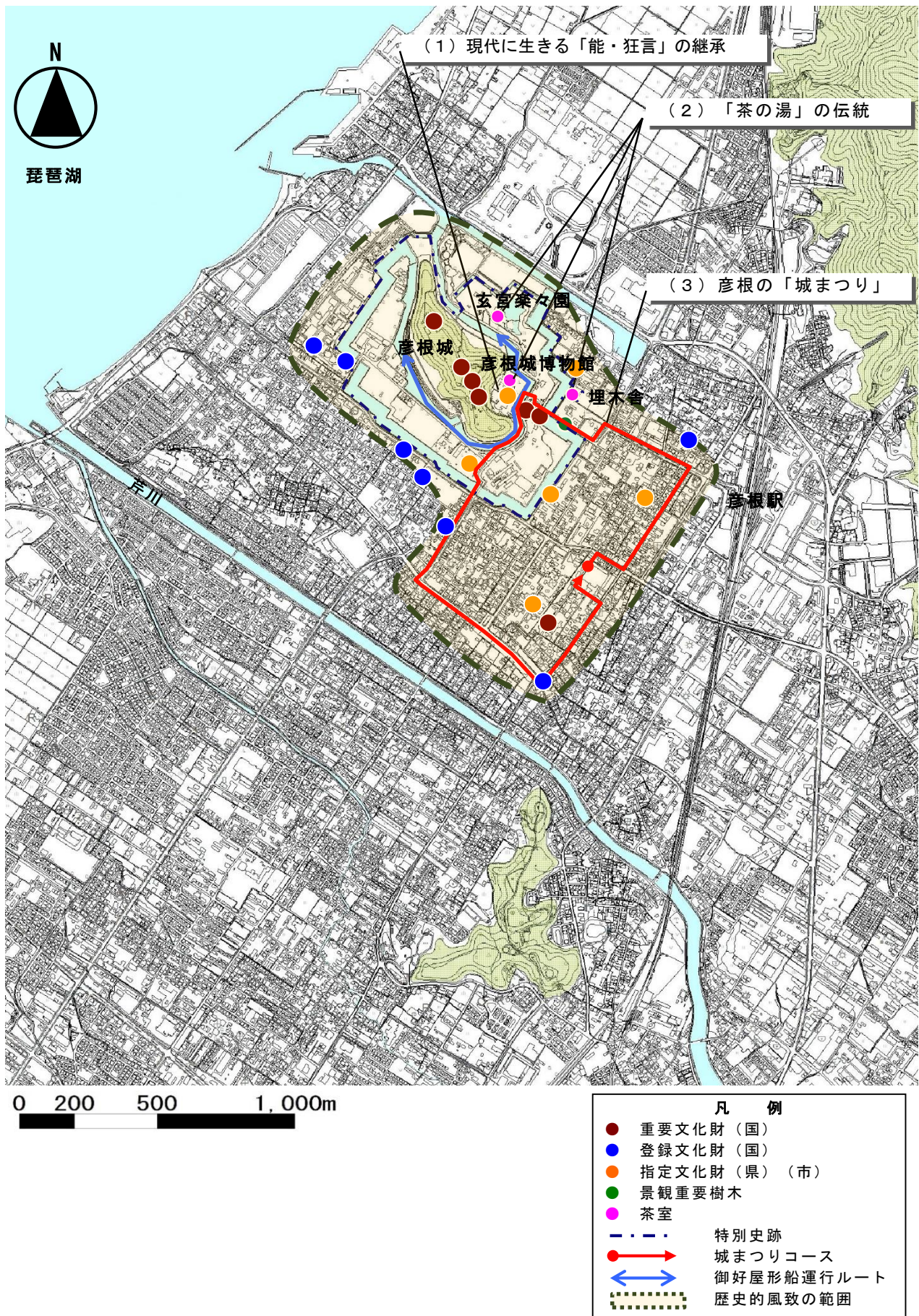
まとめ

彦根では、彦根藩主井伊家により彦根藩の政治が執り行われるとともに、大名の教養として、「能や狂言」や「茶の湯」などが行われてきた。現代では、彦根城博物館の能舞台で発表を行う体験学習能を通して、子どもたちに伝統芸能を広く伝承する取組みが継続して行われている。

茶の湯においては、井伊直弼が創設した茶の湯の道統を継ぐ団体が健在であるなど、大名茶の系譜を引く茶の湯文化が今日まで息づいている。また、小学生を対象に表御殿を復元した彦根城博物館復元木造棟において、茶の湯の体験学習の取組みも行われている。

佐和山神社の祭礼である佐和山まつりが起源とされる「城まつり」では、甲冑に身を包んだ人々が旗印を掲げて勇壮なパレードをする大名行列や古式砲術演舞があり、沿道に多くの観光客が訪れる彦根の秋の風物詩として定着している。

このように、旧城下町の歴史的建造物とともに伝統芸能や伝統文化の継承によって、彦根藩主井伊家の大名文化にみる歴史的風致が形成されている。



1 彦根藩主井伊家の大名文化にみる歴史的風致

2 城下町の伝統にみる歴史的風致

(1) 足軽「組」の結束－足軽屋敷

彦根城下の足軽屋敷は、城下町のもっとも外側に、城下を取り囲むように屋敷を連ね、彦根城と城下町を守備する役割を担っていた。彦根藩の足軽は、慶長期に中藪組 6 組と善利組 12 組が設置されたのを皮切りに、元和期には加増に伴う足軽増強により善利組 8 組と上組 1 組を設置。同様に寛永期には、切通組 3 組・中組 4 組・上組 2 組がそれぞれ新たに設置された。このように彦根藩の足軽組屋敷は総体として江戸時代の早い段階に整えられた。

中でも善利組の規模は大きく、その屋敷地は第 4 郭の南、外堀と善利川の間、東西約 750m、南北約 300m を占めた。幕末期には、戸数およそ 700 を数えた。間口 5 間（約 9 m）、奥行 10 間（約 18m）ほどの敷地に、木戸門と堀に囲まれた小さいけれど武家屋敷の体裁を整えた建物が連綿と続いた。建物内は、土間をへて玄関・台所・納戸・座敷の 4 部屋が「田」の字形に連なり、8 畳の座敷には、床があり庭を望むことができた。藩によっては「^{あしがるな}足軽長屋^{がや}」も多い中、彦根藩の足軽屋敷は、門を構えた庭付き一戸建てで、小さいながらも武家屋敷としての体裁を整えた構えであった。

その事例として、平面図に示した旧彦根藩足軽組屋敷（善利組）住宅は、善利組の西寄りの旧 14 丁目の通りの東側に位置し、通りを北から入って中筋の角から 3 軒目の屋敷で、通りに面して門と堀を構えている。建物は、棟札が発見されていないが、建物の風化具合から江戸末期の建築と考えられる。主屋は、切妻造り瓦葺き、平入りで、棟を通りに直角におき、前面妻から下屋を出し、外壁は堀と一体化している。規模は、桁行 5 間、梁間 3 間。建築年代は、構造材の状況から、江戸時代末期といえる。現況の平面構成は、4 列 8 室からなり、



芹川堤防より
足軽屋敷を見る

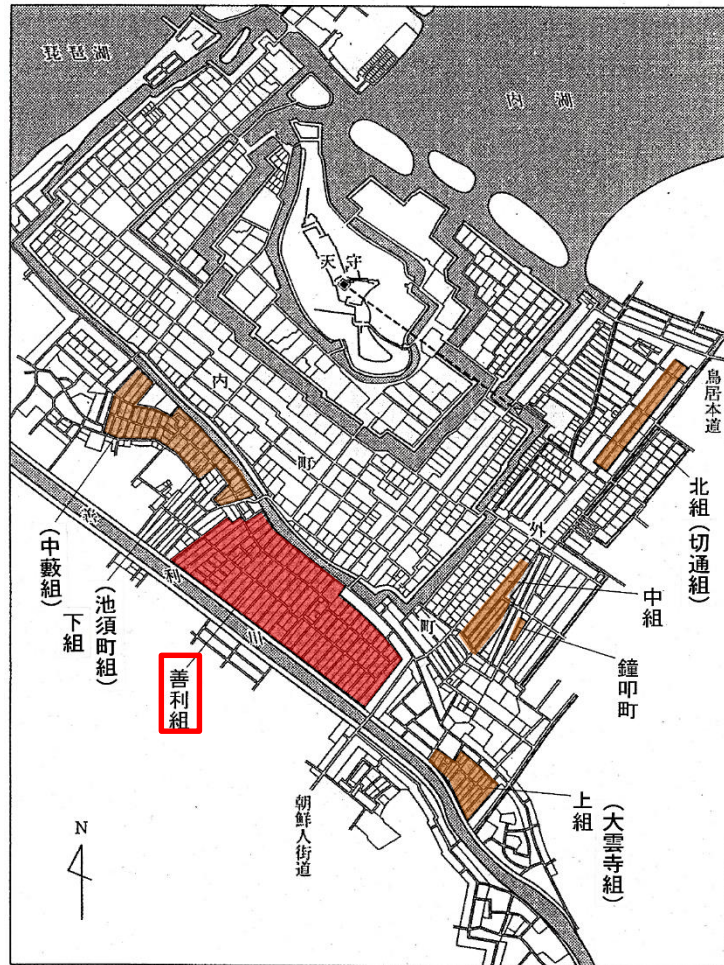
1 列目は浴室と新台所、2 列目は洋室と「だいどこ（4 畳半）」、3 列目は出入口と「なかのま」4 列目は「つぎのま（6 畳）」と「ざしき（8 畳）」および入口脇の「つぎのま」に続いて「げんかん（2 畳）」が取り付いている。1 列目と 2 列目の洋室部分は、もとは土間で、昭和になってから現在の姿に改造されているが、3 列目と 4 列目は当時のままである。50 坪前後の敷地に門と堀を構え、「ざしき」は 8 畳で床の間を備え、差鴨居の横面に溝をつけて長押風^{なげし}に仕上げている。さらに、賓客を迎える「げんかん」を通常の出入口とは別に設けるなど、武家の格式を保っており、善利組足軽屋敷の姿を良好に留めている建物である。この足軽組屋敷以外の建造物（足軽屋敷指定物件一覧参照）も概ね、建物配置や平面プランなど類似しており、善利組足軽屋敷のまちなみ景観の形成に大きく寄与する歴史的建造物である。

このような特徴的な佇まいが、今日でも数を減らしつつ存在し、1 間半の狭い道筋に沿って足軽屋敷の町割りの静かな住宅街として、そこに住む人々と共生している。今も足軽の末裔の人々が比較的多く居住しており、江戸時代の足軽「組」を継承する単位としてまとめ、各種の会合や集会、清掃や防火防災活動、そのほかの自治活動が熱心に行われている。このような組単位の活動は、江戸時代からみられ、元禄 10 年(1697)に城下の南西地域で発生した大火により同年 3 月 9 日付けの『井伊直興書下』で城下の火消体制の見直しが指示され、足軽組が城下の火消体制の中に組み込まれ、組ごとの役割分担が定められた。そして、今も組を単位とする定期的な訓練に生かされているとともに、各家の玄関には、必ず赤い防火用バケツを配備している。一方で狭い路地は、車の往来が少なく、人々の会話が飛び交う絶好の社交の場であり、路地を遊び場とする子どもたちも見られる。

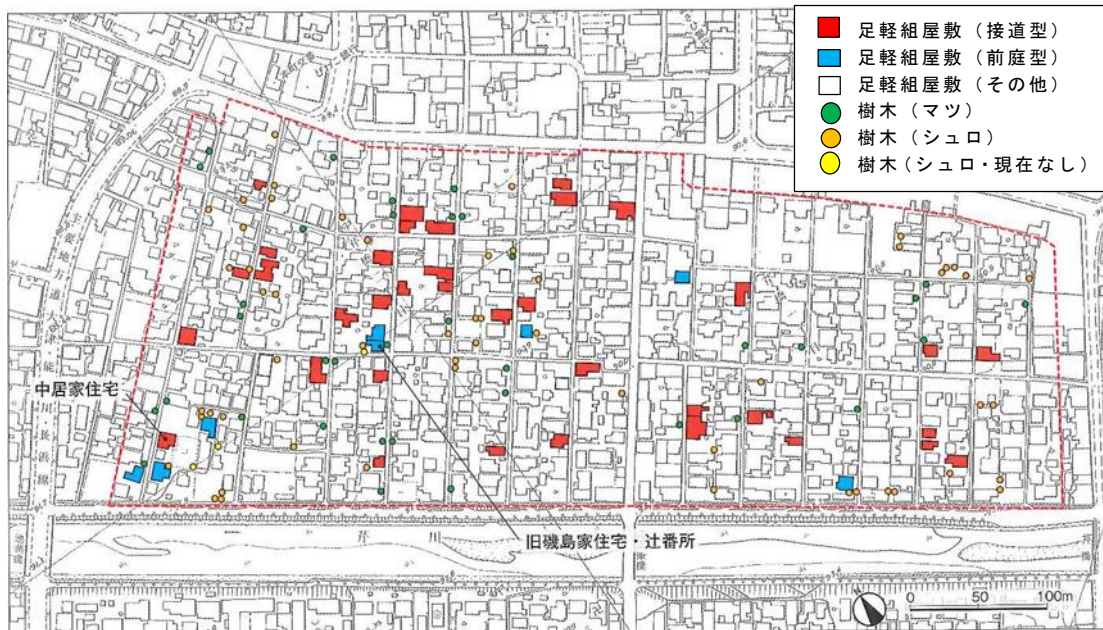
旧善利組足軽屋敷の家屋は、実際に調査を実施すると基本的な間取りは同じであっても、木戸門や塀のすぐ内側に主屋が接する接道型と前庭を設ける前庭型、平入りと妻入りに分類されるなど、彦根藩の作事方がその時々官舎として建てているため一様ではない。ただし、それらの歴史的建造物が、今日なお東西約 750 m 南北約 300m の間、通りの左右に整然と家並みを形成しており、そこで営まれる人々の活動とともに、良好な市街地の環境を形成している。



足軽屋敷内での
防災訓練



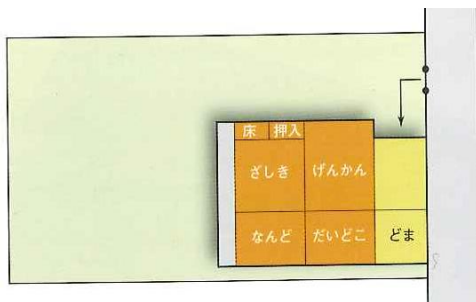
彦根城下の足輕組屋敷の位置



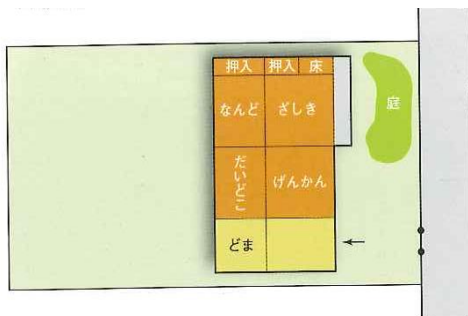
善利組屋敷 現況図 (資料：新修彦根市史第 10 巻)



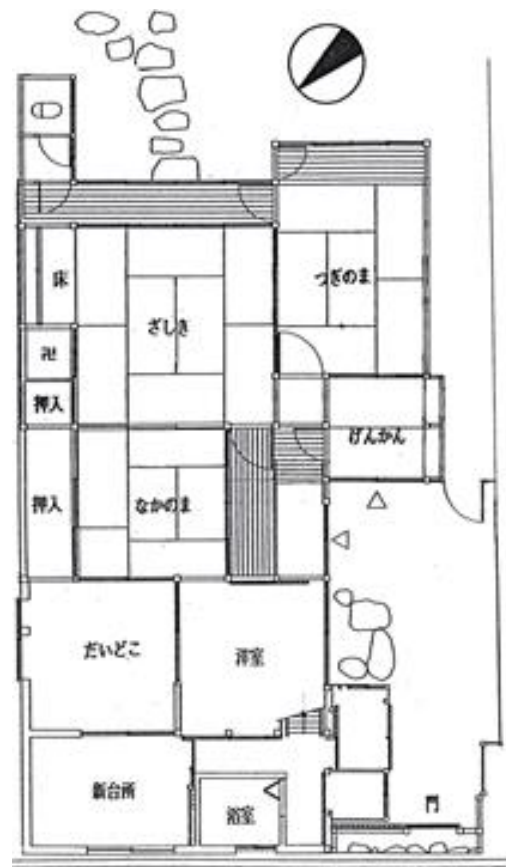
現在も残る善利組足軽屋敷



接道型



前庭型



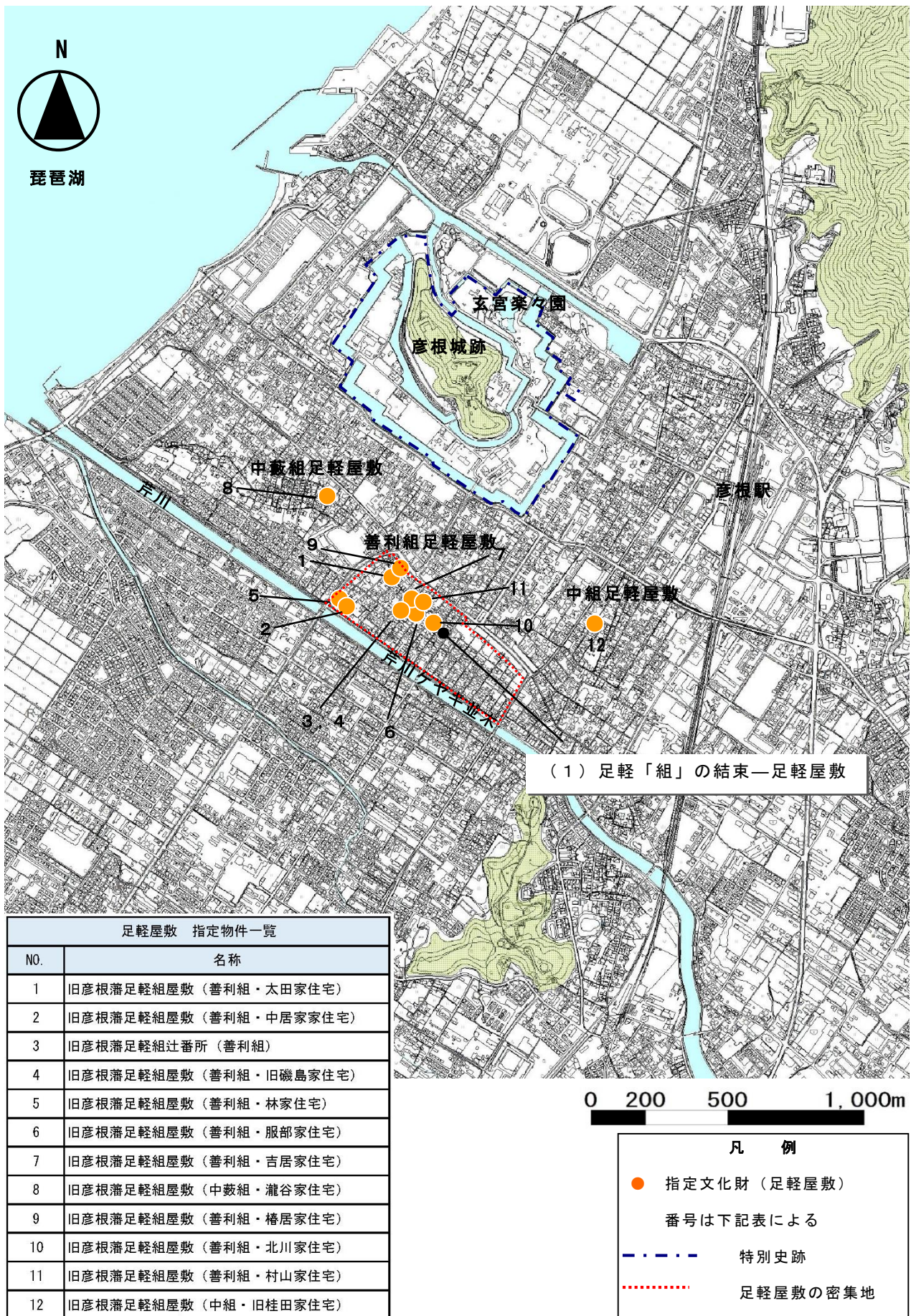
道路

善利組屋敷の分類

(資料：新修彦根市史第10巻)

旧彦根藩足軽組屋敷（善利組）

住宅配置図兼1階平面図



(1) 足軽「組」の結束—足軽屋敷

（2）城下町の「伝統工芸」「商い」の継承

彦根城の南東、芹川沿いの七曲がりと呼ばれる地域には、江戸時代の創業という仏壇店が軒を連ね、現在も「彦根仏壇」の伝統技術が息づいている。

七曲がりとは、朝鮮人街道からの分岐点にあたる橋向町から後三条町（現新町）、善利中町（現芹中町）、大橋町、岡町（現元岡町）、沼波町までの中山道の高宮宿方面にいたる彦根道に沿って築かれたまちなみである。前方を見通せないように通りを幾度か屈曲させているところから、七曲がりと通称されたものであり、天保7年（1836）に作成され、その後明治初期まで加筆修正が加えられたとされる『彦根御城下惣絵図』にも、今と変わらない町割りが描かれている。正保元年（1644）に町割りが行われ、初期には古鉄屋・塩屋・道具屋などが多かった。現在も、江戸時代に建築された村岸家住宅などの町屋が残る。やがて仏壇関連の職人が集住するようになり、今日の仏壇街に至っている。近年は、家具調の小形仏壇の開発など、若い職人の感性による商品開発も活発になっている。

彦根仏壇の発生については諸説あるが、元禄8年（1695）の『大洞弁財天祠堂金寄進帳』で、彦根町方で^{ぬし}塗師が12戸確認でき、そのうち2戸は大橋町、1戸は善利中町にある。また、嘉永6年（1853）の『川原町本家借屋家並五人組帳』には、^{かざりしよく}仏壇職、^{うえだみちぞう}鋳職がそれぞれ1戸あり、幕末には仏壇職が存在していたことがわかる。そして、日本画家で郷土史家であった上田道三氏が明治41年（1908）当時の商工業者の資料をみて描いた大絵図では、七曲がり付近に仏壇屋の名前をみることで、そのうちいくつかの仏壇屋は、現在もこの通りで商いを続けてしている。



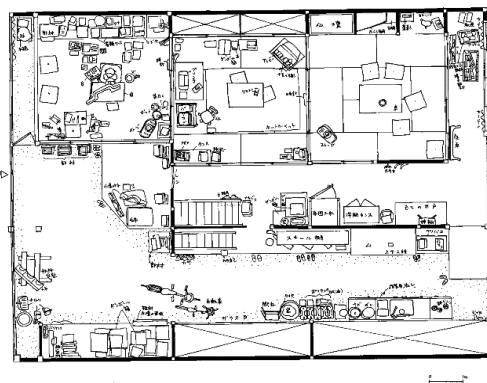
七曲がりのまちなみ



村岸家住宅（江戸時代建築）

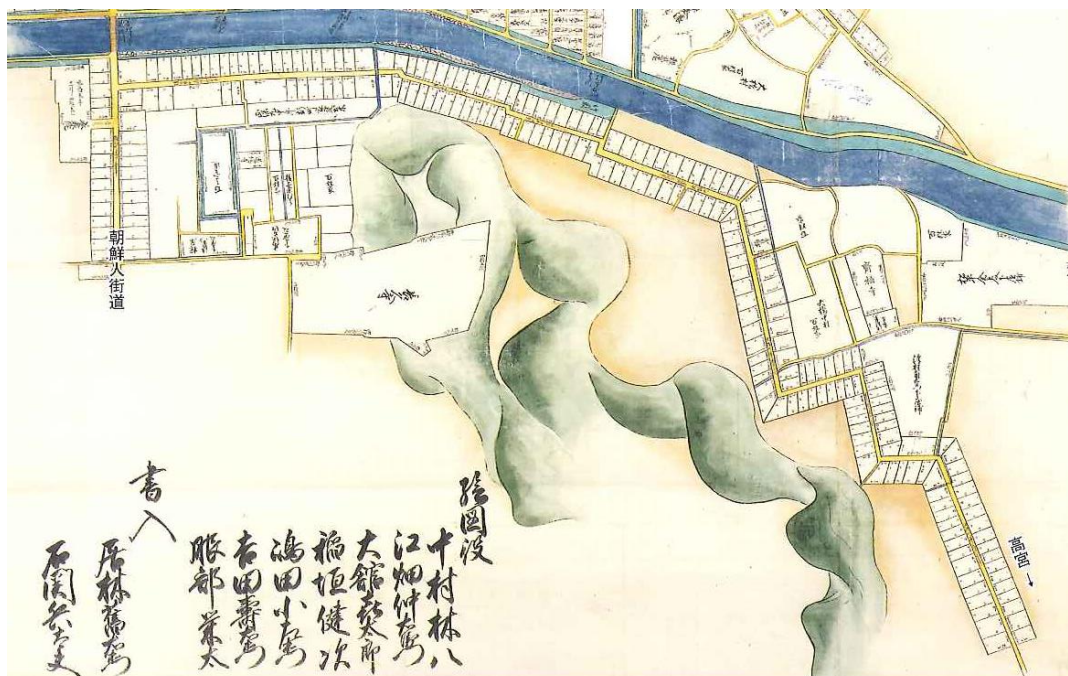


彦根仏壇の作業工程（彫刻）



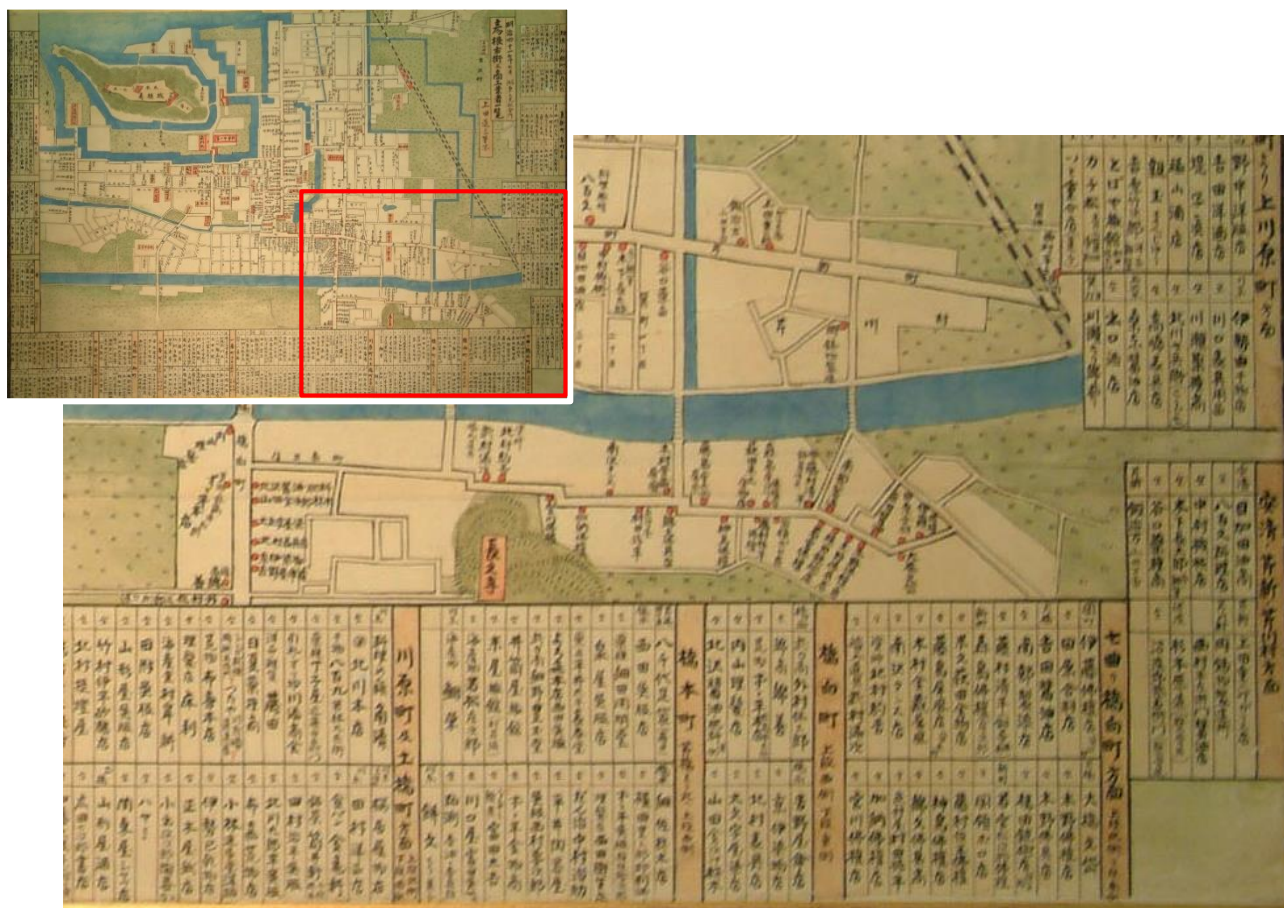
仏壇職人の町家平面図
（新修彦根市史（民俗編）より転写）

彦根仏壇は、木地、宮殿、彫刻、鍔金具、漆塗、蒔絵、金箔押の7部門の各職人が仕事を分担して制作しており、これを「工部七職」と呼び慣わしている。各職人が制作した部材を問屋が組み上げ、仕上げを施して販路に流すのである。したがって、部材の多くは、職人から職人へ移動しながらしだいに完成していくため、職人はおのずと近くに集住し仏壇街を形成した。そのことは今も変わらず、仏壇職人の作業の場となっている。歴史的建造物が連綿と続く七曲がりの中ほどに位置する仏壇製造販売の商店は、中二階に白漆喰で虫籠窓を設け、1階を住居兼作業場スペースとする典型的な店構えである。玄関を入ると板敷きの作業場と土間が広がっており、仏壇の屋根となる部分や台座の部材、納品用の段ボール箱などが置かれている。こうした仏壇店が、七曲がりの通りの両側に数多く存在し、伝統的な技術と歴史的な景観が一体となって今日に継承されており、良好な市街地を形成している。



彦根御城下惣絵図（七曲がり付近）

彦根城博物館所蔵の図に加筆



明治 41 年（1908） 7 月 湖東之光社発行 彦根市街及商工業者一覧 上田道三写

一方、江戸時代には、城下町の外堀の外側に位置する外町の中心的な町として河原町があった。現在の花しょうぶ通りは、江戸時代の旧町名では、川原町、上川原町（現河原一丁目など）、安清町（現河原一丁目など）にあたる。元禄 8 年（1695）の『大洞弁天祠堂金寄進帳』によると、河原町は煙草屋 34、油屋 16、米屋 15、菓子屋 9 など 41 種、安清町では煙草屋 10、塩屋 8、紺屋 6 など 31 種の生業で賑わっていたと記され、日用具を売る店が多く見られる賑やかな町であったが、今日でも江戸時代以来の歴史的建造物が数多く残り、花しょうぶ通り商店街として、歴史的建造物の建物内で昔ながらの魚屋・酒屋・八百屋などの商いが行われている。

重要伝統的建造物群保存地区（河原町芹町地区）内の花しょうぶ通りの入り口近くに店を構える魚屋は、新鮮が売り物。中二階に出格子窓を設けた伝統的な店構えの 1 階では、馴染みの客との間に威勢の



花しょうぶ通りの酒店



花しょうぶ通りの魚屋

よい会話が弾む。江戸時代には、琵琶湖の幸などの魚介類は船町から城下を経て本町近くの魚屋町に一度集積された。魚屋町には、今も入口に井戸を残す家が多いが、城下の魚屋は、魚屋町の魚問屋を介して仕入れ、店頭売りや荷い^{にな}売りを行った。酒屋は、大きな店構えの造り酒屋である。創業は、享保年間とされ、安政4年（1857）「布市」という屋号で布を商っていたといい、明治5年（1872）には造り酒屋を営んでいたことが記録に残されている。奥には幾つもの土蔵が並び、酒の甘い香りが漂う主屋とともに重厚な造りが特徴である。

また、彦根では、11月下旬の数日間、旧城下町の古いまちなみを残す各商店街が、それぞれ趣向を凝らして「^{えびす}講」と称して大売出しを行う。『新修彦根市史』によると、戦時中に中止されていた彦根^{えびす}講の再開をめざし、昭和21年（1946）年11月に彦根復興まつりが開催され、その後昭和23年（1948）には、戦後はじめての^{えびす}講が開催されたとある。現在でも歩行者天国として開放された道



蛭子神社

路では、フリーマーケットや屋台などを繰り出して開催している。かつて「彦根の^{えびす}講は日本一」と言われたほどに賑わった。琵琶湖の対岸からも船を出して買い物客が大勢やってきたという。農繁期を終えた人々が、正月用の衣類や調度などを求めて彦根に集まったのである。

^{えびす}講は、朝鮮人街道沿いの橋向町に今もある^{えびす}蛭子神社ゆかりの祭である。蛭子神社は、祭神として事代主神を祀っている。江戸時代にこの地に養春院という寺があり、明治初期の神仏分離により養春院が廃寺となり、鎮守5社のうち蛭子1社が残された。蛭子神社の敷地に、嘉永6年（1853）に造られた常夜灯がある。拝殿は、建物内の額によると「昭和2年現堂を建つ」と記されていることから、昭和2年（1927）の建築であると伝わる。拝殿にある社殿は、一間社流造、間口3尺8寸、奥行3尺の建築で明治以前のものと伝えられている。例祭は、11月20日であり、現在でも各商店街や振興組合の役員が正装して蛭子神社にお参りした後に、^{えびす}講が始まる。古くは「^{えびす}講」と書き、彦根では「^{えびす}こ」と発音した。



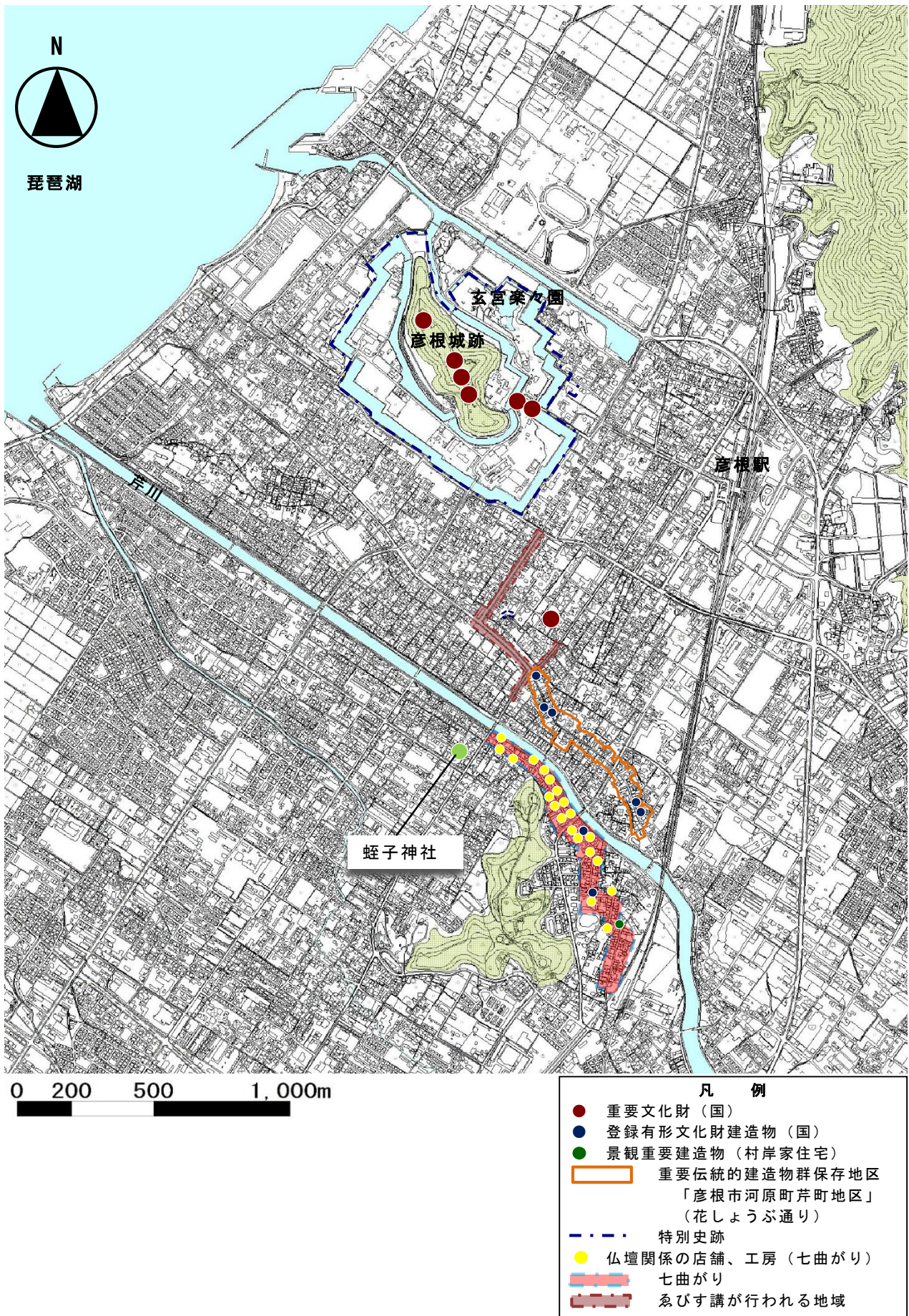
昭和11年のようす



昭和後期頃の様子
「^{えびす}講」の賑わい



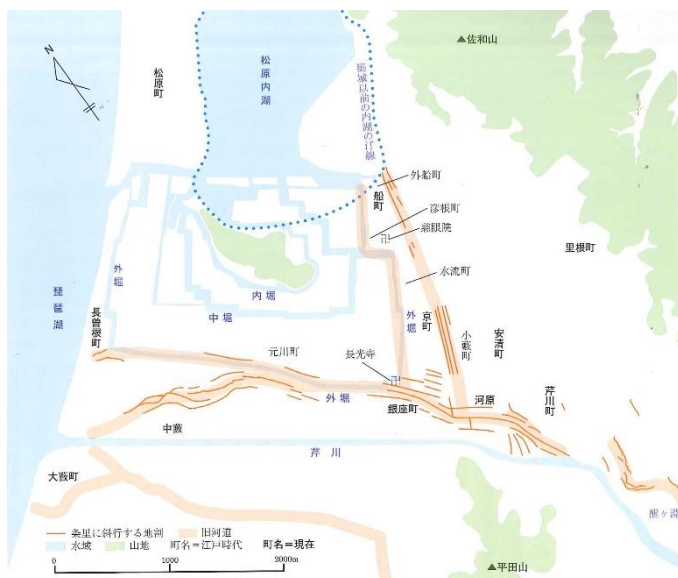
現在のようす



（2）城下町の「伝統工芸」「商い」の継承

（３）城下町の伝統行事

善利組足軽屋敷のすぐ外側を流れる芹川は、彦根城の築城時に城下町の排水を良くするために大土木工事を行い、延長およそ 2 km を新たに付け替えて琵琶湖に直流させた人工河川である。そのため、護岸を補強するため植えられたと伝えるケヤキなどの古木が並木を形成して現存しており、散策や憩いの場として市民に親しまれている。ケヤキの古木には樹齢 300 年を超えるものもあり、ケヤキ並木越しに見る足軽屋敷のまちなみは、歴史的景観としても優れている。



芹川旧河道復元図（資料：新修彦根市史第 10 巻）

この芹川は、戦後その姿を大きく変えられようとしていた。『新修彦根市史』によると、昭和 41 年（1966）から芹川改修工事が始まり、改修工事のため、土手のケヤキ並木が伐採され始めた。こうした動きに市民が立ち上がり、芹川のケヤキ並木の伐採中止を訴える保存運動が起こった。その結果、伐採は最小限に食い止められ、今もその景観が保全されている。現在、ケヤキは市が管理する樹木であるが、地元自治会が主体となって、芹川の草刈りや清掃活動を年に一度実施するなど、地域の人々の活動によりケヤキ並木が続いている。



芹橋からみた芹川とケヤキ並木

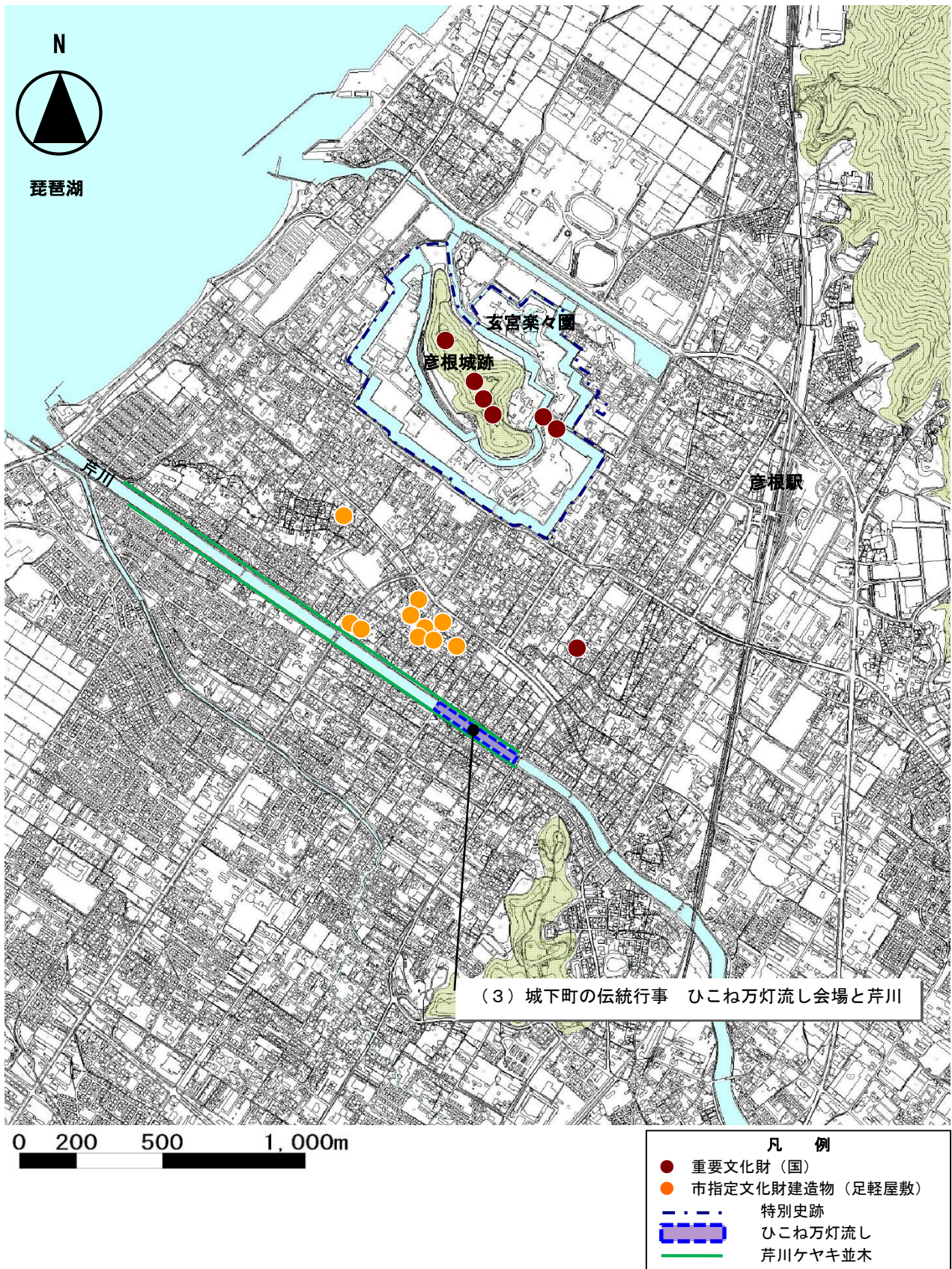
また、夏の盆の時期には、芹川で「ひこね万灯流し」の行事が行われる。地域の人々が諸霊を慰めるため灯籠に送り火の灯りを入れ、芹川に流す。千の灯籠が川面に美しく映え、幻想的な夏の風情をつくっている。霊をまつる盂蘭盆会^{うらぼんえ}に起因し、門外に火を送ることが転じて万灯を流し先祖の霊を慰めることになったと考えられている。江戸時代から琵琶湖畔で行っていた行事であったと伝わり、昭和 30 年（1955）8 月 1 日の新聞記事では、当時は長曾根護岸で行われ、趣向をこらした装飾船が湖上で華麗を競った。その後昭和 56 年（1981）8 月 6 日には芹川で行うようになり、現在も夏の行事となっている。



芹川のケヤキ並木沿い
河川一斉清掃



「ひこね万灯流し」



(3) 城下町の伝統行事

けやきの愛称とけ四季折々のやきみちのフレーズ

市制 75 周年記念して、樹齢 350 年を超える大木のけやきについて、「芹川けやきみち」に、より一層親しみを持っていただき、多くの観光客の誘導を図るため、けやきの愛称と四季折々のフレーズを募集し決定した。

けやきの愛称

- ① 大老の樹 大王の風格があることが特徴であり、歴代彦根藩主が多く務めた「大老」を想起するものとして決定。
- ② 赤鬼の樹 赤みがかった角のような枯れ枝があり、鎧や兜をイメージさせる。井伊直政の甲冑の色から、「井伊の赤鬼」と言われ、その歴史的背景から決定。
- ③ 開国の樹 樹木の大穴が「風穴を開ける」という成句を連想させ、日本の「開国」を決断した大老・井伊直弼の歴史的功績をたたえる意味を込めて決定。



四季折々のけやきみちのフレーズ

- 春 さくら咲く 春らんまんのけやきみち
- 夏 せせらぎに 風の音涼しけやきみち
- 秋 石だたみ もみじ舞いちるけやきみち
- 冬 積もる雪 歴史を語るけやきみち



（４）城下町に息づく寺社信仰

彦根には、藩政時代から続く寺院が多くみられる。旧寺町での集中的な配置のほか、城下の防御を考慮して内町と外町に計画的に配された寺院は、今も多くの檀家衆によって支えられている。その中には藩政時代からの檀家も多く、寺院での活動が年中行事にもなっている。元旦の修正会しゅじょうえに始まり、2月の涅槃会ねはんえ、盆には「施餓鬼せがき」、秋には「御十夜おじゅうや」や「報恩講ほうおんこう」など宗派ごとの行事がさまざまに展開され、檀家は事前の奉仕作業、当日のお参り、後片付けなどを行って寺院を支え守る。彦根城下のように寺院が林立する地域では、各所で行事が行われ、その活動が城下町の風情ともなっている。それは、世代を越えて引き継がれ今日に至っている。

旧元川町の浄土宗宗安寺は井伊家ゆかりの寺として、大坂夏の陣で彦根藩士に討ち取られた豊臣方の名将木村重成しげなりの首塚があることで知られ、山門は佐和山城の大手門を移築したと伝える。また、朝鮮通信使の正使・副使・従事官の三使の宿泊所に充てられており、通信使から贈られたと伝える高官像などが残っている。通信使一行が彦根に旅装を解く日は、通信使との筆談唱和を求める人々で一帯が大いに賑わったという。

一方、彦根では神社の伝統に支えられた祭礼も数多く催される。

城下の西側に位置する北野神社は、彦根城の築城前に彦根山に存在した彦根寺を琵琶湖岸の現在地に移した際に、井伊家2代当主直孝なおたかが幼少期を過ごした上野国碓氷郡後閑村うすいごかんむら（群馬県安中市下後閑）の北野寺に鎮座する天神を勧請したことに始まり、現在の社殿は、寛政12年（1800）に再建された権現造の社殿である。

北野神社では1月に「十日ゑびす祭」が催され、参拝客に甘酒やお神酒が振舞われ、餅まきや福笹ふくざさを買い求める人で賑わう。社伝によると、境内地の祭神であった蛭子大神えびすを昭和30年（1955）、彦根の意気を昂揚するために行ったのが始まりとされる。また、5月には、明和2年（1765）成立の『江左三郡録ごうささんぐんろく』にも記述のある「天神祭てんじんまつり」が2日にまたがって催される。前日（5月2日）に宵宮祭よいみやさい、当日（5月3日）に本殿祭ほんでんさいと神幸祭しんこうさいがある。宵宮祭の午後には、15町を鐘と太鼓でふれ回る「宵宮ふれ太鼓」



宗安寺山門



北野神社本殿



北野神社の「十日ゑびす祭」



北野神社祭礼行列

に始まり、当日は本殿祭、神社の御鳳輦^{ごほうれん}を先頭に御旅所^{おたびしょ}を往復する渡御^{とぎよ}（神幸祭）と続く。渡御には稚児行列^{ちご}や氏子^{うじこ}11町の子ども神輿^{みこし}が加わり、総勢は500人を越える。

5月3日の「天神祭」の渡御では、現在の城町から本町^{ほんまち}境界を経由する。周辺には、城下町の西の門にあたる長曾根口御門跡やかつて魚屋町・桶屋町^{うおやまち}・職人町^{おけやまち}など町人が職業ごとに分化配置された町がある。今でも随所にその面影を残し、旧広田家（納屋七）住宅などの歴史的建造物を認めることができる。中でも魚屋町には、入口に魚を洗う井戸を残した例が多く、10棟からなる魚屋町長屋の存在は特に貴重である。こうした建物の前を渡御の一行が通過する景観は、彦根に固有の歴史と伝統を明瞭に示している。

また、城下東側に位置する千代神社^{ちよじんじや}は、寛永15年(1638)に造営された古社であり、三間社流造りの本殿が国の重要文化財に指定され、天宇受売命^{あまのうづめのみこと}を祭神とし、芸能の神様として多くの氏子に支えられ、人々の崇拝を集めている。

千代神社でも、明和2年(1765)成立の『江左三郡録』にも記述のある祭事が、5月5日の春季例大祭で「神幸^{しんこう}渡御」が斎行される。前日の4日の宵宮祭の午後には、鐘と太鼓でふれ回る「宵宮ふれ太鼓」があり、当日5日の本殿祭では、御鳳輦^{ごほうれん}と神輿が市内を練り歩き、行列は総勢300人を超えるとともに多くの人出があって盛況である。神輿は、京町・旭町・佐和町・立花町・中央町などを練り歩く。江戸時代には、外堀沿い近辺に位置し、比較的武家屋敷の多かった地域である。今日でも昔ながらの通りには、藩校の講堂が移築され西本願寺の経堂として使用されていた金亀会館や元酒小売店舗で厨子2階の伝統的形式の建造物である中村商家保存館をはじめ歴史的建造物が残っており、神輿の賑わいが一体となって良好な市街地の景観を形成している。



千代神社本殿



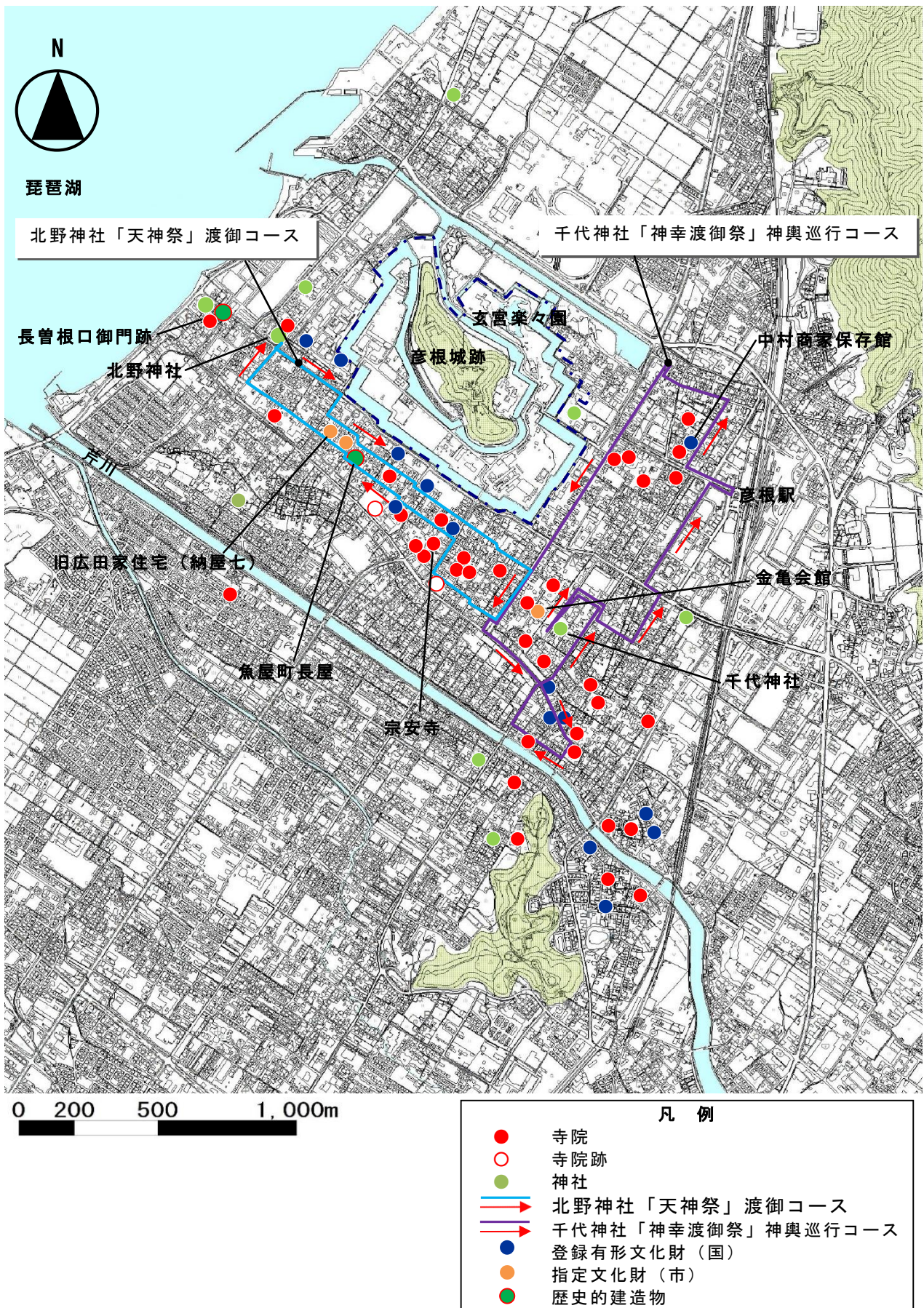
千代神社祭礼行列



金亀会館



中村商家保存館



（４）城下町に息づく社寺信仰－城下町の寺院・神社

(5) 「時報鐘」の音風景

彦根城に登城する途中、本丸下の太鼓丸から毎日決まった時間に鐘の音が聞こえる。江戸時代から絶えることなく、朝から 3 時間おきに、6 時、9 時、12 時、15 時および 18 時の 1 日に 5 回、城下に鳴り響く鐘の音は、「お山の鐘」として市民に親しまれている彦根城の時報鐘である。

築城当初は、鐘の丸に設置され、城下に時を知らせていたようだが、より遠くまで音色が届くように太鼓門近くの高台に移されたと伝えられる。江戸時代の絵図『御城内御絵図』には「鐘突所」と記されている。現在の鐘は、愛知郡長村(東近江市長町)の鑄大工黄地新左衛門ら 5 人により製作されたもので、弘化元年(1844)に井伊家 12 代当主直亮が発注したものと伝えている。

廃藩後間もない明治 5 年(1872)、彦根城は陸軍省の所管となり、鐘が鳴らず人々が不便を被るようになったが、その後、釣鐘堂使用と鐘の撞き手 2 人の城門通行が許可され、城下に鳴り響く鐘の音が戻った。江戸時代から絶えることなく毎日決まった時間に彦根城からの鐘の音が城下に鳴り響き市民に親しまれているとともに、今日も時を知る道具として朝のラジオ体操など活動の始まりの合図としても活用されている。時報鐘と夏の夕暮れの彦根山一帯のヒグラシの蝉時雨と秋の玄宮園のスズムシ、マツムシなどの虫の鳴き声が聞こえる複合的な音風景である「彦根城の時報鐘と虫の音」が、平成 8 年(1996)環境庁の「残したい“日本の音風景 100 選”」に選定されている。この「時の鐘」は、彦根城一帯の景観と鐘の音風景が一体となり、今も江戸時代の音色が時空を超えて聞く人の心に時を静かに刻み、彦根独自の歴史的風致を形成している。

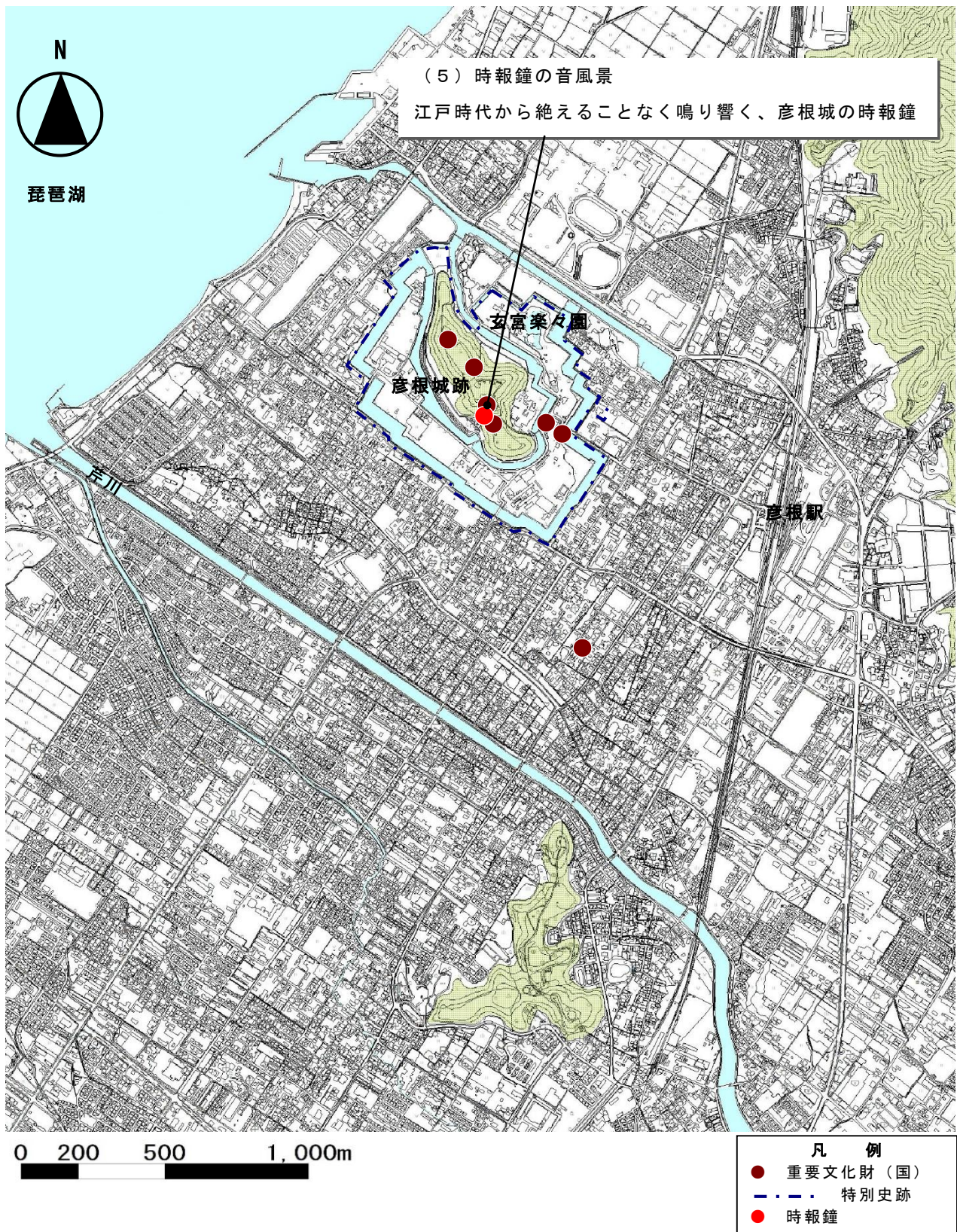


敗戦前の「時報鐘」

(彦根市立図書館蔵)



現在の「時報鐘」

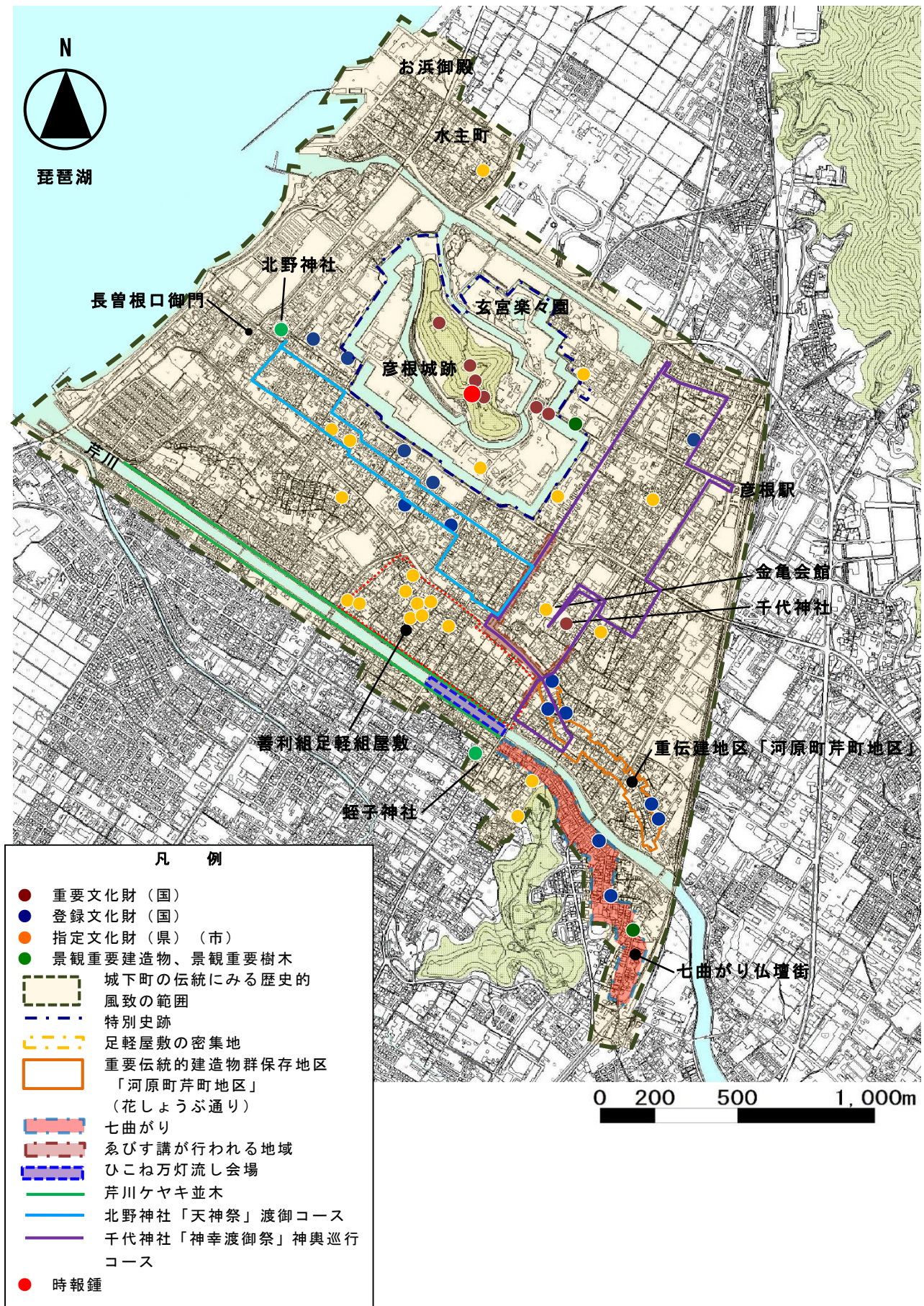


(5) 時報鐘の音風景

まとめ

彦根の城下町は、三重の堀によって4つに区画された。その中の足輕組屋敷（善利組）は、第4郭に位置し、南から北へ1丁目～15丁目に区分されていた。今日もこの旧丁目を単位とする自治活動が行われている。七曲がりとは、正保元年(1644)の町割りの後に仏壇関連の職人が集住するようになり、今日の仏壇街に至っている。近年は、家具調の小形仏壇の開発も活発になっている。河原町は、江戸時代以来の歴史的建造物で昔ながらの魚屋・酒屋・八百屋などの商いをする人たちが健在である。これらの町に接して芹川があり、夏の盆の時期には、芹川で「ひこね万灯流し」の行事が行われる。城下町には、藩政時代から続く寺院が多く、今も多くの檀家衆によって支えられ、寺院での活動が城下町の風情ともなっている。城下町では毎日決まった時間に彦根城の時報鐘からの鐘の音が聞こえる。江戸時代から絶えることなく城下に鳴り響き、その鐘の音は市民に親しまれている。

これらは、今日でも往時の面影が色濃く残り、また城下町特有の様々な伝統文化が今なお現代に引き継がれ随所に息づき、城下町の伝統にみる歴史的風致が形成されている。



2 城下町の伝統にみる歴史的風致

3 中山道の宿場町（高宮宿・鳥居本宿）にみる歴史的風致

（1）高宮宿と高宮まつり

高宮の町は、夜になると常夜燈^{じょうやとう}に火が点り、早朝の街道には打ち水が施される。中山道の宿場として古くから多くの人々が往来し、旅人をもてなしてきた人々の思いが引き継がれた町である。街道筋には常夜燈のほか道標^{いちりづか}・一里塚^{こうさつばあと}・松並木^{はたご}・高札場跡^{はたご}・本陣跡^{はたご}・脇本陣跡^{はたご}・旅籠跡^{はたご}など、街道や宿場に特徴的な施設や、元麻布商であった加藤家住宅、旧近江商人屋敷である不破家住宅などの歴史的建造物が、今も数多く姿を留めている。

高宮宿は、江戸から64番目の宿である。古代犬上郡10郷の1つ、高宮郷の地である。中世には、荘園が成立し東山道筋に市も立った。その後、高宮氏の高宮城下としての歴史を歩むが、天正元年(1573)の小谷城戦で高宮城は炎上し、高宮氏は一族離散してしまう。高宮氏の菩提寺高宮寺には、高宮氏歴代の墓所が現存し、重要文化財木造伝切阿坐像など時宗ゆかりの豊かな文化財を今に伝えている。

高宮が宿場町として設けられたのは、江戸時代初頭からのことである。高宮宿は、宿の石高2923石6斗2升で美濃の鵜沼宿^{うぬま}に次いで高い。高宮宿には本陣1軒、脇本陣2軒があった。本陣・脇本陣の詳細な絵図が伝来し、本陣の表門が残っている。高宮宿のほぼ中央に、多賀大社への正式な参詣道(表参道)である高宮道(多賀道)が延びている。入口には、石造の多賀大社一の鳥居がある。

高宮の中央付近に位置する高宮神社は、高宮の17すべての町民が氏子として崇敬し祭事に関わっている。創建は、鎌倉時代頃と想定されており、古くは十禅師宮^{じゅうぜんじのみや}または山王権現と称したことから、日吉社領であったと考えられている。明治5年(1872)には、郷社となり今日に至っている。なお本殿の建築形式は、一間社流造り、正面千鳥破風軒唐破風付の間口一間一尺、奥行一間一尺で、延宝6年(1678)の建築と伝えられており、高欄擬宝珠にその銘が刻まれている。表門は、嘉永2年(1849)の建築で、棟札を残しており、入母屋造りの三間一戸の八脚門である。

この高宮神社は、春と秋に大祭が催される。中でも春祭りは、「高宮太鼓祭り」とも呼ばれる大



高宮神社



昭和30年頃の高宮神社の春祭り
(高宮出張所蔵)



高宮太鼓祭り 渡御峰列の大太鼓
(東出の大太鼓 平成18年撮影)

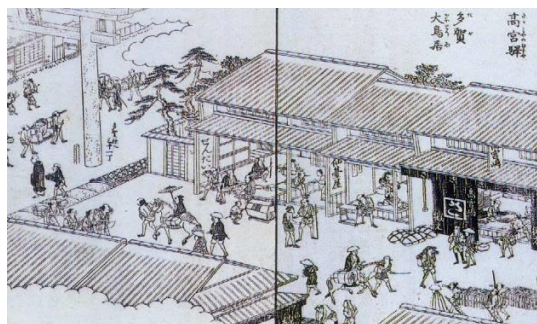
掛かりな祭りである。宵宮をへて本祭りの当日は、「渡御」と呼ばれる巡行が催される。本町の神輿を先頭に、17町の町旗・鉦・太鼓が続き、行列の最後を締めくくるのは騎馬の神官や氏子総代たちである。太鼓は、胴回りがおよそ6mもある大太鼓を台棒で荷う。総勢500人を超える大行列であり、太鼓と鉦の音に人々の歓声が混在して、祭りを盛り上げる。こうした大祭の起源は、明治3年（1870）の洪水で資料が流失してしまったため明瞭ではないが、大正時代に行われた春季大祭の式次が神社に残され、すでに現在の原形が示されており、古くに遡る大祭であったことが窺える。

高宮神社の南には、築後250年余を経過しているという元庄屋の屋敷である馬場家住宅がある。黒壁に複雑な屋根組みの落ち着いた佇まいが、歴史の風格を感じさせる。この屋敷周辺には、袖壁に卯建を上げたまちなみや掘割など、かつての宿場の景観が良く残っており、提灯屋や造酒屋などの伝統産業に従事していた家も古くからの佇まいを今に伝えている。



馬場家住宅

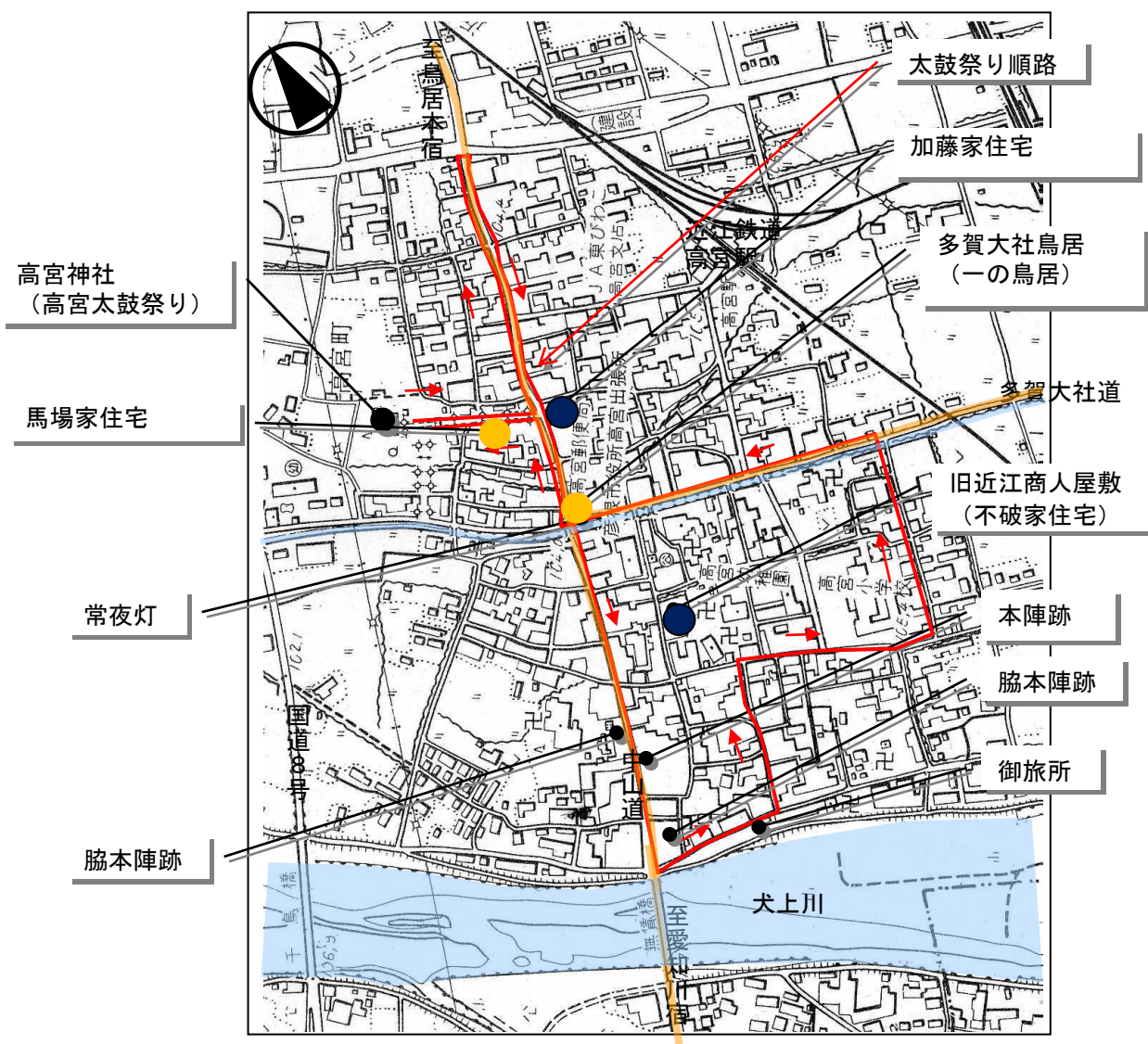
高宮布は、高宮周辺で生産された上質の麻布であり、「高宮上布」とも通称された。古く室町時代にその記録が確認され、室町時代以降は将軍や諸大名の贈答品として珍重されたものであり、井伊家が彦根の地に封じられて以降も、年々の進物に用いている。近郷で織られた高宮布は、いったん高宮に集荷されて売り捌かれた。城下町の武士や町人の内職としても織られていたものであり、袴・袴や暖簾などに用いられていたようである。平成20年（2008）、高宮地域文化センターで催された「高宮布まつり」では、高宮布の製法や作品を紹介し、製織道具などの展示のほか、機織りの実演や体験が行われた。高宮布は、今では見るのが少なくなったが、近年、再び注目が集まるようになってきている。



文化12年（1815）
「近江名所図会」に描かれた高宮布の店
（彦根城博物館蔵）



高宮のまちなみ



高宮神社 春季大祭渡御列順			(平成16年度) (高宮神社提供)		
一番	鉦	本町	十番	鉦	中町
二番	太鼓・鉦	新町	十一番	太鼓・鉦	門口町
三番	鉦	七軒町	十二番	鉦	高橋町
四番	太鼓・鉦	竹之腰町	十三番	太鼓・鉦	鳥居上町
五番	鉦	宮町	十四番	鉦	西町
六番	太鼓・鉦	両小路町	十五番	太鼓・鉦	中北町
七番	鉦	御旅町	十六番	鉦	五社町
八番	太鼓・鉦	東出町	十七番	太鼓・鉦	大北町
九番	鉦	上町			

凡 例

春季大祭渡御ルート

● 登録有形文化財

● 指定文化財

(県・市)

(1) 高宮宿と高宮まつり

（2）鳥居本宿と商い

旧鳥居本宿の街道が大きく鉤手に曲がる一角にある重要文化財有川家住宅は、鳥居本の名産「赤玉^{あかだま}神教丸^{しんきょうがん}」の製造販売を現在も続ける大店舗である。赤玉神教丸は、下痢・腹痛・食傷などに効果のある妙薬で、多賀大社の神の教えによって調合したと伝えられ、その名があるという。今も彦根辺りでは、各薬局で赤玉神教丸が売られ、薬箱に赤玉神教丸を備えている家庭も多い。万治元年(1658)頃の創業と伝え、店舗販売を主に、各地の薬屋と特約して取次販売なども行った。最盛期には、製造職人・販売人・番頭などを合わせると80人余に達したようであり、その店頭販売の賑わいは、文化12年(1815)刊行の『近江名所図会』にも描かれるほどであった。現存する重要文化財の主屋は、宝暦年間(1751～1764)の建立と伝え、幕末の和宮降嫁や明治天皇の北国巡幸の折には、小休所に当てられた。

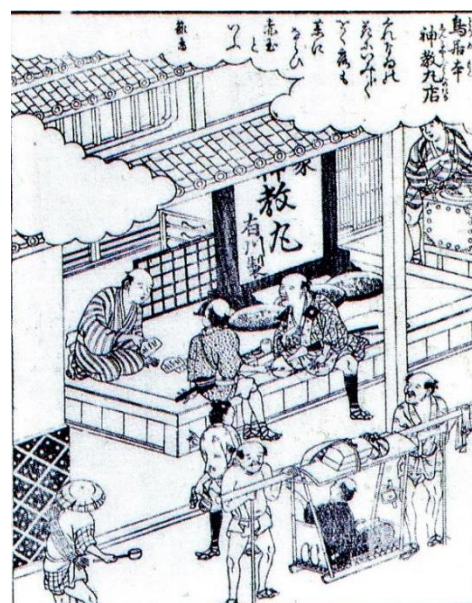
鳥居本宿を構成する村々は、近世以前は佐和山城の城下町の縁辺部に位置していたが、江戸時代に入って間もなく、小野宿^{おの}に代わって宿駅の機能を持つことになった。百々村^{どど}、西法寺村^{さいほうじ}、鳥居本村、上矢倉村の4村が1つになって宿場を構成しているため、今も極めて細長いまちなみとなっている。本陣1軒、脇本陣2軒は高宮宿と同じだが、規模はそれほど大きくはない。

現在も、江戸時代以来の成宮家住宅^{なるみや}、百々家住宅^{いわね}、岩根家住宅をはじめ歴史的建造物が良好に残り、宿場の面影を良く伝えている。

旧鳥居本宿の街道筋中央には、道中合羽形^{どうちゅうかっぱ}の看板を軒先に掲げた家(松本商店)が存在する。かつての名産「鳥居本合羽」の看板である。鳥居本合羽は、馬場弥五郎が四国伝来の合羽製作技術を学んで商いを始めたのが起源と伝えているが、やがて柿渋^{かきしぶ}を塗布するなどの技術改良を重ね、鳥居本宿が天候の荒れやすい木曾街道の入口にあたるという地の利もあって、道中合羽としての需要を拡大していった。合羽製造業者は、文化文政期(1804～1830)頃には15軒を数えたという



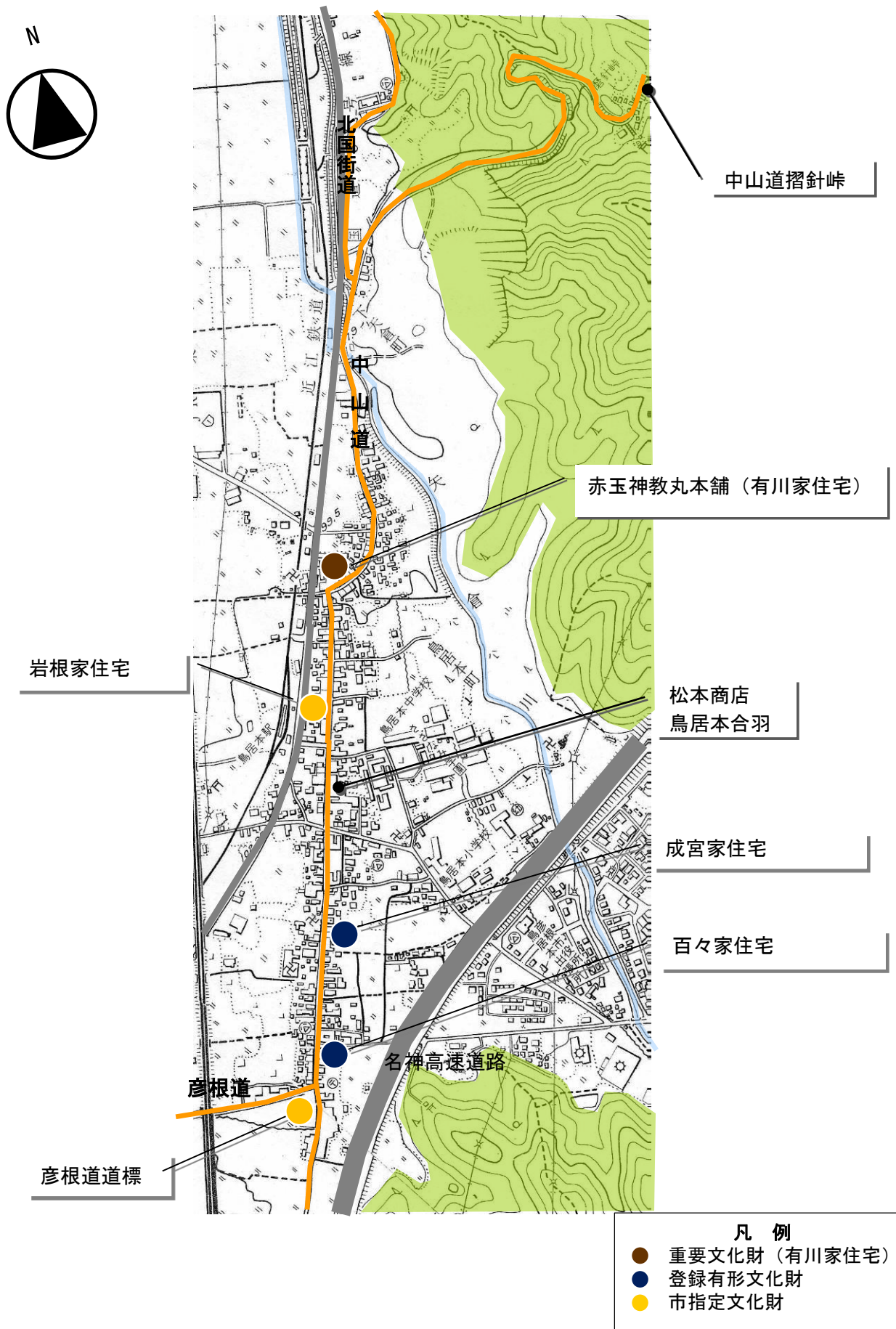
重要文化財有川家住宅
(赤玉神教丸本舗)



近江名所図会（鳥居本神教丸店）



鳥居本合羽の看板



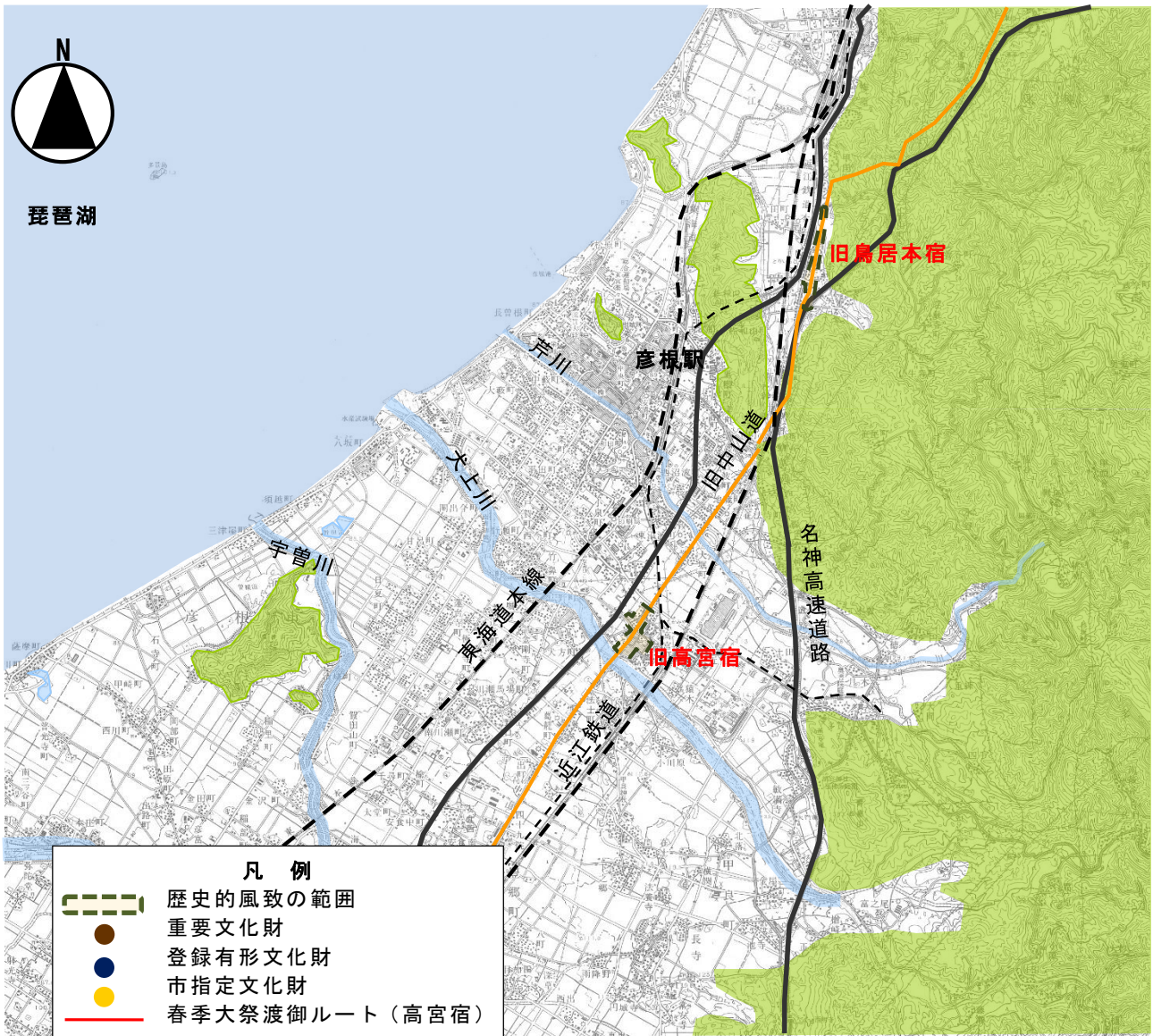
(3) 鳥居本と商い

まとめ

高宮の町は、中山道の宿場として多くの人々が往来した町である。その宿場の中央に位置する高宮神社は、春と秋に大祭が催される。中でも春祭りは、「高宮太鼓祭り」とも呼ばれる大掛かりな祭りで総勢 500 人を超える大行列で祭りを盛り上げる。街道筋には、常夜燈のほか宿場に特徴的な施設や伝統産業に従事する歴史的建造物が、今も数多く姿を留め今に伝えている。

鳥居本宿は、百々村、西法寺村、鳥居本村、上矢倉村の 4 村が 1 つになって宿場を構成していた。その街道筋中央には、道中合羽形の看板を軒先に掲げた家が存在する。また、重要文化財有川家住宅は、名産「赤玉神教丸」の製造・販売を現在も続けている。彦根周辺では、各薬局で赤玉神教丸が売られ、各家庭の薬箱に備えられている。

高宮、鳥居本の町は、江戸時代以来の歴史的建造物が良好に残るとともに、江戸期から続く生業や祭りが今も営まれ、これらが一体となって中山道の宿場町としての歴史的風致が形成されている。



中山道の宿場町（高宮宿・鳥居本宿）にみる歴史的風致

4 ^{こうじんやま} 荒神山にみる歴史的風致

荒神山の山頂にある荒神山神社は、厄災を祓う荒神として広く信仰されている。中でも毎年 6 月 29 日から 30 日にかけて催される夏越しの祓「水無月祭」は、荒神山神社最大の祭としてよく知られる。拝殿前のススキで作られた茅の輪をくぐって無病息災を祈り、子どもを火の災いから守るために子ども神楽が奉納される。山麓の遥拝殿への道筋には露店が並び、大変な賑わいとなる。昭和 6 年（1931）6 月 21 日の新聞には、参詣者で大賑わいとなりそうで、「彦根芹橋および河瀬駅からバスを臨時運転する」とある。現在の本殿は、明治 12 年（1879）の建築で、三間社流造り 間口三間 奥行三間、拝殿は、明治 28 年（1895）建築で、入母屋造正面千鳥破風一間向拝付 間口三間四尺 奥行三間で、いずれも登録有形文化財である。その他幣殿（渡殿・登録有形文化財）、神饌所（登録有形文化財）、神楽殿（登録有形文化財）、遥拝殿（市指定文化財）、社務所（市指定文化財）、書院及び書院中門（市指定文化財）、鳥居（登録有形文化財）がある。

また、山中の南西に稲村神社が位置する。社伝によると、天智天皇の六年、常陸国久慈郡稲村に鎮座の稲村神社の分霊を当稲里町小字塚の地に迎え、奉祀したのが始まりとされている。平流庄十三ヶ字の産土神であり、天正兵火後、現在の山上の地に鎮座された。現在の本殿は、三間社流造り、間口二間三尺、奥行二間で、寛政 5 年（1793）8 月の建築のものである。春季例大祭「太鼓登山」が良く知られ、山麓 9 町がそれぞれ受け台に乗せた大太鼓を、各町から稲村神社に担ぎ上げるのを競う勇壮な行事である。担ぎ棒を組み立て、大太鼓を台に乗せて飾るなど祭の準備は若衆が行う。およそ 100 年の歴史があると伝え、大正時代後期に書かれた『稲村郷土誌』に、祭りのようすが記されている。

荒神山周辺は、彦根では早くから開発の進んだ地域である。おそらく水稻農耕の伝来とともに、近くを流れる宇曽川の水を引き込んだ水田開発が始まり、やがて水稻農耕がもたらす富を一元的に掌握した人物によって荒神山の山頂近くに全長 124m の大型前方後円墳である荒神山古墳（古墳時代前期）が築かれた。

そして古墳時代後期になると、山中に小円墳が 30 基以上築造されるなど、古墳時代を通じて葬送の山として機能してきた荒神山であるが、奈良時代以降、新しく伝来した仏教の要素が加わり、神仏への信仰の山となった。室町時代には平流山と呼ばれ、山頂の奥山寺と山麓の天台宗寺院や神社が深く関わりながら、天台宗延暦寺系の修験の一拠点であったことが知られる。江戸時代になると、奥山寺は厄災を祓う荒神として今日に至るまで広く信仰されている。



荒神山



荒神山神社の水無月祭
揺拝殿の茅の輪くぐり



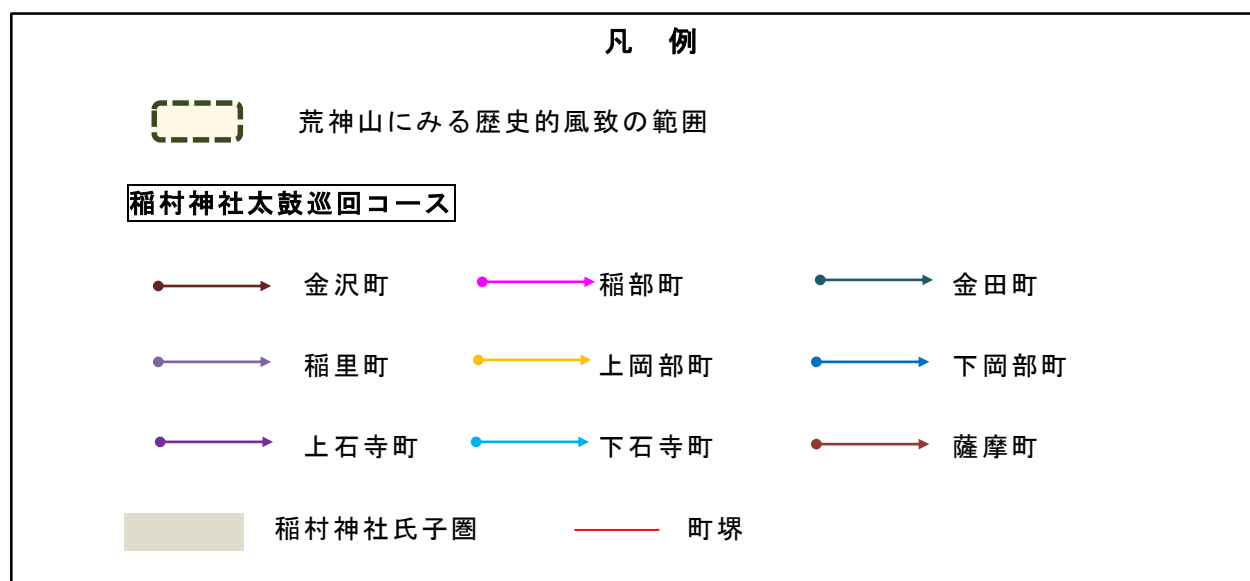
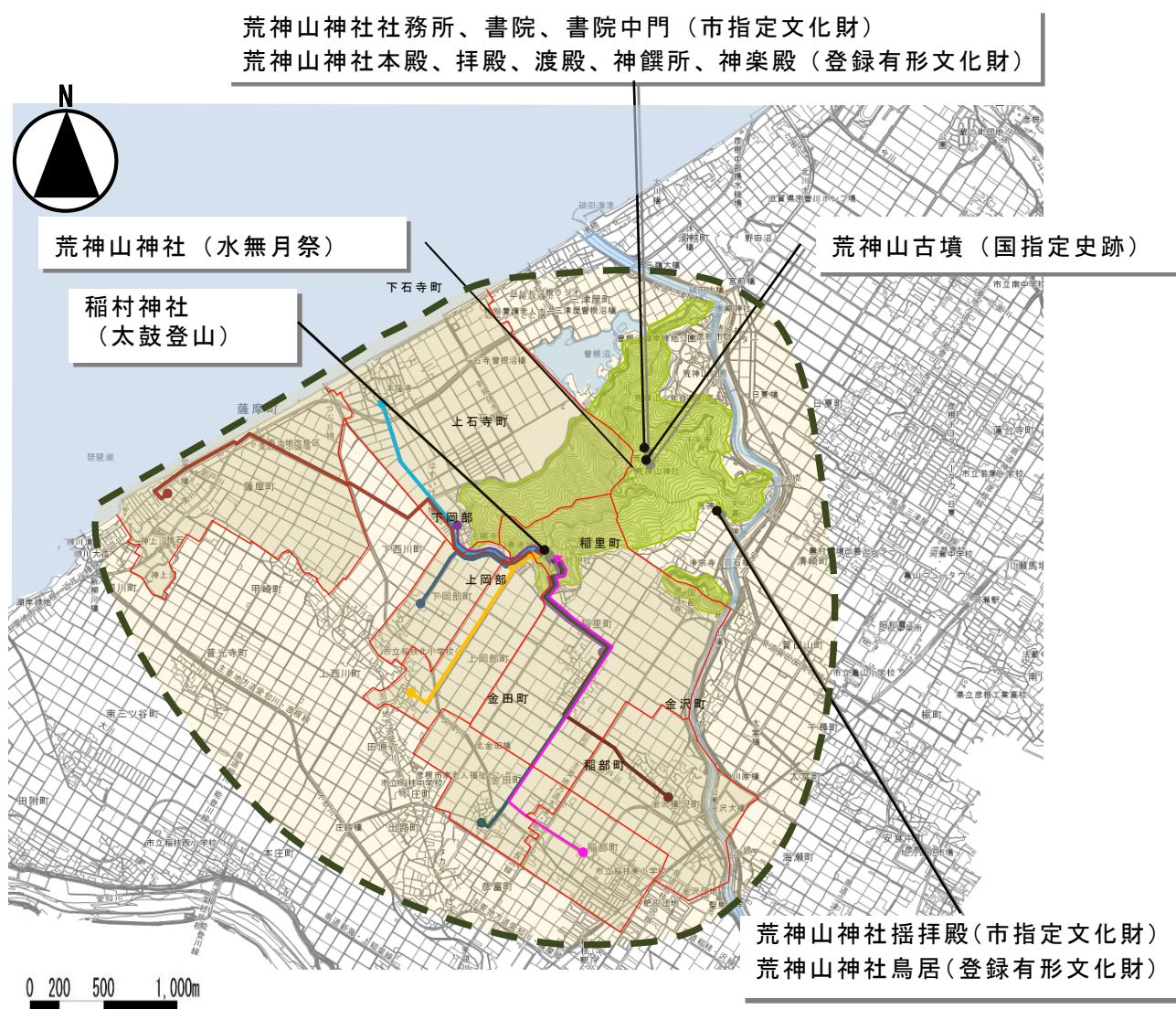
荒神山神社本殿（登録有形文化財）
明治12年（1879）建立



稲村神社の太鼓登山



稲村神社 寛政5年（1793）建立



4 荒神山にみる歴史的風致

まとめ

荒神山の山頂近くには、全長 124m の荒神山古墳(古墳時代前期)が築かれている。荒神山周辺は、古墳時代後期に山中に小円墳が 30 基以上築造されるなど、古墳時代を通じて葬送の山として機能してきた。奈良時代以降、仏教の要素が加わり神仏への信仰の山となった。江戸時代になると奥山寺は、厄災を祓う荒神として今日に至るまで広く信仰されている。奥山寺は、明治期に入ると荒神山神社となる。荒神山の山頂にある荒神山神社は、厄災を祓う荒神として広く信仰されている。中でも夏越しの祓「水無月祭」は、荒神山神社最大の祭としてよく知られる。また、山中の南西に稲村神社が位置する。春季例大祭「太鼓登山」が良く知られ、山麓 9 町がそれぞれ受け台に乗せた大太鼓を、各町から稲村神社に担ぎ上げるのを競う勇壮な行事である。

このように、荒神山周辺では、長く信仰の山として祭礼行事が存続しており、荒神山にみる歴史的風致が形成されている。

第3章

歴史的風致の維持及び向上に関する方針

第 3 章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

第 1 期計画では、空き家となっていた旧彦根藩の中級武家屋敷の長屋門である旧池田屋敷長屋門や、足軽組屋敷に現存する唯一の番所跡である辻番所の歴史的建造物の保存修理を終え、利活用に繋げることができた。

また、本市の維持向上すべき歴史的風致の形成に向けて、歴史的建造物の利活用の推進を目的とした産学民官で組織する小江戸ひこね町屋活用コンソーシアムや歴史的風致の継承ならびに発展に向けて取組む各種団体で組織する彦根歴史的風致活用実行委員会ができ、官民連携した取組みが行われるなど一定の成果は見られた。

しかし、歴史的建造物においては、所有者の高齢化や建造物の老朽化による滅失や空き家化が進んでおり、保存と活用に向けて課題がある。

さらに、歴史的建造物などを取巻く周辺環境では、歴史的景観の維持や円滑なまち歩きの向上が課題となっている。その他に、歴史と伝統を反映した人々の活動では、人材不足による活動の継承が課題となっている。

また、より多くの人に本市の歴史的風致を知ってもらうため、適切な方法により情報発信することの必要性が求められている。

（１）歴史的建造物等の保存と活用に関する課題

彦根は、原始・古代から脈々と続く長い歴史と文化があり、江戸時代には譜代筆頭の井伊家の城下町として発展してきた。彦根の歴史的風致である旧城下町をはじめ市内には、歴史的風致を構成する歴史的建造物などが、指定文化財だけでなく未指定の建造物などを含め多数存在する。

これまで国や県、市の指定文化財については、文化財保護法および滋賀県ならびに本市の文化財保護条例に基づき、適切な保護に努めてきた。

次に、指定文化財以外の歴史的建造物では、第 1 期計画の歴史まちづくり計画により、本市の維持向上すべき歴史的風致を構成し、重点区域内に位置する歴史的建造物のうち、本市固有の歴史的風致のため保護を図る必要がある建造物を、歴史まちづくり法第 12 条第 1 項の規定に基づく歴史的風致形成建造物に指定し保護と活用を推進してきた。このように、彦根城跡を含め歴史的風致を構成する歴史的建造物などの保存活用を進めてきたが、保存修理が必要な建造物もまだ残っている。

また、歴史的建造物に対する認識がされないまま簡単に解体されることもあるなど、未指定文化財に対する保全に向けた対策も課題となっている。

さらに、所有者の高齢化や維持管理費の問題から管理が行き届かない建物の増加などにより、荒廃や滅失が進行し、旧城下町の歴史的景観が失われてきている。



保存修理が必要な歴史的建造物

（２）歴史的建造物等を取巻く周辺環境に関する課題

本市の維持向上すべき歴史的風致を継承するためには、歴史的建造物などの保存だけでなく、それを取巻く周辺環境についても配慮されなければならない。歴史的景観に対しては、上空を横断する電線や乱立する電柱などが良好な景観を阻害しているところがある。歴史的建造物が残る通りなどでは、歴史的景観と調和した安全な歩行空間の確保に対する課題もある。

また、歴史的建造物を訪れる観光客などの交流人口の拡大により、週末時の旧城下町地区内では、彦根城周辺の駐車場を目指す車両の増加などにより、歴史的なまちなみが残る城下町を安心して円滑に移動し散策できる、歩行者、自転車、公共交通の利用に適した環境の形成が求められている。

さらに、来訪者を迎え、まち歩きしやすい環境の形成に向けて、バリアフリー化した道路や案内サインや説明板が不足している。

歴史的建造物を取巻く居住環境では、人口減少や所有者の高齢化などから建物の維持管理ができなくなり、空き家化が進むなど歴史的景観との調和が難しくなっているとともに、地域環境の維持を担う地域住民のコミュニティも希薄となってきた。

（３）歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する課題

本市には、江戸時代以来の伝統を引き継ぐ茶の湯や能楽が根付いている。茶の湯は、町方の千家茶道とともに武家茶道としての石州流が、藩主井伊家をはじめ家臣たちの間に広く普及し、能楽も、井伊家歴代藩主の嗜好に沿って広く普及してきたが、現在では、子どもたちが伝統文化に触れる機会が減少してきている。

市指定の無形民俗文化財である伝統芸能においては、保存会が結成され地域の行事で披露されている。しかしながら、これら伝統芸では、人口減少や高齢化などにより、踊り手不足が深刻化していることならびに伝統芸能などに欠かせない用具などの修繕や更新について、団体個々の努力だけでは負担が大きいなど、維持継承が困難な状況である。

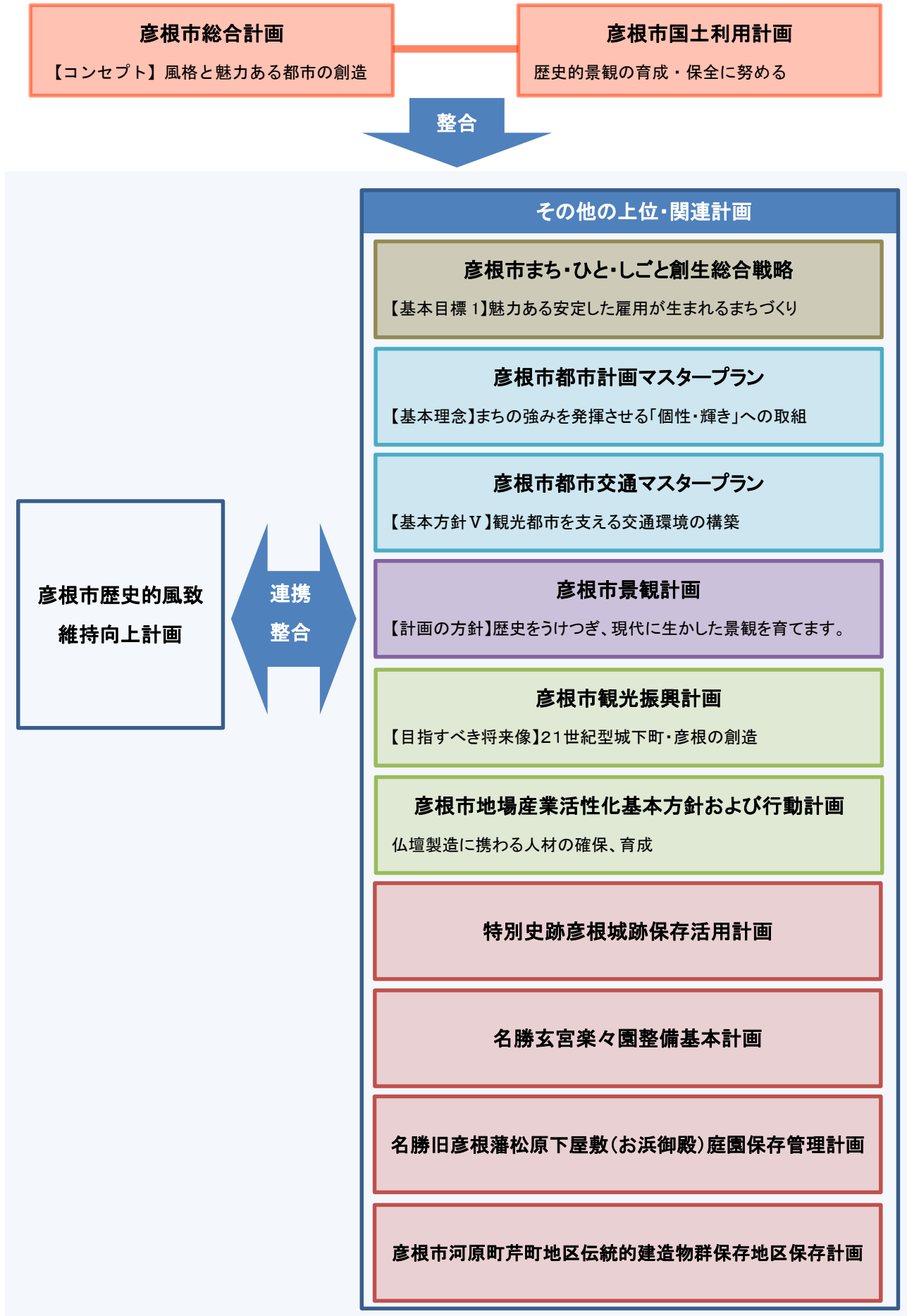
また、伝統工芸品である「彦根仏壇」では、七曲がり仏壇街で営々と受け継がれてきているが、社会・経済的な要因や職人の高齢化などによる担い手の不足ならびに伝統技術の継承が深刻な状況である。

（４）歴史的風致の普及・啓発と情報発信に関する課題

本市の歴史的風致は、本市固有の資源であり、先人から受け継いできた貴重な宝である。市民共通の誇りであるこの歴史的風致は、市民が郷土に対する理解と愛着の高揚につながるとともに、来訪者の増加や交流の拡大に有効な資源となる。このことから、歴史的風致を地域住民だけでなく来訪者にも知ってもらい、交流を深めることで、地域の歴史的風致の良さを再認識することができる。

このように、市民や来訪者に対して、広くこれらの情報を適切な方法により普及ならびに啓発することが大切であるが、情報発信の充実が課題である。

2 既存計画（上位・関連計画）



（１）彦根市総合計画（平成 23 年（2011）3 月、平成 28 年（2016）7 月：後期基本計画）

本市では、時代の潮流や本市の取巻く状況を捉え、長期的な視点から各種政策を総合的かつ計画的に実施するための基本方針として、「基本構想」および「基本計画」から構成する「彦根市総合計画」を平成 23 年（2011）3 月に策定した。

計画期間 平成 23 年度（2011）から平成 32 年度（2020）

基本構想のコンセプト 「風格と魅力ある都市の創造」

【基本政策】

第1章 都市基盤・環境

郷土を愛し、水と緑の美しいまちをつくります

第2章 文化・文化財

歴史と伝統を生かし、文化の香り高いまちをつくります

文化・芸術の振興、歴史まちづくりの推進、文化財の保存と活用

第3章 人権・福祉・安全

人権を尊び、お互いに助けあい、信頼しあうまちをつくります

第4章 生涯学習・産業

心とからだを鍛え、働く喜びに満ちたまちをつくります

生涯学習・生涯スポーツの充実、活力ある地域産業の振興など

第5章 次世代育成・市民交流

若い力を育て、夢と活気のみなぎるまちをつくります



めざすまちの姿

時代に即した重点的な取り組み



（２）彦根市国土利用計画（平成 23 年（2011） 3 月）

本計画は、国土利用計画法第 8 条第 1 項の規定に基づき、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、本市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものであり、全国の区域および滋賀県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画および県計画」という。）を基本として、「彦根市総合計画」の基本構想に即し、市土の土地利用の現状と課題を踏まえつつ策定した。

計画目標年次 平成 32 年（2020）

【地域区分】

地域名	主な学区	備 考
北部地域	城東、城西、城北、佐和山、鳥居本	芹川以北
中部地域	城南、平田、旭森、金城、高宮	芹川～犬上川
南部地域	城陽、若葉、河瀬、亀山、稲枝東、稲枝西、稲枝北	犬上川以南

【地域ごとの方向性】**① 北部地域**

都市的機能が集積する中心市街地や城下町を含む地域として、歩いて暮らしやすく環境負荷の少ない都市構造の形成の観点から、広域的な中心都市にふさわしい商業・観光・業務機能などの振興を図り、まちなみ周辺の回遊性も考えながら、魅力的でにぎわいのあるまちづくりを進める。このため、歴史的景観の育成・保全に努めるとともに、市街地における低未利用地の積極的な活用や災害に対する安全性の向上を図る。工業用地については、企業の新規立地や既存企業の高度化による産業の集積を図る。また、農山村部における農用地および森林の保全・整備に取り組む。

② 中部地域

新たな都市形成が進む地域として、今後も宅地開発が進むことが見込まれるため、安全で良好な環境の市街地形成に努める。工業用地については、企業の新規立地や既存企業の高度化による産業の集積を図る。また、都市的な魅力あるまちづくりに資するため、商業・業務機能の集積をさらに促進する。これらについて、歩いて暮らしやすく環境負荷の少ない都市構造の形成の観点に配慮する。そして、滋賀県立大学と併せ、学術・文化や福祉機能を持った複合的な都市拠点となるよう計画的な土地利用を図る。

③ 南部地域

豊かな田園環境が広がる中に多彩な地域資源を有する地域として、農業の振興を図るとともに、様々な観光・レクリエーションの場としての活用を図る。特に、自然公園区域である荒神山や曾根沼などの内湖については、観光・レクリエーションや環境学習の場などとして活用を図る。JR 河瀬駅、稲枝駅周辺では、安全で良好な環境の市街地形成に努める。

また、滋賀県立大学およびその周辺地域は、学術研究拠点機能を活用した「産・学・民・官」の連携による研究開発や、農商工連携による新たな産業振興の場となるような整備に努める。

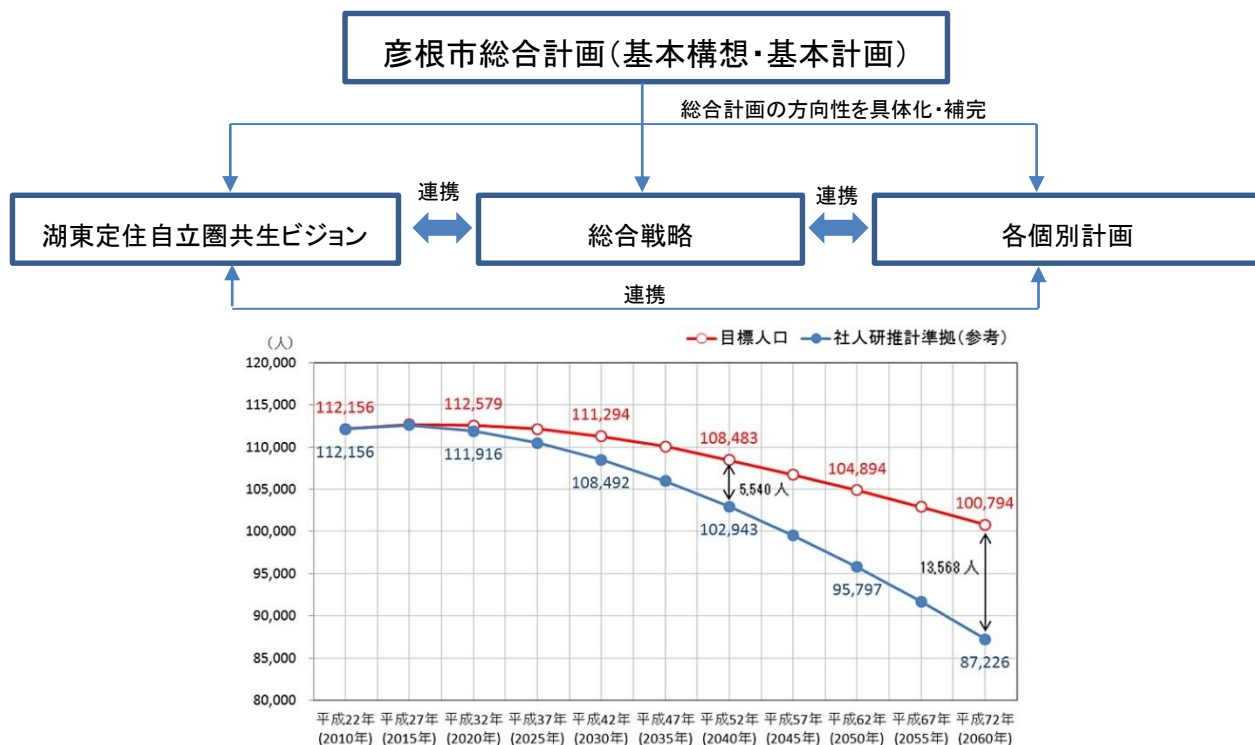
（3）彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年（2016）3月）

本市のこれまで人口は、おおむね増加を続けてきたが、今後は、人口の減少が避けられない状況にあることから、まち・ひと・しごと創生法の趣旨や「彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン」の将来人口推計や将来展望などを踏まえ、本市の特色や地域資源を生かした、まち・ひと・しごと創生に向けた基本目標や基本的方向、具体的施策などをまとめた。

【人口の将来展望】

1 将来展望

- ・総人口 100,000 人を維持する。
- ・年間出生数 1,000 人を維持する。
- ・年間 100 人の転入超過を維持する。



【総合戦略の基本的な考え方】

- 1 地域資源を活かし、定住人口の減少に歯止めをかけ、交流人口を増加させる。
- 2 「まち・ひと・しごと創生」政策5原則を踏まえるとともに、若者をターゲットの中心にする。
- 3 部局間・政策間連携を強化する。
- 4 シティプロモーション戦略を推進する。

【基本目標と主な施策・取組】

『基本目標1』魅力ある安定した雇用が生まれるまちづくり

『基本目標2』次代を担う子どもたちを安心して産み、育てることのできるまちづくり

『基本目標3』若者のチャレンジにより、新しい人の流れが生まれるまちづくり

『基本目標4』時代に合った地域の中で、安心な暮らしを守るまちづくり

（４）彦根市都市計画マスタープラン（平成29年（2017）3月）

彦根市都市計画マスタープランは、平成29年（2017）3月に改訂し、概ね20年後の都市の将来像を見据え、10年程度の期間として取組むべき内容を方針として定めている。なお、計画期間は、「彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略～人口ビジョン～」の目指すべき人口の将来展望の指標年と整合させるものとして、平成42年（2030）までとしている。

本計画では、目指すべきまちの将来像の中でまちづくりの基本として、物事の根本を成す「安全・安心」のまちづくりを土台に、「利便・活用」「個性・輝き」に寄与するまちづくりを進めることを基本理念としている。

また、「彦根市総合計画基本構想」における「風格と魅力ある都市の創造」の実現とまちづくりの課題対応の考え方を踏まえ、以下のとおり、まちづくりの目標を定めている。



（5）彦根市都市交通マスタープラン（平成29年（2017）3月）

【計画目標年次】

平成42年（2030）

【都市交通の基本理念】

「彦根市都市計画マスタープラン」で定める「安全・安心」「利便・活力」「個性・輝き」を都市交通の基本理念と定め、全ての市民が日常生活において「安全・安心」に移動でき、様々な都市活動の場所として選ばれる「利便・活力」を育み、本市の強みを活かした「個性・輝き」あるまちを支える都市交通体系の構築を目指します。

風格と魅力ある都市の創造

都市交通の基本方針

- 【基本方針Ⅰ】コンパクトなまちへの転換を支える充実した公共交通環境の構築
- 【基本方針Ⅱ】地域活動を支える効果的・効率的な道路ネットワークの構築
- 【基本方針Ⅲ】快適な移動を支える歩行者・自転車空間の構築
- 【基本方針Ⅳ】安全・安心な生活を支える交通環境の構築
- 【基本方針Ⅴ】観光都市を支える交通環境の構築
- 【基本方針Ⅵ】市民、交通事業者、行政が連携して支える交通体系の構築

都市交通の基本理念

「安全・安心」「利便・活力」「個性・輝き」

都市計画マスタープランで定める「安全・安心」「利便・活力」「個性・輝き」を都市交通の基本理念と定め、全ての市民が日常生活において「安全・安心」に移動でき、様々な都市活動の場所として選ばれる「利便・活力」を育み、本市の強みを活かした「個性・輝き」あるまちを支える都市交通体系の構築を目指します。

基本方針



（6）彦根市景観計画（平成19年（2007）6月）

彦根市景観計画では、景観法に基づき平成18年（2006）3月に景観行政団体となり、これまでの自主条例であった「快適なまちを創る景観条例」を「彦根市景観条例」に改正し、彦根市景観計画を平成19年（2007）6月に施行した。

本計画では、これまでの彦根らしさを生かし、さらに新しい彦根らしさを積み重ねることによって、新しい時代に向けて創造することを願い、景観形成のテーマを「城と湖と緑のまち・美しい彦根の創造」としている。

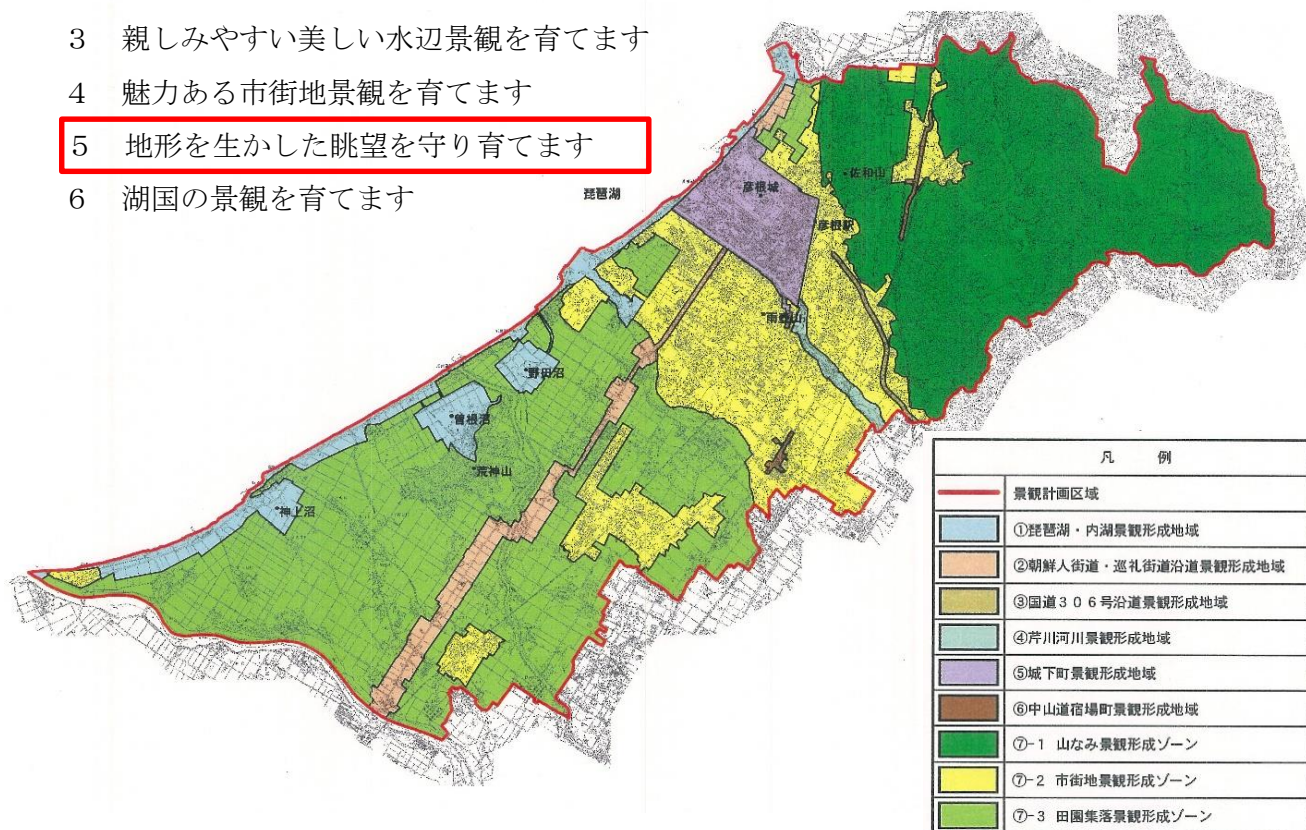
また、彦根らしい景観形成のために、個性と特色を大切に、本市の景観の将来像は、複数のまちのイメージが重なり合うことにより、景観の豊かさと厚みに繋がるものと考え、5つの景観像ならびに6つの計画方針を立て、市内全域を景観計画区域として位置づけ、地域の特性に応じた景観の創出を図っていくとしている。

【目指すべき将来像】

- 1 歴史と伝統を語りかけ深みのある風格が漂うまち
- 2 うるおいのある豊かな自然とともに暮らすまち
- 3 新しい時代の活気あふれる魅力が感じられるまち
- 4 くらしの心づかいが育むゆとりとふれあいのあるまち
- 5 湖国のふるさとの風景をつくる個性ひかるまち

【計画の方針】

- 1 歴史をうけつぎ、現代に生かした景観を育てます
- 2 豊かな緑を守り、緑あふれる景観を育てます
- 3 親しみやすい美しい水辺景観を育てます
- 4 魅力ある市街地景観を育てます
- 5 地形を生かした眺望を守り育てます
- 6 湖国の景観を育てます



景観計画区域（彦根市景観計画）

（ 7 ）彦根市観光振興計画（平成 28 年（2016）3 月）

彦根市観光振興計画では、「彦根市総合計画基本構想」における「風格と魅力ある都市の創造」の実現に向け、国内はもとより、海外からもより多くの来訪者を誘致し、観光消費額と交流人口も増加による経済効果を市内の多くの中小企業に及ぼし、地域経済の活性化を図るため、官民が一体となって実践する戦略的な観光施策などについて策定している。

計画期間 平成 28 年度（2016）～平成 37 年度（2025）

1 目指すべき将来像

「21 世紀型城下町・彦根の創造」

本市は、20 世紀型観光地からの脱却を果たし、彦根城をはじめとする歴史的建造物や彦根城博物館が、文化財の保存とその未来への継承という基本的なあり方を保持したうえで、市民をはじめとする多様な主体が文化活動や誘客事業を展開できる 21 世紀の文化・芸術、農林漁業、商工業、自然、スポーツなど地域の幅広い資源を最大限に活用できるネットワークを確立した質の高い観光施策が推進されることで、国内および海外に魅力的な「21 世紀型城下町」として広く認識され、交流人口の増加による持続可能な地域経済の発展を目指すとしている。

2 観光振興に関する方針

- ① 21 世紀型城下町・彦根のまちづくり
- ② 戦略的情報発信による誘客促進と外国人観光客のニーズをとらえた環境整備
- ③ 市民をはじめ多様な主体の観光振興に対する意識醸成と参画促進
- ④ 観光消費の増加および効率的な波及による地域経済の発展

3 観光振興に関する基本施策

- ① 21 世紀型城下町ならではの魅力ある観光コンテンツの創出
- ② 外国人観光客のニーズを捉えた環境整備
- ③ 城下町の風情を偲ばせる景観形成と観光消費を生む都市交通機能の整備
（中長期）彦根市歴史的風致維持向上計画に基づくまちなみ保存と活用など
- ④ 市民と来訪者の交流促進と観光振興に対する意識の醸成
- ⑤ 戦略的な情報発信とプロモーション活動
- ⑥ テーマ・ストーリー性のある広域観光連携の推進

（８）彦根市地場産業活性化基本方針および行動計画（平成 27 年（2015） 7 月）

本市では、長い歴史と伝統に培われ、本市ならではの特色ある三つの地場産業である仏壇、バルブ、ファンデーションに焦点を当て、その活性化に向けた実践的で実効性のある基本方針および行動計画を平成 27 年（2015） 7 月に策定した。

その中で、歴史まちづくりに関わるものとして、仏壇があるが、国内市場における仕事の減少、職人の後継者問題などの課題があることから、基本方針に沿った活性化方針を立て、取り組むとしている。

基本方針の目標期間 平成 27 年（2015） 4 月から概ね 5 年間

【基本的な方針と仏壇産業の活性化方針】

基本的な方針		基本方針に沿った各産業の活性化方針【仏壇】
①	人材の確保、育成について	職人養成のための支援として、人件費の補助などの支援策の構築を行い、さらに継続的な職人育成のシステムの構築についての取組みを展開していく。
②	営業戦略・販路拡大について	適切な営業戦略のもと、国内の販路拡大の余地はまだあると考えられることから、これに向けた取組みを展開していく。
③	技術・商品開発などによるブランド力の強化について	大型仏壇の需要が減少傾向にある中、売れる新商品の開発は、彦根仏壇の知名度を高め、職人の仕事を増やし、産業自体の活性化におおいに繋がるものであることから、積極的に取り組む。
④	国際化（海外展開）について	国内での需要が減少傾向にある中、海外展開について必要な調査などを行っていく。

【行動計画】

（共通事項）

- ① 国などの各種補助・支援施策の活用支援について
- ② 彦根市の地場産業教育について

（仏壇）

- ① 職人育成のための人件費補助制度について
職人の育成・確保を図ることを目的とする。
- ② 職人育成のための仏壇アカデミーの創設について
職人育成体制の拠点整備およびシステム構築を目的とする。
- ③ 彦根仏壇の知名度向上による販路拡大について
効果的な展示会の開催や積極的な広報などにより販路の開拓を目指す。
- ④ 仏壇産地の相互連携による仕事の確保について
他の仏壇産地と連携し職人や技術の補完などを目指す。
- ⑤ 仏壇の技術を活かした新商品の開発について
技術を活かした新たな商品開発などにより、ブランド力の強化を目的とする。
- ⑥ 海外市場の調査について
海外の地域ニーズに合った製品などの必要な調査を行うことを目的とする。

（９）特別史跡彦根城跡保存活用計画（平成 28 年（2016） 3 月）

特別史跡彦根城跡の適切な保存管理を図りつつ、今後の公開・活用や整備を行っていくための基本方針を示している。

【保存活用の基本方針】

「彦根市民憲章」にある「歴史と伝統を生かし、文化の香り高いまちをつくります」に基づいて、本市を代表する貴重な文化財である彦根城跡の適切な保存管理を行いつつ、今後のまちづくりに積極的に活用していくことを目指すものであり、特別史跡彦根城跡の本質的価値や現状と課題を踏まえて、彦根城跡を保存し、活用・整備を進めていくための基本方針を以下のとおりとしている。

- ① 地下に埋蔵されている遺構も含めた彦根城に関する各種の遺構や建造物の適切な保存と修復を図り、後世への確実な継承を目指す。
- ② 彦根城に関する遺構や建造物、さらにこれらと関連する古文書や古絵図などの歴史資料などについて、一層の学術的調査・研究を進めることにより、特別史跡指定地外も含めた広大な城郭跡の全体像把握に努め、歴史的資産としての本質的価値をより明確化する。
- ③ 彦根城跡を学校教育や社会教育活動において積極的に活用し、市民と行政の間で彦根城跡の本質的価値に関する認識の共有化を図る。
- ④ 保存・活用のために必要な場合には、適切な範囲について特別史跡への追加指定を行い、また土地公有化などの保護措置を講じて、彦根城跡の本質的価値の一体的な保存と活用を図る
- ⑤ 歴史と伝統ある彦根ならではの歴史的・文化的都市づくりの核として、特別史跡を中心に、城下町に残された歴史的な景観や周辺の自然環境と調和した景観形成を目指す。
- ⑥ 彦根城の歴史と深く関わりながら形成され、保存されてきた特別史跡内の自然環境を彦根城跡と一体のものとして守り、活用しつつ、後世へ継承していくことを目指す。
- ⑦ 彦根城跡の本質的価値を活かした積極的な活用・整備を図る、歴史都市としての魅力を高めて多くの来訪者を国内外から招くことにより、彦根の活力あるまちづくりの核とする。
- ⑧ 各所有者と関係機関が彦根城跡の本質的価値について共通認識を持ち、連携を図りつつ特別史跡及び周辺環境の保護に努める。また、市民と行政機関が適切な役割分担を行って、将来的に持続可能な特別史跡の保存と活用を行っていくための体制整備に努める。

(10) 名勝玄宮楽々園整備基本計画（平成 9 年（1997） 3 月）

特別史跡彦根城跡内の名勝玄宮楽々園は、文化の香り高い環境・空間および景観を現代まで伝えており、現存する天守や各建造物、堀、石垣などと一体となって、本市の核となっている重要な歴史遺産の庭園である。本計画は、特別史跡彦根城跡の一角を形成する名勝庭園をふさわしい形で保存、継承し、個性ある本市のまちづくりに向けて平成 9 年に策定したものである。

【基本理念】

名勝玄宮楽々園の整備においては、本市のシンボルである彦根城跡の一角を占める空間として、その歴史的・文化的価値を良好な形で次代に引き継ぎ、さらに、文化財としての価値をより高めることをめざし、史跡、名勝空間に加え、学習空間、公園空間、あるいは、商業・観光の拠点空間といった複合機能を併せもつ環境整備をめざすことを基本理念とする。

【整備方針】

彦根城の内堀内にあった彦根城表御殿の復元など、彦根城跡全体の整備の時代設定は江戸時代後期であり、城跡全体の統一的な整備を図る必要性があるため、名勝玄宮楽々園の整備の時代設定も同時代とする。

- ① 名勝庭園の価値を後世に遺し伝えるために最善の措置を講ずる。
- ② 整備にあたっては、保存と活用の両面を充実させる。
- ③ 庭園の護岸や諸施設の復旧、復元にあたっては、史料調査および発掘調査を含む遺構調査を行い、客観的かつ科学的な根拠のもとに実施する。
- ④ 復旧・復元に足る史料や遺構が見出しえない場合は、江戸時代大名庭園の景観に配慮し修景する。
- ⑤ 整備にあたっては、既存の自然環境をできるだけ損なわないように留意する。
- ⑥ 建築物・庭園は、保存に努めながら可能な限り公開し、人々の安全な利用に供する。

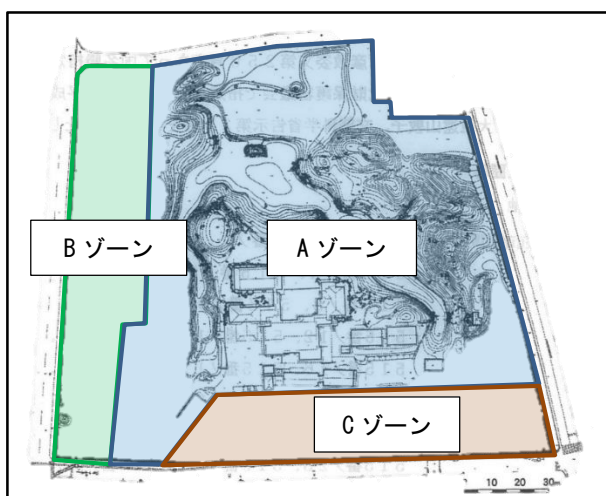


名勝玄宮楽々園

(11) 名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園保存管理計画（平成15年（2003）3月）

旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園のもつ旧大名庭園としての学術的・芸術的な価値を再考し、名勝に指定された庭園における学術的・芸術的・鑑賞上の価値を構成する要素を明確にしたうえで、将来に向かっての適切な保存管理の方針を示し、今後、予想される現状変更を踏まえ、その取扱い基準などを定めることを目的として策定した。

琵琶湖岸に造られた名勝旧彦根藩松原下屋敷庭園は、通称「お浜御殿」とも称す^{しおいり}汐入形式の離宮である。平成13年度（2001）に国の名勝指定を受け、「名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園保存管理計画」（平成15年（2003）3月）を策定し、公有化を実施、現在は本市が所有者となって維持管理を実施している。当該保存管理計画では、庭園内をA・B・Cの3ゾーンに分け、それぞれについて保存と管理の計画を定めている。Aゾーンは、庭園と歴史的建造物などで構成される中心ゾーンであり、原則として現状変更を認めない空間である。Bゾーンは、駐車場となっている区域であり、原則として現状変更は認めないが、修景整備などは可能な空間である。また、Cゾーンは、計画策定時には所有者の住居などが広がる区域であり、公有化を優先するという方針となっていたが、現在、公有化はすべて完了している。



ゾーン分け平面図



名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園

(12) 彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区保存計画（平成 28 年（2016）4 月）

【保存地区の保存に関する基本計画】

1 方針

① 保存計画の目的

この保存計画は、保存地区の先人たちから受け継がれてきた歴史的風致を住民または市民共有の財産として保存するために、住民の創意と熱意を尊重し、住民と行政が一体となり協力し合うことで、文化交流、生涯学習、情報発信を通したまちづくりを進め、保存地区の生活環境の改善と文化環境の向上に資することを目的とする。

② 保存地区の面積・区域

面積：約 5.0ha

区域：彦根市河原一丁目、河原二丁目、河原三丁目及び芹町の各一部

2 保存の内容

本保存地区の保存に際しては、先人が築き上げてきた城下町彦根の豊かな歴史的環境を後世に守り伝えることを基本にとらえ、伝統的建造物群およびこれと一体をなす環境を保存し、同時にその活用を図りながら魅力と活気にあふれた保存地区の創出に努めるものとする。

【保存地区内における建築物の保存整備計画】

1 伝統的建造物の修理

① 伝統的建造物の修理は、主として通常望見できる外観を維持するため、別に定める修理基準に基づく修理を行い、保存地区の伝統的景観を継承する。

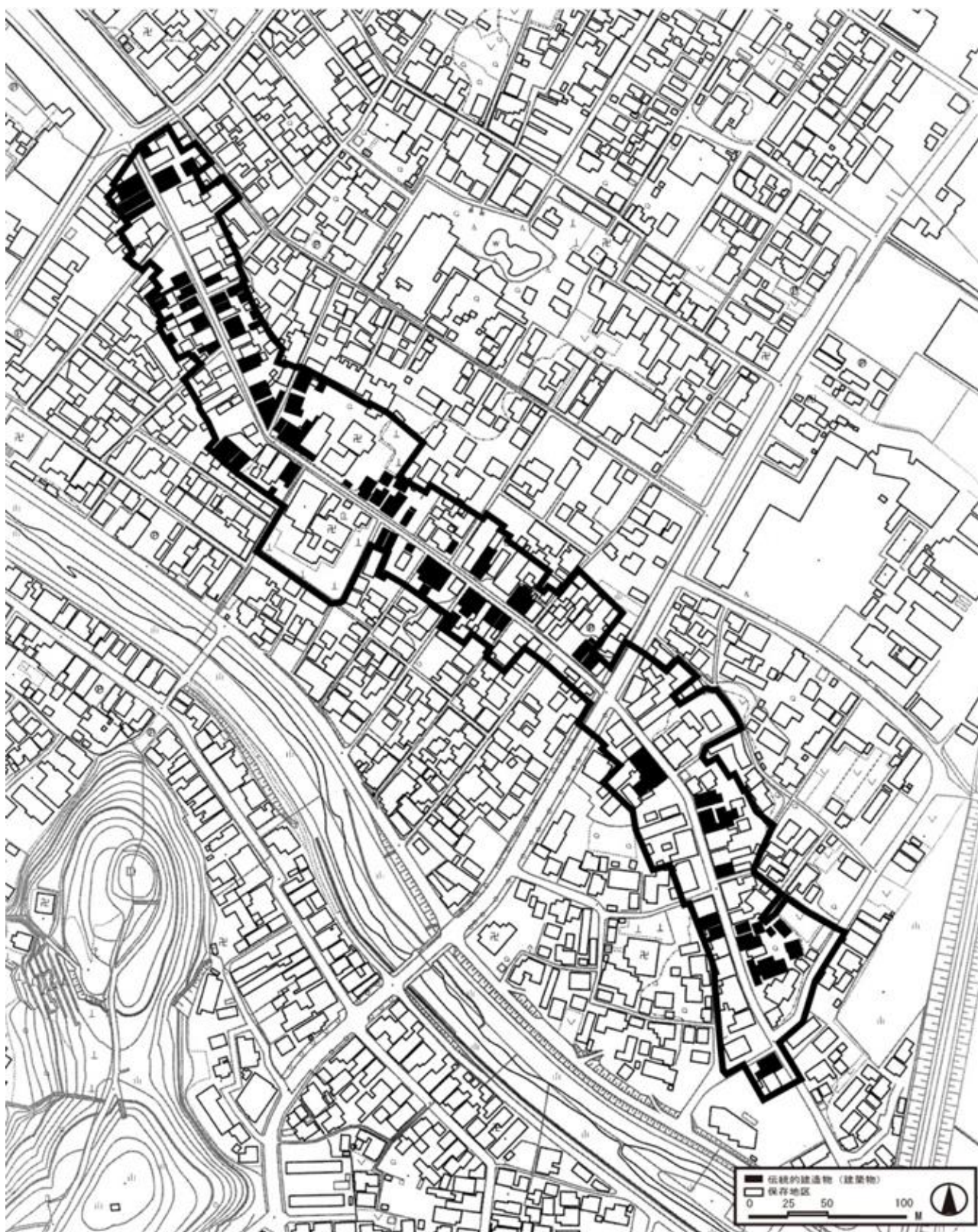
② 伝統的建造物群の特性にそぐわない外観の変更が加えられている部分については、当該建造物の履歴を調査のうえ、然るべき旧状に復するための修理を行う。

2 伝統的建造物以外の建築物の修景

伝統的建造物以外の建築物および工作物の新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更は、主として通常望見できる外観について、伝統的建造物群の特性と調和するよう、別に定める修景基準及び許可基準に基づき当該工事を行う。

【保存地区の保存のために必要な管理施設などの整備計画】

保存地区の適正管理のため、保存地区内に管理施設や説明板などを整備し、別に定める防災計画に即した防災事業の実施ならびに伝統的なまちなみ景観に調和した環境整備をおこなうことで生活基盤の充実を図り、総合的な住環境の向上を推進する。



彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区の範囲

3 歴史的風致維の維持及び向上に関する方針

（１）歴史的建造物等の保存と活用に関する方針

本市にある歴史的建造物などのうち、国や県、市の指定文化財建造物、伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物、登録有形文化財建造物については、文化財保護法および滋賀県ならびに本市の文化財保護条例に基づき、適切な保護を図る。

指定文化財以外の歴史的建造物については、その歴史的価値を把握するための調査を行い、文化財保護法の規定に基づく指定文化財の指定や歴史まちづくり法の規定に基づく歴史的風致形成建造物の指定を行い、適切な保護を図る。

そのうち修理が必要となっている歴史的建造物などについては、修理などを行い良好な形で後世に継承する。

（２）歴史的建造物等を取巻く周辺環境に関する方針

歴史的風致の維持向上を図るため、歴史的建造物などの保存だけでなく、それを取巻く周辺環境について、各種のまちづくり施策と連携を図りながら環境の保全、整備を図る。

歴史的建造物を取巻く周辺の空き家や空き地となっているものについては、防災や景観などの観点から、まちづくり活動を行う地元組織などとも連携しながら、情報共有に努め、建築物の空き家、空き地の有効利用などについて検討を行う。

歴史的風致をゆっくりまち歩きできる環境の形成に向けて、レンタサイクルの基地整備ならびに利用促進を図るとともに、自転車エコステーションの設置を推進する。

引き続き、来訪者を迎え、まち歩きをしやすいするための案内サインの設置や歴史的風致を構成している歴史的建造物に対する説明板の設置などの環境整備を図る。なお、案内サインや説明板の設置については、歴史的まちなみに調和したデザインとするなど、景観の保全に配慮する。

また、「彦根市都市交通マスタープラン」や各種のまちづくり施策と連携を図りながら、歴史的風致を有する区域への自動車利用を抑制するための検討を行う。

歴史的なまちなみとの調和と良好な景観形成に向けて、無電柱化や道路の美装化などを推進する。

（３）歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する方針

歴史と伝統を反映した人々の活動の継承については、伝統工芸の担い手の育成や支援に取り組むとともに、無形民俗文化財の伝統芸能の活動支援や活動に欠かせない用具などの修繕や更新について支援することにより、活動の継承を図る。

能や狂言、茶の湯など、彦根に根付いた伝統芸能、伝統文化を学ぶ機会を作り、後継者育成の環境づくりを進める。

歴史的風致を構成する地域の祭礼、伝統行事、伝統芸能などの調査を行うとともに、これらの母体となる活動組織の育成・強化を図る。将来の担い手の育成にあたっては、地域住民や保

存会、まちづくり活動団体への支援を実施することにより、後継者の育成、伝承者の育成を図る。

（４）歴史的風致の普及・啓発と情報発信に関する方針

歴史的風致の価値を知り、造詣を深められるように、歴史や文化財に関する情報発信を行い、説明板の設置や、解説シートなどの作成を行うとともに、歴史的風致に触れ、理解を深める機会を創出する。

各種団体などと協働して、歴史的建造物の活用や、歴史文化を反映した行祭事・イベントなどを開催し、歴史的風致を維持し向上させるための活動を推進する。

4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

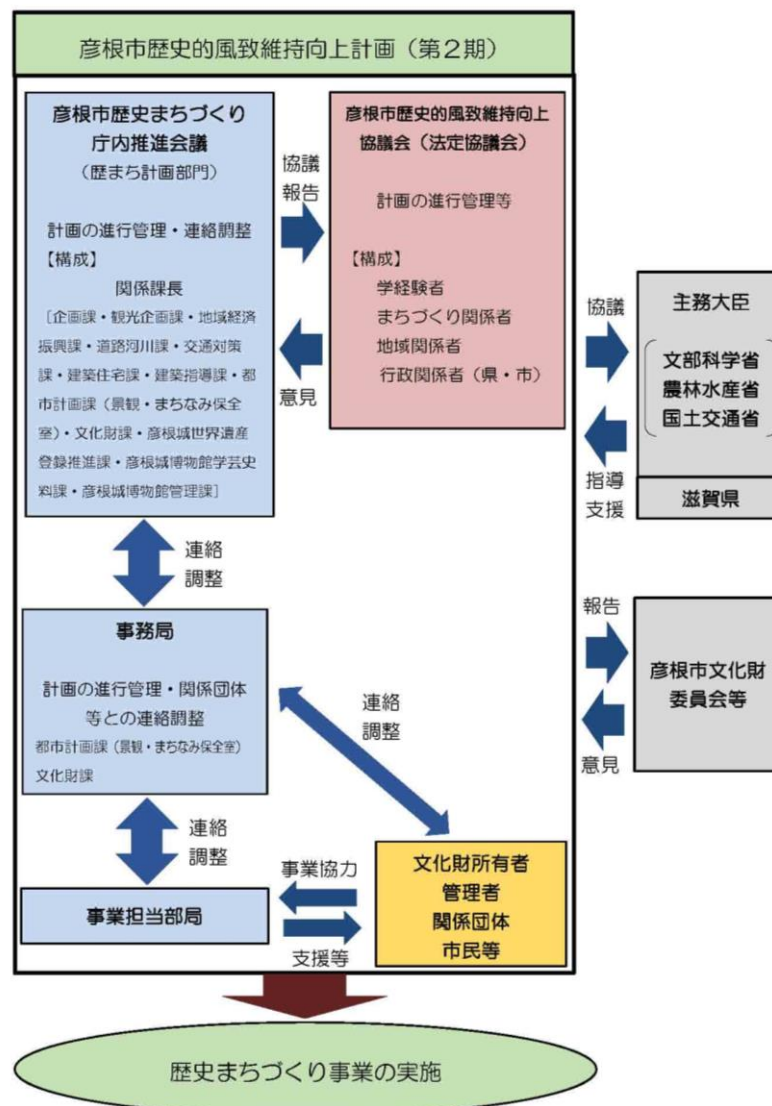
歴史まちづくり計画の推進および実施にあたっては、都市建設部局と文化財部局が中心となって彦根市歴史まちづくり庁内推進会議（以下、「庁内推進会議」という。）により関係する所属との連携を図る。さらに、歴史まちづくり法第 11 条に基づく、彦根市歴史的風致維持向上協議会において、計画の推進、計画の変更ならびに計画に基づく事業の円滑な進行に係る連絡調整などを行うとともに、彦根市意見公募手続要綱に則り広く市民から意見を求め、市民の意見が反映できるように努め、事業を推進していくことを基本とする。

具体的な事業の推進に際しては、国や滋賀県と協議を行うとともに、この庁内推進会議において連絡調整を図るものとする。

また、事業推進において、文化財所有者や関係団体などと協議調整を図り、彦根市文化財委員会などの関係する委員会への報告や意見を得て進めていくものとする。

なお、この庁内推進会議では、彦根城の世界遺産登録の推進に向けてワーキング会議を設け、世界遺産の構成資産を過不足なく選択し、本市の文化遺産の保存および活用について、施策の一本化を図り、現実的で効果的なまちづくりを推進するものとする。

彦根市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）の実施体制



第4章

重点区域の位置及び区域

第4章 重点区域の位置及び区域

1 重点区域の考え方

本市の歴史的風致として、第2章において示した「彦根藩井伊家の大名文化」「城下町の伝統」「中山道の宿場町」「荒神山」の4つがあるとした。

1つ目として、「彦根藩井伊家の大名文化」では、大名としての教養として行われた「能」や「狂言」の伝統芸能、大名茶の系譜を引く「茶の湯」の文化が今日まで行われている。また、「佐和山祭り」が起源の、「城まつり」の伝統行事も彦根城を中心とした歴史的風致を形成している。

2つ目として、「城下町の伝統」では、仏壇職人が集住する七曲がり周辺や昔ながらの魚屋・酒屋などの「商い」をする人たちが健在である河原町など、歴史的建造物とともに歴史的風致を形成している。

3つ目として、「中山道の宿場町」では、宿場の歴史的景観が残る高宮の町なみの中で行われる「高宮太鼓祭り」による祭礼により往時の賑わいを彷彿させるとともに、鳥居本の名産でもある「赤玉神教丸」の製造販売を現在も歴史的建造物を核として営まれているなど、2つの宿場特有の歴史的風致を形成している。

4つ目として、「荒神山」では、葬送の山として機能してきた荒神山において、大型前方後円墳の周囲の神社では、「水無月祭り」や「太鼓登山」の祭礼行事が行われるなど、長く信仰の山として、歴史的風致を形成している。

このうち彦根城周辺では、伝統芸能、伝統文化、伝統工芸、生業などが継承されているとともに、国宝、重要文化財建造物の国指定文化財ならびに重要伝統的建造物群保存地区に選定された地区があるなど、核となる歴史的価値の高い建造物が数多くある。

現在のまちなみと江戸時代に描かれた『彦根御城下惣絵図』と比べてみても、中心に特別史跡彦根城跡、周囲に形成された同期の旧城下町が一体となって同心円に分かりやすく配置されており、その中で歴史的建造物や歴史的まちなみとともに城下町の中で培われてきた伝統文化や伝統工芸などが良好に引き継がれている。

しかし、第3章において示したように歴史的建造物の保存と活用や歴史と伝統を反映した人々の活動などに対しての各種の課題もある。

こうしたことを踏まえ、彦根城を中心とした旧城下町である「彦根城下町区域」の範囲を重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上を図るための各種施策を重点的に推進することによって、効果的に課題の解決を図るものとする。各種施策の推進において、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する事項に変更が生じた場合は、適宜追加や見直を行うものとする。

【彦根城下町区域】

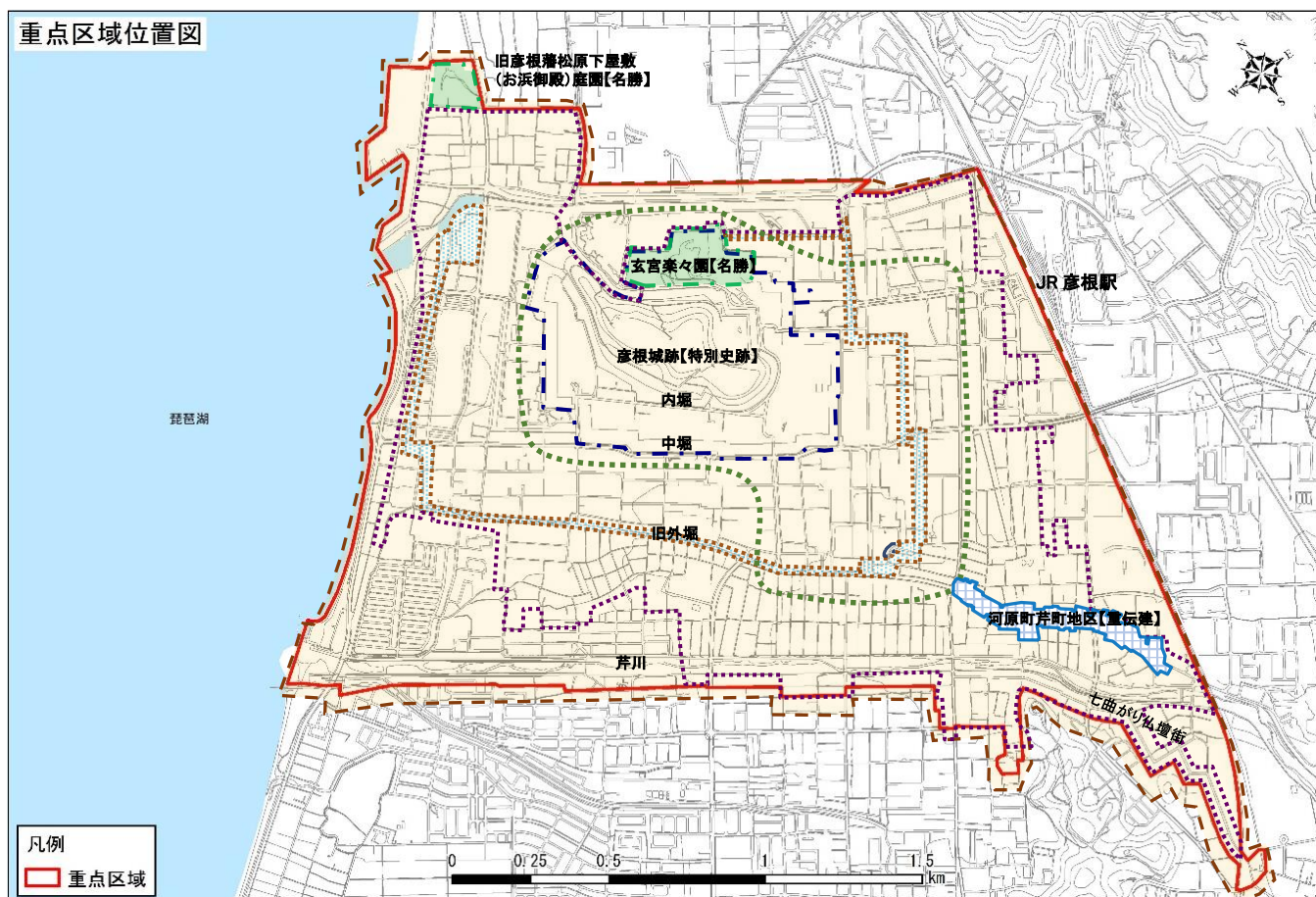
1. 彦根藩主井伊家大名文化にみる歴史的風致
2. 城下町の伝統にみる歴史的風致

3. 中山道の宿場町（鳥居本宿）にみる歴史的風致

3. 中山道の宿場町（高宮宿）にみる歴史的風致

4. 荒神山にみる歴史的風致

歴史的風致の分布図



重点区域図

- 凡例：
- 重点区域
 - 特別史跡
 - 名勝
 - 重要伝統的建造物群保存地区
 - 彦根城外堀跡
 - 彦根城下町遺跡の範囲
 - 彦根藩主井伊家の大名文化にみる歴史的風致
 - 城下町の伝統にみる歴史的風致

2 重点区域の位置及び区域

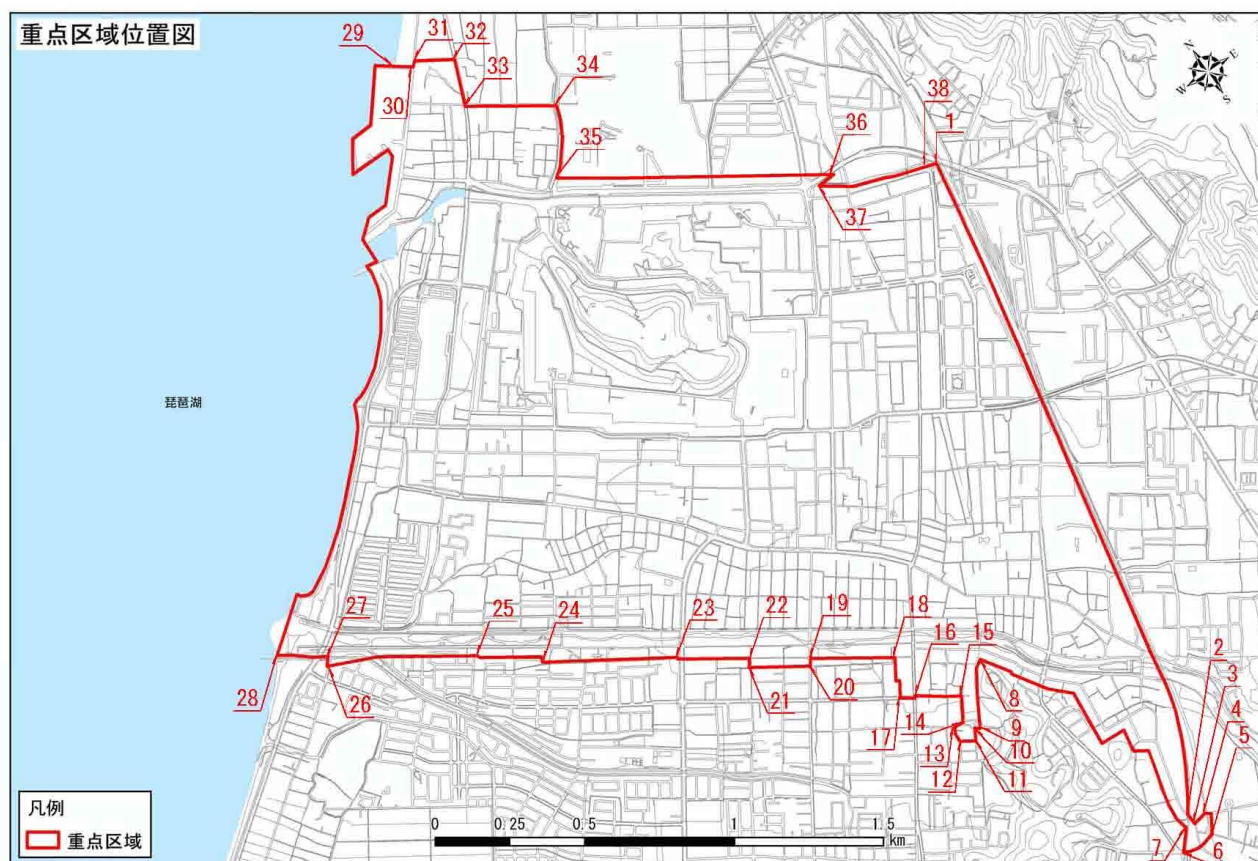
重点区域とした「彦根城下町区域」は、『彦根御城下惣絵図』を基本に西に琵琶湖、南に芹川、東にＪＲ東海道本線、北に旧外堀（旧松原内湖）に囲まれた区域が、一定の広がりをもった市街地を形成しており、この区域に繋がる名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園、江戸期から続く伝統工芸の産地である七曲がり仏壇街および蛭子神社周辺地区を含めたエリアを重点区域に設定する。

この区域の大部分は、「彦根市都市計画マスタープラン」において、彦根城を中心とした歴史と文化が溢れる風格と洗練された市街地の形成を図る旧城下町地域に位置付けている。

また、「彦根市景観計画」では、区域の大部分を城下町景観形成地域の全域と琵琶湖・内湖景観形成地域の一部に位置付けている。

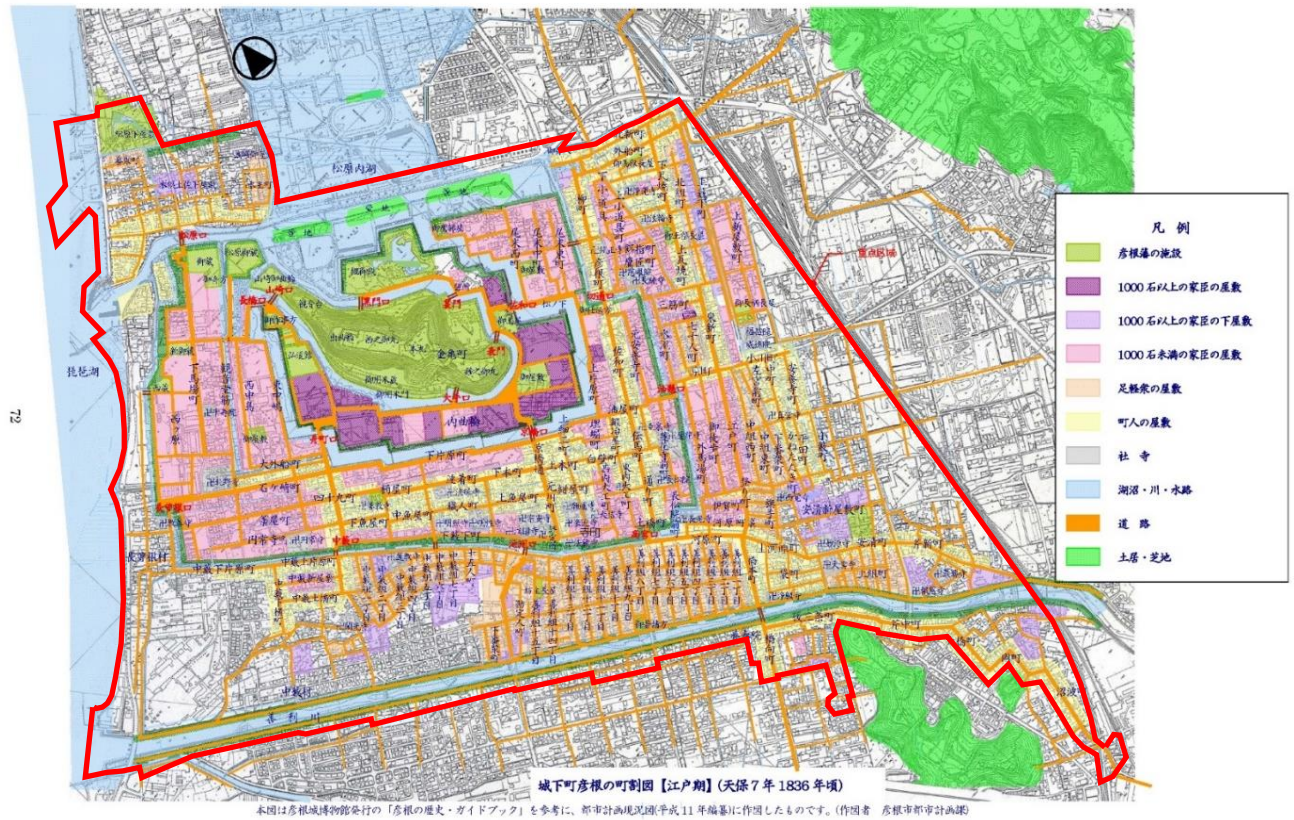
重点区域の名称	彦根城下町区域
重点区域の面積	約 400ha

（１）重点区域の位置

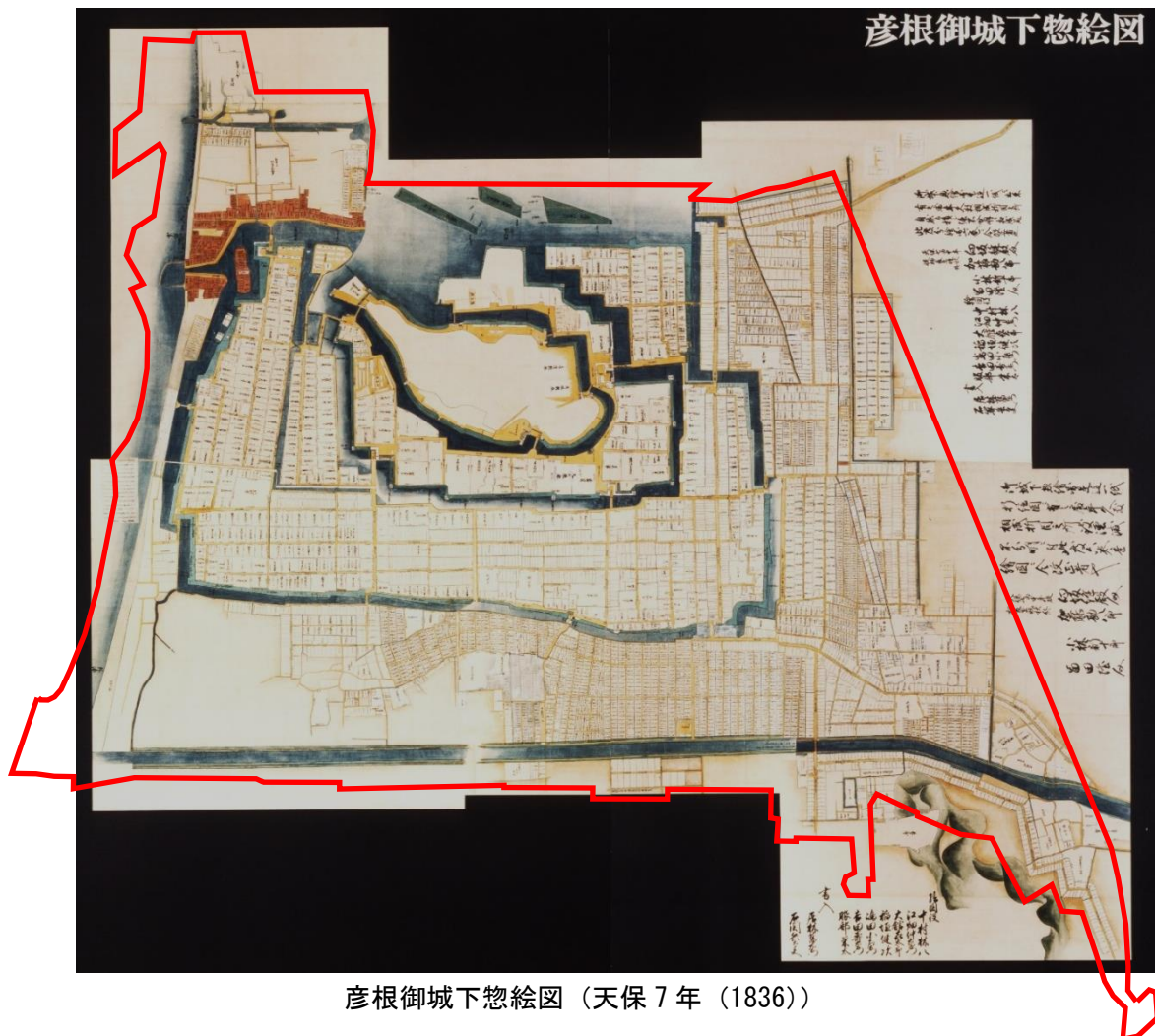


(2) 重点区域の区域（境界）

区間	区域（境界）の位置
① ～ ②	東海道本線（琵琶湖線）西側
② ～ ③	県道 207 号線（橋向東沼波線）
③ ～ ④	芹川町と西沼波町の境界
④ ～ ⑤	市道 13 号（西沼波野田山線）
⑤ ～ ⑥	市道 4 号（彦根口河瀬線）
⑥ ～ ⑦	東海道本線（琵琶湖線）西側
⑦ ～ ⑧	城下町景観形成地域（外町地区）岡町～新町 県道 207 号（橋向東沼波線）道路肩から 30m 後退線
⑧ ～ ⑨	地番界（後三条町）
⑨ ～ ⑩	市道 846 号（後三条巡礼街道線）
⑩ ～ ⑪	市道 1073 号（後三条 5 号線）
⑪ ～ ⑫	市道 1072 号（上後三条 4 号線）
⑫ ～ ⑬	市道 1070 号（上後三条 2 号線）
⑬ ～ ⑭	市道 846 号（後三条巡礼街道線）
⑭ ～ ⑮	市道 1074 号（新町後三条 1 号線）
⑮ ～ ⑯	市道 1075 号（新町後三条 2 号線）
⑯ ～ ⑰	市道 62 号（大藪橋向線）
⑰ ～ ⑱	橋向町と後三条町の境界
⑱ ～ ⑲	市道 836 号（下後三条東 2 号線）
⑲ ～ ⑳	市道 11 号（芹橋彦富線）
㉑ ～ ㉒	地番界（後三条町）
㉒ ～ ㉓	市道 842 号（後三条東 8 号線）
㉔ ～ ㉕	城下町景観形成地域（芹川河川景観形成地域） 市道 834 号（後三条橋向北通り線）
㉖ ～ ㉗	城下町景観形成地域（芹川河川景観形成地域） 水路界（中藪町）
㉘ ～ ㉙	城下町景観形成地域（芹川河川景観形成地域） 地番界（中藪町）
㉚ ～ ㉛	城下町景観形成地域（芹川河川景観形成地域） 芹川の河川界から 30m 後退線
㉜ ～ ㉝	城下町景観形成地域（芹川河川景観形成地域） 市道 833 号 芹川堤防南線
㉞ ～ ㉟	河川界（平田川）
㊱ ～ ㊲	琵琶湖内湖景観形成地域（犬上川～松原地区） 琵琶湖岸線（長曾根南町～松原二丁目）
㊳ ～ ㊴	河川界
㊵ ～ ㊶	市道 296 号（松原水泳場線）
㊷ ～ ㊸	城下町景観形成地域（外町地区） 市道 297 号（松原町聖前大上後線）
㊹ ～ ㊺	城下町景観形成地域（外町地区） 県道 2 号線（大津能登川長浜線）
㊻ ～ ㊼	市道 543 号（松原町大上後線）
㊽ ～ ㊾	市道 58 号（松原町大黒前鴨ノ巣線）
㊿ ～ ㉑	城下町景観形成地域（外町地区） 県道 517 号（彦根港彦根停車場線）道路肩から 30m 後退線
㉒ ～ ㉓	城下町景観形成地域（外町地区） 県道 518 号（彦根城線）
㉔ ～ ㉕	城下町景観形成地域（外町地区） 水路界
㉖ ～ ㉗	城下町景観形成地域（駅西周辺地区）



江戸期の町割図と現在地図との比較（天保7年（1836））



3 重点区域の指定の効果

重点区域には、歴史的風致が色濃く現存し、彦根を代表する区域である。また、この区域は、彦根の経済活動の中心地である中心市街地とも重なっており、経済活動の進展は、ともすると歴史的風致の風化または滅失につながる恐れがある。また、歴史的風致を形成する建造物の中には、早急に保存の対策を講じ、その活用について検討を施す必要のあるものも多い。

第3章で述べた基本方針に基づく施策を重点的に推進することによって、失われつつある歴史的風致が維持向上し、歴史資産を生かしてまちが形成されることによって、市民の誇りと愛着があるまちの実現につながるとともに、彦根の魅力や個性を高め、ひいては観光客の増加による交流人口の拡大により経済への波及効果も期待することができる。

4 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

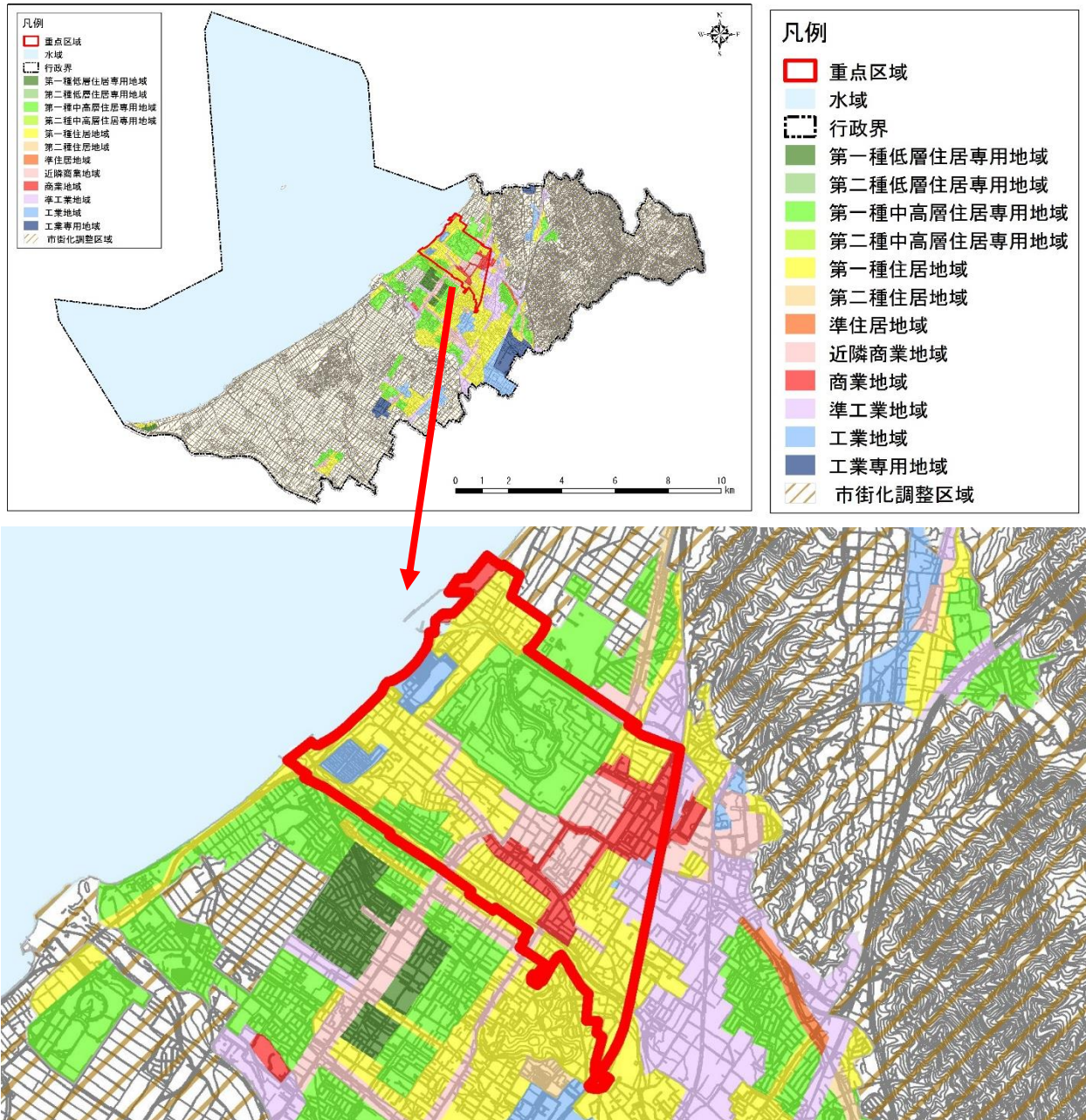


(1) 都市計画との連携

本市は、市域全域である 196.87 km²のうち琵琶湖を含まない 98.28 km²を都市計画区域に指定し、そのうち 25.72 km²を市街化区域に指定している。この市街化区域の中で、住居系用途地域に 15.72 km²、商業系用途地域に 2.92 km²、工業系用途地域に 7.08 km²を指定している。

重点区域の全域は、市街化区域内であり、久座の辻交差点より東側の地域では、河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区があり、文部科学大臣より重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

重点区域は、本市の中心市街地であるが、人口減少も進み空き家、空き地が増加し、歴史的な環境を生かした取組みが必要となってきた。このため、都市計画との適切な連携により、地区計画など歴史的風致の維持向上に即したまちづくり計画の策定を地域住民とともに取組み、本市の歴史的風致の維持向上に努めるものとする。



都市計画用途地域の範囲

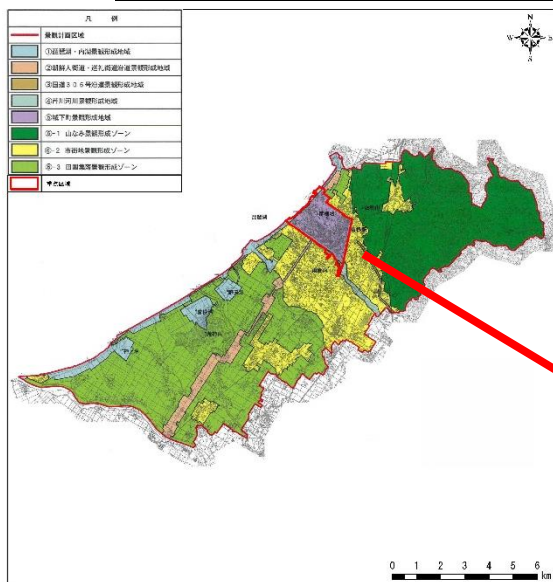
(2) 景観計画との連携

本市の景観計画は、「城と湖と緑のまち・美しい彦根の創造」をテーマとして掲げ、これまでの彦根らしさを生かし、さらに新しい彦根らしさを積み重ねることによって、新しい時代に向けて創造していくため、市域全域に景観計画区域を定め良好な景観を保全育成するとしている。

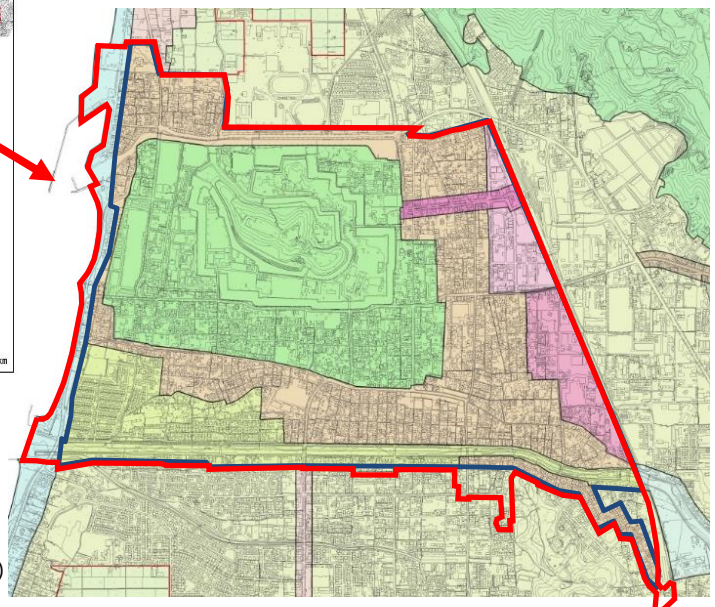
特に、重点区域内のほとんどの区域を城下町景観形成地域に位置付け、更に6つの地区設定を設けている。この地域の景観形成方針として、①彦根のシンボルとなる歴史文化環境を保全・育成、②城下町としてまとまりと一体感のある景観形成、③城下町にふさわしいまちなみの発展的継承を示し、良好な歴史と伝統を語りかけ深みのある風格漂うまちの景観形成を図ることとしており、城下町らしい歴史的建造物と調和したまちなみづくりを推進する。

また、景観計画区域内では、景観形成地域および景観ゾーン毎に、一定の規模以上の建築物または工作物の建設行為を行う場合は、届出が必要であると定めている。

景観形成地域	琵琶湖・内湖景観形成地域	一部重点区域内
	朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域	
	国道 306 号沿道景観形成地域	
	芹川河川景観形成地域	
	城下町景観形成地域	重点区域
景観ゾーン	山なみ景観ゾーン	
	市街地景観ゾーン	一部重点区域内
	田園集落景観ゾーン	



景観計画区域（彦根市景観計画）



城下町景観形成地域（青枠）

景観の届出対象行為

	行為の種類	景観計画地域	景観ゾーン
建築物	建築物の新築、増築、改築または移転	当該建築物の外観に係る部分の見付面積 10 m ² 以上のもの	①住居系地域・用途指定無の地域：建築物の高さが 10mを超えるまたは建築面積が 500 m ² を超えるもの ②商業系地域：建築物の高さが 13mを超えるまたは建築面積が 1,000 m ² を超えるもの ③工業系地域：建築物の高さが 13mを超えるまたは建築面積が 1,000 m ² を超えるもの
	建築物の修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	当該建築物の外観の変更に係る部分の見付面積 10 m ² 以上のもの	
工作物	工作物の修繕、模様替えまたは色彩の変更	当該工作物の外観に係る部分の見付面積 10 m ² 以上のもの	①住居系地域・用途指定無の地域：建築物の高さが 14mを超えるまたは土地の面積が 500 m ² を超えるもの ②商業系地域：建築物の高さが 14mを超えるまたは土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの ③工業系地域：建築物の高さが 15mを超えるまたは土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの
	高架道路、高架鉄道その他これらに類する工作物		高さが 5mを超えるもの
	橋りょう、横断歩道橋、こ線橋その他これらに類する工作物		幅員が 6m以下かつ延長が 30mを超えるもの
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発面積が 1,000 m ² 以上のもの	
その他	垣さく、へい、擁壁その他これらに類する工作物	高さが 1.5mを超えるもので、かつ、長さが 10mを超えるもの	
	屋外広告物	単独でその表示または掲出する物件の面積が 3 m ² を超えるもの、または、自己敷地などや建築物において複数の表示または掲出する物件にあっては、その合計面積が 5 m ² 以下のもの	高さが 10mを超えるものおよび広告表示面積の合計が 10 m ² 以上のもの
	煙突、RC 造の柱など	高さが 5mを超えるもの	
	汚水または廃水処理する工作物	高さが 1.5mを超えるものの建設などに係る部分の築造面積が 100 m ² を超えるもの	
	電気供給のための電線路などの工作物	高さが 14mを超えるものの建設など	
	切土または盛土	切土または盛土により生ずるのり面の高さが 1.5mを超え、かつ、長さが 10mを超えるもので、係る部分の面積が 100 m ² を超えるもの	

彦根市景観計画：城下町景観形成地域の景観形成基準概要（建築物）

建築物の新築・増築・改築など	地 区	項 目	基 準
	①内町地区 ②外町地区	眺望	・各視点場から彦根城の眺望を阻害しないよう建築物の位置および高さとする こと。
		位置	・敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して釣り合いよく配置すること ・伝統的な町屋などが比較的良好なまとまって残る地区では、壁面の位置を揃え、まちなみの連続性に配慮する。
		高さ	・住居系は、12m以下を原則とする。 ・商業系、工業系は、15m以下を原則とする。 ・歴史的まちなみを残したい通りにあつては、道路界から10m以内は、10m以下とする。
		形態 意匠	・地区の持つ歴史性をふまえた和風建築の形態・意匠を基調とすること。 ・屋根は、原則として3～5寸勾配のある屋根を設け、適度な軒の出を有し水平線を強調すること。 ・屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感、圧迫感、違和感を与えない意匠とすること。 ・歴史的まちなみを残したい通りにあつては、道路界から10m以内は、4～5寸勾配のある屋根を設け、適度な軒の出を有すること。城下町の伝統をできるだけ継承するため、切妻平入、軒庇、格子窓の再生に努めること。
		色彩	・屋根の色彩 色相：7.5YR～2.5Y 明度：0～3 彩度：0～1 または N0～N4 ・壁面の色彩 色相：7.5YR～2.5Y 明度：0～6 彩度：0～2 または N0～N9
		素材	・屋根は、和風感のある瓦またはこれに準ずるものを原則とする。 ・外観部では、城下町の伝統的な様式の建物と同様な木材、土、石材などの自然素材を用いること。これにより難しい場合は、これに模した素材とするか周囲の緑などにより修景を図ること。 ・冷たさを感じる素材、反射光のある素材を屋根や壁面などの大部分にわたって使用することは避けること。
	③駅前お城通り地区 ④駅西周辺地区 ⑤旧城下町周辺地区 ⑥芹川周辺地区	眺望	・各視点場から彦根城の眺望を阻害しないよう建築物の位置および高さとする こと
		位置	・③できる限り壁面の位置を揃え、まちなみの連続性を配慮すること。 ・④～⑥建築物などが道路から大きく後退する場合は、道路に面する部分に生垣または透視可能なフェンスなどを設けるよう努めること。
		高さ	・③20m以下を原則とする。 ・④30m以下を原則とする。 ・⑤～⑥住居系は12m以下、商業系および工業系は15m以下を原則とする。
		形態 意匠	・地区の持つ歴史性をふまえた和風建築の形態・意匠を勘案して、全体的にまとまりのある形態にすること。 ・高さ12m以下の建築物については、勾配屋根を原則とする。12mを超える高さの建築物についてもできる限り勾配屋根とするが、これにより難しい場合は、適度な軒の出を有し水平線を強調した形態とすること。 ・屋根、壁面、開口部などの意匠に配慮し、威圧感、圧迫感、違和感を与えない意匠とすること。
		色彩	・屋根の色彩 色相：7.5YR～2.5Y 明度：0～3 彩度：0～1 または N0～N9 ・壁面の色彩 色相：— 明度：— 彩度：0～6 または N0～N9
		素材	・屋根は、和風感のある瓦またはこれに準ずるものを原則とする。 ・外観部では、城下町の景観に馴染む木材、土、石材などの自然素材やこれを模した素材を積極的に用いるよう工夫すること。 ・冷たさを感じる素材、反射光のある素材を屋根や壁面などの大部分にわたって使用することは避けること。

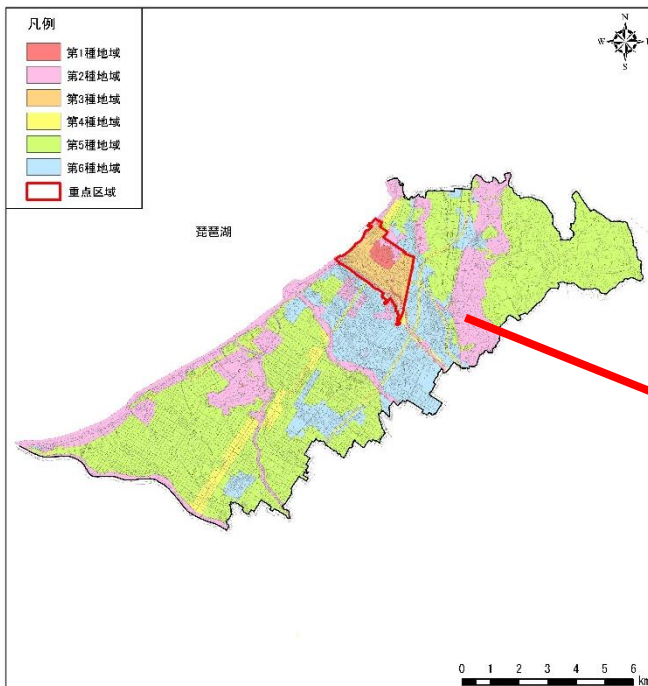
（３）屋外広告物条例との連携

本市の彦根市屋外広告物条例は、平成19年（2007）6月に自然と人々の営み、まちの歴史・文化などの地域の景観的特性を踏まえた地域設定をしている「彦根市景観計画」を基に、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止とともに、地域における自然的、歴史的、文化的な個性ある美しい景観に寄与する良好な屋外広告物の形成が図れるよう、市内全域を第1種地域から第6種地域の地域区分に分け規制を行う条例を平成27年（2015）7月1日に施行した。

特に重点区域内のほとんどのエリアを自然や歴史的景観と調和するよう色彩や規模などの基準を強化した第1種地域から第3種地域に指定していることから、これら基準のもと、歴史的景観と調和した屋外広告物の創出の誘導に努める。

屋外広告物の表示または掲出可否について ○：設置可（原則許可が必要） ×：設置不可

	自家用広告物	非自家用 広告物	道標・案内図板（非自 家用）	適用除外広告 物
第 1 種地域	○	×	○ すべて許可必要	○ 全て許可不要
第 2 種地域	総面積 5 m ² 以下 は許可不要			
第 3 種地域	○	×		
第 4 種地域	総面積 10 m ² 以下			
第 5 種地域	は許可不要	○全て許 可必要		
第 6 種地域				



屋外広告物規制区域図（彦根市屋外広告物ガイドライン）

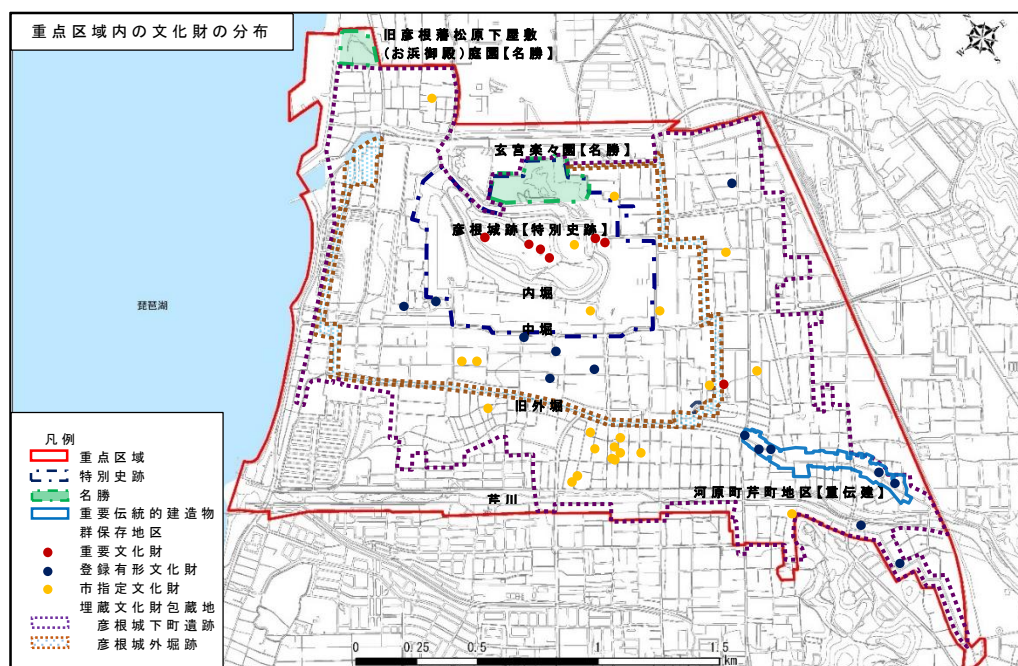
（４）文化財保護法との連携

重点区域内において、史跡、名勝、建造物については、特別史跡彦根城跡、国宝彦根城天守、附櫓及び多聞櫓をはじめ、国指定文化財 10 件、重要伝統的建造物保存地区である河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財が 25 棟、市指定文化財 22 件があり、文化財保護法、滋賀県文化保護条例、彦根市文化財保護条例、彦根市伝統的建造物群保存条例（以下、「保存条例」という。）により保護が図られている。

国民共有の財産である特別史跡彦根城跡については、適切な保存管理を図りつつ、今後のまちづくりに活用していくことを目指し、平成 27 年度（2015）に「特別史跡彦根城跡保存活用計画」を策定した。また、平成 29 年（2017）6 月より、城下町の範囲を「彦根城下町遺跡」として文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財としての取り扱いを開始している。

名勝玄宮楽々園については、平成 8 年度（1996）に「名勝玄宮楽々園整備基本計画」を策定し、計画に基づき玄宮園の池の護岸整備や楽々園建造物の保存整備事業を進めている。

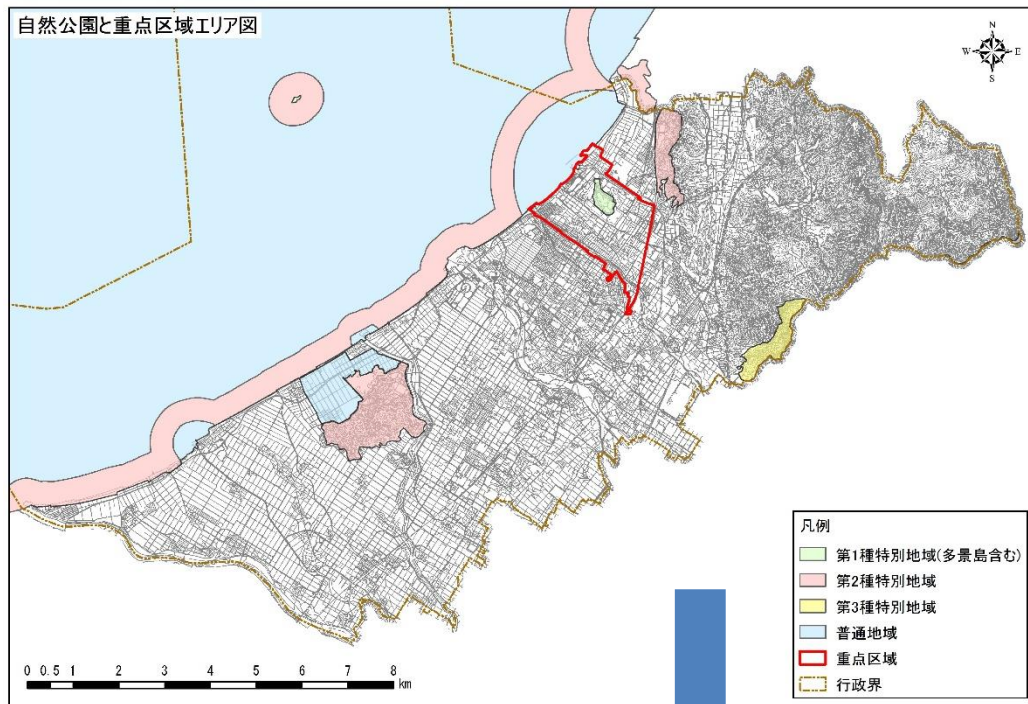
重要伝統的建造物群保存地区である河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区（以下、「保存地区」という。）については、保存条例第 3 条の規定に基づき、保存地区の生活環境の改善と文化環境の向上に資するため、平成 28 年（2016）4 月 6 日に「彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区保存計画」（以下、「保存計画」という。）を定めた。本保存地区の保存に際しては、先人が築き上げてきた城下町彦根の豊かな歴史的環境を明らかにし、これを後世に守り伝えることを基本にとらえ、伝統的建造物群およびこれと一体をなす環境を保存し、同時にその活用を図りながら魅力と活気にあふれた保存地区の創出に努める。



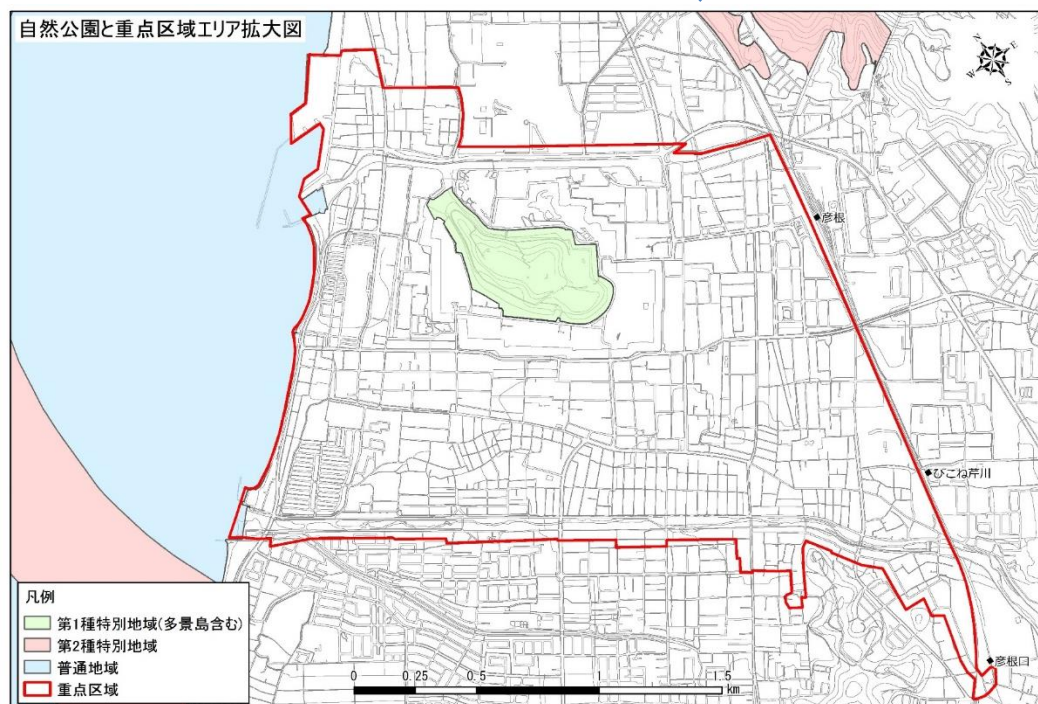
重点区域内の文化財の分布

（５）自然公園法との連携

重点区域内の特別史跡彦根城跡の内堀より内側の範囲は、琵琶湖国定公園の第1種特別地域に指定されている。また、琵琶湖辺の地域は、普通地域にそれぞれ指定されている。第1種特別地域は、特別保護区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域であることから、工作物の新築・改築、竹木の伐採などを行う際には、知事の許可が必要となる。



自然公園と重点区域エリア図（市域全域）



自然公園と重点区域エリア拡大図

表 地域区分と行為規制

地域区分	説明	行為規制
第1種特別地域 (多景島含む。)	特別保護地区に準じ風致・景観を維持する必要性が高い地域であって、現在の風致・景観を極力保護することが必要な地域	許可制 特別保護地区に準じた扱い。
第2種特別地域	特に、農林漁業活動との調和を図り、現在の自然を維持することが必要な地域	許可制 林業は30%の択伐を認めている。通常の農林漁業活動に伴う施設や住宅など住民の日常生活に必要な施設は原則として許可している。 地形、水利上他には設置できないダム、水力発電所については、各種の条件を付して許可することがある。
第3種特別地域	通常の農林漁業活動については風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域	許可制 林業は皆伐を認めている。工作物の設置については第2種特別地域とほぼ同様。
普通地域	景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地・農耕地等であって、風景の保護を図る必要のある地域	事前届出制 大規模な工作物等風景を害するものについては、保全のための行政措置を講ずる。

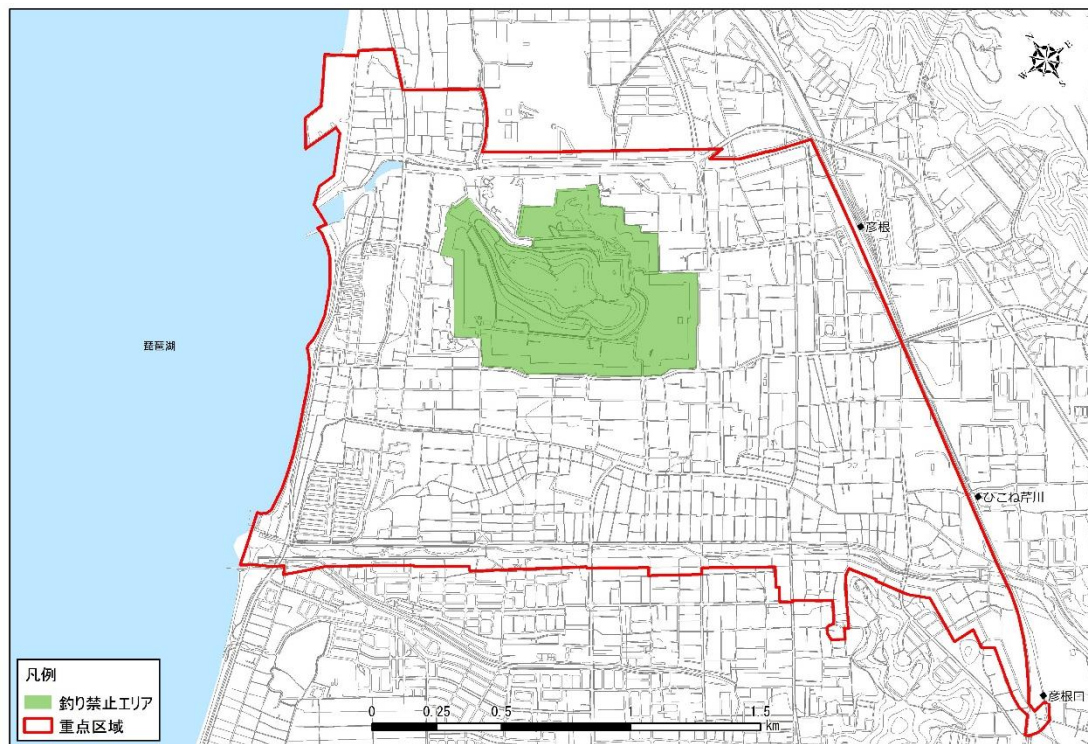
表 許可申請・届出を要する各種行為一覧（●：許可 ▲：届出）

行為の種類	国立・国定公園	
	特別地域 法第20条第3項	普通地域 法第33条第1項
工作物の新築、改築、増築	●	▲ (大規模な)
木竹の伐採	●	
指定区域内での木竹を損傷	●	
鉱物の掘採や土石の採取	●	▲
河川、湖沼の水位・水量の増減	●	▲ (特別地域内の)
指定湖沼への汚水・廃水の排出等	●	
広告物の掲出、設置、表示	●	▲
屋外での指定物の集積、貯蔵	●	
水面の埋立、干拓	●	▲
土地の形状変更	●	▲
指定植物の採取、損傷	●	
指定区域内での指定植物の植栽、播種	●	
指定動物の捕獲、殺傷等	●	
指定区域内での指定動物の放出	●	
屋根、壁面、塀等の色彩の変更	●	
指定する区域への指定期間内の立ち入り	●	
指定区域での車馬等の使用	●	
政令で定める行為	●	
地域指定拡張の際の既着手行為	▲ 法第20条第6項 事後（3月以内）	
非常災害のための応急措置	▲ 法第20条第7項 事後（14日以内）	
木竹の植栽、家畜の放牧（許可行為は除く）	▲ 法第20条第8項	

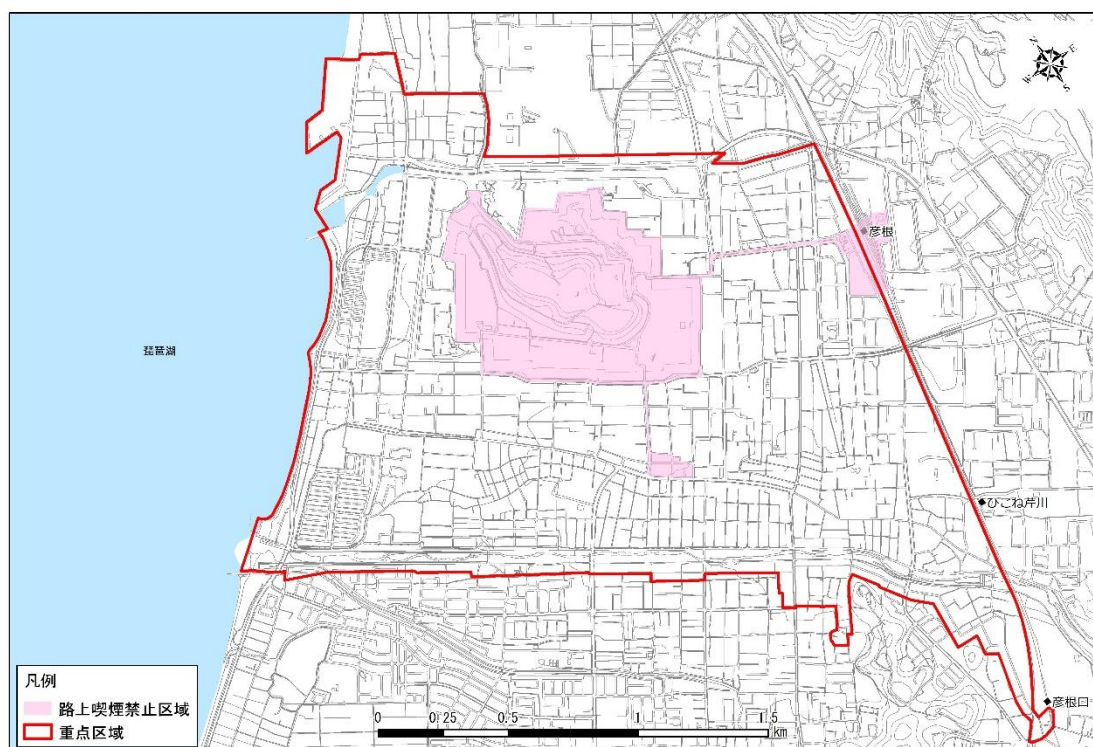
（6）その他の計画等との連携

重点区域内では、「特別史跡彦根城跡における釣り禁止に関する条例」により魚類などの釣り行為を禁止し、歴史的な環境および景観保全を図ることとしている。

また、「彦根市路上喫煙の防止に関する条例」により、路上喫煙の防止かつ安全な生活環境の確保を図るなど、環境の保全に努めている。



釣り禁止エリア（特別史跡彦根城跡内）



路上喫煙禁止地区

第 5 章

文化財の保存又は活用に関する事項

第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 市全体に関する事項

（１）文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市には、平成 29 年（2017）10 月現在、国指定文化財が 23 件あり、うち国宝が 2 件、重要文化財が 16 件、特別史跡 1 件、史跡 2 件、名勝 2 件である。また、重要伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財が 22 件（52 棟 1 基）ある。県指定文化財は 13 件、市指定文化財が 88 件ある。

本市は、長い歴史に育まれて豊かな文化財を生み出してきた。これらの文化財は、本市の歴史や文化を理解するうえで不可欠なものであり、将来の彦根の文化の向上と発展の礎をなすものである。

文化財は、これまで長い歴史の中で、多くの人々の努力により大切に守られてきたものであり、今後とも、その価値を損なうことなく後世に大切に継承する必要がある。そのためには、文化財の価値をより明確にしたうえで、その維持と保存に万全を尽くすとともに、文化財を活用し、現代を生きる人々にその価値を魅力的に伝え、市民の文化向上に寄与するよう努める。

これまで文化財の継続的な調査を実施し、文化財保護法や滋賀県文化財保護条例、彦根市文化財保護条例などにより文化財指定を行い、その保護を図ってきた。また、同時にさまざまな機会を設けて、文化財の普及と啓発に努めてきた。新たに公開となった文化財も増加している。公開に至るには、地域住民の協力が大きい。文化財の保存と活用のためには、地域住民を支援する体制の拡充が重要である。こうした体制に支えられつつ、今後とも、文化財の普及と啓発に努める。また、これによって地域住民の体制拡充が図られる。

なお、国指定文化財のうち特別史跡彦根城跡、名勝玄宮楽々園、名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園の 3 件については、個別に保存管理計画や整備基本計画などを定めている。平成 19 年度（2007）に指定された史跡彦根藩主井伊家墓所（清凉寺）については、平成 26 年度（2014）に「史跡彦根藩主井伊家墓所保存活用計画策定委員会」を設置し、平成 29 年度（2017）末に保存活用計画を策定した。

保存活用計画などを定めていない国指定文化財については、文化財保護法に基づき文化庁の指導の下、き損届や現状変更または、保存に影響を及ぼす行為などに対して、個別に許可制による行為の制限を実施している。個人所有の物件についての保存修理や整備などについては、指導と助言を行いながら積極的な財政支援（補助金）を実施しており、今後も文化財の保存・活用のための支援に努める。県と市の指定文化財については、保存管理計画を定めたものはないが、国指定文化財に準じた方法として、彦根市文化財保護条例に基づき、彦根市文化財委員会の指導の下に対応している。彦根市歴史的風致維持向上計画の実施期間中には、建造物などについて保存修理を積極的に実施し、歴史的風致の維持向上に努める。

（２）文化財の修理（整備）に関する方針

日本の文化財は、その多くが木や紙、漆などから作られている。これらの素材は、日本の自然環境によく適合した素材であり、修理が可能なものとして制作されているのが特色である。したがって、一定のサイクルで修理を繰り返すことにより、永く文化財を保存するとともに、文化財を生みだした技術や修理の技術を伝承することが可能である。

本市では、平成 17 年度（2005）に「彦根市指定文化財保存修理方針」を定め、文化財所有者と協議の上で修理計画の指導と助言を行い、文化財修理のための積極的な財政支援を実施している。指定文化財の修理に際しては、文化財保護法や彦根市文化財保護条例などに基づく修理の届け出の手続きを適時適切に行うとともに、文化財委員会に諮って文化財委員や文化財専門委員の指導と助言を得ながら修理を進めている。

近年は、彦根城石垣修理や楽々園保存整備、玄宮園保存整備（特別史跡、名勝）をはじめ、彦根藩井伊家文書や彦根城馬屋、旧池田屋敷長屋門、旧彦根藩足輕組屋敷（善利組・辻番所と足輕屋敷）などの保存修理を実施し、近年において市指定文化財建造物や登録有形文化財建造物の保存修理や耐震補強工事について財政支援を行うなど、文化財の保存修理に努めており、今後も、文化財を後世へ良好な形で継承していくための取組みを進めていく。

また、本市では、「文化財保護基金」を設置し、これらの文化財修理などを迅速に実施できるようにした。今後は、この基金を有効に活用するため「彦根市文化財保存活用委員会」を設置して指導を得ながら、修理方針に即した文化財修理を堅実に実施していく。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、美術工芸品や有形民俗文化財（民具）などの保存・活用を行う施設として、博物館法の規定に基づく登録博物館であり、文化財保護法の規定に基づく公開承認施設でもある彦根城博物館をはじめ、開国記念館と文化財収蔵庫がある。

彦根城博物館は、彦根藩主井伊家に伝来した資料の保管と公開が中心であり、さらに、国宝や重要文化財の保存や公開を積極的に行っている。平成 20 年度（2008）にリニューアルして開館した開国記念館は、本市の歴史全般が理解できる通史的な常設展示が主体の施設であり、企画展や発掘調査などの調査成果の速報展示も行っている。文化財収蔵庫は、民具や埋蔵文化財の保管施設であるが、彦根城博物館の収蔵庫とともにスペースが不足しており、施設の拡充が必要である。

建造物や史跡・名勝などの文化財の保存・活用施設としては、本市が所有する彦根城跡を維持管理する彦根城管理事務所以外に明瞭な専用施設は存在しない。彦根城跡は平成 20 年度から観光課の所管から文化財課所管に変更となり、文化財保護の観点をより重視した維持管理を行うこととした。その他の建造物・遺跡・名勝地は、いずれも所有者が主体の保存・活用ということになるが、文化財課職員が指定文化財を定期的に巡回して保存状態の確認と保存・活用についての指導を行う文化財パトロールを行い、できる限り文化財を公開するなどの活用を図る取組みを行う。

彦根城博物館では、「井伊家伝来資料」をはじめとする貴重な資料の適切な保存と調査研究に取組むとともに、「ほんもの」との出会いをコンセプトとした美術工芸品や古文書を中心に展示する常設展、ならびに館外の資料を借用して開催する企画展や特別展を実施し、彦根を中心とした歴史や文化を広く紹介する。

また、開国記念館において、ここ最近では、平成 27 年度（2015）から平成 28 年度（2016）には「NAOSUKE・直弼・なおすけ - 近現代の中の井伊直弼 -」、平成 28 年度（2016）途中からは「佐和山御普請、彦根御城廻御修復 - 発掘・解体調査からみえてきたもの -」などの企画展を開催しており、そのほか特別史跡彦根城内で実施している保存修理事業に関する調査成果や埋蔵文化財発掘調査の速報展を開催してきた。今後も文化財に関する情報発信を行い、文化財の理解を深められるよう努めていく。

なお、市内にある多くの文化財について、より理解を深められるよう、説明板については、定められたデザインによるものを順次設置しているところであり、今後も引き続き説明版の設置を推進する。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は、それが置かれた環境の中で、人々の営みと関わりながら生まれたものである。したがって文化財は、周辺の環境を排除した形ではその意義をなさないと言っても過言ではなく、文化財に即した周辺環境の整備が図られるべきである。

本市では、平成 8 年度（1996）に景観に関する自主条例「快適なまちを創る景観条例」を制定し、良好な都市景観の形成に取り組んできた。また、滋賀県の定める「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」による景観の保全と形成に努めてきた。そして平成 17 年度（2005）には、景観法に基づいて景観行政団体となり、平成 19 年度（2007）に「彦根市景観計画」を策定した。景観計画では、市内全域を景観計画区域とし、5つの特性をもつ景観の地域を景観形成地域とし、それら以外の地域を3つの景観ゾーンに区分して、景観の保全に努めている。

今後、こうした景観行政やまちづくり行政と文化財行政がより緊密に連携して、文化財の周辺環境の保全を図っていく。

（５）文化財の防災に関する方針

文化財を火災や地震などの災害から守るため、個々の有形文化財ごとに防災対策を検討するなど、被災の予防やリスクの軽減を図ることが求められている。

本市では昭和 39 年（1964）に「彦根市地域防災計画」を定め、その中で文化財対策として「文化財は貴重な国民的財産であり、この文化財の保護・保全には十分な配慮が必要である。その防災業務の実施に当たっては、災害予防対策に重点を置き、防火施設の整備、現地視察と指導の実施および所有者・管理者などへの保護思想の啓発などの施策を行う。」という方針を定めている。

現在、指定文化財の災害予防対策として、自動火災警報装置などの消防設備や防犯設備の設置について、事業費の補助を行いながら積極的な設置を推進し、建造物などの修理工事に際しては、

併せて耐震診断を行って文化財の価値を損なわない範囲での耐震補強を推奨している。特に「国宝彦根城天守、附櫓及び多聞櫓」については、国庫補助事業として耐震診断調査を平成 29 年度（2017）から実施しており、今後も文化財の保存に必要な災害予防対策に取り組む必要がある。

文化財防火デーでは、彦根城を主会場として、消防署、地元消防団、自主防災組織が連携して消火訓練を実施し、万が一の火災発生時に迅速な行動がとれるよう取組んでいる。また、文化財防火デーの前後には、1 年に 1 度、文化財課職員と消防署職員が共に文化財所有者宅を訪れて防災点検を実施し、不備な点の改善を指導するなどの取組みを行っている。彦根城跡や一部の社寺などを除いては、防災訓練が実施できていないため、今後も文化財所有者、管理者の防災意識を高めるとともに、多くの市民に文化財保護思想の啓発の取組みを続ける。



彦根城における防火活動訓練



消防点検と文化財パトロール

（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

本市の歴史・文化を学び、市民の地域的連帯感やふるさと意識、さらに、市民意識の高揚をはかり、まちづくりに活かしていくことを目的の一つとして、平成 13 年（2001）から同 27 年（2015）にかけて、『新修彦根市史』を刊行してきた。

また、文化財への関心を深めるため、指定文化財をわかり易く説明した解説シートを制作し要所に配して、市民や観光客が自由に持ち帰り学習できるように配慮しており、今後はさらなる充実を図る。そのほか『彦根市文化財年報』を作成して、文化財の仕事を紹介し、文化財の保存と活用の意識を高めるよう取組んでいる。

講座・講演会などについては、現在、本市学芸員が地域に向いて文化財啓発を行う「出前講座」、外部講師によるシンポジウム、文化財の探索ウォークや見学会を実施し、文化財への関心を深める取組みを行っており、今後も引き続き文化財に関する造詣を深めるための取組みを推進する。



出前講座と文化財見学

また、辻番所などにおいては、地域住民による管理運営を行っており、地域の文化財を地域住民が活用することで、地域住民が主体となって地域の文化財や地域への愛着や誇りの向上に対する取組みを推進する。今後は、文化財を説明する「解説ボランティア」や文化財のパトロールを実施する「パトロールボランティア」などを検討している。“地域の文化財は地域住民が守る”ということは、文化財保護や愛護精神の高揚に結びつくものであり、さらなる組織化に努める。

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市には、縄文時代から近世に至る 205 件の周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する。開発などに伴う現状の変更に際しては、文化財保護法に即した指導を実施している。包蔵地の中には、宅地造成に伴う開発が集中する箇所があり、緊急発掘調査を繰り返した結果、遺跡そのものの消失を招くことも想定される。佐和山城跡や稲部遺跡、稲部西遺跡などの重要な遺構に対しては、事前の確認調査を充実させるとともに、開発事業者との保存の協議や行政指導を徹底するなど、開発における重点保護策なども検討していく。

なお、開発事業については、まず本市の開発指導部局より開発計画について照会があり、要件事項・指示事項を付して回答する。以後については、滋賀県教育委員会の「記念物の保存と活用」および本市教育委員会の「埋蔵文化財の手引き」に示した流れによって、開発事業者に対して指導を行う。本市では、周知の埋蔵文化財包蔵地以外での開発行為についても、「確認調査依頼」の提出を求め、遺跡がないことをその都度再確認している。

今後、専門職員のさらなる充実を図りながら、埋蔵文化財の周知と取扱を徹底する。

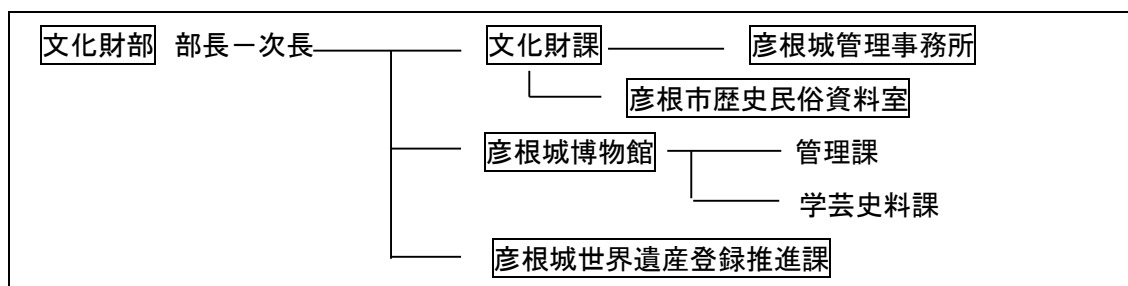
（８）教育委員会の体制と今後の方針

本市は、平成 20 年度（2008）より特別史跡彦根城跡の管理を従来の観光課から文化財課へ所管替えを行った。その上で、市教育委員会の中に、新たに文化財部を設けて文化財保護と活用の実務を行っている。文化財部は、文化財部長・同次長の下に、文化財課（歴史民俗資料室、彦根城管理事務所を含む）、彦根城博物館管理課および彦根城博物館学芸史料課、彦根城世界遺産登録推進課で構成される。

文化財に関する教育委員会の諮問機関として、彦根市文化財保護条例第 21 条に基づき、彦根市文化財委員会（以下「文化財委員会」という。）を設置し、文化財の指定、保存と活用に関する事項を審議している。文化財委員会の委員構成は、学識経験などを有する 10 名以内としており、平成 30 年（2018）時点においては、彫刻史、建築学、絵画史、文献史学、考古学、郷土史、造園学の各専門分野から各 1 名の計 7 名で構成している。

また、彦根市伝統的建造物群保存地区保存条例第 10 条に基づき、彦根市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「保存審議会」という。）を設置し、保存地区の保存などに関する事項を審議している。保存審議会の委員構成は、学識経験者、関係地域を代表する者、関係行政機関の職員などから、20 名以内としており、平成 30 年（2018）時点においては、12 名で構成している。

文化財の指定や大きな修理事件などは、計画の実施に当たり文化財委員会または保存審議会に諮って適切な文化財の保存と活用の視点から指導と助言を得ながら進めていく。



（９）各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市には、無形民俗文化財の保存団体やNPOなどの各種団体があり、文化財行政とも連携を図りながら文化財の保存や活用事業を展開している。

平成 25 年（2013）には、彦根の歴史的風致を活用し、次世代への継承発展に取り組む各種団体による彦根歴史的風致活用実行委員会が組織され、団体間の連携のもと取り組みが行われている。

また、荒神山は、国指定史跡の荒神山古墳や幾つもの社寺の存在する文化財の豊かな地域であり、近年、里山保全活動を通じて文化財保護に携わる人々が生まれてきている。

今後は、これら各種団体とともに官民協働で、歴史的風致の維持及び向上や文化財の保存と活用に向け取り組み、活動に対する支援を行う。

文化財の保存・活用に関わっている各種団体

名称	主な活動内容
小泉町幌踊り保存会	小泉町幌踊りの継承
小野町太鼓踊り保存会	小野町太鼓踊りの継承
大藪踊り保存会	大藪踊りの継承
高宮町かぼちゃ踊り保存会	高宮町かぼちゃ踊りの継承
●△NPO 法人彦根景観フォーラム	まちづくり活動や歴史的建造物の保存運動
●NPO 法人スミス会議	登録有形文化財スミス記念堂の保存と活用
●NPO 法人小江戸彦根	彦根城内堀での再現した「御好屋形船」の運行
●NPO 法人五環生活	ベロタクシー（自転車タクシー）の運営
●△NPO 法人庭師集団 いろは組	庭師活動を通じた文化財庭園の管理の実践活動
●△NPO 法人ひこね文化デザインフォーラム	市民団体の方々との文化事業の連携・支援活動
●△彦根辻番所の会	善利組足軽屋敷、辻番所の保存と活用
●彦根観光ボランティアガイド協会	彦根城を中心とした観光案内のボランティア活動
●彦根城博物館友の会	彦根城博物館の運営を支える団体
●△湖東焼を育てる会	湖東焼の再興
●△彦根まちかど資料館	旧彦根藩足軽組屋敷（中藪組・瀧谷家住宅）であるまちかど資料館の運営
●△小江戸ひこね町屋活用コンソーシアム	空き町屋の保存・活用
●△まち遺産ネットひこね	まち遺産の魅力の掘り起こしと発信活動

●・・・重点区域内

△・・・彦根歴史的風致活用実行委員会

2 重点区域に関する事項

（１）文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には、平成 29 年（2017）10 月現在、国宝（建造物）が 1 件、重要文化財（建造物）が 6 件、特別史跡が 1 件、名勝が 2 件、重要伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財（建造物）が 25 棟ある。このほか、市指定文化財（建造物）が 22 件存在し、市全体の文化財建造物、史跡、名勝、伝統的建造物群保存地区、登録有形文化財の半数を超え、集中している。

これまで文化財の継続的な調査を実施し、文化財保護法や滋賀県文化財保護条例、彦根市文化財保護条例などにより文化財指定を行い、その保護を図ってきた。また、同時にさまざまな機会を設けて、文化財の普及と啓発に努めてきた。新たに公開となった文化財も増加している。

重点区域においては、文化財保護の観点から、今後も未指定文化財の調査を実施し、文化財として保護を図るとともに、それぞれの文化財に適した保存と活用を図るための施策を行う。

特別史跡彦根城跡・名勝玄宮楽々園・名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園の 3 件については、個別に保存管理計画や整備基本計画などを定めており、重点区域の中核であり、現状変更の指針を堅持して史跡及び名勝の保存と活用を図る。

（２）文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域内において、それぞれの文化財の保存・活用を図り、歴史的風致の維持向上を促進するための保存修理事業を積極的に推進する。国指定文化財の現状変更を伴う事業については、文化庁長官の許可を得て実施する。なお、市指定文化財の修理については、彦根市文化財委員会に諮る。

特別史跡彦根城跡については、昭和 59 年（1984）3 月に「特別史跡彦根城跡保存管理計画」、平成 4 年（1992）6 月に「特別史跡彦根城跡整備基本計画」をそれぞれ策定していたが、保存管理計画については、平成 28 年（2016）3 月に改めて「特別史跡彦根城跡保存活用計画」を策定し、今後、これを受けて整備基本計画についても改めて策定し、保存修理（整備）を実施していく。また、平成 27 年（2015）度に埋蔵文化財包蔵地として遺跡の位置づけを行った彦根城外堀跡について、今後、試掘、発掘調査を実施し、保存状況を判断し、所有者の協力を得ながら特別史跡彦根城跡への追加指定を行うなどの保護措置に努めるとともに、埋蔵文化財調査で得られた成果に基づき、長曾根口御門周辺、切通口御門周辺、その他の外堀関連遺構について、保存、復元整備などの外堀関連遺構に関する造詣を深めるための整備につなげる。

名勝玄宮楽々園については、文化庁の技術的指導の下に、平成 9 年（1997）3 月に「名勝玄宮楽々園整備基本計画」を策定し、玄宮園・楽々園それぞれの整備基本方針を定めており、方針に基づいて保存整備事業を推進する。

重点区域の歴史的建造物については、その歴史的価値の保存とともに周辺の環境に適合した活用を念頭に置いた保存修理を推進する。

重要伝統的建造物群保存地区である彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区については、歴史的景観を維持し向上させるため、歴史的建造物の保存修理または歴史的建造物以外の建

築に関する修景を土地・建物所有者の協力を得て行う。



魚屋町長屋



金亀会館

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内には、特別史跡彦根城跡の中に彦根城博物館と開国記念館の２つの展示施設、旧城下町エリアに文化財収蔵庫がある。江戸時代の彦根藩庁（表御殿）を復元した彦根城博物館は、外観を復元し内部を展示室とした表向き、資料に基づいて木造で復元した奥向き、発掘調査で出土した遺構を基に復元した庭園、移築されていたものを元にもどした寛政 12 年(1800) 建立の能舞台などで構成され、展示室に展示された井伊家伝来資料とともに、建物もまた大名文化を伝える展示資料という特色ある博物館である。

開国記念館は、昭和 35 年（1960）に井伊直弼の没後 100 年を記念して、市民の浄財により彦根城の佐和口多聞櫓を再現し、現在は、彦根の歴史、文化財調査に関する情報発信のための展示施設である。

文化財収蔵庫は、発掘調査で出土した考古資料や、収集している民具資料などを保管する収蔵庫である。考古・民具資料ともに増加が著しく、収納スペースが不足しており、新たな収蔵庫の設置が課題となっている。

そのほかに建造物や史跡・名勝などの文化財の保存・活用施設としては、彦根城を維持管理する彦根城管理事務所がある。また、多くの文化財については、文化財と活用施設が一体となっている。

市有施設については、それぞれの施設に応じた展示収蔵の機能を充実展示させるとともに、必要に応じて施設整備を実施する。施設自体が文化財となっている建物もあり、施設が持つ特徴を生かし、それぞれの文化財と施設をつなげていく仕組みを構築し、その魅力と資料などの必要な情報を利用者に提供する。

なお、文化財の説明板などについては、特に特別史跡彦根城跡では、サイン計画を定めて統一されたデザインによる景観に配慮したものとなるよう努め、表記についても、日本語のほか英語・中国語・韓国語の多言語表記に努める。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域の核をなす特別史跡彦根城跡内は、文化財保護法に基づき現状変更が厳しく制限されており、特別史跡内の建造物などの周辺は良好な環境が保たれている。

また、平成 19 年（2007）6 月に施行した「彦根市景観計画」では、旧城下町一帯を城下町景観形成地域に指定し、彦根城の眺望を阻害しないよう建造物の位置や高さ、ならびに地区のもつ歴史性をふまえた和風建築の形態・意匠を基調とするよう屋根勾配や色彩、素材、緑化率など詳細な規制を設けている。市街地の中に、歴史的建造物が一般の建築物などと混在している割合が高い旧城下町地区では、上記の規制により歴史的建造物の周辺環境を保全している。その上で、周辺景観を先導し継承し特徴のある建造物や樹木を、景観重要建造物や景観重要樹木の指定方針に基づき指定を行っている。

今後、さらに「彦根市景観計画」の積極的な推進を図るとともに、このような景観行政やまちづくり行政と文化財行政がより緊密に連携を図って、文化財の周辺環境の保全に努める。

また、新たに重要伝統的建造物群保存地区になった彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区については、歴史的景観を維持し向上させるため、地区内の道路に乱立する電柱などについて無電柱化するとともに修景舗装などを行う。

（５）文化財の防災に関する具体的な計画

本市では、平成 29 年 6 月に「彦根市地域防災計画」を改定し、その中で文化財対策を定めて文化財に対する防災業務を実施している。特に、重点区域の核となる特別史跡彦根城跡については、別途に消防計画を作成している。消防計画では防火管理規程により予防管理組織と自衛消防組織を定め、防火のための学習や訓練、消火器、屋内消火栓、自動火災報知機、非常警報設備などの定期点検を実施している。また、夜間パトロールなど人的点検にも力を入れている。

その他、『国宝紙本金地着色風俗図（彦根屏風）』をはじめ指定文化財を多数所蔵あるいは受託している彦根城博物館も、博物館法に基づき独自に消防計画を作成し自衛消防隊を組織するとともに、各種防災機器を完備している。

旧城下町の指定文化財については、自動火災警報装置などの消防設備の設置について、事業費の補助を行って積極的な設置を推進している。

今後、建造物などの大規模修理を行う場合は、修理に合わせて耐震診断を行い、文化財の価値を損なわない範囲での耐震補強を計画していく。旧城下町には、指定となっている建造物以外にも多くの歴史的建造物が存在し、ともに市街地の中に混在していることが多い。今後は、これらの建造物と周辺市街地の一体的な防災対策を検討していく。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域には指定文化財が集中的に存在することから、文化財への関心を深めるため、指定文化財をわかりやすく説明した解説シートを制作し要所に配して、市民や観光客が自由に持ち帰り学習できるように配慮しており、今後はさらなる充実を図る。近年、観光客や市民の多くが、彦根

城跡に限らず旧城下町を訪れる傾向が顕著となっている。指定文化財解説シートの充実を急ぐとともに、文化財の探索ルートを開拓し普及を図る。彦根城跡や旧城下町を対象とした講座や見学会を催すと、参加者が多く、関心の高まりを感じる。その分、内容の充実が求められることから多種多様な内容での開催を行っていく。このことは彦根城観光ボランティアも同様であり、研修を重ねて質の向上を図る。

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

本計画における重点区域の範囲は、天保 7 年（1836）に作成された『彦根御城下惣絵図』が示す城下町と同一の範囲となっている。この旧城下町については、平成 29 年（2017）6 月より「彦根城下町遺跡」として文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財としての取扱いを開始した。今後は、開発などに際しては届出、通知が必要となり、その内容に応じて発掘調査や立会調査などの調査を実施し、必要に応じて保存の協議をしていく。

しかしながら、彦根城下町遺跡は非常に広大な面積の遺跡であり、適切に対応するために、埋蔵文化財専門職員の増員や調査拠点である埋蔵文化財整理室の改善などの体制整備を図る必要がある。

旧城下町の遺構については、これまで保護措置を講じる手段がなかったが、周知の埋蔵文化財包蔵地となったことで、開発などに際して、発掘調査や試掘調査が実施でき、その調査成果に基づいて現状保存などの保存協議を行えるようになった。このことで史跡などの法的な保護措置への道筋が準備できたといえる。また、これら発掘調査の成果がまちづくりに生かされる点でもその意義は大きい。

（８）各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域には、彦根歴史的風致活用実行委員会などの団体が、文化財に関連した保存や活用などの事業を展開している。

本市として、文化財行政とまちづくり行政の連携を軸として、各市民団体の活動のネットワーク化を図り、これら各種団体とともに官民協働で歴史的風致の維持及び向上を図るため、これら活動に対する支援を行い、文化財の保存と活用に繋げるとともに、文化財に携わる人材の育成に努める。



足軽屋敷銘板づくりワークショップ
(NPO 法人彦根景観フォーラム)



「御好屋形船」の運行
(NPO 法人小江戸彦根)



辻番所サロン「芹橋生活」
(彦根辻番所の会)



「湖東焼」体験教室
(湖東焼を育てる会)



歴史的建造物での展示
(彦根まちかど資料館)



まち歩きイベント
(まち遺産ネットひこね)

各種団体の取り組み事例

第 6 章

歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

第 6 章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画における歴史的風致維持向上施設の整備では、地域における歴史的風致の維持向上に寄与する公共施設などを指し、歴史的風致維持向上施設を整備と適切な管理を行うことにより、歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の整備については、歴史的建造物などの保存と活用、歴史的建造物などを取り巻く周辺環境の整備とともに、歴史と伝統を反映した人々の活動の継承や歴史的風致の普及・啓発と情報発信による事業により実施する。

事業の実施に際しては、施設やその周辺の歴史的背景を十分に調整するとともに、周辺の景観に配慮した整備を行うこととし、関係機関と十分な協議調整を行ったうえで実施する。

また、国や県の補助金制度を有効に活用していくよう検討し、整備を行った施設は、積極的な公開と活用を行い歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の維持管理は、施設の所有者や関係課などと十分な協議・調整の上、今後も適切な維持管理に努める。また、地域住民や関係団体などとの連携による維持管理にも取り組むこととし、必要に応じて、所有者などに対して指導・助言を行うこととする。

上記をふまえ、歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方にに基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。

(1) 歴史的建造物等の保存と活用に関する事業

- 1－1 特別史跡彦根城跡保存整備事業
- 1－2 名勝玄宮楽々園保存整備事業
- 1－3 河原町芹町地区伝統的建造物群保存整備事業
- 1－4 彦根城外堀跡保存整備事業
- 1－5 歴史的風致形成建造物保存整備事業（金亀会館）
- 1－6 歴史的風致形成建造物保存整備事業（魚屋町長屋）
- 1－7 未指定文化財調査事業

(2) 歴史的建造物等を取り巻く周辺環境に関する事業

- 2－1 旧城下町地区周遊環境整備事業
- 2－2 旧城下町地区周遊環境構築事業
- 2－3 無電柱化等道路修景事業
- 2－4 歴史的地域環境保全再生事業

(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業

- 3－1 伝統工芸継承支援事業
- 3－2 伝統芸能継承事業

3－3 伝統技術者育成支援事業

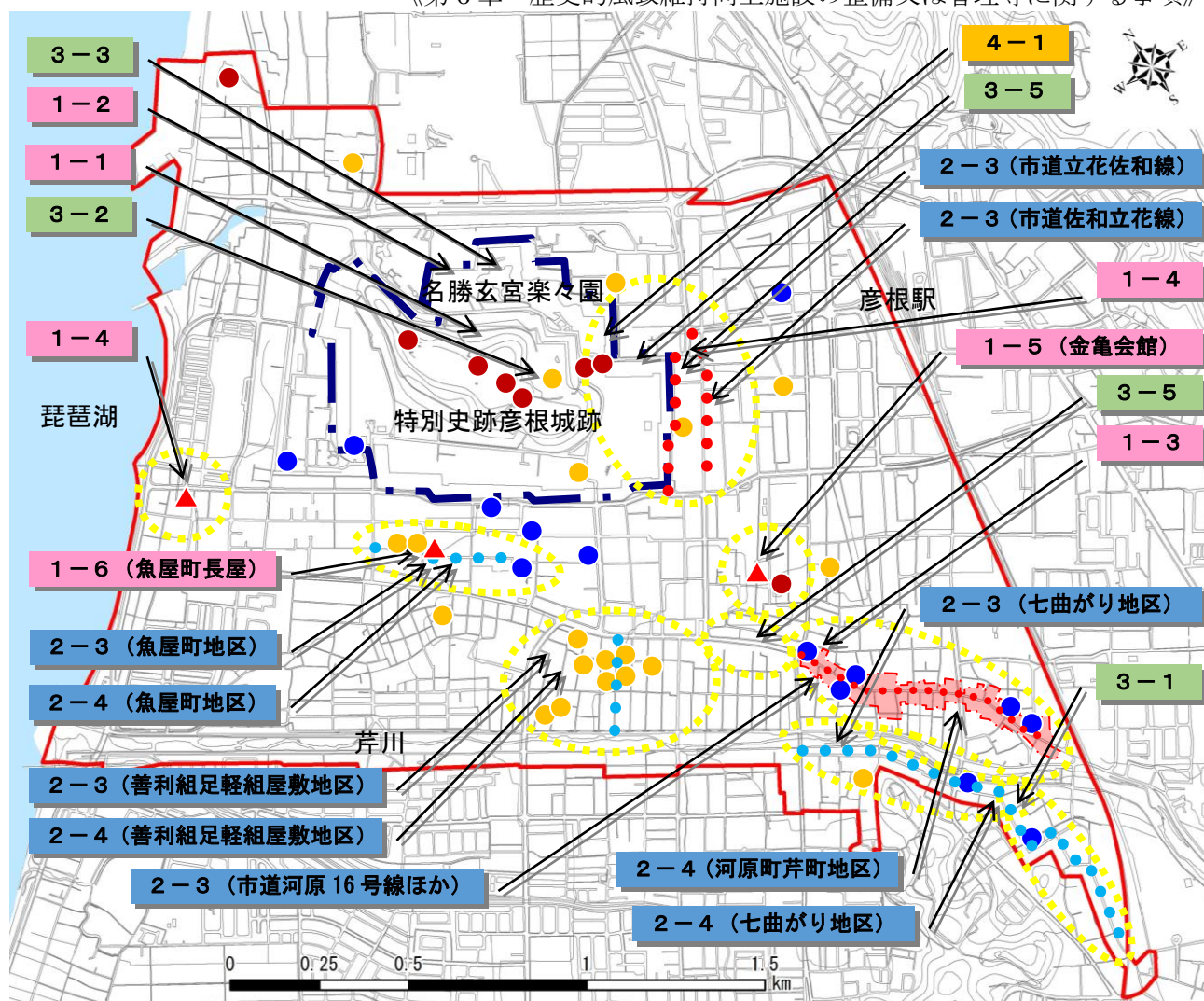
3－4 歴史まちづくり活動支援事業

3－5 伝統的行催事開催事業

(4) 歴史的風致の普及・啓発と情報発信に関する事業

4－1 博物館展示・文化財等郷土資料公開事業

4－2 歴史的風致情報発信事業



凡 例

- 重点区域 (彦根城下町地区)
- 特別史跡 (彦根城跡)
- 重要伝統的建造物群保存地区 (河原町芋町地区)
- 歴史的風致の保全・整備を予定する地区
- 歴史的建造物等の保存と活用に関する事業
- 歴史的建造物等を取り巻く周辺環境に関する事業
- 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業
- 歴史的風致の普及・啓発と情報発信に関する事業
- 国指定文化財
- 国登録文化財
- 市指定文化財
- ▲ 歴史的風致形成建造物 (整備対象)

事業一覧

【(1) 歴史的建造物等の保存と活用に関する事業】

- 1-1 特別史跡彦根城跡保存整備事業
- 1-2 名勝玄宮楽々園保存整備事業
- 1-3 河原町芋町地区伝統的建造物群保存整備事業
- 1-4 彦根城外堀跡保存整備事業
- 1-5 歴史的風致形成建造物保存整備事業 (金亀会館)
- 1-6 歴史的風致形成建造物保存整備事業 (魚屋町長屋)
- 1-7 未指定文化財調査事業

【(2) 歴史的建造物等を取り巻く周辺環境に関する事業】

- 2-1 旧城下町地区周辺環境整備事業
- 2-2 旧城下町地区周辺環境構築事業
- 2-3 無電柱化等道路修景事業
- 2-4 歴史的な地域環境保全再生事業

【(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業】

- 3-1 伝統工芸継承支援事業
- 3-2 伝統芸能継承事業
- 3-3 伝統技術者育成支援事業
- 3-4 歴史まちづくり活動支援事業
- 3-5 伝統的行催事開催事業

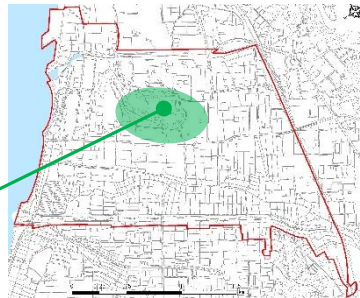
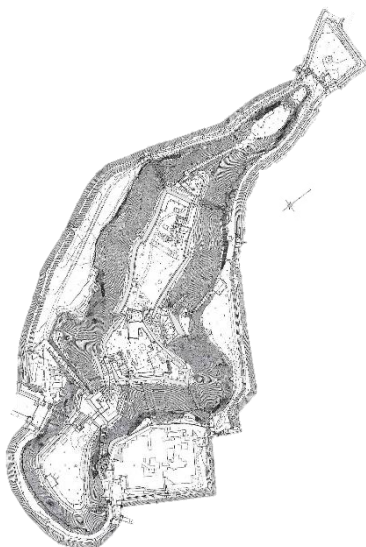
【(4) 歴史的風致の普及・啓発と情報発信に関する事業】

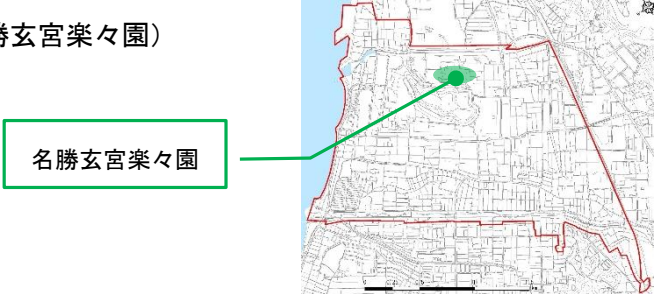
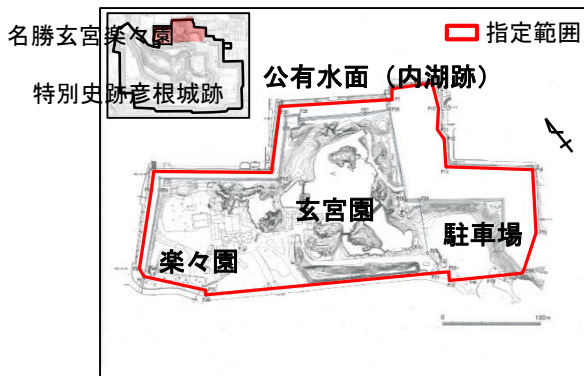
- 4-1 博物館展示・文化財等郷土資料公開事業
- 4-2 歴史的風致情報発信事業

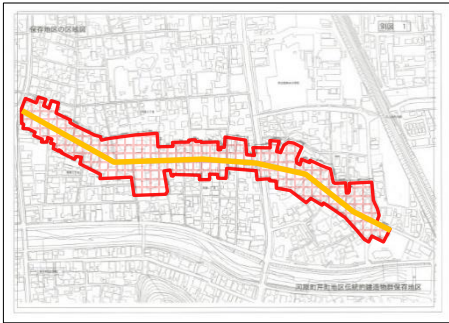
歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

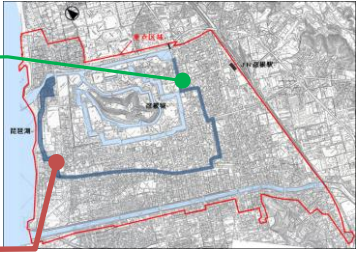
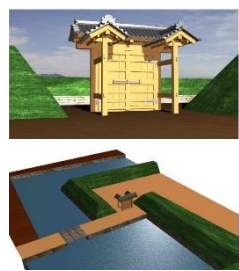
2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業

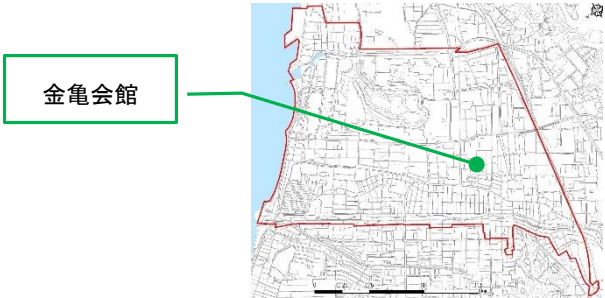
(1) 歴史的建造物等の保存と活用に関する事業

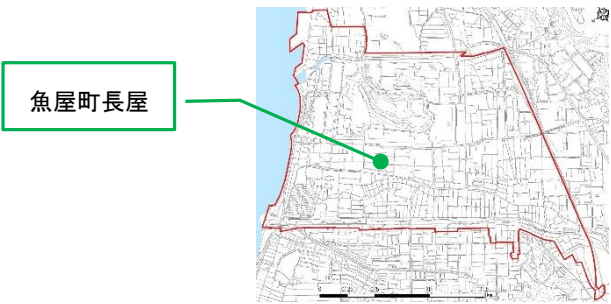
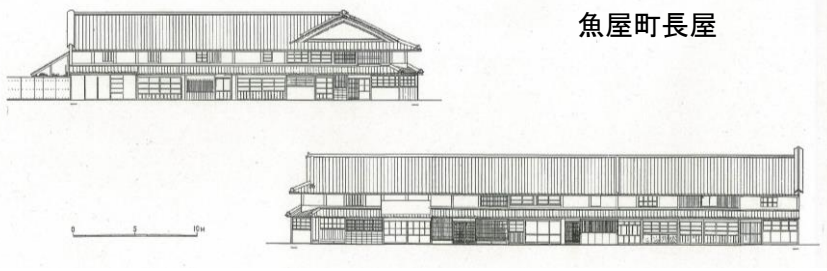
事業番号	1 - 1
事業名	特別史跡彦根城跡保存整備事業
事業主体	彦根市
事業期間	平成 17 年度 (2005) ～平成 39 年度 (2027)
支援事業名	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 (平成 30 年度～平成 39 年度) 市単独事業 (平成 17 年度～平成 39 年度)
事業個所	彦根市金亀町 (特別史跡彦根城跡) 市単独事業 
事業概要	特別史跡彦根城跡の保存活用計画の推進を図るため、平成 27 年度に策定した特別史跡彦根城跡保存活用計画に基づき、平成 4 年度に策定した特別史跡彦根城跡整備基本計画の見直しを行う。 また、特別史跡内の石垣の保存修理を含めた史跡整備を実施し、文化財の適切な保存を行う。  特別史跡彦根城跡全景  地形測量図 (第 1 郭)  石垣保存修理工事の様子
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	彦根城と城下町の核となる特別史跡彦根城跡の保存整備を図ることは、先人から守られてきた文化財を後世へ守り伝えるとともに、城下町彦根の歴史を後世に継承するという機運の熟成に繋がり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	1 - 2
事業名	名勝玄宮楽々園保存整備事業
事業主体	彦根市
事業期間	平成 17 年度（2005）～平成 39 年度（2027）
支援事業名	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業（平成 30 年度～平成 39 年度）、市単独事業（平成 17 年度～平成 39 年度）
事業個所	彦根市金亀町（名勝玄宮楽々園） 
事業概要	名勝玄宮楽々園保存整備基本計画に基づき、池（魚躍沼）の護岸や園路、橋、歴史的建造物、槻御殿（楽々園）の楽々の間・御張出棟の保存修理を行う。また、名勝玄宮楽々園保存活用計画の策定を行う。   名勝玄宮楽々園と国宝彦根城天守 名勝玄宮楽々園「楽々の間」  名勝玄宮楽々園 指定範囲図
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	名勝玄宮楽々園内の庭園ならびに建造物などは、大名文化の一つの典型的な遺例として価値があることから、保存整備を図ることにより、名勝庭園としての価値の継承や体験に繋がり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	1 - 3
事業名	河原町芹町地区伝統的建造物群保存整備事業
事業主体	彦根市
事業期間	平成 30 年度（2018）～平成 39 年度（2027）
支援事業名	伝統的建造物群基盤強化事業（保存修理）
事業個所	彦根市河原一丁目、二丁目、三丁目および芹町の各一部 （重要伝統的建造物群保存地区河原町芹町地区内） 
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区の歴史的景観を維持し向上させるため、歴史的建造物の保存修理事業または歴史的建造物以外の建築に関する修景事業を行う事業者に対して、修理または修景の補助金を交付し、歴史的なまちなみの保全に努める。   河原町芹町地区のまちなみ 伝統的建造物  芹町のまちなみ（現状立面図）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	保存地区内の建造物が保存修理および修景を実施されることによって、往時の町割りやまちなみの風情を感じるまちなみを形成することができ、ここで住む人々の営みと一体となって歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	1 - 4
事業名	彦根城外堀跡保存整備事業
事業主体	彦根市
事業期間	平成 21 年度（2009）～平成 39 年度（2027）
支援事業名	街なみ環境整備事業（平成 23 年度～平成 39 年度）● 市単独事業（平成 21 年度～平成 39 年度）
事業個所	彦根城外堀跡 切通口御門周辺 その他の外堀関連遺構調査 長曽根口御門周辺（●） 
事業概要	平成 27 年度に埋蔵文化財包蔵地として遺跡の位置づけを行った彦根城外堀跡について、今後、試掘、発掘調査を実施し、残存状況を判断し、所有者の協力を得ながら特別史跡彦根城跡への追加指定を行うなどの保護措置に努める。また、埋蔵文化財調査で得られた成果に基づき、「長曽根口御門周辺」や「切通口御門周辺」、「その他の外堀関連遺構」について、保存、復元整備や外堀関連遺構に関する造詣を深めるための整備を実施する。   御城下惣絵図に城門名付記 長曽根口御門復元整備イメージ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	かつての彦根城外堀跡は、現在はその大部分が道路敷となっているが、地割をよくとどめており、彦根城下町が日本の近世を代表する完成した城郭都市であることを物語っている。 当該事業により、彦根城下町の城郭都市としての造詣を深め、歴史に触れながら城下町を散策でき、城下町の回遊性の向上に繋がり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	1 - 5
事業名	歴史的風致形成建造物保存整備事業（金亀会館）
事業主体	彦根市
事業期間	平成 20 年度（2008）～平成 39 年度（2027）
支援事業名	街なみ環境整備事業（平成 26 年度～平成 39 年度） 市単独事業（平成 20 年度～平成 39 年度）
事業箇所	彦根市中央町 
事業概要	金亀会館は、藩校弘道館の講堂として、教育学問の施設として使用されてきた歴史的な建造物であり、伝統の祭礼行事（千代神社の春祭り）の巡行ルートに隣接する文化財建造物であるため、歴史的風致形成建造物に指定するとともに、老朽化が進んでいることから、歴史的風致の維持向上につながる学習活動の場として建造物の保存修理と活用を行う。   金亀会館 平面図
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	伝統の祭礼行事（千代神社の春祭り）の巡行ルートに隣接する文化財建造物である歴史的建造物の保存修理を図り、歴史を学ぶ施設として活用することにより、旧城下町における歴史的なまちなみ環境の形成を図ることができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	1 - 6
事業名	歴史的風致形成建造物保存整備事業（魚屋町長屋）
事業主体	彦根市
事業期間	平成 24 年度（2012）～平成 39 年度（2027）
支援事業名	街なみ環境整備事業（平成 31 年度～平成 39 年度） 市単独事業（平成 24 年度～平成 39 年度）
事業個所	彦根市城町一丁目 
事業概要	旧城下町の下魚屋町に位置し、魚屋町の町家が歴史的なまちなみを形成する中で最大規模の歴史的建造物であり、伝統の祭礼行事（北野神社の天神祭り）の巡行ルートに隣接する歴史的建造物あるため、歴史的風致形成建造物に指定するとともに、老朽化が進んでいることから、建物調査・公有化を行い、歴史的建造物としての保存修理と活用を行う。   魚屋町長屋
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	伝統の祭礼行事（北野神社の天神祭り）の巡行ルートに隣接する歴史的建造物の保存修理および活用を図ることにより、特徴的な長屋の歴史的な環境を形成することができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	1 - 7
事業名	未指定文化財調査事業
事業主体	彦根市
事業期間	昭和 48 年度（1973）～平成 39 年度（2027）
支援事業名	市単独事業
事業個所	市内全域
事業概要	市内に残る未指定文化財について、所有者の承諾のもと調査を実施し、文化財として指定や登録などの保護措置の推進に努める。 歴史的建造物調査状況写真
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	後世から伝え残ってきた歴史的建造物などの調査および保護措置への対応により、歴史的建造物を保全することができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

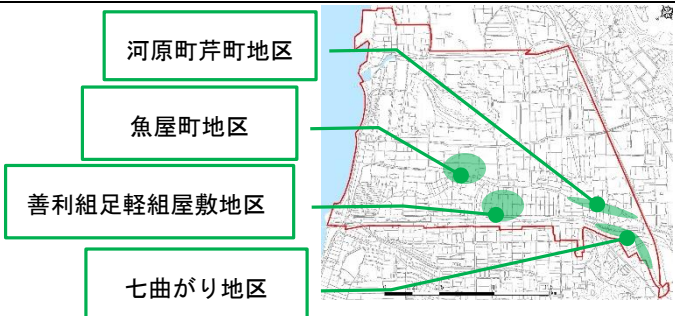
(2) 歴史的建造物等を取巻く周辺環境に関する事業

事業番号	2 - 1
事業名	旧城下町地区周遊環境整備事業
事業主体	彦根市
事業期間	平成 24 年度 (2012) ～平成 36 年度 (2024)
支援事業名	市単独事業
事業個所	重点区域内  事業個所 (重点区域内)
事業概要	旧城下町地区特有の町割りが残る通りを、徒歩または自転車によって移動しやすくする環境の整備推進ならびに代表的な歴史的建造物などを紹介する案内板の設置などに継続して取り組む。 ・案内サインなどの案内板の整備 ・レンタサイクルの基地整備および利用推進 ・自転車エコステーションの設置推進  案内サイン  誘導サイン  レンタサイクル
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重点区域内に残る歴史的建造物をめぐる市民や観光客に対して、周遊ルートをつかりやすく紹介するまち歩きしやすくする環境が向上するとともに、目的地での歴史および文化を知る機会を得ることに繋がり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

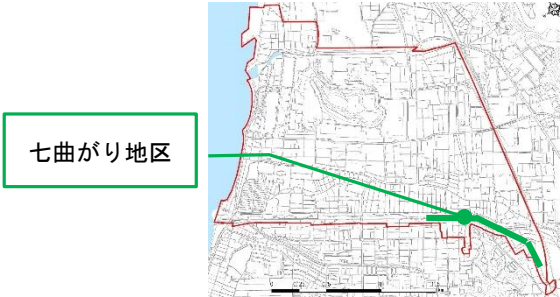
事業番号	2-2
事業名	旧城下町地区周遊環境構築事業
事業主体	彦根市
事業期間	平成29年度(2017)～平成31年度(2019)
支援事業名	街路交通調査費補助(総合都市交通体系調査)
事業箇所	市内(旧城下町区域・原町)
事業概要	彦根 IC から観光の主要な目的地である彦根城に向かう道路は、観光シーズンを中心に慢性的な渋滞が起こっているため、旧城下町区域外に駐車場を設け、専用の周遊バスに乗り換えるパーク・アンド・バスライドの社会実験を通して、本格実施に向けて旧城下町地区周辺の渋滞の解消およびまち歩きしやすい環境の構築を検討する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧城下町地区周辺の交通渋滞の解消および周遊バスによる移動のしやすさにより、まち歩きしやすい環境が整えることができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

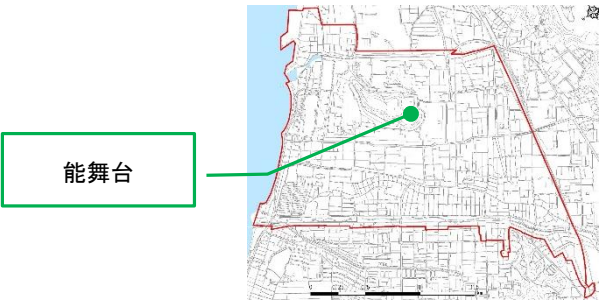
事業番号	2 - 3
事業名	無電柱化等道路修景事業
事業主体	彦根市
事業期間	平成 23 年度（2011）～平成 39 年度（2027）
支援事業名	防災・安全交付金（道路）（平成 23 年度～平成 35 年度） ● 市単独事業（平成 23 年度～平成 39 年度）
事業箇所	彦根市立花町 佐和町 河原町芹町地区 魚屋町地区他 市道佐和立花線 市道立花佐和線 市道河原 16 号線・芹町 4 号線
事業概要	【市道立花佐和線（●）】 旧城下町地区内を南北に通る市道佐和立花線について、まちなみ景観に調和するよう無電柱化ならびに歩道の修景整備を実施する。 【市道立花佐和線】 彦根城の中堀沿いを通る都市計画道路である市道立花佐和線において、歩道の修景舗装や無電柱化を実施する。 【市道河原 16 号線・芹町 4 号線】 重要伝統的建造物群保存地区河原町芹町地区の無電柱化および修景舗装整備に向けて、検討を進める。 【その他道路】 魚屋町地区、善利組足輕組屋敷地区、七曲がり地区において、歴史的な景観を形成するため修景舗装整備などの一定の方向性を検討する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的景観に配慮し、無電柱化および歩道の修景舗装を実施することで、景観向上ならびに来訪者に対する安全で快適な周遊環境の確保に繋がりを、沿道の歴史的建造物や中堀などの周辺環境とともに、歴史的風致の維持向上に寄与する。



事業番号	2 - 4
事業名	歴史的・地域環境保全再生事業
事業主体	彦根市
事業期間	平成 22 年度（2010）～平成 39 年度（2027）
支援事業名	市単独事業
事業個所	重点区域内  河原町芹町地区 魚屋町地区 善利組足軽組屋敷地区 七曲がり地区
事業概要	歴史的な風景が残る地区において、地域と協働して歴史を活かしたまちづくり活動の推進に継続して取り組む。 【善利組足軽組屋敷地区】 ・まちづくり活動支援 ・善利組足軽組屋敷現況調査 ・細街路測量調査 ・辻番所活用推進 【河原町芹町地区】 ・まちづくり活動支援 【魚屋町地区】 ・まちづくり活動支援 【七曲がり地区】 ・まちづくり活動支援 ・まちづくり計画策定を目指した各種調査 ・住民合意に向けた意向調査 ・まちづくり計画策定  防災図上訓練  まちづくり視察研修
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	地域住民が主体となる歴史を活かしたまちづくり活動の推進により、地域住民の関心と継続性のある取組みに繋がり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

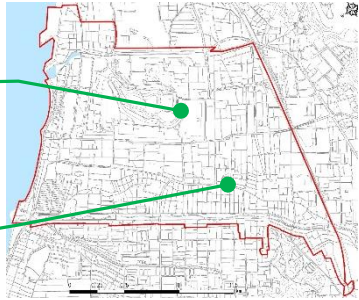
(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業

事業番号	3 - 1
事業名	伝統工芸継承支援事業
事業主体	彦根市
事業期間	平成 27 年度 (2015) ~ 平成 39 年度 (2027)
支援事業名	市単独事業
事業個所	重点区域内 (七曲がり地区) 
事業概要	彦根仏壇の伝統工芸に携わる職人の後継者問題に対応するため、彦根市地場産業活性化基本方針および行動計画に基づき、彦根仏壇事業組合が行う彦根仏壇の活性化に係る人材育成や情報発信、イベント開催などの事業に対して補助を行う。  七曲がり (仏壇街)  彦根仏壇  七曲がりフェスタ 伝統技術の公開
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	城下町と中山道を結ぶ通称「七曲がり」には、古くより仏壇問屋や職人の仕事場 (住居) が集積する特徴的な歴史的風致を形成しており、伝統産業が活性化することで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

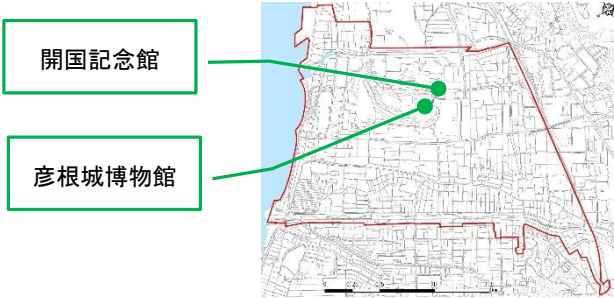
事業番号	3 - 2
事業名	伝統芸能継承事業
事業主体	彦根市
事業期間	昭和 62 年度（1987）～平成 39 年度（2027）
支援事業名	市単独事業
事業個所	彦根城博物館 能舞台 
事業概要	【彦根城能等開催事業】昭和 62 年度～ 歴史的建造物の能舞台において、彦根城跡の季節の移り変わりを感じてもらいながら、伝統芸能である能・狂言を開催し市民が伝統芸能に触れる機会を創出する。 狂言 6 月 水無月狂言の集い 11 月 錦秋狂言の集い 能 9 月 彦根城能 【夏休み子ども狂言教室開催事業】平成 13 年度～ 小学生の高学年（5・6 年生）を対象として、能舞台を利用して、伝統芸能の狂言を、所作や実技を学習し、発表会までを行う体験学習を行う。   能舞台 子ども狂言学習
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物である能舞台で開催する能・狂言により、市民が彦根藩主井伊家に由来する大名文化や伝統芸能を大切にする心を醸成することができるとともに、子どもたちが狂言を学ぶ機会を創出することで伝統文化の継承の一助となり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	3 - 3
事業名	伝統技術者育成支援事業
事業主体	彦根市
事業期間	平成 23 年度（2011）～平成 39 年度（2027）
支援事業名	市単独事業
事業個所	市内全域
事業概要	玄宮楽々園などの庭園管理を行う技術者を育成し、文化財庭園を保存するため、庭園管理の専門家による庭園管理アドバイザー事業を実施する。 庭園管理の状況
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	彦根城下町には、屋敷とともに庭園が存在する。これらの庭園の維持管理を行う技術者を育成することにより、技術の向上を図ることができ、歴史的風致を維持向上に寄与する。

事業番号	3 - 4
事業名	歴史まちづくり活動支援事業
事業主体	彦根市
事業期間	平成 24 年度（2012）～平成 39 年度（2027）
支援事業名	文化遺産総合活用推進事業（地域文化遺産活性化事業） （平成 25 年度～平成 39 年度） 市単独事業（平成 24 年度～平成 39 年度）
事業箇所	市内全域
事業概要	小江戸ひこね町屋活用コンソーシアムは、彦根市内に増加しつつある空き町屋に対して、利活用の促進を図る活動を支援する。また、歴史的風致の維持向上のために取組む各団体が、彦根の歴史・文化の次世代への継承・発展や、市内に残る文化財を活用した地域活性化を推進するために行う事業に対して支援を行う。 【小江戸ひこね町屋活用コンソーシアムの活動】 ・町屋の利活用促進に関する活動（マッチングなど） 【彦根歴史的風致活用実行委員会の活動】 ・地域の文化遺産情報発信、人材育成事業 ・地域の文化遺産普及啓発事業 ・地域の文化遺産継承事業 ・地域の文化遺産記録作成、調査研究事業
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	古くから残る町屋の利活用を進めることで、彦根らしい歴史的なまちなみ景観の保全やコミュニティの形成を図ることができるなど、NPO や民間組織などの活動を支援することにより、住民などを主体とした持続的な歴史まちづくりに繋がり、歴史歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	3 - 5
事業名	伝統的行催事開催事業
事業主体	彦根市
事業期間	平成 30 年度（2018）～平成 39 年度（2027）
支援事業名	市単独事業（彦根商店街連盟事業・観光行催事事業）
事業個所	重点区域内 城まつり ゑびす講 
事業概要	彦根を代表する祭りのひとつである城まつりの開催を継続して行う。昭和 21 年に復活した彦根ゑびす講の開催を行う彦根商店街連盟に対して、開催に伴う活動の支援を行う。    城まつりパレード  ゑびす講
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重点区域内の歴史文化を反映した伝統的催事の開催を通して、彦根の歴史のすばらしさなどを知ることができるとともに、地域の活性化に繋がり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(4) 歴史的風致の普及・啓発と情報発信に関する事業

事業番号	4 - 1
事業名	博物館展示・文化財等郷土資料公開事業
事業主体	彦根市
事業期間	昭和 62 年度（1987）～平成 39 年度（2027）
支援事業名	市単独事業
事業個所	彦根市金亀町 
事業概要	彦根城博物館では、彦根藩主井伊家に伝来した、“ほんもの”の美術工芸品や古文書を中心に展示する常設展とともに、館外より資料を借用して開催する企画展や特別展を実施し、彦根を中心とした歴史や文化を広く紹介する。 開国記念館では、本市の埋蔵文化財調査で得られた成果を中心に、彦根の歴史に関する展示を行うなどの周知啓発を図る。 また、開国記念館以外でも市が所蔵する郷土資料の展示を行う。   彦根城博物館    開国記念館
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	彦根の歴史、文化財などに関する情報発信により、市民や観光客などの来訪者が本市の歴史文化を分かりやすく学ぶことができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	4－2
事業名	歴史的風致情報発信事業
事業主体	彦根市
事業期間	平成 20 年度（2008）～平成 39 年度（2027）
支援事業名	市単独事業
事業個所	市内全域
事業概要	本市の歴史・文化を多くの人に知ってもらうため、専門職員による文化財現地説明会や出前講座などを実施し普及啓発に努める。 旧城下町区域内のまち歩きをスマートフォンやタブレット端末を用いて、楽しみながら彦根のほんものの歴史を学ぶことができる多言語（4 言語）に対応した史跡散策アプリを活用し、まち歩きしやすい環境の充実を行う。また、ボランティアガイドの育成支援を行う。  普及啓発 彦根藩の 3 つの大名庭園巡り (玄宮楽々園、表御殿奥向庭園、お浜御殿庭園)  彦根城石垣探検隊 情報発信  史跡散策アプリ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本市の歴史や文化について、専門職員やボランティアガイドを通して知ることができるともに、史跡散策アプリのように新しいツールを通して、外国人観光客にも対応して旧城下町地区内の歴史や伝統文化などの情報を提供することができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第 7 章

歴史的風致形成建造物の指定の方針

第 7 章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市は、これまで歴史的建造物について、文化財保護法および滋賀県ならびに本市の文化財保護条例に基づく指定文化財として保護を図ってきた。

また、指定文化財以外の歴史的建造物では、第 1 期計画の歴市まちづくり計画により、維持向上すべき歴史的風致を構成し、重点区域内に位置する歴史的建造物のうち、本市固有の歴史的風致のため保護を図る必要がある建造物を、歴史まちづくり法第 12 条第 1 項の規定に基づく歴史的風致形成建造物に指定し、保護を推進してきた。

本市の歴史的風致は、その活動の場となる歴史的建造物が重要な構成要素となっており、重点区域においては、国宝彦根城天守や重要文化財となる各建造物とともに国指定以外の歴史的建造物が、彦根特有の歴史的風致を形成している。それらの建造物のうち、歴史的風致の維持および向上を図る上で必要かつ重要と認められる建造物を歴史的風致形成建造物として市が指定する。

これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、本市の歴史的風致の維持および向上を図るうえで重要であることを基本とし、当該建造物の所有者と協議のうえ、同意を得られることを前提に所有者または管理者などにより適切な維持管理が見込まれるもののうち、下記の要件および基準に該当する建造物を指定し、その保全を図るものとする。

また、重点区域においては、今後とも歴史的建造物の調査を継続的に行い、必要に応じて随時追加指定するものとする。

なお、指定した歴史的風致形成建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物または重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至った場合、または、滅失、毀損その他の事由により指定の理由が消滅した場合は、指定を解除する。

2 指定要件

本市の歴史的風致形成建造物の指定要件は、国指定文化財及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物を除く重点区域内の歴史的建造物で、次のいずれかに該当する建造物とする。

歴史的風致形成建造物の指定要件	
1	滋賀県文化財保護条例（昭和 31 年条例第 57 号）第 4 条第 1 項に基づく滋賀県指定有形文化財
2	彦根市文化財保護条例（昭和 47 年条例第 11 号）第 4 条第 1 項に基づく彦根市指定文化財
3	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財（建造物）
4	景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物
5	その他、彦根市の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで、保全の措置が必要な建造物として市長が必要と認めたもの

3 指定基準

本市の歴史的風致形成建造物の指定基準は、次のいずれかに該当する建造物とする。

なお、指定においては、建造物と密に関係している庭などを構成している土地又は物件も含むものとする。

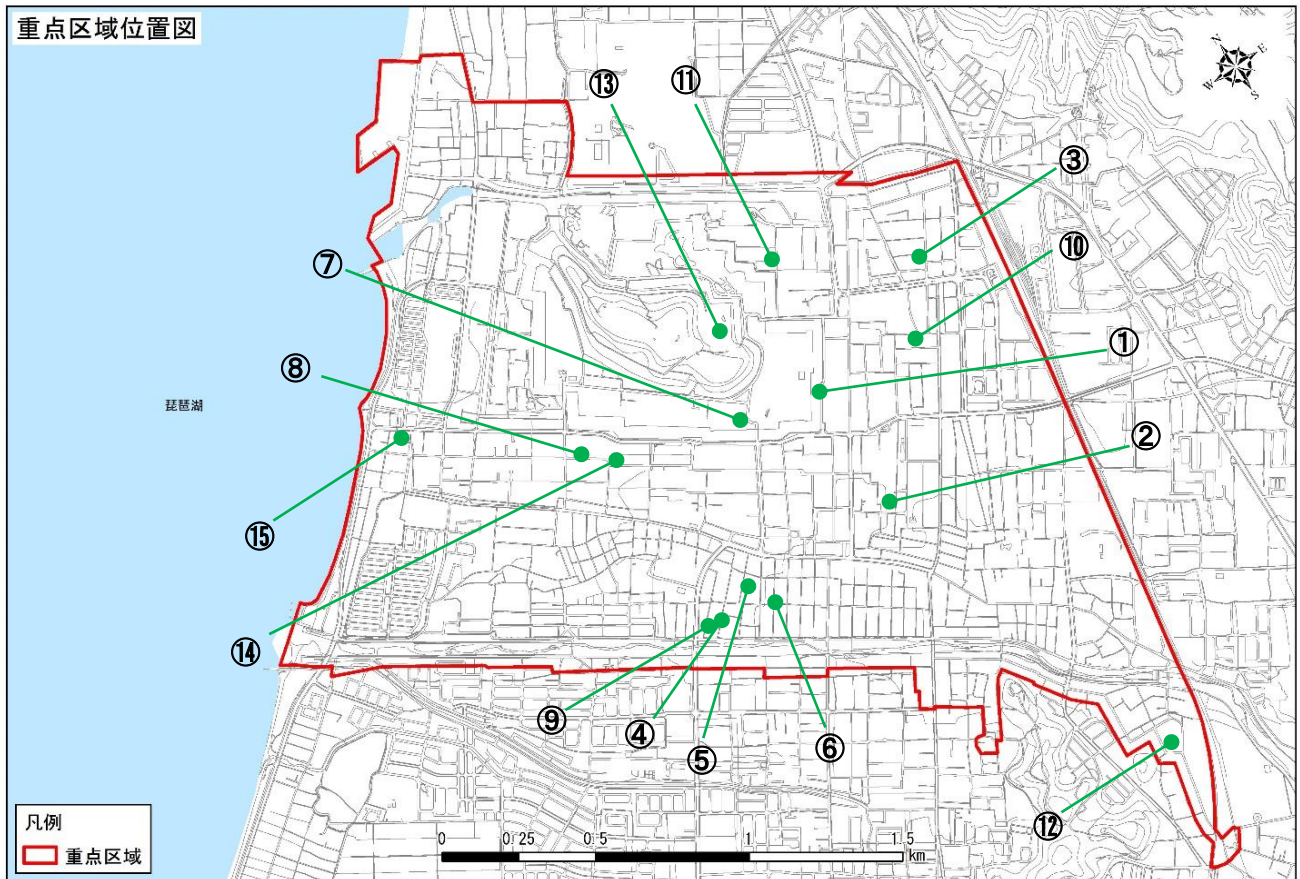
歴史的風致形成建造物の指定基準	
1	建造物の形態・意匠又は技法などの工夫が優れている建造物
2	地域の歴史を把握するうえで重要な建造物
3	歴史的景観を保全するうえで重要な建造物

4 歴史的風致形成建造物の指定一覧（候補も含む）

No.	名称	写真	種別	住所	備考
1	旧鈴木屋敷長屋門		武家屋敷	立花町	市指定文化財 景観重要建造物
2	金亀会館		藩校	中央町	市指定文化財 景観重要建造物
3	中村商家保存館 (主屋・文庫蔵・酒蔵)		町家	旭町	国登録有形文化財 景観重要建造物
4	旧彦根藩足軽組屋敷 (善利組・中居家住宅)		足軽組屋敷	芹橋二丁目	市指定文化財 景観重要建造物
5	旧彦根藩足軽組屋敷 (善利組・太田家住宅)		足軽組屋敷	芹橋二丁目	市指定文化財 景観重要建造物
6	旧彦根藩足軽組辻番 所・旧彦根藩足軽屋敷 (善利組・旧磯島家住宅)		足軽組 足軽組屋敷	芹橋二丁目	市指定文化財 景観重要建造物
7	旧西郷屋敷長屋門 附袖塀及び高麗門		武家屋敷	金亀町	市指定文化財 景観重要建造物
8	旧広田家(納屋七)住宅		町家	城町一丁目	市指定文化財 景観重要建造物

《 第 7 章 歴史的風致形成建造物の指定の方針 》

No.	名称	写真	種別	住所	備考
9	旧彦根藩足輕組屋敷 (善利組・林家住宅)		足輕組屋敷	芹橋二丁目	市指定文化財 景観重要建造物
10	旧彦根藩武家屋敷 (大 村家住宅) 附塀・門及び 長屋		武家屋敷	京町三丁目	市指定文化財
11	旧池田屋敷長屋門		武家屋敷	尾末町	市指定文化財 景観重要建造物
12	村岸家住宅		町家	沼波町	景観重要建造物
13	能舞台		藩庁	金亀町	市指定文化財
14	魚屋町長屋		町家	城町一丁目	保全の措置が必要 な建造物
15	長曾根口御門	解体保存中	城門	城町二丁目	



歴史的風致形成建造物の位置図（候補も含む）

- ① 旧鈴木屋敷長屋門
- ② 金亀会館
- ③ 中村商家保存館（主屋・文庫蔵・酒蔵）
- ④ 旧彦根藩足軽組屋敷（善利組・中居家住宅）
- ⑤ 旧彦根藩足軽組屋敷（善利組・太田家住宅）
- ⑥ 旧彦根藩足軽組辻番所・旧彦根藩足軽屋敷（善利組・旧磯島家住宅）
- ⑦ 旧西郷屋敷長屋門 附袖塀及び高麗門
- ⑧ 旧広田家（納屋七）住宅
- ⑨ 旧彦根藩足軽組屋敷（善利組・林家住宅）
- ⑩ 旧彦根藩武家屋敷（大村家住宅）附塀・門及び長屋
- ⑪ 旧池田屋敷長屋門
- ⑫ 村岸家住宅
- ⑬ 能舞台
- ⑭ 魚屋町長屋
- ⑮ 長曾根口御門

第 8 章

歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

第 8 章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、滋賀県や本市の文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、当該条例に基づき維持・管理を行う。また、それ以外の建造物について、建造物の特性や価値に基づいて適正に維持・管理を行う。歴史的風致形成建造物の維持・管理は、それぞれの建造物の価値に基づいて所有者（管理者）が適正に維持と管理に努めるとともに、歴史まちづくり法第 15 条第 1 項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転または除却に係る市長への届出および勧告などの規定を活用し、適正な維持・管理を図る。

また、維持・管理を行ううえで、修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴などの調査・記録を行ったうえで、往時の姿に修復・復原することを基本とする。歴史的風致形成建造物では、歴史的風致維持向上のため、積極的な公開・活用を推進し、周知に努めるものとする。

2 個別事項

（１）県・市指定文化財

滋賀県文化財保護条例に基づく滋賀県指定有形文化財および彦根市文化財保護条例に基づく彦根市指定有形文化財については、各条例に基づく現状変更などの許可制度により保護を図る。これらの建造物の維持・管理は、建造物の特性や価値に基づいて適正に行うとともに、維持・管理もしくは公開活用のため保存修理を行う場合は、歴史資料や古写真などの調査に基づく修復・復原を基本とする。

また、文化財の保護のために必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととする。特に、民間所有の建造物については、補助制度などを活用して所有者などの負担軽減に努めるとともに、関連する審議会、専門の有識者などによる必要な技術的指導助言を踏まえ実施するものとする。

（２）国登録有形文化財

文化財保護法に基づく登録有形文化財については、現状変更の届出制度が規定されており、歴史的風致の維持および向上の観点から建造物の外観の維持及び保存を基本とし、形状を変更する部分の面積が外観の通常望見できる範囲の 4 分の 1 以下の維持を目的とした行為や価値を損なわない内部の改造は届出不要とする。

（３）景観重要建造物

彦根市景観条例により指定した景観重要建造物については、周辺の景観の先導となる建造物として外観の維持および保全を基本とし、景観法に基づく現状変更の許可制度により保護を図る。

（４）その他保全の措置が必要な建造物

その他保全の措置が必要な建造物については、歴史的風致の維持および向上の観点から、建造物の外観の維持および保存を基本とし、外部の小規模な改変や内部の改造は可能とする。

歴史的風致形成建造物の維持・管理の方針

歴史的風致形成建造物		維持・管理の指針
県・市指定文化財	➡	外部及び内部の現状維持
国登録有形文化財	➡	主に外観の維持及び保存
景観重要建造物	➡	外観の維持及び保全
その他保全の措置が必要な建造物	➡	外観の維持及び保存

３ 届出不要の行為

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出が不要な行為については、以下の場合とする。

- ① 滋賀県文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づく県指定文化財については、第 17 条第 1 項の規定に基づく現状変更などの許可申請および同条例第 18 条に基づく修理の届出を行った場合。
- ② 彦根市文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づく市指定文化財については、第 12 条第 1 項の規定に基づく現状変更などの事前協議を行い、同条例第 13 条に基づく修理の届出を行った場合。
- ③ 文化財保護法第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財については、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。
- ④ 景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物については、同法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合。
- ⑤ その他、市長が必要と認めて行う場合。

資料編

資料編

- 1 国・県・市指定等文化財一覧【平成 29 年(2017)10 月現在】
- 2 周知の埋蔵文化財包蔵地【平成 29 年(2017)10 月現在】
- 3 日本遺産「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」
構成文化財一覧(彦根市該当分)
- 4 近代産業遺産群一覧
- 5 彦根市保存樹・保存樹林一覧【平成 29 年(2017)10 月現在】
- 6 彦根八景一覧【平成 7 年(1995)5 月 1 日選定】
- 7 彦根城下町地形測量図
- 8 主な参考文献(順不同)

1 国・県・市指定等文化財一覧 【平成 29 年（2017）10 月現在】

国指定文化財（1）

【有形文化財（建造物）】

番号	区 分	種別	名 称	員 数	時 代	所在地	所有者 又は管理者	指定年月日
1	国宝	建造物	彦根城天守、附櫓及び多聞櫓	2 棟	桃山	金亀町	彦根市	S27. 3. 29
2	重要文化財	建造物	千代神社本殿	1 棟	江戸	京町二丁目	千代神社	S24. 2. 18
3	重要文化財	建造物	彦根城太鼓門及び続櫓	1 棟	桃山	金亀町	彦根市	S26. 9. 22
4	重要文化財	建造物	彦根城天秤櫓	1 棟	桃山	金亀町	彦根市	S26. 9. 22
5	重要文化財	建造物	彦根城西の丸三重櫓及び続櫓	1 棟	桃山	金亀町	彦根市	S26. 9. 22
6	重要文化財	建造物	彦根城二の丸佐和口多聞櫓	1 棟	江戸	金亀町	彦根市	S26. 9. 22
7	重要文化財	建造物	彦根城馬屋	1 棟	江戸	金亀町	彦根市	S38. 7. 1
8	重要文化財	建造物	長寿院弁才天堂附棟札（1 枚）	1 棟	江戸	古沢町	長寿院	S48. 6. 2
9	重要文化財	建造物	有川家住宅附普請文書（3 冊） （薬医門・主屋・文庫蔵・粉挽蔵・大蔵）	5 棟	江戸	鳥居本町	（個人）	H24. 12. 28

【有形文化財（美術工芸品）】

番号	区 分	種別	名 称	員 数	時 代	所在地	所有者 又は管理者	指定年月日
1	国宝	絵画	紙本金地著色風俗図（彦根屏風）	6 曲 1 隻	江戸	金亀町	彦根市	S30. 2. 2
2	重要文化財	彫刻	木造日光菩薩立像・木造月光菩薩立像	2 軀	鎌倉	本庄町	観道寺	T10. 8. 8
3	重要文化財	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	鎌倉	本町一丁目	来迎寺	T12. 8. 4
4	重要文化財	彫刻	木造観世音菩薩立像	1 軀	平安	笹尾町	少林寺	T15. 8. 30
5	重要文化財	彫刻	木造伝切阿坐像	1 軀	鎌倉	高宮町	高宮寺	S56. 4. 24
6	重要文化財	工芸品	太刀 銘国宗（二代） 附 井伊直忠寄進状（1 通）	1 口	鎌倉	金亀町	彦根市	T11. 4. 13
7	重要文化財	工芸品	太刀 銘国宗（伯耆）	1 口	鎌倉	金亀町	彦根市	S34. 6. 27
8	重要文化財	工芸品	我宿蒔絵硯箱	1 合	室町	金亀町	彦根市	S62. 6. 6
9	重要文化財	古文書	彦根藩井伊家文書	27,800 件	桃山～ 明治	金亀町	彦根市	H8. 6. 27

国指定文化財（２）

【記念物】

番号	区 分	種別	名 称	面 積	時 代	所在地	所有者 又は管理者	指定年月日
1	特別史跡	遺跡 (城館跡)	彦根城跡	489,932.79 m ²	江戸	金亀町 尾末町 城町二丁目 中央町 錦町	彦根市ほか	S31.7.19 追加指定 H28.3.1
2	史跡	遺跡 (墓所)	彦根藩主井伊家墓所	6,370 m ²	江戸	古沢町	清涼寺	H20.3.28
3	史跡	遺跡 (古墳)	荒神山古墳	15,101.08 m ²	古墳	日夏町 清崎町 三津屋町 石寺町	(個人ほか)	H23.2.7
4	名勝	名勝地 (庭園)	玄宮楽々園	55,926.85 m ²	江戸	金亀町	彦根市	S26.6.9 追加指定 H26.10.6
5	名勝	名勝地 (庭園)	旧彦根藩松原下屋敷(お浜御殿)庭園	20,881.26 m ²	江戸	松原町	彦根市	H14.3.19

国選定文化財

【重要伝統的建造物群保存地区】

番号	種 別	名 称	面 積	時 代	所在地	所有者 又は管理者	選定年月日
1	重要伝統的 建造物群保 存地区	彦根市河原町芹町地 区伝統的建造物群保 存地区	約 5.0ha	江戸～ 昭和初期	河原一丁目 河原二丁目 河原三丁目 芹町の各一部	(個人ほか)	H28.7.25

国登録文化財（１）

【登録有形文化財（建造物）】

番号	件数	区分	種別	名称	員数	時代	所在地	所有者 又は管理者	登録年月日
1	1	登録有形文化財	建築物	滋賀大学陵水会館	1 棟	昭和 13 年	馬場一丁目	滋賀大学	H9. 5. 7
2	1	登録有形文化財	建築物	中村商家保存館主屋	1 棟	明治 44 年	旭町	（個人）	H11. 7. 8
	2	登録有形文化財	建築物	中村商家保存館文庫蔵	1 棟	江戸	旭町	（個人）	H11. 7. 8
	3	登録有形文化財	建築物	中村商家保存館酒蔵	1 棟	江戸	旭町	（個人）	H11. 7. 8
3	1	登録有形文化財	建築物	滋賀大学経済学部講堂（旧彦根高等商業学校講堂）	1 棟	大正 13 年	馬場一丁目	滋賀大学	H13. 4. 24
4	1	登録有形文化財	建築物	スミス記念堂（旧須美壽記念禮拜堂）	1 棟	昭和 6 年	本町三丁目	NPO 法人 スミス会議	H19. 12. 5
5	1	登録有形文化財	建築物	百々家住宅主屋	1 棟	江戸	鳥居本町	（個人）	H22. 9. 10
6	1	登録有形文化財	建築物	高崎家住宅主屋（旧川原町郵便局舎）	1 棟	昭和 9 年	河原二丁目	（個人）	H23. 10. 28
7	1	登録有形文化財	建築物	宇水理髪館店舗	1 棟	昭和 11 年	河原三丁目	（個人）	H23. 10. 28
8	1	登録有形文化財	建築物	滋賀中央信用金庫銀座支店店舗	1 棟	大正 7 年	河原三丁目	滋賀中央信用金庫	H23. 10. 28
9	1	登録有形文化財	建築物	秋口家住宅洋館	1 棟	大正 5 年	元岡町	（個人）	H23. 10. 28
10	1	登録有形文化財	建築物	奥野家住宅主屋	1 棟	安政 2 年	本町二丁目	（個人）	H24. 8. 13
11	1	登録有形文化財	建築物	上野家住宅主屋	1 棟	江戸	本町二丁目	（個人）	H24. 8. 13
12	1	登録有形文化財	建築物	近江鉄道鳥居本駅舎	1 棟	昭和 6 年	鳥居本町	近江鉄道（株）	H25. 3. 29
13	1	登録有形文化財	建築物	加藤家住宅（旧布惣）主屋	1 棟	江戸	高宮町	（個人）	H25. 3. 29
	2	登録有形文化財	建築物	加藤家住宅（旧布惣）一之蔵	1 棟	江戸	高宮町	（個人）	H25. 3. 29
	3	登録有形文化財	建築物	加藤家住宅（旧布惣）二之蔵	1 棟	江戸	高宮町	（個人）	H25. 3. 29
	4	登録有形文化財	建築物	加藤家住宅（旧布惣）三之蔵	1 棟	江戸	高宮町	（個人）	H25. 3. 29
14	1	登録有形文化財	建築物	旧日夏村役場産業組合合同庁舎	1 棟	昭和 9 年	日夏町	（個人）	H25. 3. 29

国登録文化財（２）

【登録有形文化財（建造物）】

番号	件数	区分	種別	名称	員数	時代	所在地	所有者 又は管理者	登録年月日
15	1	登録有形文化財	建築物	成宮家住宅主屋	1 棟	明治36年頃	鳥居本町	（個人）	H25. 6. 21
	2	登録有形文化財	建築物	成宮家住宅土蔵	1 棟	大正 10 年	鳥居本町	（個人）	H25. 6. 21
16	1	登録有形文化財	建築物	旧石橋家住宅西主屋	1 棟	江戸	芹町	彦根市	H25. 6. 21
	2	登録有形文化財	建築物	旧石橋家住宅西蔵	1 棟	明治	芹町	彦根市	H25. 6. 21
	3	登録有形文化財	その他工作物	旧石橋家住宅西塀	1 棟	明治	芹町	彦根市	H25. 6. 21
	4	登録有形文化財	建築物	旧石橋家住宅中主屋	1 棟	明治	芹町	彦根市	H25. 6. 21
	5	登録有形文化財	建築物	旧石橋家住宅中蔵	1 棟	明治	芹町	彦根市	H25. 6. 21
	6	登録有形文化財	その他工作物	旧石橋家住宅庭塀	1 棟	明治	芹町	彦根市	H25. 6. 21
	7	登録有形文化財	建築物	旧石橋家住宅東主屋	1 棟	明治	芹町	彦根市	H25. 6. 21
	8	登録有形文化財	建築物	旧石橋家住宅東蔵	1 棟	明治	芹町	彦根市	H25. 6. 21
	9	登録有形文化財	建築物	旧石橋家住宅南蔵	1 棟	明治	芹町	彦根市	H25. 6. 21
	10	登録有形文化財	その他工作物	旧石橋家住宅南塀	1 棟	明治	芹町	彦根市	H25. 6. 21
	11	登録有形文化財	その他工作物	旧石橋家住宅北塀	1 棟	明治	芹町	彦根市	H25. 6. 21
17	1	登録有形文化財	建築物	森家住宅主屋	1 棟	江戸末期	芹町	（個人）	H25. 6. 21
18	1	登録有形文化財	建築物	寺村家住宅主屋	1 棟	昭和 13 年	鳥居本町	（個人）	H26. 10. 7
19	1	登録有形文化財	建築物	旧佐藤家住宅主屋	1 棟	昭和 9 年	芹中町	（株）滋賀原木	H28. 11. 29

国登録文化財（３）

【登録有形文化財（建造物）】

番号	件数	区分	種別	名称	員数	時代	所在地	所有者 又は管理者	登録年月日
20	1	登録有形文化財	建築物	不破家住宅主屋	1棟	安政４年	高宮町	（個人）	H28.11.29
	2	登録有形文化財	建築物	不破家住宅土蔵	1棟	嘉永６年	高宮町	（個人）	H28.11.29
	3	登録有形文化財	その他工作物	不破家住宅門及び堀	1棟	昭和前期	高宮町	（個人）	H28.11.29
	4	登録有形文化財	その他工作物	不破家住宅高堀	1棟	昭和前期	高宮町	（個人）	H28.11.29
21	1	登録有形文化財	建築物	若林家住宅主屋	1棟	昭和３年	犬方町	（個人）	H28.11.29
	2	登録有形文化財	建築物	若林家住宅洋室棟	1棟	昭和３年	犬方町	（個人）	H28.11.29
	3	登録有形文化財	建築物	若林家住宅台所棟	1棟	昭和３年	犬方町	（個人）	H28.11.29
	4	登録有形文化財	建築物	若林家住宅座敷棟	1棟	大正13年	犬方町	（個人）	H28.11.29
	5	登録有形文化財	建築物	若林家住宅茶室棟	1棟	大正13年	犬方町	（個人）	H28.11.29
	6	登録有形文化財	建築物	若林家住宅北土蔵	1棟	大正９年	犬方町	（個人）	H28.11.29
	7	登録有形文化財	建築物	若林家住宅南土蔵	1棟	大正９年	犬方町	（個人）	H28.11.29
	8	登録有形文化財	その他工作物	若林家住宅門及び堀	1棟	昭和前期	犬方町	（個人）	H28.11.29
22	1	登録有形文化財	建築物	荒神山神社本殿	1棟	明治12年	清崎町	荒神山神社	H29.5.2
	2	登録有形文化財	建築物	荒神山神社拝殿	1棟	明治28年	清崎町	荒神山神社	H29.5.2
	3	登録有形文化財	建築物	荒神山神社渡殿	1棟	明治28年	清崎町	荒神山神社	H29.5.2
	4	登録有形文化財	建築物	荒神山神社神饌所	1棟	明治28年	清崎町	荒神山神社	H29.5.2
	5	登録有形文化財	建築物	荒神山神社神楽殿	1棟	昭和３年	清崎町	荒神山神社	H29.5.2
	6	登録有形文化財	その他工作物	荒神山神社鳥居	1基	明治42年	清崎町	荒神山神社	H29.5.2

滋賀県指定文化財

【有形文化財（建造物）】

番号	区分	種別	名 称	員 数	時 代	所在地	所有者 又は管理者	指定年月日
1	県指定	その他 工作物	多賀大社鳥居（一の 鳥居）	1 基	江戸	高宮町	多賀大社	S40. 8. 9
2	県指定	建造物	長寿院伽藍	4 棟	江戸	古沢町	長寿院	S41. 7. 4
3	県指定	建造物	長久寺本堂（観音堂）	1 棟	江戸	後三条町	長久寺	S48. 3. 31
4	県指定	建造物	彦留神社社殿	1 棟	江戸	彦富町	彦留神社	H27. 3. 24

【有形文化財（美術工芸品）】

番号	区分	種別	名 称	員 数	時 代	所在地	所有者 又は管理者	指定年月日
1	県指定	絵画	絹本着色他阿真教像	1 幅	室町	金亀町 (彦根城博物館)	高宮寺	H10. 6. 4
2	県指定	彫刻	木造阿弥陀如来立像 附 像内納入品	1 躯	鎌倉	本町二丁目	宗安寺	S56. 4. 24
3	県指定	彫刻	木造阿弥陀如来立像 快慶作	1 躯	鎌倉	城町二丁目	圓常寺	S62. 3. 30
4	県指定	彫刻	木造僧形坐像	1 躯	中国・ 唐	日夏町	千手寺	H5. 3. 31
5	県指定	彫刻	木造僧形男神坐像	1 躯	平安	石寺町	本隆寺	S60. 8. 1
6	県指定	工芸品	刺繍阿弥陀三尊来迎図	1 幅	南北朝	金亀町 (彦根城博物館)	唯稱寺	H20. 7. 23
7	県指定	工芸品	彦根藩井伊家伝来具足	25 領	桃山～ 江戸	金亀町 (彦根城博物館)	彦根市	H27. 3. 24

【記念物】

番号	区分	種別	名 称	面 積	時 代	所在地	所有者 又は管理者	指定年月日
1	県指定 史跡	遺跡 (その他の 史跡)	湖東焼窯場跡	5, 880 m ²	江戸	古沢町	(個人)	H3. 3. 30
2	県指定 名勝	名勝地 (庭園)	有川氏庭園	156. 205 m ²	江戸	鳥居本町	(個人)	H21. 11. 25

市指定文化財（１）

【有形文化財（建造物）】

番号	区 分	種別	名 称	員 数	時 代	所在地	所有者 又は管理者	指定年月日
1	市指定	建造物	旧西郷屋敷長屋門 附袖塀・塀及び高麗門	1 棟	江戸	金亀町	最高裁判所	S48. 4. 28
2	市指定	建造物	旧池田屋敷長屋門	1 棟	江戸	尾末町	彦根市	S48. 4. 28
3	市指定	建造物	旧鈴木屋敷長屋門	1 棟	江戸	立花町	彦根市	S52. 5. 16
4	市指定	建造物	旧広田家（納屋七）住宅	1 棟	江戸	城町一丁目	（個人）	S52. 5. 16 H28. 7. 15 一部解除
5	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷（善 利組・太田家住宅）	1 棟	江戸	芹橋二丁目	（個人）	H17. 2. 23
6	市指定	建造物	旧彦根藩武家屋敷（大村 家住宅） 附 塀・門及び 長屋	1 棟	江戸	京町三丁目	（個人）	H18. 2. 23
7	市指定	建造物	金亀会館	1 棟	江戸	中央町	彦根市	H19. 1. 25
8	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷（善 利組・中居家住宅）	1 棟	江戸	芹橋二丁目	（個人）	H19. 1. 25
9	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組辻番所 （善利組）	1 棟	江戸	芹橋二丁目	彦根市	H21. 2. 13
10	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷（善 利組・旧磯島家住宅）	1 棟	江戸	芹橋二丁目	彦根市	H21. 2. 13
11	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷（善 利組・林家住宅）	1 棟	江戸	芹橋二丁目	（個人）	H21. 2. 13
12	市指定	建造物	鹿島家住宅 附 外便所 1 棟・土蔵 1 棟・かわと 1 棟・坪庭 1 面	1 棟	江戸	肥田町	（個人）	H22. 3. 16
13	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷（善 利組・服部家住宅）	1 棟	江戸	芹橋二丁目	（個人）	H22. 3. 16
14	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷（善 利組・吉居家住宅）	1 棟	江戸	芹橋二丁目	（個人）	H. 23. 3. 9
15	市指定	建造物	佐々木家住宅 附 外便 所 1 棟・土蔵 2 棟・庭 1 面	1 棟	江戸	後三条町	（個人）	H23. 3. 9
16	市指定	建造物	彦根城表御殿能舞台	1 棟	江戸	金亀町	彦根市	H24. 3. 6
17	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷（中 藪組・瀧谷家住宅） 附 土蔵 1 棟・庭 1 面	1 棟	江戸	栄町一丁目	（個人）	H24. 3. 6
18	市指定	建造物	旧彦根藩水主屋敷（水主 小頭・旧磯崎家住宅） 附 土蔵 1 棟・庭 2 面	1 棟	江戸	松原一丁目	（個人）	H24. 3. 6

市指定文化財（２）

【有形文化財（建造物）】

番号	区 分	種別	名 称	員 数	時 代	所在地	所有者 又は管理者	指定年月日
19	市指定	建造物	吉川家住宅 附 庭 1 面	1 棟	江戸	城町一丁目	（個人）	H24. 3. 6
20	市指定	建造物	馬場家住宅 附 土蔵 3 棟・庭 3 面	1 棟	江戸	高宮町	（個人）	H24. 3. 6
21	市指定	その他 工作物	道標「左中山道京いせ」 「右彦根道」	1 基	江戸	鳥居本町	彦根市	H24. 3. 6
22	市指定	建造物	旧井伊神社本殿、相の間 及び拝殿	1 棟	江戸	古沢町	彦根市	H25. 2. 28
23	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷（善 利組・椿居家住宅）	1 棟	江戸	芹橋二丁目	（個人）	H25. 2. 28
24	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷（善 利組・北川家住宅）	1 棟	江戸	芹橋二丁目	（個人）	H25. 2. 28
25	市指定	その他 工作物	彦留神社石造宝塔	1 基	鎌倉～ 南北朝	彦富町	彦留神社	H25. 2. 28
26	市指定	建造物	岩根家住宅	1 棟	江戸	鳥居本町	（個人）	H26. 3. 17
27	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷（善 利組・村山家住宅） 附 庭 1 面	1 棟	江戸	芹橋二丁目	（個人）	H26. 3. 17
28	市指定	建造物	荒神山神社社務所、書院 及び書院中門（旧奥山 寺） 附棟札	3 棟	江戸	清崎町	荒神山神社	H28. 3. 23
29	市指定	建造物	荒神山神社遥拝殿（旧観 徳殿）	1 棟	江戸	清崎町	荒神山神社	H28. 3. 23
30	市指定	建造物	妙厳寺 本堂（御堂）、 鐘楼堂及び太鼓楼（太鼓 番屋） 附棟札、附破風 板押み掴み	3 棟	江戸	西今町	妙厳寺	H28. 7. 15
31	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷（中 組・旧桂田家住宅）	1 棟	江戸	京町二丁目	（個人）	H29. 3. 31

市指定文化財（３）

【有形文化財（美術工芸品）】

番号	区 分	種別	名 称	員 数	時 代	所在地	所有者 又は管理者	指定年月日
1	市指定	絵画	龍潭寺方丈襖絵 伝森川許六筆	56 面	江戸	古沢町	龍潭寺	S48. 3. 30
2	市指定	絵画	絹本著色浄土变相図	1 幅	鎌倉	金亀町 (彦根城博物館)	唯稱寺	S56. 6. 10
3	市指定	絵画	絹本著色阿弥陀来迎図	1 幅	鎌倉	城町二丁目	圓常寺	S56. 6. 10
4	市指定	絵画	絹本著色阿弥陀来迎図	1 幅	鎌倉	金亀町 (彦根城博物館)	善照寺	S56. 6. 10
5	市指定	絵画	絹本著色朝鮮高官像	1 幅	朝鮮	本町二丁目	宗安寺	S60. 8. 1
6	市指定	絵画	絹本著色阿弥陀三尊来迎図	3 幅	鎌倉	金亀町 (彦根城博物館)	高宮寺	H4. 1. 13
7	市指定	絵画	絹本著色伝熊野権現影向図	1 幅	南北朝	金亀町 (彦根城博物館)	高宮寺	H4. 1. 13
8	市指定	絵画	絹本著色阿弥陀三尊像	1 幅	室町	金亀町 (彦根城博物館)	高宮寺	H4. 1. 13
9	市指定	絵画	絹本著色善導大師像	1 幅	室町	金亀町 (彦根城博物館)	高宮寺	H4. 1. 13
10	市指定	絵画	紙本金地著色秋草図屏風	6 曲 1 双	江戸	本町二丁目	宗安寺	H13. 2. 1
11	市指定	絵画	井伊家歴代等肖像画	15 幅	江戸	金亀町 (彦根城博物館)	清凉寺	H15. 3. 25
12	市指定	絵画	肥田城主肖像画	4 幅	桃山	金亀町 (彦根城博物館)	崇徳寺	H18. 2. 23
13	市指定	絵画	紙本著色関ヶ原合戦図 (木俣家本)	6 曲 1 隻	江戸	金亀町 (彦根城博物館)	彦根市	H21. 2. 13
14	市指定	彫刻	木造聖観音菩薩立像	1 躯	平安	正法寺町	慶光院	S48. 3. 30
15	市指定	彫刻	木造千手観音菩薩立像 脇侍 木造毘沙門天立像 ・木造不動明王立像	3 躯	平安・室町	日夏町	千手寺	S48. 3. 30
16	市指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 躯	鎌倉	金亀町 (彦根城博物館)	観音寺	S48. 3. 30
17	市指定	彫刻	木造毘沙門天立像・木 造不動明王立像	2 躯	平安	後三条町	長久寺	S56. 6. 10
18	市指定	彫刻	木造聖観音菩薩立像	1 躯	平安	本庄町	久留美神社	S56. 6. 10
19	市指定	彫刻	木造十一面観音菩薩坐 像	1 躯	鎌倉	稲里町	延寿寺	S56. 6. 10
20	市指定	彫刻	木造仏頭	1 躯	南北朝	稲里町	延寿寺	S56. 6. 10
21	市指定	彫刻	武悪面	1 面	桃山	金亀町 (彦根城博物館)	(個人)	S56. 6. 10

市指定文化財（４）

【有形文化財（美術工芸品）】

番号	区 分	種別	名 称	員 数	時 代	所在地	所有者 又は管理者	指定年月日
22	市指定	彫刻	天狗面	1 面	江戸	琵琶湖文化館	大宮神社	S56. 6. 10
23	市指定	彫刻	木造役ノ行者倚像	1 軀	室町	馬場一丁目	北野寺	S57. 8. 13
24	市指定	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1 軀	鎌倉	後三条町	下後三条町	S58. 12. 22
25	市指定	彫刻	木造僧形半跏像	1 軀	平安	日夏町	千手寺	H5. 4. 1
26	市指定	彫刻	木造菩薩形坐像（寺伝 観世音菩薩）	1 軀	鎌倉	肥田町	崇徳寺	S60. 8. 1
27	市指定	彫刻	木造地藏菩薩立像	1 軀	平安	極楽寺町	極楽寺	H4. 1. 13
28	市指定	彫刻	木造毘沙門天立像	1 軀	平安	錦町	長光寺	H4. 1. 13
29	市指定	彫刻	木造聖観音坐像	1 軀	平安	稲里町	国昌寺	H4. 1. 13
30	市指定	彫刻	木造釈迦・十大弟子像 ならびに十六羅漢・五 百羅漢像	527 軀	江戸	里根町	天寧寺	H11. 8. 19
31	市指定	彫刻	木造聖観音坐像	1 軀	平安	本町二丁目	江国寺	H14. 3. 27
32	市指定	工芸品	鼻高面 附毘沙門面（1 面）	2 面	室町	京都国立博物館	久留美神社	S48. 3. 30
33	市指定	工芸品	木製半月形前卓	1 基	室町	柳川町	見塔寺別院	S57. 8. 13
34	市指定	工芸品	井伊家伝来甲冑類	60 点	桃 山 ～ 江戸	金亀町 (彦根城博物館)	彦根市	H16. 1. 14
35	市指定	工芸品	銅造男神鏡像	1 面	平安	田附町	八幡神社	H20. 3. 7
36	市指定	工芸品	金銅阿弥陀如来懸仏・ 金銅観音菩薩懸仏	2 面	室町	金亀町 (彦根城博物館)	勝鳥神社	H20. 3. 7
37	市指定	古文書	彦根御城下惣絵図	6 幅	江戸	金亀町 (彦根城博物館)	彦根市	S58. 12. 22
38	市指定	古文書	中村家文書	3,484 件	江戸	金亀町 (彦根城博物館)	(個人)	H4. 1. 13
39	市指定	古文書	宇津木家文書	1,145 件	江戸	金亀町 (彦根城博物館)	(個人)	H11. 8. 19
40	市指定	古文書	山田家文書	286 件	江戸	稲里町	(個人)	H15. 3. 25
41	市指定	古文書	御城内御絵図	1 舗	江戸	金亀町 (彦根城博物館)	彦根市	H18. 2. 23
42	市指定	古文書	木俣清左衛門家文書	559 点	安土・桃山 ～昭和	金亀町 (彦根城博物館)	彦根市	H25. 2. 28

市指定文化財（５）

【有形民俗文化財（美術工芸品）】

番号	区 分	種別	名 称	員 数	時 代	所在地	所有者 又は管理者	指定年月日
43	市指定	書跡	紙本墨書六字名号 蓮 如筆 附同名号（2 幅）	1 幅	室町	金亀町 （彦根城博物館）	法蔵寺	S60. 8. 1
44	市指定	考古資料	子持勾玉（福満遺跡出土）	1 箇	6 世紀前半	金亀町 （開国記念館）	彦根市	H22. 3. 16
45	市指定	考古資料	塔心礎	1 基	7 世紀後半	普光寺町	廣濱神社	H23. 3. 9
46	市指定	考古資料	翡翠大珠	1 箇	縄文中期	金亀町 （開国記念館）	彦根市	H23. 3. 9
47	市指定	考古資料	荒神山古墳出土埴輪	188 点	古墳前期	金亀町 （開国記念館）	彦根市	H27. 3. 20

【民俗文化財】

番号	区 分	種別	名 称	所在地	指定団体	指定年月日
1	市指定	無形民俗 文化財	小泉町幌踊り	小泉町	小泉町幌踊り保存会	H5. 2. 3
2	市指定	無形民俗 文化財	小野町太鼓踊り	小野町	小野町太鼓踊り保存会	H5. 2. 3
3	市指定	無形民俗 文化財	大藪踊り	大藪町	大藪踊り保存会	H5. 2. 3
4	市指定	無形民俗 文化財	高宮町かぼちゃ踊り	高宮町	高宮町かぼちゃ踊り保存会	H5. 2. 3

【記念物】

番号	区 分	種別	名 称	面 積	時 代	所在地	所有者 又は管理者	指定年月日
1	市指定	史跡	山崎山城跡	16, 882 m ²	安土・桃山	稲里町 賀田山町	彦根市	H10. 8. 4
2	市指定	史跡	竹ヶ鼻遺跡	4, 200 m ²	奈良	竹ヶ鼻町	彦根市	H10. 8. 4
3	市指定	名勝	龍潭寺庭園（東庭）	1, 021. 82 m ²	江戸	古沢町	龍潭寺	S48. 3. 30
4	市指定	名勝	明照寺庭園	1, 144. 43 m ²	江戸	平田町	明照寺	S48. 3. 30
5	市指定	天然記 念物	オオトックリイチゴ	—	—	金亀町	彦根市	H19. 1. 25
6	市指定	天然記 念物	オニバス	—	—	金亀町	彦根市	H22. 3. 16

2 周知の埋蔵文化財包蔵地（１）【平成 29 年（2017）10 月現在】

番号	遺跡名称	所在地	種類	時代
1	梅塚遺跡	宮田町	散布地	その他
2	物生山西遺跡	宮田町	散布地	その他
3	宮田遺跡	宮田町	散布地	古墳～平安
4	矢倉川遺跡	松原町	散布地	縄文～平安
5	松原内湖網代口遺跡	松原町	散布地	古墳～平安
6	松原内湖小屋遺跡	松原町	散布地	古墳～平安
7	松原内湖遺跡	松原町	集落跡	旧石器～近世
8	六反田遺跡	鳥居本町	集落跡	縄文～平安
9	石塚遺跡	鳥居本町	古墳・その他墓跡	古墳・平安
10	四ツ目遺跡	鳥居本町	散布地	古墳～平安
11	佐和山城跡	佐和山町 鳥居本町 古沢町 駅東町	城館跡	室町～安土桃山
12	古沢古窯跡	古沢町	生産遺跡	江戸
13	泉山泉寺遺跡	鳥居本町	社寺跡	その他
14	円壺堂遺跡	武奈町	社寺跡	その他
15	本正寺遺跡	鳥居本町	その他	その他
16	丹殿前遺跡	鳥居本町	集落跡	古墳～中世
17	莊厳寺遺跡	莊厳寺町	社寺跡	その他
18	仏生寺遺跡	仏生寺町	社寺跡	その他
19	仏生寺城跡	仏生寺町	城館跡	中世
20	仏生寺川中遺跡	仏生寺町	散布地	縄文
21	姫袋遺跡	古沢町	古墳	古墳
22	丸山城跡	小野町	城館跡	中世
23	特別史跡彦根城跡	金亀町 尾末町 城町 中央町 錦町	城館跡	江戸
24	東山古墳	古沢町	古墳	古墳
25	地藏堂遺跡	笹尾町	社寺跡	その他
26	少林寺遺跡	笹尾町	社寺跡	その他
27	牛ノ海遺跡	中藪町	散布地	縄文～中世
28	野神遺跡	大藪町	散布地	古墳～平安
29	大野遺跡	大藪町	散布地	古墳～中世
30	茶園遺跡	大藪町	散布地	平安～中世

番号	遺跡名称	所在地	種類	時代
31	観音寺遺跡	芹川町	散布地	中世
32	天王山北遺跡	芹川町	散布地	古墳～平安
33	山畑遺跡	和田町	散布地	古墳
34	天王山遺跡	芹川町	散布地	中世
35	天王山南遺跡	芹川町	散布地	中世
36	雨壺山遺跡	山之脇町	散布地	古墳
37	雨壺山東遺跡	山之脇町	散布地	中世
38	上松田遺跡	大藪町	散布地	古墳
39	七講田遺跡	開出今町	散布地	古墳～平安
40	中久保遺跡	野瀬町	散布地	古墳～平安
41	下野々上遺跡	平田町	散布地	古墳
42	一ツヤ遺跡	平田町	集落跡	弥生～中世
43	木戸口遺跡	平田町	散布地	縄文～中世
44	山之脇遺跡	山之脇町	集落跡	弥生～中世
45	下沢遺跡	西沼波町	集落跡	弥生～中世
46	地藏遺跡	地藏町	古墳	古墳
47	五反田遺跡	正法寺町	散布地	古墳
48	鳥籠山遺跡	正法寺町	生産遺跡	奈良
49	正法寺遺跡	正法寺町	古墳	古墳
50	正法寺古墳群	正法寺町	古墳群	古墳
51	須川遺跡	野瀬町	集落跡	弥生～中世
52	福満遺跡	西今町	集落跡・古墳	縄文～中世
53	西今遺跡	西今町	集落跡	古墳～中世
54	品井戸遺跡	小泉町	集落跡	縄文～中世
55	椿塚遺跡	竹ヶ鼻町	古墳	古墳
56	竹ヶ鼻廃寺遺跡	竹ヶ鼻町	社寺跡・官衙跡・集落跡	弥生～中世
57	道ノ下遺跡	東沼波町	集落跡	古墳～中世
58	丁田遺跡	高宮町	集落跡	縄文～中世
59	東沼波遺跡	東沼波町	集落跡・古墳	古墳～中世
60	遊行塚遺跡	高宮町	散布地	奈良
61	竹ヶ下遺跡	野田山町	散布地	古墳～平安
62	藤丸遺跡	大堀町 高宮町	集落跡	古墳～中世
63	八反切遺跡	野田山町	集落跡	古墳～中世
64	高宮城跡	高宮町	城館跡	古墳～中世
65	カトリ遺跡	高宮町	散布地	古墳～平安

2 周知の埋蔵文化財包蔵地（2）

番号	遺跡名称	所在地	種類	時代
66	塚本遺跡	高宮町	散布地	古墳～中世
67	江面須賀遺跡	須越町	散布地	古墳～平安
68	野田沼遺跡	須越町	散布地	古墳～平安
69	甘呂遺跡	甘呂町	社寺跡	その他
70	上沢尻遺跡	野瀬町	散布地	古墳～中世
71	門田遺跡	堀町	集落跡	古墳～奈良
72	蓮台寺遺跡	蓮台寺町	社寺跡	中世
73	寺村遺跡	日夏町	散布地	古墳～平安
74	妙楽寺遺跡	日夏町	集落跡	弥生～室町
75	蛭目遺跡	日夏町・清崎町	散布地	古墳～平安
76	横地遺跡	堀町	集落跡・古墳	弥生～奈良
77	石原遺跡	辻堂町	散布地	古墳～平安
78	辻ノ東遺跡	辻堂町	散布地	古墳～奈良
79	神ノ木遺跡	金剛寺町	集落跡	古墳
80	川瀬馬場遺跡	川瀬馬場町	集落跡	弥生～平安
81	鶴ヶ池遺跡	川瀬馬場町	散布地	古墳～平安
82	杉田遺跡	川瀬馬場町	散布地	古墳～平安
83	西海道遺跡	川瀬馬場町	散布地	古墳～平安
84	天田遺跡	極楽寺町	集落跡	古墳～平安
85	極楽寺遺跡	極楽寺町	集落跡	古墳～奈良
86	段ノ東遺跡	森堂町	集落跡	古墳～平安
87	葛籠北遺跡	西葛籠町	古墳群・集落跡	古墳～中世
88	西葛籠遺跡	西葛籠町	古墳	古墳
89	欽取遺跡	賀田山町	集落跡	古墳～平安
90	十八遺跡	南川瀬町	散布地	古墳～平安
91	横田遺跡	楡町	散布地	古墳～平安
92	南川瀬古墳	南川瀬町	古墳	古墳
93	千尋古墳	千尋町	古墳	古墳
94	宝山寺遺跡	海瀬町	社寺跡	その他
95	越川城跡	三津町	城館跡	中世
96	下石寺遺跡	石寺町	散布地	古墳～平安
97	曾根沼遺跡	石寺町	集落跡	平安
98	荒神山古墳群	日夏町 清崎町 稲里町 石寺町 三津屋町 上岡部町 下岡部町	古墳群	古墳・ 古代・ 中世

番号	遺跡名称	所在地	種類	時代
99	日夏城跡	日夏町	城館跡	中世
100	古屋敷遺跡	日夏町	集落跡	中世
101	南谷遺跡	日夏町	散布地	古墳～平安
102	山崎山城跡	稲里町 賀田山町 清崎町	城館跡	中世
103	国昌寺遺跡	稲里町	社寺跡	その他
104	屋中寺廃寺遺跡	上岡部町	社寺跡・集落跡	縄文～平安
105	下岡部西遺跡	下岡部町	集落跡・社寺跡	古墳～中世
106	平流城跡	稲里町	城館跡	中世
107	後池遺跡	柳川町	散布地	古墳～平安
108	大正遺跡	柳川町	散布地	古墳～平安
109	藤木遺跡	普光寺町	散布地	古墳～平安
110	普光寺北遺跡	普光寺町 柳川町	散布地	古墳～平安
111	新海遺跡	新海町	散布地	その他
112	今宮遺跡	新海町	散布地	古墳～平安
113	南三ツ谷西遺跡	南三ツ谷町	散布地	古墳～平安
114	南三ツ谷北遺跡	南三ツ谷町	散布地	古墳～平安
115	十ヶ坪遺跡	南三ツ谷町 田附町	散布地	古墳～平安
116	普光寺廃寺遺跡	普光寺町 上西川町	社寺跡・集落跡・古墳	弥生～奈良
117	国領遺跡	田附町	集落跡	古墳～中世
118	三ノ坪遺跡	南三ツ谷町	散布地	古墳～平安
119	本庄北遺跡	本庄町	散布地	古墳
120	芝原遺跡	本庄町・田原町	集落跡	古墳～平安
121	田原遺跡	田原町	散布地	古墳
122	安田遺跡	本庄町	散布地	古墳
123	本庄東遺跡	本庄町	散布地	古墳
124	出路遺跡	出路町	集落跡・その他墓跡	古墳～平安
125	金田遺跡	金田町	集落跡	弥生～中世

2 周知の埋蔵文化財包蔵地（3）

番号	遺跡名称	所在地	種類	時代
126	十輪寺遺跡	下稲葉町	散布地	その他
127	下稲葉遺跡	下稲葉町	散布地	古墳～平安
128	地福寺遺跡	下稲葉町	散布地	その他
129	稲部西遺跡	稲部町	集落跡	縄文～中世
130	彦富南遺跡	彦富町	散布地	古墳
131	稲部遺跡	稲部町	集落跡	縄文～中世
132	沢田遺跡	稲部町	散布地	弥生～平安
133	肥田西遺跡	肥田町	集落跡	弥生～中世
134	肥田城跡	肥田町	城館跡・ 集落跡	縄文～中世
135	鶴田遺跡	肥田町	古墳・ 集落跡・ 城館跡	弥生～室町
136	肥田南遺跡	肥田町	散布地	古墳～中世
137	野良田南遺跡	野良田町	散布地	古墳～中世
138	多景島遺跡	八坂町	散布地	弥生～江戸
139	観音寺遺跡	小野町	社寺跡	その他
140	堀南遺跡	堀町	集落跡	弥生～奈良
141	法土南遺跡	葛籠町	集落跡	古墳～中世
142	南川瀬南遺跡	川瀬馬場町	集落跡	古墳～中世
143	葛籠南遺跡	葛籠町	散布地	古墳～中世
144	城町円常寺遺跡	城町二丁目	城館跡	江戸
145	稲里遺跡	稲里町	集落跡	弥生
146	尼子西遺跡	出町	集落跡	奈良・平安
147	八坂東遺跡	八坂町	社寺跡・ 集落跡	白鳳～室町
148	名勝玄宮楽々園	金亀町	庭園・ 屋敷跡	その他
149	名勝旧彦根藩 松原下屋敷	松原町	庭園・ 屋敷跡	その他
150	彦根館跡	元町	城館跡	中世
151	安養寺館跡	大東町	城館跡	中世
152	尾末山砦跡	尾末町	城館跡	中世
153	平田城跡	平田町	城館跡	中世
154	平田山城跡	平田町	城館跡	その他
155	小泉館跡	小泉町	城館跡	中世
156	大宇城跡	宇尾町	城館跡	中世
157	松原城跡	松原町	城館跡	中世
158	里根山城跡	里根町	城館跡	中世
159	沼波館跡	沼波町	城館跡	中世
160	岡村館跡	岡町	城館跡	中世

番号	遺跡名称	所在地	種類	時代
161	大堀城跡	大堀町	城館跡	中世
162	地藏城跡	地藏町	城館跡	中世
163	野田山城跡	野田山町	城館跡・ 生産遺跡	奈良・中世
164	甘露城跡	甘呂町	城館跡	中世
165	今村城跡	開出今町	城館跡	中世
166	洲越館跡	須越町	城館跡	中世
167	北町城跡	三津屋町	城館跡	中世
168	大藪城跡	大藪町	城館跡	中世
169	鳥居本館跡	鳥居本町	城館跡	中世
170	百々館跡	鳥居本町	城館跡	中世
171	仏生寺砦跡	鳥居本町	城館跡	中世
172	物生山城跡	宮田町	散布地	古墳～平安
173	小野城跡	小野町	散布地・ 城館跡	中世
174	原城跡	原町	城館跡	中世
175	下佛生寺砦跡	莊厳寺町	城館跡	その他
176	ヤナガ谷砦跡	中山町	城館跡	中世
177	菖蒲嶽砦跡	中山町	城館跡	中世
178	キドラ谷砦跡	中山町	城館跡	中世
179	男鬼遺跡	男鬼町	散布地	中世
180	葛籠城跡	葛籠町	城館跡	中世
181	河瀬城跡	南川瀬町	城館跡	中世
182	蓮台寺城跡	蓮台寺町	城館跡	中世
183	堀城跡	堀町	城館跡	中世
184	清水城跡	清崎町	城館跡	中世
185	荒神山城跡	清崎町	城館跡	その他
186	茂賀山砦跡	賀田山町	城館跡	中世
187	長江館跡	金沢町	城館跡	中世
188	彦富城跡	彦富町	城館跡	中世
189	山脇古城山城跡	稲里町	城館跡	その他
190	本庄城跡	本庄町	城館跡	中世
191	三ツ屋城跡	南三ツ谷町	城館跡	中世
192	田附城跡	田附町	城館跡	中世
193	新海城跡	新海町	城館跡	中世
194	中川館跡	下岡部町	城館跡	中世
195	薩摩館跡	薩摩町	城館跡	中世

2 周知の埋蔵文化財包蔵地（４）

番号	遺跡名称	所在地	種類	時代
196	甲崎城跡	甲崎町	城館跡	中世
197	下西川館跡	下西川町	城館跡	中世
198	上西川館跡	上西川町	城館跡	中世
199	物生山遺跡	宮田町	散布地	古墳～平安
200	キドラ遺跡	中山町	生産遺跡	奈良
201	荒神山古墳	日夏町 清崎町 石寺町 三津屋町	古墳	古墳
202	史跡彦根藩主 井伊家墓所	古沢町	墓所	その他
203	鞍掛山遺跡	正法寺町	古墳	古墳
204	男鬼入谷城跡	男鬼町	城館跡	中世
205	彦根城外堀跡	尾末町 元町 立花町 京町 錦町 銀座町 中央町 本町 城町 長曾根町 馬場二丁目	城館跡	近世
206	狐塚古墳	野良田町	古墳	古墳
207	賀田山遺跡	賀田山町	集落跡	古代～中世
208	彦根市河原町 芹町地区伝統 的建造物群保 存地区	河原一丁目 河原二丁目 河原三丁目 及び 芹町の各一部 約 5.0ha	商家町	

番号	遺跡名称	所在地	種類	時代
209	彦根城下町遺跡	城町一～二丁目 旭町 池州町 尾末町 河原町一～三丁目 京町一～三丁目 銀座町 栄町一～二丁目 佐和町 芹橋一～二丁目 芹町 大東町 立花町 中央町 長曾根町 中藪一～二丁目 錦町 馬場一～二丁目 船町 本町一～三丁目 松原一～二丁目 元町 安清町	城下町跡	中世～近世

3 日本遺産 「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」

構成文化財一覧（彦根市該当分）

番号	指定の状況	名 称	所在地	認定日	ロゴ
1	特別史跡・国宝・重文	彦根城跡	彦根市金亀町	H27. 4. 24	
2	名勝	玄宮楽々園	彦根市金亀町		
3	名勝	旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿） 庭園	彦根市松原町		
4	未指定 （伝統漁法） 県選択無形民俗 （滋賀の食文化財）	琵琶湖の伝統漁法 （ヤナ・オイサデ・エリ漁） と食文化	彦根市 （他市町含む）		

4 近代産業遺産群一覧

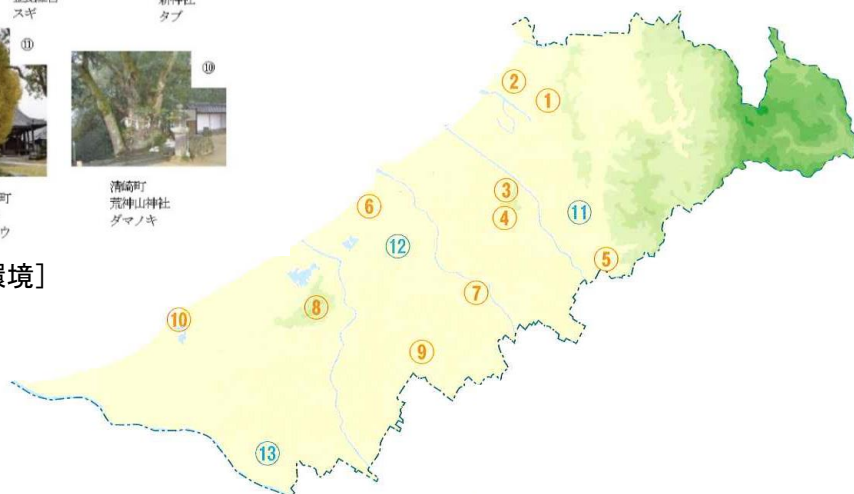
番号	区 分	種 別	名 称	所在地	認定日	
1	全国に遍く人と物を 運び産業近代化に貢 献した鉄道施設の歩 みを物語る近代化遺 産群	各地の駅舎・跨 線橋など	JR 東海道本線 河瀬駅の跨線橋 （支柱のモニュ メント）	南川瀬町	H21. 2. 6	

5 彦根市保存樹・保存樹林一覧 【平成 29 年（2017）10 月現在】

番号	区 分	種別	指定樹種	所在地	所有者 又は管理者	指定年月日
1	市指定	保存樹	シダレザクラ	古沢町	井伊神社	H7. 6. 5
2	市指定	保存樹	フジ	松原町	春日神社	H18. 6. 15
3	市指定	保存樹	ウメ	後三条町	長久寺	H18. 6. 15
4	市指定	保存樹	タブ	岡町	新神社	S63. 10. 25
5	市指定	保存樹	スギ	野田山町	金毘羅宮	S63. 6. 5
6	市指定	保存樹	クロマツ	八坂町	善敬寺	H7. 6. 5
7	市指定	保存樹	ケヤキ	甘呂町	春日神社	S63. 6. 5
8	市指定	保存樹	ダマノキ	清崎町	荒神山神社	H18. 6. 15
9	市指定	保存樹	イチョウ	南川瀬町	法蔵寺	S63. 6. 5
10	市指定	保存樹林	シイ、アラカシ、スギ	地蔵町	春日神社	S63. 6. 5
11	市指定	保存樹林	ケヤキ、クスノキ、スギ	甘呂町	甘呂神社	S63. 10. 25
12	市指定	保存樹林	ケヤキ、クロガネモチ	上稲葉町	稲倉神社	S63. 6. 5



指定保存樹木〔資料：彦根市の環境〕



彦根市の指定保存樹木マップ〔資料：新修彦根市史第 12 巻〕

6 彦根八景一覧 【平成7年（1995）5月1日選定】

四季のいろどり 彦根城	彦根八景の位置
小江戸家なみ 夢京橋	
緑かおる 芹川けやき道	
うみ風渡る 荒神山	
多景島遙か 石寺浜並木	
さざ波立つ 千々の松原	
武士の夢 佐和山	
旅しぐれ 中山道松並木	

7 彦根城下町地形測量図



明治 28 年（1895）地形測量図



大正 13 年（1924）地形測量図



昭和 31 年（1956）地形測量図



昭和 46 年（1971）地形測量図



昭和 63 年（1988）地形測量図



平成 15 年（2003）地形測量図

8 主な参考文献（順不同）

【市史】

タイトル名	発行・著者・編集者	発行年
新修彦根市史 第1巻（通史編 古代）	彦根市・彦根市史編集委員会	平成 19 年（2007）
新修彦根市史 第2巻（通史編 近世）	彦根市・彦根市史編集委員会	平成 20 年（2008）
新修彦根市史 第3巻（通史編 近代）	彦根市・彦根市史編集委員会	平成 21 年（2009）
新修彦根市史 第4巻（通史編 現代）	彦根市・上野輝将ほか6人	平成 27 年（2015）
新修彦根市史 第9巻（史料編 近代2・現代）	彦根市・彦根市史編集委員会	平成 27 年（2015）
新修彦根市史 第10巻（景観編）	彦根市・彦根市史編集委員会	平成 23 年（2011）
新修彦根市史 第11巻（民俗編）	彦根市・彦根市史編集委員会	平成 24 年（2012）
新修彦根市史 第12巻（便覧・年表）	彦根市・彦根市史編集委員会	平成 25 年（2013）

【調査報告書】

タイトル名	発行・著者・編集者	発行年
彦根の町並	彦根市教育委員会	昭和 51 年（1976）3 月
彦根の民家	彦根市教育委員会	昭和 55 年（1980）3 月
彦根の近世社寺建築	彦根市教育委員会	昭和 58 年（1983）3 月
城下町歴史調査報告書（旧足軽組屋敷（善利組）建物調査	彦根市教育委員会	平成 15 年（2003）3 月
荒神山古墳	彦根市教育委員会	平成 22 年（2010）3 月
彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存対策調査報告書	彦根市教育委員会	平成 23 年（2011）3 月
彦根城	彦根市教育委員会	平成 26 年（2014）3 月
旧彦根藩足軽組辻番所（善利組）ほか1棟保存修理工事報告書	彦根市教育委員会	平成 26 年（2014）3 月
特別史跡彦根城跡彦根藩藩校弘道館跡範囲確認調査報告書	彦根市教育委員会	平成 27 年（2015）3 月
特別史跡彦根城跡石垣保存修理報告書 2	彦根市教育委員会	平成 27 年（2015）3 月
彦根城外堀関連遺構範囲確認調査報告書 1	彦根市教育委員会	平成 27 年（2015）7 月
特別史跡彦根城跡保存活用計画	彦根市教育委員会	平成 28 年（2016）3 月
彦根市の環境（環境の状況に関する年次報告書）	彦根市	平成 29 年（2017）1 月

【彦根市計画書】

タイトル名	発行・著者・編集者	発行年
第3次彦根市国土利用計画	彦根市	平成 23 年（2010）3 月
第3次彦根市国土利用計画（参考資料）	彦根市	平成 23 年（2010）3 月
彦根市総合計画	彦根市	平成 23 年（2010）3 月
彦根市総合計画（後期基本計画）	彦根市	平成 28 年（2016）
彦根市都市計画マスタープラン	彦根市	平成 29 年（2017）
彦根市都市交通マスタープラン	彦根市	平成 29 年（2017）
彦根市地場産業活性化基本方針および行動計画	彦根市	平成 27 年（2015）7 月
彦根市観光振興計画	彦根市	平成 28 年（2016）3 月
彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略	彦根市	平成 29 年（2017）3 月 （改訂版）
彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン	彦根市	平成 28 年（2016）3 月